

平成 26 年 度

包 括 外 部 監 査 の 結 果 報 告 書

(補助金に係る事務の執行)

平成 27 年 3 月

岐阜県包括外部監査人

公認会計士 渋谷 英 司

包括外部監査の結果報告書

第 1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類.....	1
2 選定した特定の事件	1
(1) 外部監査対象.....	1
(2) 外部監査対象期間.....	1
3 事件を選定した理由	1
4 外部監査の方法.....	2
(1) 監査の要点.....	2
(2) 監査対象部署.....	2
(3) 主な監査手続.....	3
5 外部監査の実施期間	3
6 外部監査人及び補助者の資格と氏名.....	3
7 利害関係	3
第 2 包括外部監査の要約	4
1 包括外部監査の実施手続.....	4
(1) 実施手続の概要	4
2 指摘及び意見の一覧	5
(1) 全般的検討結果に係る指摘及び意見.....	5
(2) 個別補助金の検討結果に係る指摘及び意見.....	7
(3) 類似性の観点からの検討結果に係る指摘及び意見.....	13
(4) 3月補正後の予算がゼロとなった補助金の検討結果に係る指摘及び意見.....	15
第 3 外部監査の結果	16
1 岐阜県の財政状況と補助金の状況.....	16
(1) 補助金とは.....	16
(2) 岐阜県の財政状況.....	17
(3) 補助金(一般会計)の状況	18
(4) 補助金等の交付に係る手続	19
2 補助金に係る取組みの状況	21
(1) 平成 19 年度予算編成における県単補助金の全庁的な見直し.....	21
(2) 行財政改革アクションプラン(平成 22 年度～平成 24 年度).....	23
(3) 予算要求調書等における補助金関連調書の提出廃止(平成 23 年度～).....	25
(4) 予算要求資料への「事業評価調書」の追加と公開(平成 25 年度～).....	27

3	「事業評価調書」を利用した補助金評価の現状と課題	31
(1)	「事業評価調書」の作成	31
(2)	事業評価の単位	31
(3)	事業目標	32
(4)	目標の達成度を示す指標と実績について	33
(5)	前年度の取組みと前年度の成果	36
(6)	事業の評価について	37
(7)	今後の課題と次年度の方向性について	37
4	監査対象部局への補助金に係るアンケート調査	38
(1)	総括的調査の概要	38
5	個別補助金の検討	48
(1)	対象とした細々事業の選定と検討の視点	48
(2)	各補助金の検討結果	53
6	補助金の類似性の観点からの検討	164
(1)	対象グループの選定と検討の視点	164
(2)	各グループの検討結果	172
7	3月補正後の予算がゼロとなった補助金の検討	232
(1)	検討の視点	232
第4	その他参考意見	242
1	政策体系と評価の枠組み	242
(1)	政策体系と評価体系	242
(2)	ロジックモデルの活用	243
(3)	指標・目標設定の考え方	246

報告書に記載している金額は、表示単位未満を切り捨て表示しています。
 ただし、県から入手した資料は、その数値によっていることから、資料により端数処理が異なっている場合があります。

「 」マークは、識別した事項の中で、監査人として特に伝達したい事項であり、
 「 」マークの数が多いほど、重要度が高い事項です。

包括外部監査の結果報告書

第 1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

補助金に係る事務の執行

(2) 外部監査対象期間

平成 25 年度

(ただし、必要な範囲内で過年度分、平成 26 年度分も対象にします。)

3 事件を選定した理由

地方自治法第 232 条の 2 は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定めています。

岐阜県においても、政策目的を達成するため、多種多様な補助金が交付されています。補助金是对価性が求められない支出であることから、公益性があることが前提となります。

岐阜県では、補助金の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金に係る予算の執行に関する基本的事項は「岐阜県補助金等交付規則」により定められていますが、各補助金の具体的な運用は、各所属において要綱等に基づいて行われています。

補助金が政策目的の達成の上で重要な役割を担っていることは事実ですが、前例に基づいて既得権化したり、特定の団体に対して交付されていると懸念されるケースもあり、その「公益性」と「必要性」について、必ずしも十分に議論され、県民に対する説明責任が果たされていない可能性もあります。

また、補助金の効果について、必ずしも、十分な報告と検証が行われていない場合もあると考えられます。

限られた財源のもとで、政策目的を達成するために、補助金に関連する規則・要綱等が適切に整備されているかを確認するとともに、申請・交付手続の適法性、県の長期ビジョンの推進や重点事業との関連から補助金の有効性・経済性・効率性を検証することが有意義であるものと判断し、監査テーマとして選定しました。

4 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ア 補助対象が適切であり、公益性が認められるか。
- イ 各担当課が所管する補助金について、適切に要綱等が定められているか。
- ウ 補助金に係る申請・決定・交付といった財務事務の手続が規則・要綱等に準拠して行われているか。
- エ 補助金の積算が適切に行われ、適切なタイミングで支出が行われているか。
- オ 補助金の効果確認のため、補助金交付先からの報告・資料等が入手され、適時、ヒアリング・視察を行うなど、補助金交付先の指導・監督が適切に行われているか。
- カ 補助事業の効果測定が適切に行われ、事業のとりやめ、他の方式への転換などの対応が適時に検討されているか。
- キ 補助金について、県民への情報開示が行われ、公益性・必要性の判断に資する情報が提供されているか。

(2) 監査対象部署

- ア 知事部局
- イ 教育委員会

(3) 主な監査手続

- ア 所管課へのアンケートによる主たる補助金の概要の把握
- イ 補助金の交付申請、決定等に関する規則・要綱の整備状況の確認
- ウ 補助金に係る予算の査定における検討項目の確認
- エ 補助金の申請・交付に係る事務手続の検討
- オ 補助金の実績報告書等の結果報告資料の検討状況の検討
- カ 補助金の効果の確認状況の検討

5 外部監査の実施期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 18 日まで

6 外部監査人及び補助者の資格と氏名

外部監査人	公認会計士	渋谷	英司
補助者	公認会計士	高木	由香里
補助者	公認会計士	内山	隆夫
補助者	公認会計士	中村	貢
補助者	公認会計士	山田	将光
補助者	公認会計士	吉岡	利樹
補助者	公認会計士	丹羽	康文
補助者	公認会計士	久保	綾乃

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定されている利害関係はありません。

第2 包括外部監査の要約

1 包括外部監査の実施手続

(1) 実施手続の概要

本監査においては大きく分類して、次の項目を検討しました。

- ア 「事業評価調書」を利用した補助金評価の現状と課題(報告書 P31～)
- イ 監査対象部局への補助金に係るアンケート調査(報告書 P38～)
- ウ 個別補助金の検討(報告書 P48～)
- エ 補助金の類似性の観点からの検討(報告書 P164～)
- オ 3月補正後の予算がゼロとなった補助金の検討(報告書 P232～)
- カ 政策体系と評価の枠組み(報告書 P242～)

各検討項目の手順の概要は次のとおりです。

ア 「事業評価調書」を利用した補助金評価の現状と課題

岐阜県が実施している「事業評価調書」を利用した補助金評価について、記載項目、記載状況の検討を実施しました。

イ 監査対象部局への補助金に係るアンケート調査

本監査における足掛かりとするため、監査対象部署である知事部局及び教育委員会各課に対して、平成25年度の3月補正後の予算額が5,000千円超の補助金についてアンケート調査を実施しました。

ウ 個別補助金の検討

平成25年度当初予算に係る「予算要求資料」及び「事業評価調書」の記載等を参考に、重点プロジェクトに係る県単独補助事業費を中心に検討対象を抽出し、補助金の準拠性、妥当性及び公平性、効率性(費用対効果)、有効性等の観点から検討を実施しました。

エ 補助金の類似性の観点からの検討

平成 25 年度当初予算に係る「予算要求資料」及び「事業評価調書」の記載等を参考に、関連が深いと考えられる補助金グループを抽出し、同一グループの各補助金の目的・対象の明確性、補助率の合理性、政策目的との整合性等の観点から検討を実施しました。

オ 3月補正後の予算がゼロとなった補助金の検討

平成 25 年度の当初予算が 5,000 千円超であった補助金で、3月補正により予算がゼロとなった補助金について、補助金の必要性・有効性の観点から検討を実施しました。

カ 政策体系と評価の枠組み

補助金における政策体系と、補助金評価における指標や目標設定の考え方について参考意見を記載しました。

2 指摘及び意見の一覧

(1) 全般的検討結果に係る指摘及び意見

全般的検討結果に係る指摘及び意見の一覧は表 2-2-1 のとおりです。

表 2-2-1 全般的検討結果に係る指摘及び意見の一覧

記載頁	指摘・意見の内容	対象課
27	【意見】 補助金の要否の検証実施と検討結果の文書化 補助金は年限を区切って、その事業効果の確認を行うとともに、他県等の状況や、廃止した場合の影響等を踏まえ、必要性や見直しの要否の検証を行い、その検討結果について文書化しておくことが適切です。	財政課
30～31	【指摘】 「事業評価調書」の未作成 他の資料やヒアリング等により確認したとされる 9 件は、本来、「事業評価調書」の作成を不要とすべき理由はなく、予算要求に当たり、必要な資料が提出されていないことから問題があります。 予算要求の過程において、必要な資料が作成されているかを確認することが必要です。	財政課

31	<p>【意見】 補助金の執行結果に係る評価の実施</p> <p>翌年度予算化されない事業であっても、他の補助事業を展開するにあたって検討すべき事項の有無等を把握し、次に活かす上でも、事業評価を行う意義はあると思われます。翌年の予算の有無にかかわらず、年度末時点の事業評価を行うとともに、その成果について、総括することが適切です。</p>	財政課
32	<p>【意見】 評価調書の作成単位の見直しと補助効果の評価</p> <p>事業目的を踏まえ、必要に応じて補助金の要綱の見直しを行った上で、補助金単位で評価を行うことが適切であると考えます。</p> <p>補助金を含む事業全体で「予算要求資料」及び「事業評価調書」を作成する場合には、「事業評価調書」と併せて、補助表等を利用して、補助金単位でも効果の評価することが適切です。</p>	財政課
33	<p>【意見】 補助金の終期の設定と事業目標との関連付け</p> <p>本来、補助金には終期を設け、適時、当該補助金のみ視点ではなく、他の政策とのプライオリティ等も加味した総合的な観点から公益性や必要性の見直しを行うことが適切です。</p> <p>事業目標の記載においても、予算対象年度の目標と、補助期間を通じた目標とを記載し、これまでの成果や今後の課題、方向性と関連付けて「事業評価調書」を作成することが望まれます。</p>	財政課
35	<p>【意見】 効果判断を意図した指標設定に向けた取組み</p> <p>現状では、補助金に係る「事業評価調書」において、定性的な有効性の判断は行われていますが、指標は大半が活動指標にとどまっており、補助金の有効性の判断に繋がる定量的な指標が設定されているケースはほとんどありません。</p> <p>全体としての目標達成状況を意識することは重要ですが、政策-施策-事務事業の体系における、当該補助金の位置づけを明確にした上で、補助金単位での有効性判断のための定量的な指標の設定に向けて、更なる工夫を進めることが重要です。</p>	財政課
35	<p>【意見】 「事業評価調書」における補助金の位置づけの明確化</p> <p>事業開始年度であると思われる補助要綱の制定年度と「事業評価調書」における事業開始前の年度との整合性が図られていないものが散見されます。目標年度がどのような年度なのかも不明確です。</p> <p>また、指標の推移・現在値の記載についても記載の有無・記載時期のばらつきがあり、当該補助金の状況判断において、必ずしも有効な情報になっていない状況です。</p> <p>補助金単位での記載を前提とするならば、当該補助金に視点をあてた記載に改めることが望まれます。</p>	財政課
35～36	<p>【意見】 達成率の概念の明確化と年度目標の設定</p> <p>調書が予算要求に併せて年度の途中で作成されているため現在値の考え方が不統一であったり、目標年度が現年度の数年先となっ</p>	財政課

	<p>ている場合もあるなど、「事業評価調書」における達成率の概念にばらつきがあります。</p> <p>長期的視点も必要ですが、当年度で達成すべき目標も掲げ、その達成状況を意識した記載とすることが望まれます。</p>	
36	<p>【意見】新規要求事業の場合に記載すべき項目の明確化</p> <p>新規事業に係る「事業評価調書」の場合、「事業開始前」、「目標値」のみを記載するものとされていますが、記載漏れなのか記載不要なのかの判断がつきにくいという印象を受けました。</p> <p>記載不要の部分は、斜線にしたり、背景色を変えるなどの工夫を行うことが望まれます。</p>	財政課
36	<p>【意見】実績ベースでの成果確認の実施</p> <p>現在の「事業評価調書」は、予算要求のための補足資料としての位置づけであることから、実績は現年度の結果でも過去の結果でも構わないとしていることは理解できますが、何らかの形で年度執行ベースで成果を確認する仕組みを整えることが望まれます。</p>	財政課
37	<p>【意見】評価の視点のレベルアップ</p> <p>有効性に関しては、特に定性的な観点と定量的な観点の両面からの洞察を行うことが期待されます。</p> <p>また、効率性に関しては、これまでに実施されてきた効率化の状況を評価するとともに、現状が最適であるとは限らないことから、よりよい方法で事業を実施するべく、検討を行うことが適切です。</p>	財政課
37	<p>【意見】課題への具体的な取組みの記載</p> <p>「事業評価調書」における「今後の課題」及び「次年度の方向性」の項目の記載が、課題の認識にとどまっているものもありますが、記載要領にも定められているとおり、課題の解決に向けた取組みを具体的に記載することが望まれます。</p>	財政課

(2) 個別補助金の検討結果に係る指摘及び意見

個別補助金の検討結果に係る指摘及び意見の一覧は表 2-2-2 のとおりです。

表 2-2-2 個別補助金の検討結果に係る指摘及び意見の一覧

記載頁	指摘・意見の内容	対象課
52～53	<p>【意見】 補助金名称の見直しの検討</p> <p>事情をよく知らない者には、補助金の名称（公社長期保有農地合理化事業費補助金、国民健康保険財政健全化特別対策費補助金）から補助内容が正しく推測できないと思われます。</p> <p>補助金の名称は、補助内容が分かる名称とすることが適切です。</p>	財政課(地域福祉国保課、農村振興課)
58～59	<p>【意見】 自立的発展を目指して自ら考え行う事業の推進（清流の国地域振興補助金）</p> <p>平成 25 年度は、「清流の国ぎふ観光回廊づくり」の一環として、中山道エリアにおける統一デザイン案内標識の設置を行う事業が知事が特に必要と認める事業とされました。</p> <p>「清流の国地域振興補助金」は市町村等が自立的発展を目指して自ら考え行う事業が対象とされていますが、当該事業における案内標識のデザインは関連市町村との協議を踏まえ県によって定められており、関連市町村の協力を得て県の政策判断の下に実施された事業であると思われます。</p> <p>県の政策判断に基づいて推進することも重要ですが、「清流の国地域振興補助金」として補助を行う以上、それを契機とした自立的な発展の観点を織り込むことが期待されます。例えば、今回の事例では、案内標識の設置とあわせて、ウォーキングマップの作成を行ったり、ウォークラリーの開催等に繋げる等の対応を組み合わせることで、観光回廊づくりへの意識・参加を促進する取り組みに繋がれるのではないかと考えます。</p>	清流の国づくり政策課（観光課）
59	<p>【意見】 わがまち清流の国づくり計画の策定推進（清流の国地域振興補助金）</p> <p>市町村による総合的な計画が未承認・未作成の市町村に対して、計画作りのための働きかけを行うことが重要であると考えます。</p> <p>県民の意識を高めていく上では、市町村において、策定した計画を開示することも有効であると考えます。</p>	清流の国づくり政策課
59	<p>【意見】 計画の達成状況の確認実施（清流の国地域振興補助金）</p> <p>市町村による総合的な計画は補助初年度に承認するものとされています。制度開始後、2年しか経過していませんが、長期にわたり、制度を運営していくのであれば、補助事業の確認を行うのみではなく、計画の達成状況を確認項目とし、実効性のある計画として位置づけていくことが重要であると考えます。</p>	清流の国づくり政策課
63	<p>【意見】 補助事業の選定過程の明確化（市町村振興補助金）</p> <p>補助金の配分検討資料においては、市町村からの要望項目について、要綱に定める意欲の高さ・創造性・先導性・個性的等の項目や、重点施策推進事業かどうかについて、どの事業がどのように評価さ</p>	市町村課

	<p>れ、採択されたかが明確ではありませんでした。</p> <p>配分検討資料において、選定の過程を明確にしておくことが望まれます。</p>	
63	<p>【意見】要綱における補助対象事業の定め方（市町村振興補助金）</p> <p>市町村等が自立的発展を目指して自ら考え自ら行う事業のうち、意欲的・創造的で他市町村の模範となる先導的・個性的な地域づくり事業が補助対象事業とされていますが、県に確認したところ、意欲的・創造的で他市町村の模範となる先導的・個性的な地域づくり事業に該当することは前提であり、これのみで評価しているわけではないとの回答でした。</p> <p>要綱に掲げる対象事業等の要件への適合性、重点施策推進事業かどうかなどについて、配分検討資料においても選定の過程を明確にしておくことが適切です。</p>	市町村課
68	<p>【意見】「予算要求資料」における内訳の明記（スポーツのまちづくり支援補助金）</p> <p>「スポーツのまちづくり支援補助金」と「市町村体育施設改修補助金」とは補助の性格が異なることから、「予算要求資料」においても、事業ごとの予算の内訳を明記することが適切であると考えます。</p>	スポーツ推進課
68	<p>【意見】 事業の成果を確認するための仕組みづくり(スポーツのまちづくり支援補助金)</p> <p>競技会・イベント補助が、スポーツを通じた心身の健康づくりと交流促進によるまちづくりの環境の醸成に繋がっているかについて確認する仕組みを整えるとともに、事業の成果を判定し、適時に事業のあり方の見直しの要否を検討することが望まれます。</p>	スポーツ推進課
81～82	<p>【意見】 補助金の目的の明確化と名称への反映(介護職員定着支援事業費補助金)</p> <p>「介護職員の確保と定着を図る」という要綱の目的(総則)と比べ、現在の制度は代替職員の人件費補助にすぎない状況にあることから、補助金の名称・目的と、実際の補助内容との間にかなりのギャップがある状況です。</p> <p>補助金の目的を明確にするとともに、補助金の趣旨に沿った運用を行うことが重要であり、補助金の名称を実態に沿った名称とすることが適切です。</p>	高齢福祉課
82	<p>【意見】 補助対象事業者の拡大(介護職員定着支援事業費補助金)</p> <p>結果として、補助対象事業者がかなり狭くなっていることから、より多くの法人が利用可能な方法がないかについて、検討を進めることが望まれます。</p>	高齢福祉課
82	<p>【意見】 補助金の申請が可能な期間の拡大(介護職員定着支援事業費補助金)</p> <p>平成 25 年度までは、募集が年 1 回に限られ、年初に産休・育休が</p>	高齢福祉課

	見込まれる者に限定されていましたが、利用希望者の便宜を検討の上、補助金の申請が可能な期間を広げることが期待されます。	
82	【意見】 補助単価の見直し(介護職員定着支援事業費補助金) 平成 17 年度以降、補助単価の見直しが行われていませんが、補助単価の見直しの要否について、対象となる職種のデータに基づいて検討を行うことが適切です。	高齢福祉課
89	【意見】岐阜県観光連盟の財務体質の検討(飛騨・美濃じまん観光誘客推進事業費補助金) 観光連盟の当該事業に係る収入の大部分が県補助金であり、連盟の活動は補助金なしには成り立たない状況です。 観光連盟の財務体質を改善し、県負担の軽減や連盟の自立を促していくためにも、安定的収入の確保について検討していくことが望まれます。	観光課
106 ~ 107	【意見】 補助のあり方についての検討(ものづくりテクノフェア開催支援事業費補助金) 県内産業の振興を図ることが目的であれば、「ものづくり岐阜テクノフェア」に限定することなく一定の補助要件を設定し、該当するものに補助する方法もあると考えます。	新産業振興課
107	【意見】事業の効率性の検討(ものづくりテクノフェア開催支援事業費補助金) 事業費 25,300 千円で「ものづくり岐阜テクノフェア」を開催した結果、商談成立件数 8 件、試作依頼件数 4 件でした。県内産業の振興の観点からは、事業執行は必ずしも効率的であるとはいえないと考えます。	新産業振興課
107	【意見】「事業評価調書」の作成(ものづくりテクノフェア開催支援事業費補助金) 隔年開催のため、予算要求の際の「事業評価調書」は作成されていません。予算要求の有無に関係なく、事業が終了したら、一定期間内に評価調書を作成することが望まれます。	新産業振興課
107	【意見】 「ものづくり岐阜テクノフェア」のあり方の検討(ものづくりテクノフェア開催支援事業費補助金) 産業振興の観点から「ものづくり岐阜テクノフェア」のあり方を検討することが必要な時期であると考えます。「ものづくり岐阜テクノフェア」の経費について単純に補助するのではなく、商談成立件数や、産学連携交流の成立数について目標・実績を把握したり、参加者の意見への対応方針を提示してもらうなどして、より実効性のある形での開催に繋げることが重要であると考えます。	新産業振興課
113	【意見】 実態に応じた補助金の名称の設定(航空宇宙産業現場技能者育成支援事業費補助金) 航空宇宙産業現場技能者育成研修事業という名称ですが、実態は	新産業振興課

	(株)ブイ・アール・テクノセンターが実施する研修に対する補助金です。現状の事業名称を用いるのであれば、民間事業者等、他の事業体でも利用できるような補助内容に改めるべきであると考えます。	
113	【意見】(株)ブイ・アール・テクノセンターに対する補助金の統合 (株)ブイ・アール・テクノセンターに対して複数の補助金が支出されており、それぞれ独立して執行されていますが、人材育成や企業の入居支援等の趣旨を同じくする事業については、他の補助金との統合を検討することが望まれます。	新産業振興課
118 ~ 119	【意見】 継続交付の場合の補助効果の確認(中小企業販路開拓等支援事業費補助金) 申請者のマンネリ・形骸化への対応として、補助回数に制限を設けたり、前年と比べて販路が拡大し、業績向上に繋がっているかについて、客観的に判断を行う体制を整えることが望まれます。	地域産業課
121 ~ 122	【意見】 対象事業ごとの目標達成指標の設定(産業経済振興センター補助金(海外取引支援分)) 対象事業として、海外取引促進事業、海外展示会出展支援事業、海外アドバイザー事業、海外展開コーディネーター設置事業の4事業がありますが、目標の達成度を示す指標は海外見本市参加企業数の1指標しか掲げられていません。 補助事業の達成度を図る上では、事業ごとに、適切な指標を設けることが適切です。	地域産業課
122	【意見】 補助金名称の検討(産業経済振興センター補助金(海外取引支援分)) 「産業経済振興センター補助金(海外取引支援分)」とされていますが、包括的な名称が付けられており、具体的にどのような事業内容に補助されているか分かりにくいと思われます。 補助金の内容が分かるような、分かりやすい名称を付すことが望まれます。	地域産業課
127	【意見】 補助効果の確認のための指標設定(基幹企業立地促進事業補助金) 目標の達成度を示す指標として、「ヤフーの進出」が掲げられており、進出決定後の目標としては不適切であると思われます。 誘致に伴う効果を示す指標を指標として設定することが望まれます。	情報産業課
127	【意見】 設備投資案件の確認の効率化(基幹企業立地促進事業補助金) 企業による現物確認のための体制が整えられており、信頼性があると認められるのであれば、企業の台帳等を利用して、サンプルで台帳の信頼性の確認を行うことにより、効率化を図ることも有用で	情報産業課

	あると考えます。	
142	<p>【意見】継続した補助効果の確認(木質バイオマスエネルギー導入促進支援加速化事業費(24))</p> <p>補助金による効果の測定は、少なくとも「岐阜県森林づくり基本計画」の対象期間である平成28年度まで継続して行うことが望まれます。</p>	県産材流通課
152	<p>【指摘】補助金交付先の選定における計算方法の明確化(木造公共施設整備加速化事業費(24 補正分))</p> <p>補助金交付先の選定における事業評価の計算方法があいまいな結果、事業者が補助金を受けられないと判断したり、県の交付決定において異なる判断がされるおそれがあることから、要綱・要領等により取扱いを明確にしておく必要があります。</p>	県産材流通課
159 ~ 160	<p>【指摘】実績報告書の提出遅延(トップアスリート拠点クラブ活動費補助金)</p> <p>実績報告書の修正作業に時間を要し、実績報告書の確定がいずれも5月にずれ込んでいました。</p> <p>「要綱」の定めに従って、補助対象事業の進捗状況を把握し、期限内に受理できるよう、速やかに対応を進めることが必要です。</p>	スポーツ推進課
160	<p>【意見】要領における補助事業の明確化(トップアスリート拠点クラブ活動費補助金)</p> <p>要領上、補助の趣旨が必ずしも明確に定義づけられておらず、事業の対象である「トップアスリート」「トップアスリート拠点クラブ」の選定方針等が明確でないこと、どのような団体がどのような基準に基づいてトップアスリート拠点クラブとして認定されるかが明確になっていないことは補助事業の実施において問題があります。</p> <p>トップアスリート拠点クラブと認定された団体への補助において、対象事業の選定方針が必ずしも明確ではないこと、要領に定められていないことから、客観的な判断ができるような形で要領を定めることが適切です。</p>	スポーツ推進課
160	<p>【意見】認定資料の保管とクラブ情報の把握(トップアスリート拠点クラブ活動費補助金)</p> <p>現在は、認定に至る要件が明確化されていないことから、県として、認定要件、認定に至る判断資料を文書化し、保管しておくことが適切です。</p> <p>候補となるクラブの情報、県の理念に賛同を得るための働きかけの状況についても、適時情報を更新していくことが望まれます。</p>	スポーツ推進課
160 ~ 161	<p>【意見】クラブ構想の実現状況に係る確認の実施(トップアスリート拠点クラブ活動費補助金)</p> <p>中長期的な観点にたったクラブの育成を想定していると考えられますが、実績に関しては、補助事業の実績報告書の確認にとどまっ</p>	スポーツ推進課

	<p>ています。</p> <p>補助の趣旨からは、クラブ構想に基づいて対象団体の基盤が強化されていることを確認することが有用であることから、交付決定時にクラブ構想(中期計画)において、方向性を確認するとともに、その達成状況についても、補助事業の実績確認と併せて確認することが望まれます。</p>	
161	<p>【意見】 事業区分の明確化と団体ごとの方向性を踏まえた事業選定(トップアスリート拠点クラブ活動費補助金)</p> <p>補助効果を確認する上でも、事業区分を明確にするとともに、交付決定において、団体ごとの方向性・期待される役割を踏まえた事業選定を行うことが望まれます。</p>	スポーツ推進課

(3) 類似性の観点からの検討結果に係る指摘及び意見

類似性の観点からの検討結果に係る指摘及び意見の一覧は表 2-2-3 のとおりです。

表 2-2-3 類似性の観点からの検討結果に係る指摘及び意見の一覧

記載頁	指摘・意見の内容	対象課
177	<p>【意見】長期的な公衆浴場のあり方の検討(公衆浴場設備改善対策事業費補助金、公衆浴場経営安定化補助事業費補助金、公衆浴場活性化対策事業費補助金)</p> <p>一般公衆浴場の利用状況等に鑑み、一般公衆浴場の経営者に対して、中長期の経営をどのように考えているかを確認するとともに、その他公衆浴場や公共施設の浴場の一般利用の機会を広げるなど、自家風呂を持たない人の入浴機会を確保した上で長期的な公衆浴場のあり方を模索する時期を迎えていると考えます。</p>	生活衛生課
180	<p>【意見】実態に即した補助金名称の検討(生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金(基金分)、生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金(定額分))</p> <p>生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金(基金分)は、内容としては、「相談事業」が主であると思われることから、実態に応じた名称に変更することが適切であると考えます。</p> <p>また、生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金(定額分)は、内容としては、「滞納債権の管理・回収」が主であると思われることから、実態に応じた名称にすることが適切であると考えます。</p>	地域福祉 国保課
200	<p>【意見】補助事業名称の明確化(公共施設における県産材利用関連の補助金)</p> <p>補助目的や補助対象事業が類似しているが、補助財源が異なるよう</p>	県産材流通課

	な補助金については、県民が補助事業名称からでも補助内容を推測できるよう、補助事業名称を工夫するなどの補助事業の整理が望まれます。	
205	<p>【意見】補助対象経費の明確化（ぎふの木の家ブランド化支援事業費補助金）</p> <p>ぎふの木の家ブランド化支援事業費補助金の補助対象経費について、具体的にどのような普及啓発等の活動を対象にしているのかが不明確であり、補助金の意図が伝わりにくいことから、補助対象経費を明確な表現にすることが望まれます。</p>	県産材流通課
205 ~ 206	<p>【意見】補助目的を考慮した補助対象事業者の選定（ぎふの木で家づくり協力工務店育成事業費補助金）</p> <p>県産材住宅建設を促進するための、設計力、デザイン力、宣伝力を備えた地域工務店の育成・強化に関する研修会やセミナーの開催等は、ぎふの木で家づくり協力工務店を構成員とする団体でなくとも、設計力、デザイン力、宣伝力でより有能な工務店等が実施することにより、より県産材を使用する地域工務店の魅力を高める可能性があると考えられます。</p> <p>補助目的を十分に考慮した補助対象事業者の選定が望まれます。</p>	県産材流通課
217	<p>【意見】補助事業名称の明確化(森林整備関連の補助金)</p> <p>補助目的や補助対象事業が類似しているが、補助財源が異なるような補助金については、県民が補助事業名称からでも補助内容を推測できるよう、補助事業名称を工夫するなどの補助事業の整理が望まれます。</p>	森林整備課
219	<p>【意見】補助金制度の周知（水源林公有林化支援事業費）</p> <p>水源林公有林化支援事業費については平成 25 年度の交付先件数は 1 件にとどまっています。市町村における水源地域の保全に関する問題意識を高め、水源林を守るセーフティネットとして、より制度内容の周知に努める必要があると考えます。</p>	恵みの森づくり推進課
224	<p>【意見】 補助のあり方の検討(第三セクター鉄道経営健全化補助金)</p> <p>第三セクター鉄道経営健全化補助金については、開業から相当期間を経ていることから、内部人材の育成を考慮の上、人件費補助のあり方を検討することが重要です。</p>	公共交通課
227	<p>【意見】 趨勢把握可能な指標の設定（耐震対策関連の補助金）</p> <p>「事業評価調書」は、年度ごとに事業の目標と成果、事業の評価と課題を明確にした上で予算化を行うために作成している資料であり、目標達成度を示す指標については、例えば、住宅耐震補強工事費補助金については、耐震診断の後、耐震補強工事などの耐震化が行われた比率を指標とするなど、経年で確認できる指標を織り込むことが望まれます。</p>	建築指導課

232	<p>【意見】 補助率の設定の公平性の検討（運動部支援・選手派遣関連の補助金）</p> <p>補助金創設の経緯により、関連性が強いと思われる補助金であっても、財源が異なるケースはあると思われませんが、補助内容・補助率については、適時、改定の要否を検証するとともに、関連性が高いと思われる補助金との間で補助内容の公平性が保たれているかについても、留意することが望まれます。</p>	<p>体育健康課（私学振興・青少年課）</p>
-----	---	-------------------------

（４）３月補正後の予算がゼロとなった補助金の検討結果に係る指摘及び意見

３月補正後の予算がゼロとなった補助金の検討結果に係る指摘及び意見の一覧は表 2-2-4 のとおりです。

表 2-2-4 ３月補正後の予算がゼロとなった補助金の検討結果に係る指摘及び意見の一覧

記載頁	指摘・意見の内容	対象課
234～ 235	<p>【意見】「事業評価調書」に関する事項（病院群輪番制病院施設整備費補助金）</p> <p>「予算要求資料」及び「事業評価調書」の作成は、本来の事業の状況について行うとともに、代替可能な施策に基づく対応結果については、対応事業の箇所を参照する等の形で、担当課の業務達成状況に言及することが適切です。</p> <p>平成 19 年度以降補助内示が得られていないこと、国の予算・緊急性・補助金に対する要望は年度によって異なるものの、近年では、県における当該事業の優先順位が必ずしも高くなかったことなどを踏まえ、当該補助金が実際に活用される可能性があるかについて、再吟味する余地があると考えます。</p>	<p>医療整備課</p>
238	<p>【意見】「事業評価調書」に関する事項（児童館等整備費補助金(単建)）</p> <p>事業目標として「児童館を県内すべての児童が利用できる」状態を掲げています。</p> <p>現在、指標としては児童館・児童センターの設置数が掲げられていますが、全児童数に対する未設置市町村の児童数割合等を指標として採用することが考えられます。</p> <p>また、設置自体でなく利用が目的であることから、1 館当たりの利用者数の伸び率等を指標として採用することも考えられます。</p>	<p>子育て支援課</p>
240	<p>【意見】「事業評価調書」に関する事項（新規就農者確保事業費）</p> <p>目標の達成度を示す指標は「新規就農者の確保」とされていますが、今後の課題にも記載されているとおり、中長期的には定着が重要です。</p> <p>新規就農者の状況と併せて、定着率も指標とすることが考えられます。</p>	<p>農業経営課</p>

第3 外部監査の結果

1 岐阜県の財政状況と補助金の状況

(1) 補助金とは

補助金とは、政府が直接的又は間接的に公益上必要がある場合に、民間や他の政府に対して交付する金銭的な給付のことです。

地方公共団体については、地方自治法において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」(第232条の2)とされており、これを根拠に他の地方公共団体又は民間等への補助が行われています。

公益上必要がある、とは言い換えれば社会のためになるということです。行政が補助金という形で資金を援助することによって、このような活動を奨励、促進する仕組みは長く行われてきました。補助金制度は行政の政策目標実現の重要な手法であり、ある意味では社会における資源の再配分を実現する手法であるといえます。

一方で課題もあります。補助金制度についての一般的な課題としては、補助金の種類・性格が多岐にわたり、根拠法令も曖昧であることから、住民に分かりにくくなっている、所管・事業ごとに縦割りの的に細分化されており、少額の零細補助金も少なくなく、非効率的である、いったん補助金が創設されると長期にわたり効果の検証がなく存続しがちで硬直化している、交付先が限定されるなど、補助金交付団体とそうではない団体との公平性の問題が生じている、補助金交付団体が団体運営や事業展開で補助金に依存しがちとなり、団体としての自主性・自立性が損なわれがちである、補助金交付の効果・成果が不明確である、といった点が指摘されています。(大杉覚「自治体補助金改革と行政評価の課題」『会計検査研究』第32号(2006年3月)より引用)

住民に対するアカウンタビリティ(説明責任)向上のため、また持続可能な財政運営を行っていくため、これらの課題が生じていないか確認することが求められているところです。

(2) 岐阜県の財政状況

岐阜県の歳入歳出の推移(一般会計)は表 3-1-1 のとおりです。平成 25 年度は平成 24 年度と比較して歳入歳出ともに増加しており、歳出では 317 億円の増加となっています。

表 3-1-1 歳入歳出の推移(一般会計) (単位：億円)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入	7,745	7,632	7,966
歳出	7,652	7,514	7,831

歳出については、議会費、総務費、民生費等の款別(目的別)に分かれています。歳出(一般会計)の款別推移は表 3-1-2 のとおりです。平成 25 年度と平成 24 年度との比較で土木費が 131 億円、農林水産業費が 109 億円、総務費が 117 億円の増加となっており、歳出規模の押し上げ要因となることが分かります。

平成 25 年度の歳出(一般会計)の款別構成比では、教育費が最も金額が大きく、公債費、民生費、土木費がそれに続いています。

表 3-1-2 歳出(一般会計)の款別推移及び平成 25 年度の構成比 (単位：億円)

款名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	構成比
議会費	11	11	11	0%
総務費	468	451	568	7%
民生費	946	960	966	12%
衛生費	282	210	260	3%
労働費	143	108	73	1%
農林水産業費	444	371	480	6%
商工費	550	526	513	7%
土木費	753	832	963	12%
警察費	412	418	418	5%
教育費	1,779	1,773	1,772	23%
災害復旧費	56	64	23	0%
公債費	1,299	1,281	1,263	16%
諸支出金	503	503	514	7%
合計	7,652	7,514	7,831	100%

(3) 補助金(一般会計)の状況

補助金の額(一般会計)の推移は表 3-1-3 のとおりです。平成 25 年度は平成 24 年度と比較して約 34 億円増加しています。

表 3-1-3 補助金の額 (一般会計)の推移 (単位：億円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
金額	567	518	552

補助金の額(一般会計)の款別推移は表 3-1-4 のとおりです。主に商工費、農林水産業費、衛生費、民生費が増加し、総務費が減少しています。

増加の主な要因としては、商工費において、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業費 44 億円が新規で計上されるとともに、企業立地促進事業補助金が 6 億円増加していること、農林水産業費において、木質バイオマスエネルギー導入促進支援加速化事業費など県産材流通対策費を中心に全体として 15 億円増加していること、衛生費において下呂温泉病院新病院整備事業費補助金などにより全体として 15 億円増加していること、民生費において、地域子ども・子育て支援事業費補助金など児童福祉費を中心に増額となり全体として 10 億円増加していることが挙げられます。減少の主な要因としては、総務費においてぎふ清流国体・ぎふ清流大会開催に係る補助金の計上がないこと(平成 24 年度決算額 58 億円)が挙げられます。

平成 25 年度の補助金の額(一般会計)の款別構成では、民生費が最も金額が大きく、教育費、商工費がそれに続いています。

款別の額に対する補助金の比率では、衛生費が 24%と最も高く、商工費、農林水産業費がそれに続いています。

表 3-1-4 補助金の額(一般会計)の款別推移と 25 年度の比率 (単位：億円)

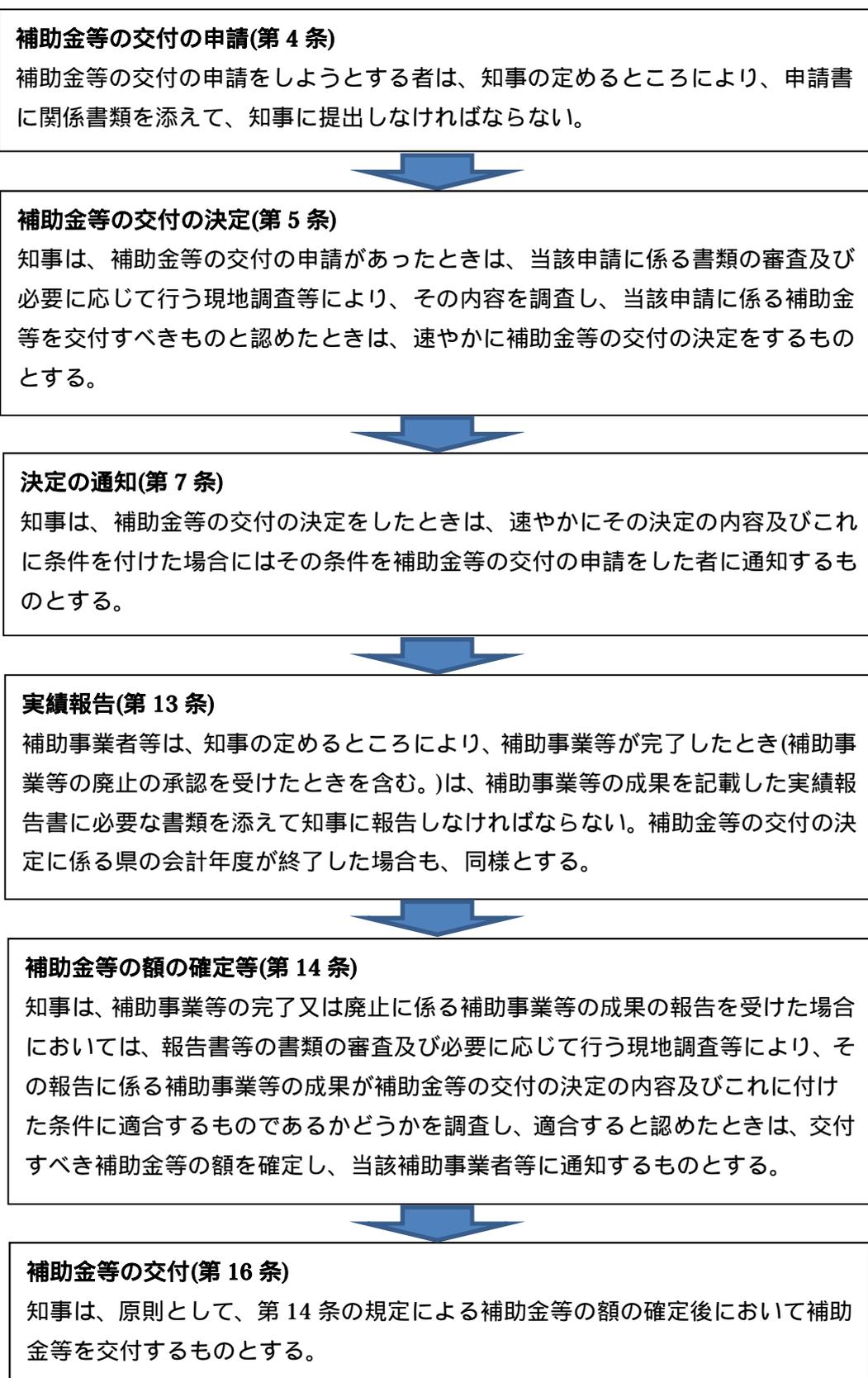
款名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	歳出額に対する 比率(%)
総務費	37	82	25	4%
民生費	170	138	149	15%
衛生費	56	47	63	24%
労働費	23	6	10	15%
農林水産業費	96	74	90	19%
商工費	51	46	98	19%
土木費	21	7	6	1%
教育費	103	106	105	6%
その他	5	8	3	0%
合計	567	518	552	7%

(4) 補助金等の交付に係る手続

補助金の申請から交付までの手続は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的として定められた「岐阜県補助金等交付規則(昭和 57 年 2 月 23 日規則第 8 号)」に従って実施されています。

補助金等の交付に係る主な手続は図 3-1-1 のとおりです。

図 3-1-1 補助金等の交付に係る主な手続



2 補助金に係る取組みの状況

(1) 平成 19 年度予算編成における県単独補助金の全庁的な見直し

「岐阜県行財政改革大綱」を踏まえた事務事業の見直し方法が通知され、個別事業の自己点検と所管事業のプライオリティの設定を行うこととされました。

個別事業については、「サンセット方式を徹底し、有効性・効率性の観点から事業を見直し」「官から民への流れの中で、本来事業を実施すべき主体はどこか、受益者の最大満足度を充たすことができる主体はどこか、といった観点から事業を見直し」「更なる業務委託の推進、NPOなどとの協働」等を踏まえ、自己点検を実施するものとされました。

また、予算協議、定数協議における判断要素たり得る点検とすべく、また、従来にも増して厳しい行財政改革を推進するためには有効な事業であっても廃止を検討せざるを得ないものもあったことから、その判断要素のひとつとして利用可能なものとするため、所管事業のランク付けが行われました。

また、県単独補助金等の全庁的な見直しに関して、次の事項が明示されました。

- ・平成 18 年 3 月に策定された「行財政改革大綱」に示した行財政改革の具体的取組の一環として、また政策総点検結果に基づき、すべての県単独補助金について制度創設の原点に立ち返り、必要性、県関与のあり方、費用対効果等を個別制度ごとに検証し、その結果を予算に的確に反映することとしていること。
- ・このため、制度の新設・拡充については原則禁止の取扱とするとともに、国制度に対する県単独継ぎ足し補助金については原則廃止の方向で見直すこととしていること。
- ・以上の趣旨を踏まえ、国制度改正に伴い、改正の影響を肩代わりするような安易な予算要望は厳に慎むこと。

見直しの対象となる県単独補助金等は、「各種行政上の目的をもって県が交付する補助金、交付金、助成金などの現金的給付のうち、県単独で実施するもの(負担金は含まない)」であり、補助金等の分類ごとの見直し基準が表 3-2-1 及び表 3-2-2 のとおり示され、これを踏まえて予算協議が実施されました。

表 3-2-1 県単独補助金等見直し基準(市町村向け)

<p>1 非裁量予算・管理予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令で定められているものを除き、個々の制度を精査 ・必要に応じて、制度の廃止・見直しが可能かどうかを検討
<p>2 政策予算</p> <p>県単継ぎ足し補助金等</p> <p>< 国庫補助基準内継ぎ足し補助金 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源補てん的な色彩が強いことから、他県の状況を踏まえ、原則として、廃止を検討する。 ・平成 19 年度予算において廃止できない特段の事由があれば、一定の経過措置を設けた上で、廃止する。 <p>< 国庫補助基準外継ぎ足し補助金 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度創設した原点に立ち返り、国庫補助の対象でない経費について補助する政策的な必要性を十分に吟味し、他県の状況、「事務事業見直し」(注)の結果を踏まえ、存続させるべきか否かを判断する。 <p>< 特定基盤整備推進交付金 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該交付金制度の前提となる継ぎ足し補助金に係る、他県の状況を踏まえ、原則として、廃止を検討する。但し、継続事業分については、一定の経過措置を設ける。 <p>純県単補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事務事業見直し」における優先順位の低い事業は原則廃止するなどの見直しを実施する。 ・原則として、終期到来補助金は廃止する。 ・補助率 1/2 を超える補助金については、県と市町村との当該事務に関する役割分担を踏まえ、補助率の見直しを行う。また、原則として 10/10 補助金は認めない。

(注) 「『岐阜県行財政改革大綱』を踏まえた事務事業の見直しについて」(平成 18 年 7 月 25 日付け行第 62 号通知)に基づき実施するものです。

表 3-2-2 県単独補助金等見直し基準(市町村向け以外)

<p>1 非裁量予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令で定められているものを除き、個々の制度を精査 ・必要に応じて、制度の廃止・見直しが可能かどうかを検討
<p>2 管理予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(ほとんどが外郭団体等への人件費補助であり、)引き続き、補助すべきかどうかについて、当該補助団体の経営状況を踏まえ、検討する。 ・検討にあたっては、別途行政改革課から通知がなされている「事務事業の見直しにおける外郭団体等への委託事業・補助事業の見直しについて」(平成 18 年 7 月 25 日付け行第 64 号通知)による見直しの結果を踏まえるものとする。
<p>3 政策予算</p> <p>県単継ぎ足し補助金等</p> <p>< 国庫補助基準内継ぎ足し補助金 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源補てん的な色彩が強いことから、他県の状況を踏まえ、廃止を検討する。 ・平成 19 年度予算において廃止できない特段の事由があれば、一定の経過措置を設けた上で、廃止する。

< 国庫補助基準外継ぎ足し補助金 >

- ・制度創設した原点に立ち返り、国庫補助の対象でない経費について補助する政策的な必要性を十分に吟味し、他県の状況、「事務事業見直し」の結果を踏まえ、存続させるべきか否かを判断する。

純県単独補助金等

ア 外郭団体への定額及び 10/10 補助金

- ・別途行政改革課から通知がなされている「事務事業の見直しにおける外郭団体等への委託事業・補助事業の見直しについて」(平成 18 年 7 月 25 日付け行第 64 号通知)による見直しの結果を踏まえて検討する。

イ 各種団体への定額及び 10/10 補助金

- ・少額予算に対する配慮を行いつつ、県と各種団体の役割分担を踏まえて検討する。

ウ その他の補助金等

- ・「事務事業見直し」における優先順位の低い事業は原則廃止するなどの見直しを実施する。
- ・原則として、終期到来補助金は廃止する。
- ・補助率 1/2 を超える補助金については、県と補助先との当該事務に関する役割分担を踏まえ、補助率の見直しを行う。また、原則として 10/10 補助金は認めない。

(注) 市町村だけでなく、その他の団体も補助対象としている補助金は、便宜上、市町村向け以外の補助金に分類しています。

(2) 行財政改革アクションプラン(平成 22 年度～平成 24 年度)

岐阜県では平成 22 年度から平成 24 年度までの向こう 3 年間における構造的な財源不足を解消するための具体的な取組みとして、「行財政改革アクションプラン」が策定されており、補助金については、次の見直しの考え方が示されました。

次の観点から対象事業を点検し、補助金交付先(市町村・各種団体等)の意見や所管部局における政策判断を踏まえ、事業費や補助率等について、見直しを行います。

- ・ 進捗調整(1)が可能な事業かどうか。
- ・ 終期を迎える事業の継続の必要性
- ・ 継ぎ足し補助金(2)の必要性
- ・ 他の都道府県の実施状況や補助水準
 - 1...事業実施の期間を延長することで、1 年当たりの事業費を削減するものです。
 - 2...国庫補助事業に県が独自に上乗せしている補助金です。

なお、県民の生命や安全安心確保の視点から、小児救急医療拠点病院の運営に関する補助金や障がい者の地域社会での自立を支援する補助金などは重点化を図るものとしています。

アクションプランにおける補助金の主な見直し内容は表3-2-3のとおり、3年間で約139億円であると試算されました。また、平成25年2月に公表された、「行財政改革アクションプランの取組みの総括」では、財源対策の年度別実績は表3-2-4のとおり要約されました。

表3-2-3 補助金の見直しに係る削減効果額

区分	全体事業数	うち、 縮小事業数	うち、 廃止事業数	削減効果額
市町村補助金	66	42	8	約97億円
各種団体等補助金	87	47	10	約42億円
合計	153	89	18	約139億円

(注) 事業数は県費1千万円以上のもののみが集計されていますが、削減効果額には、県費1千万円未満の補助金に係る部分も含まれています。

表3-2-4 各年度及び3ヶ年計の財源対策額【実績】

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	3ヶ年計
市町村補助金	35億円	22億円	19億円	76億円
各種団体等補助金	15億円	16億円	14億円	45億円
合計	50億円	38億円	33億円	121億円

アクションプランにおいて、縮小と区分された補助金(県費1千万円以上のもの)に係る見直し内容の要約は表3-2-5のとおりです。

表3-2-5 縮小補助金の見直し項目別削減効果額 (単位: 件、千円)

見直し項目	市町村補助金		各種団体等補助金	
	件数	削減効果額 (3か年計)	件数	削減効果額 (3か年計)
削減しない	9	166,737	8	127,310
国補正予算の活用	1	12,559	1	17,000
県費継ぎ足し分削減	0	-	4	523,650
制度(補助率・補助対象)見直し	12	6,780,087	19	1,102,676
必要最小限の経費	3	278,114	9	192,237
進度調整	9	1,071,503	5	1,731,717
他との統合	0	-	1	26,597
終了・段階的廃止	8	748,022	0	-
合計	42	9,057,022	47	3,721,187

(注) 削減しないとの回答区分の削減効果額は、事業量等の減少によるものです。

見直し項目としては、県費の継ぎ足し削減、制度(補助率・補助対象)の見直し、経費の絞込みなど、補助内容の変更によるものが主ですが、進捗調整によるものも2,803,220千円あり、全体の削減効果額の20%超を占めていました。

アクションプランにおいて見直すものとして公表された補助金の主なもの(見直しの結果廃止となったものを除き、市町村補助金14件、各種団体等補助金7件)について、財政課から入手した予算額の推移に係る資料を確認したところ、私立学校教育振興費補助金と岐阜県私学教職員退職金社団補助金の2件については、アクションプラン期間中は県費継ぎ足しの約20%が削減されていましたが、平成25年度には補助率がアクションプラン前の水準に戻されていました。また、進捗調整の区分とされていた地籍調査費負担金についても、アクションプラン期間中の平成23年度及び24年度は、平成21年度の水準と比べれば、60%弱であったものの、平成25年度は平成24年度と比べると50%以上の増加が認められました。

(3) 予算要求調書等における補助金関連調書の提出廃止(平成23年度～)

平成22年度までは、予算要求調書等として、表3-2-6に掲げる「終期到来県単独補助金見直し調書」及び表3-2-7に掲げる「県単独補助金調書」の提出が求められていましたが、平成23年度当初予算からは、これらの様式が提出資料から除外されました。

その要因について財政課に確認したところ、「『行財政改革アクションプラン』の策定過程において、個々の補助金の必要性やあり方について議論した上で、同プランに見直し方針を示しました。当時は、その方針に沿って財政運営を行っていたことから、両調書の提出を求めないこととしました。」との回答でした。

その意思決定については、財政課内での協議によっているものの、決裁行為は行われていないとの回答でした。

表 3-2-6 「終期到来県単独補助金見直し調書」の様式

終期到来県単独補助金見直し調書						年度	
				要求書頁	単独調書頁		
補助事業名		補助開始年度	年度				
補助事業者(団体)		補助金	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
事務局所在地		交付実績					
代表者名		補助率等	定額 定率() その他(例 人件費相当額)				
終期設定後補助金の整理合理化のため執った措置			見直し結果				
補助事業者	所管課	廃止 統合 削減 継続					
		(理由)					

(注) 1 この調は、21年度に終期の到来する全ての補助金を対象とすること。
 2 整理合理化のため執った措置の欄には、補助事業者の自主財源の確保、事業の合理化等のための自己努力あるいは、これらに対する所管課の指導の状況等を記入すること。
 3 見直し結果欄は、廃止、統合等該当結果を○で囲むとともに当該結果を出した理由を記入すること。特に、継続することとした場合は、その理由を具体的にかつ詳細に記入すること。
 4 この調書は、他の資料とは別に各部分ごとに主管課においてとりまとめ提出すること。
 5 要求調書等との整合を図るため、提出資料のサイズはA4とすること。

表 3-2-7 「県単独補助金調書」の様式

県単独補助金調書						年度	
				要求書頁			
補助事業名	〇〇〇協議会補助金	補助期間	始期	〇〇年度	終期	〇〇年度	
補助事業者(団体)	〇〇〇協議会	補助金交付実績	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度(要)
事務局所在地	〇〇市〇〇 △△事務局内		預	預	預	預	預
代表者名	会長 〇〇 〇〇〇	補助率等	定額 定率() その他(例 人件費相当額)				
構成員	〇〇〇法に基づく指定市町村	補助事業(又は補助団体)の収支状況			他県の状況		
	市町村〇〇〇-----	区分	20年度(決算)	21年度(見込)	22年度(予定)	近県・類似県又は既開催県等の状況等	
補助事業の概要	(目的) 〇〇〇-----	収入	預 預 預			検討結果	
	(内容) 1. 〇〇〇----- (具体的にわかりやすく)		記載不要			1 設定 終期〇〇年度	2 未設定 (理由) 〇〇〇-----
補助効果	〇〇〇-----	支出	記載不要			1 可能 補助金名 〇〇〇補助金	2 不可能 (理由) 〇〇〇-----
			計			廃止したときの影響	
		差引					

(注) 1 上記記載例に準じ、事業毎に作成すること。
 2 この調書は、他の資料等とは別に、各部分ごとに主管課において取りまとめ提出すること。
 3 終期の設定年度は原則としてすべて記載すること。
 4 要求調書等との整合を図るため、提出資料のサイズはA4とすること。

補助金は、政策目的を達成するために交付される対価性が求められない支出であることから、公益性があることが前提です。また、必要性や事業効果を十分に検証することが重要な支出項目です。

平成 22 年度までは、上記の調書を作成することにより、見直し結果とその理由、補助効果、他県の状況、終期設定の有無とその理由、統合の可能性、廃止した場合の影響等が個別の事業ごとに把握されていましたが、平成 23 年度当初予算からは、これらの調書の提出が求められなくなったことから、これらの項目の記載はなくなりました。

【意見】 補助金の要否の検証実施と検討結果の文書化 【財政課】

補助金は年限を区切って、その事業効果の確認を行うとともに、他県等の状況や、廃止した場合の影響等を踏まえ、必要性や見直しの要否の検証を行い、その検討結果について文書化しておくことが適切です。

(4) 予算要求資料への「事業評価調書」の追加と公開(平成 25 年度～)

岐阜県では平成 23 年度当初予算から予算編成の公開を行っています。

公開資料は、予算要求調書等(予算要求調書、 予算要求資料、 予算要求状況調、 使用料及び手数料検討調書、 廃止・休止事業一覧、 公用車要求状況調)のうち、 予算要求資料のみですが、平成 25 年度からは予算要求資料に「事業評価調書」を追加し、併せて公表するものとされ、 予算要求資料は「予算要求資料」及び「事業評価調書」で構成されることとなりました。

「事業評価調書」の様式は表 3-2-8 のとおりであり、事業目標、目標の達成度を示す指標と実績、前年度の取組、前年度の成果、事業の評価(必要性、有効性、効率性)、今後の課題、次年度の方向性を記載する様式となっています。

表 3-2-8 「事業評価調書」の様式

事業評価調書						
					新規要求事業	
					継続要求事業	
1 事業の目標と成果						
(事業目標)						
・何をいつまでにどのような状態にしたいのか						
(目標の達成度を示す指標と実績)						
指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
指標を設定することができない場合の理由						
(前年度の取組)						
・事業の活動内容						
(前年度の成果)						
・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果						
2 事業の評価と課題						
(事業の評価)						
・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か) ：必要性が高い、：必要性が低い						
(評価)						
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない						
(評価)						
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) ：効率化は図られている、：向上の余地がある						
(評価)						
(今後の課題)						
・事業が直面する課題や改善が必要な事項						
(次年度の方向性)						
・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか						

財政課に確認したところ、現在の予算制度の枠組みにおいては、補助金の必要性、効果の検証は、「予算要求資料」及び「事業評価調書」を利用しているとの回答でした。(他の資料やヒアリング等により確認している場合もある。)

このことは、平成24年10月18日付けの「平成25年度当初予算編成に係る事務処理について」に反映されており、事業の目的や取組みの評価に係る記載については、予算要求資料に「事業評価調書」を追加したことで、具体的、定量的な記載に努めることとされています。

また、予算要求資料及び関連資料は、原則として、政策性の低い定型的な経費を除き、全ての事業について必ず提出すること(事業の性格に応じ、従来から使用している予算様式のある場合には、これをもって代用することも差し支えないこと)とされています。

このことから、予算要求にあたっては、予算要求資料の「事業評価調書」を用いて、事業の取組みや評価に係る記載を行う必要があると判断されます。

しかし、今回検討対象として選定した、個別補助金(細々事業数33件)、類似補助金(個別補助金を除き68件)について、「予算要求資料」及び「事業評価調書」の提出を依頼したところ、その作成状況は表3-2-9のとおりでした。

表3-2-9 「予算要求資料」及び「事業評価調書」作成・未作成の状況

	予算要求資料		事業評価調書	
	作成 (所定様式)	作成 (従来の 予算様式)	作成	未作成 (うち、24年度以前 の事業に係るもの)
個別補助金	33	-	29	4 (-)
類似補助金 (個別分除く)	65	3	47	21 (14)

(注) 従来から使用している予算様式により作成されていたのは、森林整備事業費補助金、森林境界明確化加速化事業費補助金及び水源林境界明確化促進事業費補助金の3事業でした。

財政課に対し、予算要求資料において「事業評価調書」を作成していない理由を確認した結果、要因は次の7つに分類できるとの回答でした。

- 【1】事務費や管理運営諸費など政策的な性格を持たないもの
- 【2】人件費や公債費など定型的なもの
- 【3】負担金のように県の裁量がないなど、県民の意見を反映できないもの

- 【 4 】国の補助を受けて実施する基盤整備(公共枠)、県単独で実施する基盤整備(県単枠)、私学振興補助金、森林整備特別事業、単独交通安全整備事業など、国の予算案や地方財政計画を参考に要求されるもの
- 【 5 】補正予算では事業の確定などによるもの
- 【 6 】平成 24 年度以前の事業であるため「事業評価調書」がないもの
- 【 7 】上記の【 1 】から【 6 】にあてはまらないが、他の資料やヒアリング等により確認したもの

原則として予算要求資料において「事業評価調書」作成が要求される平成 25 年度の事業に係るもので、「事業評価調書」が作成されていないものの名称及び上記で示した未作成の理由区分は表 3-2-10 のとおりでした。

表 3-2-10 「事業評価調書」が未作成であった補助金の名称及び未作成の理由

細々事業	未作成の理由
【個別補助金】	
木材加工流通施設等整備加速化事業費補助金(24 補正分)	【 7 】
県産材需要拡大施設等整備事業費補助金(施設整備関連)	【 4 】
木造公共施設整備加速化事業費(24 補正分)	【 7 】
商工会及び商工会議所補助金(人件費等)	【 7 】
【類似補助金】	
木の国・山の国ぎふ木づかい運動支援事業費補助金	【 7 】
地域材利用開発プロジェクト支援加速化事業費(24 補正分)	【 7 】
地域材新規用途導入促進支援加速化事業費(24 補正分)	【 7 】
森林整備事業費補助金	【 4 】
森林境界明確化加速化事業費補助金	【 7 】
水源林境界明確化促進事業費補助金	【 7 】
第三セクター鉄道経営健全化補助金	【 7 】

県産材需要拡大施設等整備事業費補助金(施設整備関連)は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行を踏まえて創設された補助金、森林整備事業費補助金は森林整備事業に係る国の制度に基づいて予算要求される補助金であることを確認しました。

【指摘】 「事業評価調書」の未作成 【財政課】

他の資料やヒアリング等により確認したとされる 9 件は、本来、「事業評価調書」の作成を不要とすべき理由はなく、予算要求に当たり、必要な資料が提出されていないことから問題があります。

財政課に対して、必要性についてヒアリングを行った結果、作成不要とする理由はないことから、平成 27 年度からは、「事業評価調書」を作成するよう予算要求課に伝えるとともに、財政課においても確認するとの回答でした。

予算要求の過程において、必要な資料が作成されているかを確認することが必要です。

3 「事業評価調書」を利用した補助金評価の現状と課題

平成 25 年度から、表 3-2-8 に様式を示した「事業評価調書」を予算要求に際しての添付資料とし、事業評価結果を査定材料として位置づけるとともに、開示の対象としたことは評価できます。

しかし、「事業評価調書」の記載項目、記載状況については、以下のような検討すべき事項が認識されました。

(1) 「事業評価調書」の作成

現在は、「事業評価調書」は予算要求資料の一部としての位置づけであることから、「ものづくり岐阜テクノフェア」のように隔年で実施される事業に対する補助金や、翌年の予算化を予定しない補助金に関しては、「事業評価調書」が作成されません。

【意見】 補助金の執行結果に係る評価の実施 【財政課】

補助金自体は年度で予算化され、執行されており、翌年度予算化されない事業であっても、他の補助事業を展開するにあたって検討すべき事項の有無等を把握し、次に活かす上でも、事業評価を行う意義はあると思われます。翌年の予算の有無にかかわらず、年度末時点の事業評価を行うとともに、その成果について、総括することが適切です。

(2) 事業評価の単位

補助金の評価は基本的に補助金単位で行うべきものであると考えられますが、県の運用では、補助金単位で「予算要求資料」及び「事業評価調書」を作成することは要求されていません。その結果、要綱の異なる複数の補助金をまとめたものや、他の支出と併せて「予算要求資料」及び「事業評価調書」が作成されているものが見受けられました。

大きな観点から事業を見る上では、類似目的の補助金をまとめたり、補助制度を含む事業全体で予算要求・事業評価を行うことは有用です。

一方、補助金は、公益性が認められる場合に政策的な観点から交付される対価性のない支出であることを考えると、その時点における「公益性」「必要性」を議論すべきものであると思われませんが、現状では、補助金単位で評価が行われていないものもあります。

【意見】 評価調書の作成単位の見直しと補助効果の評価 【財政課】

事業目的を踏まえ、必要に応じて補助金の要綱の見直しを行った上で、補助金単位で評価を行うことが適切であると考えます。

補助金を含む事業全体で「予算要求資料」及び「事業評価調書」を作成する場合には、「事業評価調書」と併せて、補助表等を利用して、補助金単位でも効果を評価することが適切です。

(3) 事業目標

<記載要領の定め>

事業を行うにあたり、何をいつまでにどのような状態にしたいのかという事業の目標を記入してください。岐阜県長期構想など事業の根拠となる計画がある場合は、それらを参考に記入してください。

岐阜県では、補助金に関しては、平成 23 年度からは「終期到来県単補助金見直し調書」及び「県単補助金調書」の作成が不要となり、その結果、基本的には補助金の終期が設定されていません。

「事業評価調書」では新規要求事業か継続要求事業かの区分はありますが、当該補助事業が何年のスパンで導入され、成果を達成すべき事業かについて、期間の定めのある基金事業や清流の国ぎふ森林・環境税(以下「森林・環境税」という。)を財源とする事業を除いては、現状では判断ができません。

また、基金事業等に関しても、「予算要求資料」及び「事業評価調書」において、基金事業である旨、基金の年数等が明記されておらず、想定される事業計画において、どのような位置づけにあるかが分からないものも散見されました。

現状では、事業目標も単年度で作成されているものと中長期で作成されているものがあり、必ずしも適切な記載が行われていないと思われま

補助要綱で終期が設けられていない以上、年度ごとの査定を経て、継続扱いになっているとも考えられますが、例えば、元気な農業産地構造改革支援事業費補助金のように数年をかけて効果を上げるべき性格の事業や、市町村振興補助金のように開始から30年以上を経過しているようなものなど、様々なものが見受けられます。

【意見】 補助金の終期の設定と事業目標との関連付け 【財政課】

補助金が公益目的に基づいて支出される対価性のない支出であることに鑑みて、本来、補助金には終期を設け、適時、当該補助金のみ視点ではなく、他の政策とのプライオリティ等も加味した総合的な観点から公益性や必要性の見直しを行うことが適切です。

また、事業目標の記載においても、予算対象年度の目標と、補助期間を通じた目標とを記載し、これまでの成果や今後の課題、方向性と関連付けて「事業評価調書」を作成することが望まれます。

(4) 目標の達成度を示す指標と実績について

< 様式 >

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

< 記載要領の定め >

・ 事業目標の達成度を示す定量的な指標を用い、

「事業開始前」の値(下段に年度)

事業開始後の「指標の推移」(下段に年度)

「現在値」(下段に年度)

目標値(下段に目標年度)

達成率(現在値/目標値×100)

を記載してください。(の値は記入できる範囲で記入してください。)

・ 用いる指標は、事業の達成度を示す指標としてください。(岐阜県長期構想などの計画で用いられている指標、その他、事業担当課で把握している指標など)

・ 用いる指標は、事業を行う上での「活動指標」、事業を行うことで得られる「成果指標」のいずれでも構いません。(具体的な指標の例は を参照)

活動指標、成果指標の例

活動指標	成果指標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座受講者数 ・ 立ち入り検査実施件数 ・ 融資(補助)件数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員の再就業者数 ・ アドバイザーによる相談対応件数 ・ 患者数

・移住件数

・なお、事業目標の達成度を定量的な指標で表すことができない場合は、表は空欄とし、指標を設定することができない理由を記入してください。

予算要求資料等は、予算編成のスケジュールに基づいて、翌年度分が当年度の11月頃に作成されており、例えば、平成25年度予算については、年度実績は平成23年度までの部分しか把握できません。その結果、現在値についての考え方は不統一であり、前年度の実績で記載しているもの、当年度の経過で記載しているものなど、ばらつきが見受けられました。

また、指標が設定されていないもの、事業開始前、指標の推移、現在値、目標のとらえ方についても、事業によりばらつきがあり、記載方針を明確にすることが適切であると思われました。

また、県では指標として、「活動指標」、「成果指標」のいずれを用いても構わないとされていますが、補助金の効果を図る上では、「成果指標」に着目することが有用です。例えば、生活習慣病を防ぐため、メタボ検診への補助を行うとした場合、活動指標としては「検診の受診者数」、成果指標としては、「メタボ改善への取り組み人数(比率)」が考えられます。受診者数自体も取り組みに対する結果を示すものではありませんが、取り組みの結果、意図した効果に繋がっているかは確認できません。

現状では、指標が設定されているものであっても、効果を意識した設定になっていないものが散見されました。例えば、観光に関連する複数の補助金について、観光消費額・観光入込客¹数・宿泊客数(延べ人数)が用いられるなど、複数の補助金に対して共通の指標が用いられており、補助金ごとの意図を十分に踏まえた形になっていないようなもの、基幹企業立地促進事業補助金(個別補助金区分二で検討)の目標が既に誘致済のヤフー(株)の進出となっているなど過去に達成済の実績がそのまま目標とされているもの、耐震対策関連の補助金(類似補助金サで検討)のように、平成27年度の住宅の耐震化率が目標値とされているものの、統計数値が5年ごとにしか得られないことから、推移・現在値が更新されていないものもありました。

¹ 入込客

地域に訪れた来訪客のこと。主に行政(自治体など)が自分の行政区に訪れた観光客数を「観光入込客数」として統計などによく使用する。

【意見】 効果判断を意図した指標設定に向けた取組み 【財政課】

「平成 25 年度当初予算編成に係る事務処理について」では具体的・定量的な記載に努めるものとされていますが、現状では、補助金に係る「事業評価調書」において、定性的な有効性の判断は行われていますが、指標は大半が活動指標にとどまっており、補助金の有効性の判断に繋がる定量的な指標が設定されているケースはほとんどありません。

現在の記載要領では、岐阜県長期構想などの計画で用いられている指標などを例示していますが、指標のレベルはいろいろあり、長期構想等の基本計画で使用されているものは総合指標、個別の補助金の有効性の判断に繋がるものは主に個別指標であると思われます。

全体としての目標達成状況を意識することは重要ですが、政策-施策-事務事業の体系における、当該補助金の位置づけを明確にした上で、補助金単位での有効性判断のための定量的な指標の設定に向けて、更なる工夫を進めることが重要です。

補助金は公益性の判断に基づいて交付される対価性のない支出であることから、その効果について、適時確認を行うための体制を整えることが重要です。

【意見】 「事業評価調書」における補助金の位置づけの明確化 【財政課】

補助金の終期設定がないこと、記載要領の定めで岐阜県長期構想の計画で用いられている指標が例示となっていることもあり、現在の評価調書においては、事業開始年度であると思われる補助要綱の制定年度と「事業評価調書」における事業開始前の年度との整合性が図られていないものが散見されます。終期がないことから、目標年度がどのような年度なのか、なぜ、そうあるべきかも不明確です。

また、指標の推移・現在値の記載についても記載の有無・記載時期のばらつきがあり、当該補助金の状況判断において、必ずしも有効な情報になっていない状況です。

予算要求・事業評価をどのようなレベルで行うかに関しては、前述のとおり、議論の余地がありますが、補助金単位での記載を前提とするならば、当該補助金に視点をあてた記載に改めることが望まれます。

【意見】 達成率の概念の明確化と年度目標の設定 【財政課】

現在の記載要領では、現在値/目標値×100 が達成率となっていますが、調書が予算要求に併せて年度の途中で作成されているため現在値の考え方

が不統一であったり、目標年度が現年度の数年先となっている場合もあるなど、「事業評価調書」における達成率の概念にばらつきがあります。

岐阜県長期構想に記載されている指標の達成に向けた長期的視点も必要ですが、当年度で達成すべき目標も掲げ、その達成状況を意識した記載とすることが望まれます。

【意見】新規要求事業の場合に記載すべき項目の明確化 【財政課】

記載要領では、新規事業に係る「事業評価調書」の場合、「事業開始前」、「目標値」のみを記載するものとされていますが、継続要求事業であっても未記入項目がある場合もあり、記載漏れなのか記載不要なのかの判断がつきにくいという印象を受けました。

記載不要の部分は、斜線にしたり、背景色を変えるなどの工夫を行うことが望まれます。

(前年度の取組みと前年度の成果、事業の評価と課題の項目に係る記載不要分についても同様です。)

(5) 前年度の取組みと前年度の成果

< 記載要領の定め >

・「前年度の取組」には、事業として今年度行った活動内容(会議等)の開催実績を記入してください。なお、今年度事業の執行に至っていない場合は、前々年度に行った事業の活動でも構いません。

・「前年度の成果」には、事業を行ったことで得られた事業の成果を記入してください。この場合の成果は、数値だけではなく活動成果でも構いません。なお、今年度事業の執行に至っていない場合は、前々年度に行った事業の活動でも構いません。

【意見】 実績ベースでの成果確認の実施 【財政課】

本来、評価は実績を踏まえて行うべきものですが、現在の「事業評価調書」は、予算要求のための補足資料としての位置づけであることから、現年度の経過であったり、過去のものでも構わないとされています。

現在の「事業評価調書」は、予算要求のための補足資料としての位置づけであることから、実績は現年度の結果でも過去の結果でも構わないとしていることは理解できますが、何らかの形で年度執行ベースで成果を確認する仕組みを整えることが望まれます。

(6) 事業の評価について

<記載要領の定め> ・事業の必要性、事業の有効性、事業の効率性の3つの観点について評価を行ってください。		
評価項目	による評価基準	記述内容
事業の必要性	: 必要性が高い : 必要性が低い	左記の評価とした具体的な理由を記載してください。
事業の有効性	: 概ね期待どおりそれ以上の効果が得られている : まだ期待どおりの効果が得られていない	
事業の効率性	: 効率化は図られている : 向上の余地がある	

現在の事業の評価は、必要性・有効性・効率性について実施されています。

【意見】 評価の視点のレベルアップ 【財政課】

有効性に関しては、特に定性的な観点と定量的な観点の両面からの洞察を行うことが期待されます。

また、効率性に関しては、これまでに実施されてきた効率化の状況を評価するとともに、現状が最適であるとは限らないことから、よりよい方法で事業を実施するべく、検討を行うことが適切です。

(7) 今後の課題と次年度の方向性について

<記載要領の定め> ・「今後の課題」には、事業が直面する課題や改善が必要な事項を記入してください。 ・「次年度の方向性」については、事業の評価や今後の課題を踏まえ、次年度、担当事業課としてどのように取り組むのかを記入してください。

【意見】 課題への具体的な取組みの記載 【財政課】

「事業評価調書」における「今後の課題」及び「次年度の方向性」の項目の記載が、課題の認識にとどまっているものもありますが、記載要領にも定められているとおり、課題の解決に向けた取組みを具体的に記載することが望まれます。

4 監査対象部局への補助金に係るアンケート調査

(1) 総括的調査の概要

ア 調査対象項目

岐阜県における補助金の財務事務の執行状況を把握し、本監査における足掛かりとするため、監査対象部署である知事部局及び教育委員会各課に対して、平成 25 年度の 3 月補正後の予算額が 5,000 千円超の補助金に対して、以下の項目についてアンケートを実施しました。

	アンケート項目
1	事業の概要（事業名、補助金の目的、平成 25 年度執行金額など）
2	平成 25 年度執行額の平成 24 年度執行額に対する比率
3	新規区分
4	「平成 25 年度予算の概要」の掲載事業か否か
5	経費区分
6	交付先の種別
7	交付先団体の事務局の所在地
8	要綱等の施行開始年度からの経過期間（平成 25 年度末時点）
9	周知方策
10	終期の定め
11	補助金の算定方法
12	補助対象経費
13	施設整備費補助の場合の現物確認
14	補助金の執行の確認方法
15	予算要求時の「事業評価調書」作成の有無。また、「事業評価調書」における「目的の達成度を示す指標（結果指標）」設定の有無。
16	「事業評価調書」の作成とは別の方法での補助金の効果測定実施の有無。また、その効果測定の頻度及び補助金支出の成果を測定するための指標（成果指標）設定の有無。
17	県の職員以外の外部評価者による補助金の評価実施の有無
18	補助を取りやめた場合の影響

イ アンケート結果の概要

(ア) 執行金額の分布状況の把握

経費区分及び経過年数ごとの執行金額の分布状況は表 3-4-1 のとおりです。

経費区分ごとの平均執行額には著しい差異は見受けられませんが、経過年数ごとの事業費の件数に関しては、岐阜県に裁量の余地がある県単独補助事業費のうち経過年数 20 年超の件数が 62 件と比較的多く、また、その平均執行額は 287,369 千円であり、全体平均の 151,993 千円を大きく上回っています。長期的に補助を必要とする案件であっても、事業の見直しを適時適切に行い、多額の補助金が前年度を踏襲して予算化されることのないよう、留意することが重要です。

表 3-4-1 経過年数ごとの平均執行金額及び事業数 (単位：千円、件)

経費区分	3 年以下	3 年超 6 年以下	6 年超 10 年以下	10 年超 20 年以下	20 年超	合計
公共事業費	150,730 (2)	267,735 (1)	83,854 (14)	0 (0)	105,284 (10)	103,555 (27)
県単独建設事業費	197,538 (26)	170,102 (10)	219,033 (19)	15,750 (1)	60,444 (5)	185,318 (61)
県単独補助事業費	88,848 (47)	52,219 (24)	47,087 (18)	43,400 (33)	287,369 (62)	138,727 (184)
国庫補助事業費	551,011 (9)	134,932 (18)	93,109 (11)	193,125 (10)	107,217 (29)	174,709 (77)
合計	173,191 (84)	106,619 (53)	116,247 (62)	76,800 (44)	210,200 (106)	151,993 (349)

(注) 上段は平均執行金額、下段括弧書きは事業数です。

県単独建設事業費及び県単独補助事業費(以下「県単独補助金」という。)のうち 500,000 千円超の事業費の内訳は表 3-4-2 のとおりです。

交付先件数が 1 件のみの補助金は、13 件のうち 3 件、下呂温泉病院新病院整備事業費補助金、木質バイオマスエネルギー導入促進支援加速化事業費(24)及び基幹企業立地促進事業補助金でした。

交付件数から一概に言えるわけではありませんが、特定の施設の整備や、特定の企業誘致を想定し、該当案件の規模に合わせて補助要綱が整備される場合もあります。補助対象事業の設定においては、県が期待する効果に基づく意思決定も重要ですが、公平性に関して留意が必要です。

表 3-4-2 500,000 千円超の県単独補助金の執行金額、交付先の種別及び交付件数

事業名	執行額 (千円)	交付先の種別	交付件 数(件)
重度心身障害者医療費負担金助成費	4,828,856	地方公共団体	42
私立高等学校等教育振興費県単独補助金	3,774,187	学校、教育関係団体	16
下呂温泉病院新病院整備事業費補助金	3,238,765	地方独立行政法人	1
私立幼稚園教育振興費県単独補助金	2,953,713	学校、教育関係団体	74
乳幼児医療費負担金助成費	1,942,503	地方公共団体	42
商工会及び商工会議所補助金(人件費等)	1,874,215	商工会法、商工会議 所法に基づく法人	16
企業立地促進事業補助金	1,301,035	民間事業体	14
父母子家庭等医療費負担金助成費	734,049	地方公共団体	42
木質バイオマスエネルギー導入促進支援加 速化事業費(24)	630,000	民間事業体	1
市町村補助金(重点分野雇用創造分)	628,777	地方公共団体	21
施設開設準備経費助成特別対策事業費(交 付金事業)	561,851	医療関係法人 社会福祉法人 協同組合 公益目的法人 NPO 法人 民間事業体	35
国民健康保険財政健全化特別対策費補助金	519,075	地方公共団体	42
基幹企業立地促進事業補助金	513,882	民間事業体	1

(イ) 執行金額と 3 月補正後予算額の比較

事業ごとの執行金額と 3 月補正後予算を比較したところ、表 3-4-3 に記載の件名において、執行金額が予算額を超過していました。これは、障がい者スポーツ振興懇談会運営費の予算を流用したことによるものです。いずれの事業も(項)社会福祉費、(目) 障害者福祉費であり、同一項・目内での流用であることから、地方自治法第 220 条第 2 項において認められている流用であることを確認しました。

しかし、補助金は、補助目的ごとに事業設定が行われていることから、適法であっても、予算を超えた執行をすることにより、補助金の限度額内での運用という観点がないがしろにされる可能性があります。

今回のケースに関連して、流用の際の手續について担当課である障害福祉課を通じて財政課に確認したところ、流用の必要性や流用する事業をその都度精査し実施しているとの回答でした。

表 3-4-3 予算超過事業の状況

(単位：千円)

事業名	執行額	予算額	超過額
点字図書館運営費中核市補助金	19,547	19,523	24

(ウ)平成 25 年度執行額の平成 24 年度執行額に対する比率

平成 25 年度執行額の平成 24 年度執行額に対する比率を、調査対象全体と県単独補助金で比較したところ、表 3-4-4 のとおり、構成比率の傾向に著しい乖離は認められませんでした。

前期から継続している県単独補助金 198 件については、表 3-4-5 のとおり、3 分の 1 強は前年比 110%超となっており、「私立学校教育振興費補助金」や「岐阜県私学教職員退職金社団補助金」のように、アクションプランにおいて県費継ぎ足し分が削減されたもので、平成 25 年度はアクションプラン前の水準に戻った事業もありました。

表 3-4-4 平成 25 年度執行額の平成 24 年度執行額に対する比率

回答	回答数(件)	構成比率 (%)	うち県単独補助金(件)	構成比率 (%)
前年比 130%超	55	15.8%	42	17.1%
前年比 110%超 130%未満	34	9.7%	27	11.0%
前年比 90%超 110%未満	125	35.8%	83	33.9%
前年比 70%超 90%未満	32	9.2%	20	8.2%
前年比 70%以下	40	11.5%	26	10.6%
前期は該当なし	63	18.0%	47	19.2%
合計	349	100.0%	245	100.0%

表 3-4-5 前期から継続している県単独補助金の増減内訳

増減区分	県単独補助金(件)	構成比率 (%)
前年比 110%超	69	34.9%
前年比 90%超 110%未満	83	41.9%
前年比 90%未満	46	23.2%
合計	198	100.0%

(エ)「平成 25 年度予算の概要」への掲載

「平成 25 年度予算の概要」の掲載事業か否かを、調査対象全体と県単独補助金とで比較したところ、表 3-4-6 のとおり、構成比率の傾向に著しい乖離は認められませんでした。

表 3-4-6 「平成 25 年度予算の概要」への掲載状況

区分	回答数 (件)	構成比率 (%)	うち県単独 補助金(件)	構成比率 (%)
「予算の概要」の掲載事業である	81	23.2%	62	25.3%
「予算の概要」の参考資料のみに 掲載された事業である	43	12.3%	31	12.7%
掲載事業ではない	225	64.5%	152	62.0%
合計	349	100.0%	245	100.0%

このうち、県単独補助金について経過年数別の内訳は表 3-4-7 のとおりです。

年数が経過するにつれて、予算の概要への記載事業でない比率がやや上昇している傾向にあります。経過年数が長いものについても、補助金の設定の趣旨を踏まえた見直しを行い、漫然と補助を続けることのないよう、留意する必要があります。

表 3-4-7 「平成 25 年度予算の概要」への掲載状況と経過年数の分布

区分	3 年以下	3 年超 6 年以下	6 年超 10 年以下	10 年超 20 年以下	20 年超	合計
掲載事業	26 (35.6)	10 (29.4)	10 (27.0)	3 (8.8)	13 (19.4)	62 (25.3)
参考資料	13 (17.8)	4 (11.8)	5 (13.5)	0 (-)	9 (13.4)	31 (12.7)
非掲載	34 (46.6)	20 (58.8)	22 (59.5)	31 (91.2)	45 (67.2)	152 (62.0)
合計	73	34	37	34	67	245

(注) 上段は事業の件数、下段括弧書きは経過年数ごとの「平成 25 年度予算の概要」への掲載状況の比率(%)です。

(オ) 交付先の分布状況

県単独補助金について、交付先の種別を集計した結果は表 3-4-8 のとおりです。合計件数が県単独補助金の数を上回っているのは、複数回答としているためです。

交付先の種類ごとの件数では、地方公共団体が最も多く、次いで公益目的法人となっています。

表 3-4-8 交付先の分布状況

交付先の種類	件数	比率 (%)
学校、教育関係団体	15	3.7
出資団体、第3セクター等	39	9.6
地方公共団体	95	23.4
医療関係法人	33	8.1
社会福祉法人	20	4.9
協同組合	34	8.4
公益目的法人(財団若しくは社団)	55	13.6
NPO 法人	16	3.9
ボランティア団体	6	1.5
民間事業体	37	9.1
個人	13	3.2
実行委員会	5	1.2
その他	38	9.4
合計	406	100.0

(カ)終期の定め

終期の定めの有無について、調査対象全体と県単独補助金とで比較したところ、表 3-4-9 のとおり、構成比率の傾向に著しい乖離は認められませんが、全体の約7割に及ぶ事業について終期が定められていませんでした。

表 3-4-9 終期の定めの有無

回答	回答数(件)	構成比率 (%)	うち県単独補助金(件)	構成比率 (%)
有	94	26.9%	72	29.4%
無	255	73.1%	173	70.6%
合計	349	100.0%	245	100.0%

このうち、県単独補助金について、終期の定めの有無ごとの結果指標の設定・効果測定の実施状況を表 3-4-10 に示します。結果指標がなく効果測定を実施していない事業の比率は、終期が定められていない事業の方が高い状況にあります。終期は事業の効果や必要性を見直す機会であるため、一部の補助金の必要性について適時適切に見直しが行われていない恐れがあります。

表 3-4-10 終期の定めの有無ごとの結果指標の設定・効果測定の実施状況(単位：件)

終期の定め	結果指標	効果測定		
		有	無	合計
有	有	24 (33.3%)	19 (26.4%)	43 (59.7%)
	無	4 (5.6%)	25 (34.7%)	29 (40.3%)
	小計	28 (38.9%)	44 (61.1%)	72 (100.0%)
無	有	16 (9.2%)	70 (40.5%)	86 (49.7%)
	無	5 (2.9%)	82 (47.4%)	87 (50.3%)
	小計	21 (12.1%)	152 (87.9%)	173 (100.0%)
合計		49	196	245

(注)上段は事業の件数、下段括弧書きは終期の定めの有無ごとの比率です。

(キ)補助金の算定方法

県単独補助金について、補助金の算定方法と経過年数の分布状況は表 3-4-11 のとおりです。

表 3-4-11 補助金の算定方法別の経過年数の分布状況 (単位：件)

補助金の算定方法	3年 以下	3年超 6年以下	6年超 10年以下	10年超 20年以下	20年 超	合計
事業費全額	15	6	5	8	11	45
事業費の一定率 (1/2、1/4等)	36	17	23	6	25	107
件数(人数)×単価	1	4	2	0	1	8
要件に応じた一定額	11	3	3	7	20	44
その他	10	4	4	13	10	41
合計	73	34	37	34	67	245

事業費全額を補助し、かつ経過年数が20年超となっている事業11件は表 3-4-12 のとおりです。10件は社会福祉関連の補助金、その他の1件は畜産関連の補助金で、いずれも終期の定めはありません。

社会福祉関連の「産休等代替職員費県単独補助金」については、結果指標の設定が行われており、畜産関連の「畜産コンサルタント設置事業費補助金」については、年次で効果測定が実施され、その必要性も含めて見直しが行われていることを確認しました。また、地域福祉国

保課担当の「重度心身障害者医療費負担金助成費」、「乳幼児医療費負担金助成費」、「父母子家庭等医療費負担金助成費」、「福祉医療費助成事業費補助金（審査分）」、「福祉医療費助成事業費補助金（協力費分）」、「福祉医療費助成費（精算分）」については、社会的・経済的に弱い立場にある方の医療費の負担を軽減することにより、心身の健康を保持するという事業目的から、結果指標の設定等は実施していませんが、平成 18 年度に抜本的な改正を行い、その後も、補助対象の見直しの必要性や所得制限の導入についての検討などを行っているとの回答でした。

表 3-4-12 事業費全額が補助されている経過年数 20 年超の事業

担当課	細々事業名	H25 年度 執行額 (千円)	終期の 定め	結果 指標	効果 測定
地域福祉国保課	重度心身障害者医療費負担金助成費	4,828,856	無	無	無
地域福祉国保課	乳幼児医療費負担金助成費	1,942,503	無	無	無
地域福祉国保課	父母子家庭等医療費負担金助成費	734,049	無	無	無
高齢福祉課	軽費老人ホーム事務費補助金	479,113	無	無	無
地域福祉国保課	福祉医療費助成事業費補助金(審査分)	194,129	無	無	無
地域福祉国保課	福祉医療費助成事業費補助金(協力費分)	60,813	無	無	無
地域福祉国保課	福祉医療費助成費(精算分)	42,649	無	無	無
健康福祉政策課	健康長寿社会づくり推進費	19,688	無	無	無
畜産課	畜産コンサルタント設置事業費補助金	13,767	無	無	有
子ども家庭課 (平成26年度は子育て支援課)	産休等代替職員費県単独補助金	7,861	無	有	無
医療整備課	心身障がい者歯科診療所運営費補助金	5,201	無	無	無

(ク)補助金の執行の確認方法

県単独補助金に係る実績報告書の受領状況は表 3-4-13 のとおりです。実績報告書を受領していない事業は、県産材流通課の木質バイオマスエネルギー導入促進支援加速化事業費補助金と、医療整備課の岐阜県救急医療機関連携ネットワーク参加支援事業費補助金でした。前者は平成 26 年度へ繰越をした事業であるため、実績報告書の受領は施設整備が完了する平成 26 年度中の予定であること、後者は交付実績がないことを確認しました。

表 3-4-13 県単独補助金の実績報告書の受領状況

回答	回答数 (件)	構成比率 (%)	うち県単独 補助金(件)	構成比率 (%)
実績報告書を受領している	344	98.6%	243	99.2%
実績報告書を受領していない	5	1.4%	2	0.8%
合計	349	100%	245	100.0%

(ケ)「事業評価調書」の有無及び結果指標設定の有無

「事業評価調書」の有無及び結果指標設定の有無について、調査対象全体と県単独補助金とで比較したところ、表 3-4-14 のとおり、構成比率の傾向に著しい乖離は認められませんでした。しかし、「事業評価調書」を作成していない事業が全体の 2 割超を占め、「事業評価調書」を作成している場合でも結果指標を設定しているものは全体の 5 割程度しかない状況でした。

表 3-4-14 「事業評価調書」作成の有無及び結果指標設定の有無

回答	回答数(件)	構成比率 (%)	うち県単独 補助金(件)	構成比率 (%)
作成している	262	75.1%	181	73.9%
結果指標あり	183	52.4%	129	52.7%
結果指標なし	79	22.7%	52	21.2%
作成していない	87	24.9%	64	26.1%
合計	349	100%	245	100.0%

(コ) 「事業評価調書」とは別の方法による補助金の効果測定

「事業評価調書」は、事業担当課として次年度の予算要求を行うにあたり、前年度（事業の執行に至っていない場合は前々年度）を振り返り事業を評価して作成されています。「事業評価調書」では目標の達成度を示す指標（結果指標）は「活動指標」でも「成果指標」でも構わないとされていること、平成 22 年度までは、補助金については「終期到来県単独補助金見直し調書」「県単独補助金調書」の作成が要求されていたことから、「事業評価調書」とは別の方法で補助金の効果測定を実施しているかを確認しました。

その結果、「事業評価調書」とは別の方法による補助金の効果測定を実施している事業費は、表 3-4-15 のとおり全体の 2 割程度であり、そのうち成果指標を設定している事業費は 5 割程度でした。

表 3-4-15 補助金の効果測定

回答	回答数(件)	構成比率(%)
実施している	73	20.9%
成果指標を設定している	38	10.9% (52.1%)
成果指標を設定していない	35	10.0% (47.9%)
実施していない	276	79.1%
合計	349	100%

(注) 構成比率の括弧書きについては、上記項目の内訳の構成比率です。

(サ) 補助を取りやめた場合の影響

補助を取りやめた場合の影響の有無は、表 3-4-16 のとおりであり、影響がないと回答があったのは、平成 25 年度単年度事業 1 件、平成 25 年度で廃止した事業 5 件の計 6 件でした。

表 3-4-16 補助をとりやめた場合の影響の有無

回答	回答数(件)	構成比率(%)
何らかの影響がある	343	98.3%
影響はない	6	1.7%
平成 25 年度単年	1	0.3%
平成 25 年度で廃止	5	1.4%
合計	349	100%

また、何らかの影響がある場合の回答の選択肢(複数回答可)は、1 政策目標の達成が困難になる、2 交付先単独では事業の継続が困難になる、3 補助対象団体が破綻等の危機に陥る、4 その他の影響がある、でした。回答として、3 補助対象団体が破綻等の危機に陥るを選択した事業は 82 件であり、何らかの影響があると回答した補助金の 23.9%でした。

補助対象団体のうち、県の出資団体等は、公益目的の遂行のために設立されていると思いますが、破綻等の懸念がある場合であっても、交付先の存続ありきで、補助金の要否が議論されることのないよう、留意は必要です。

5 個別補助金の検討

(1) 対象とした細々事業の選定と検討の視点

平成 25 年度における契約リストにおける事業概要、「平成 25 年度予算の概要」における記載事業に係るものか否か、平成 23 年度から平成 25 年度の予算の状況、平成 23 年度から平成 24 年度の決算額、平成 25 年度当初予算に係る「予算要求資料」及び「事業評価調書」の記載を参考に、重点プロジェクトに係る県単独補助金を中心に検討対象を抽出し、補助の公益性が認められるか、適切に要綱等が定められているか、財務事務の手続が規則・要綱等に準拠して行われているか、補助金の執行結果が適時に確認され、効果判断が適切に行われているか、等の観点に基づいて検討を実施しました。

選定した細々事業の名称及び直近 3 年間の当初予算・決算の額は、表 3-5-1 のとおりです。

表 3-5-1 個別検討の対象とした補助金のリスト

(単位：千円)

区分	細々事業	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
ア	清流の国地域振興補助金	-	-	-	-	100,000	76,113
イ	市町村振興補助金	225,000	221,900	275,000	273,900	150,000	150,000
ウ	スポーツのまちづくり支援補助金	-	-	-	-	37,000	30,806
エ	市町村消費者行政活性化補助金	55,000	59,020	53,000	66,727	62,000	49,953

オ	老人福祉施設整備費補助金	1,455,080	960,514	488,000	199,896	884,000	351,800
カ	介護基盤緊急整備特別対策事業費 (交付金事業)	2,551,715	1,395,745	706,473	163,803	1,201,785	439,320
キ	介護人材確保対策緊急支援事業費補助金	128,790	44,877	92,270	12,889	69,600	12,620
ク	介護職員定着支援事業費補助金	-	-	27,800	25,128	28,200	25,031
ケ	「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金	-	-	-	-	30,000	13,660
コ	飛騨・美濃じまん観光誘客推進事業費補助金	19,000	18,999	19,000	19,000	19,000	19,000
サ	緊急経済対策信用保証料補給金 (新年度保証分)	27,002	28,607	34,673	15,710	31,668	11,741
	緊急経済対策信用保証料補給金 (旧年度保証分)	95,779	61,061	117,399	89,667	125,674	105,378
シ	市町村補助金 (重点分野雇用創造分)	740,000	705,841	482,023	574,254	681,334	628,777
ス	市町村補助金(起業支援型地域雇用創造分)	-	-	-	-	600,800	410,549
セ	企業立地促進事業補助金	1,743,425	1,228,398	1,145,872	686,743	1,673,973	1,301,035
ソ	ものづくりテクノフェア開催支援事業費補助金	7,000	7,000	-	-	7,000	7,000
タ	産業技術支援事業費補助金	27,750	18,366	26,275	17,289	28,764	25,803
チ	航空宇宙産業現場技能者育成支援事業費補助金	-	-	-	-	10,000	3,925
ツ	地場産業新ビジネス創造応援プログラム補助金	-	-	-	-	90,000	68,812
テ	中小企業販路開拓等支援事業費補助金	30,000	28,011	30,000	28,957	42,000	38,557
ト	産業経済振興センター補助金 (海外取引支援分)	4,007	1,860	7,550	2,719	11,956	7,310
ナ	中心市街地活性化総合支援事業費補助金 (通常)	8,696	7,921	8,696	7,980	8,696	8,432
ニ	基幹企業立地促進事業補助金	413,900	430,752	478,400	454,102	469,000	513,882

又	元気な農業産地構造改革支援事業費補助金	-	-	-	-	200,000	193,125
ネ	清流の国ぎふ市町村提案事業費	-	-	99,160	54,363	99,160	85,618
ノ	木材加工流通施設等整備加速化事業費補助金	141,950	137,363	404,350	349,628	628,350	13,499
	木材加工流通施設等整備加速化事業費補助金(24補正分)	-	-	-	-	228,900	227,053
ハ	木質バイオマスエネルギー導入促進支援加速化事業費(24)	-	-	-	-	980,000	630,000
ヒ	県産材需要拡大施設等整備事業費補助金(施設整備関連)	72,099	36,035	68,581	67,393	69,000	46,350
フ	木の香る快適な教育施設等整備事業費	-	-	85,700	37,407	146,760	116,245
ヘ	木造公共施設整備加速化事業費(24補正分)	-	-	-	-	500,000	181,894
ホ	環境保全林公的整備推進事業費補助金(公共つぎたし)	-	-	24,192	9,434	7,292	88,081
マ	トップアスリート拠点クラブ活動費補助金	-	-	-	-	62,440	54,226
ミ	商工会及び商工会議所補助金(人件費等)	1,946,716	1,852,156	1,909,379	1,847,823	1,921,229	1,874,215

(注)1 背景がグレーの項目は、「平成25年度予算の概要」に記載されている事業(重点プロジェクト)に係る補助金です。

2 表中の「区分」は当報告書における項目番号です。

3 翌年度への繰越しは含まれていません。

また、「平成25年度予算の概要」の記載事業と、個別検討対象とした補助金の関連は、表3-5-2のとおりです。

表3-5-2 「平成25年度予算の概要」の記載事業と個別補助金の関連 (単位：千円)

平成25年度予算の概要		関連する個別補助金		
事業名	事業費 (うち補助金)	区分	細々事業名	当初予算
1 「成長・雇用戦略」の展開 (成長・企業誘致戦略)				
航空宇宙・次世代自動車支援プロジェクト	50,000 (10,000)	チ	航空宇宙産業現場技能者育成支援事業費補助金	10,000

地場産業新ビジネス展開 応援プログラム	90,000 (90,000)	ツ	地場産業新ビジネス創造 応援プログラム補助金	90,000
海外市場開拓チャレンジ プログラム	100,000 (51,929)	ソ	ものづくりテクノフェア開 催支援事業費補助金	7,000
		ト	産業経済振興センター補助 金(海外取引支援分)	11,956
		タ	産業技術支援事業費補助金	28,764
		テ	中小企業販路開拓等支援事 業費補助金	42,000
企業誘致の重点的推進	1,680,518 (1,673,973)	セ	企業立地促進事業補助金	1,673,973
(多角的観光戦略)				
「清流の国ぎふ回廊」づ くり	100,000 (30,000)	ケ	「清流の国ぎふ」観光回廊 づくり推進事業費補助金	30,000
北陸新幹線開通を視野に 入れた広域観光の推進	8,000 (4,500)	コ	飛騨・美濃じまん観光誘客 推進事業費補助金	19,000
(重点的雇用戦略)				
重点分野での雇用の創出	4,122,555 (1,282,134)	シ	市町村補助金(重点分野雇 用創造分)	681,334
		ス	市町村補助金(起業支援型 地域雇用創造分)	600,800
(未来につながる農林業づくり)				
元気な農業産地構造改革 の支援	200,000 (200,000)	ヌ	元気な農業産地構造改革支 援事業費補助金	200,000
優良県産材の安定供給体 制の強化と需要拡大	1,901,373 (1,808,722)	ノ	木材加工流通施設等整備加 速化事業費補助金	628,350
			木材加工流通施設等整備加 速化事業費補助金(24 補正 分)	228,900
		ヒ	県産材需要拡大施設等整備 事業費補助金(施設整備関 連)	69,000
		フ	木の香る快適な教育施設等 整備事業費	146,760
		ヘ	木造公共施設整備加速化事 業費(24 補正分)	500,000
(自然再生エネルギーの推進)				
木質バイオマス発電の促 進	980,400 (980,000)	ハ	木質バイオマスエネルギー 導入促進支援加速化事業費 (24)	980,000
2 確かな安全・安心の社会づくり				
(2)医療、福祉の充実・連携				
(福祉の充実)				
介護人材の育成・確保	244,241 (97,800)	キ	介護人材確保対策緊急支援 事業費補助金	69,600
		ク	介護職員定着支援事業費補助金	28,200

特別養護老人ホーム等の整備促進	2,085,785 (2,085,785)	オ	老人福祉施設整備費補助金	884,000
		カ	介護基盤緊急整備特別対策事業費(交付金事業)	1,201,785
3 本格的な「清流の国ぎふ」づくり				
(1) わがまち「清流の国づくり」 (わがまち「清流の国づくり」応援プロジェクト)				
わがまち「清流の国づくり」応援事業	100,000 (100,000)	ア	清流の国地域振興補助金	100,000
(2) 「スポーツ立県戦略」の推進				
「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」の財産を活かした競技力向上	165,592 (62,440)	マ	トップアスリート拠点クラブ活動費補助金	62,440
地域スポーツ・健康づくりの推進	57,000 (27,000)	ウ	スポーツのまちづくり支援補助金	37,000
(3) 「清流」環境の保全 (清流を守り伝える取組みの推進)				
水源林保全プロジェクトの推進	524,816 (489,600)	ホ	環境保全林公的整備推進事業費補助金(公共つぎたし)	7,292
「清流の国ぎふ」市町村提案事業による支援	100,000 (100,000)	ネ	清流の国ぎふ市町村提案事業費	99,160

- (注)1 他の事業と関連しているものがあること、他の補助金が含まれる場合があることから、「平成 25 年度予算の概要」の主な使途に記載された補助金の額と抽出補助金の額とは必ずしも一致しません。
- 2 検討した補助金のうち、区分イ、エ、サ、ナ、ニ、ミは「平成 25 年度予算の概要」に記載された事業に関連する補助金ではありません。

「平成 25 年度予算の概要」に記載されている事業には企業誘致の重点的推進や特別養護老人ホーム等の整備促進などのように、予算の全額又は大半が補助金に充てられている事業もあります。

このほか、選定に当たり、「補正予算歳出データ」で、事業規模・事業内容等を確認する過程で気づいた事項は次のとおりです。

【意見】 補助金名称の見直しの検討 【財政課(地域福祉国保課、農村振興課)】

「公社長期保有農地合理化事業費補助金」の補助内容は県農畜産公社が保有する長期保有農地の売却により発生した正味財産の毀損相当分の補てんに係るものでした。

「国民健康保険財政健全化特別対策費補助金」の補助内容は、国庫負担金減額相当額の 2 分の 1 を負担する内容のものでした。

事情をよく知らない者には、補助金の名称（公社長期保有農地合理化事業費補助金、国民健康保険財政健全化特別対策費補助金）から補助内容が正しく推測できないと思われま

す。補助金の名称は、補助内容が分かる名称とすることが適切です。

（２）各補助金の検討結果

ア 清流の国地域振興補助金

（ア）補助金の概要

< 基本情報 >

目的	「清流の国ぎふ」づくりを推進するため、市町村等が自立的発展を目指して自ら考え自ら行う事業のうち、必要と認める事業に要する経費について、補助金を交付する。
補助対象事業	「清流の国ぎふ」づくりを推進するため、市町村、地方自治法第 284 条第 1 項の規定による地方公共団体の組合のうち一部事務組合及び広域連合並びに知事が別に定める団体(以下、「市町村等」という。)が策定する「わがまち清流の国づくり」を進めるための総合的な計画に基づき、「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」を契機として、地域の絆や郷土への愛着・誇り、地域スポーツの盛り上がり、地域の魅力作りや発信などを継続・発展させるための事業又は意欲的・創造的で他市町村等の模範となる先導的で特色ある「わがまち清流の国ぎふづくり」を推進する事業
補助事業者等	市町村等
補助開始年度	平成 25 年度
担当課	清流の国づくり推進課(平成 26 年度は清流の国づくり政策課)

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	-	-	23	
金額(千円)	-	-	76,113	100,000

< 平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載 >

(事業目標)

ぎふ清流国体・ぎふ清流大会の成果を一過性のものとせず、市町村による地域振興事業を支援し、みんなが主役の「清流の国ぎふ」づくりの全県的な展開を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
わがまち清流の国づくり計画の承認	0 (H24)	-	-	16 市町村 (H25)	29 市町村 (H28)	55%

< 補助要綱の特記事項 >

補助金の交付申請に当たり、「わがまち清流の国ぎふ」づくりを進めるための総合的な計画を策定することが要求されています。

補助率は2分の1以内、補助限度額は1,000万円とされていますが、「清流の国ぎふづくり」を推進するため、知事が特に必要と認めるときは、別に定めることができるとされており、平成25年度は、「清流の国ぎふ観光回廊づくり」の一環として、中山道エリアにおける統一デザイン案内標識の設置を行う事業が補助率10分の10、補助限度額1,000万円とされました。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」の成果を引き継ぎ、地域への誇りや愛着を醸成する取組み、地域の特性を活かしたまちづくり、新たな魅力の発掘など、地域振興事業を支援するため、平成25年度に創設された補助金です。

補助率は地域振興目的の既存制度である「市町村振興補助金」と同等の率で設定されました。

当補助金は新しい企画の立ち上げ支援のため、毎年、同様の内容での継続は認めないものとされています。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

地域振興の観点からは、地域の絆や郷土への愛着・誇り、地域スポーツの盛り上がり、地域の魅力作りや発信などを継続・発展させるための事業又は意欲的・創造的で他市町村等の模範となる先導的で特色ある「わがまち清流の国ぎふづくり」を推進する事業に対して補助を行うことについて妥当性があるものと認められます。

ただし、補助対象事業が自立的発展を目指して自ら考え行う事業に該当するかどうかについて、市町村の自由な取組みを引き出すという目的に鑑み、一律的な基準で判断することは困難と思われます。

表 3-5-3 に記載したとおり、検討の過程で確認した補助金交付要綱、「予算要求資料」、「事業評価調書」間でも補助金の説明のニュアンスが異なっていますが、これは市町村の自主的な取組みを対象とするため固定的かつ限定的な表現を避けていることによるものとの回答でした。ある意味、市町村の自由な発想を疎外しないと判断される一方で、県の施策を十分把握できない市町村もあると考えられますので、市町村への十分な情報提供が望まれます。

平成 25 年度においては、計画承認団体からの要望 49 事業のうち、24 事業が採択されていました。採択された事業の補助率はいずれも 2 分の 1 となっていました。

表 3-5-3 当該補助金に関する記載の違い

項目	交付要綱	予算要求資料	事業評価調書
趣旨・目標に係る記載	「清流の国ぎふ」づくりを推進するため、市町村等が自立的発展を目指して自ら考え自ら行う事業のうち、必要と認める事業に要する経費について、補助金を交付する。	「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」の成果を引き継ぎ、競技スポーツや障がい者スポーツの一層の推進、子供から高齢者まで生涯を通じてできるスポーツの推進、健康増進などの取組みを支援する。	ぎふ清流国体・ぎふ清流大会の成果を一過性のものとせず、市町村による地域振興事業を支援し、みんなが主役の「清流の国ぎふ」づくりの全県的な展開を図る。
対象事業に係る記載	市町村等が策定する「わがまち清流の国づくり」を進めるための総合的な計画に基づき、「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」を契機として、地域の絆や郷土への愛着・誇り、地域スポーツの盛り上がり、地域の魅力作りや	【補助の要件】 市町村が国体を契機として進める「わがまち清流の国づくり」計画に基づく事業。 個別事業の補助申請の前に、まちづくりのビジョンを承認。(例えば、スポーツ振興、観光振興、環境保全など。) 計画は、補助初年度に承認。	(次年度の方向性) 国体・大会の成果を一過性のものとせず、地域への誇りや愛着を醸成する取組み、地域の特性を活かしたまちづくり、新たな魅力の発掘など、市町村の取組みを支援。

	発信などを継続・発展させるための事業又は意欲的・創造的で他市町村等の模範となる先導的で特色ある「わがまち清流の国ぎふづくり」を推進する事業	【個別事業例】 ・特産品やB級グルメによる「清流」ブランドの開発・販売 ・地域住民との協働による、観光拠点の景観整備事業 ・水環境の保全と活用を図るため、水辺空間に関する総合調査の実施 など	
--	---	---	--

効率性(費用対効果)

現在は、補助対象事業の採択のためのヒアリング時の要望事業が計画に沿った事業であるかの確認と、実績報告書において、事業計画に沿って実施されたかの事実確認にとどまっています。

今後、効果的に事業を推進する上では、補助の前提となる「わがまち清流の国ぎふ」づくりを進めるための総合的な計画の意義について、市町村等に十分な説明を行った上で、計画策定、制度利用の促進を図ることが重要であると思われまます。

県では目標の達成度を示す指標として、わがまち清流の国づくり計画の承認が掲げられていますが、平成 28 年度の目標は 29 市町村(55%)にとどまっています。計画策定事業も補助対象項目としては含まれているとのことですが、平成 25 年度に 1 件実績があったとのことでした。県として、真にみんなが主役の「清流の国づくり」を目指す上で、総合的な計画の策定がキーとなるのであれば、県として市町村に対し、計画策定を積極的に働きかけることが望まれます。

有効性

「事業評価調書」の有効性評価において、「全ての市町村が相談会等に参加しており、関心が高い。」としていますが、相談会等への参加のみでは、すべての市町村が補助制度を十分に理解できているとは判断できないと考えられます。

事業目標として「市町村による地域振興事業を支援し、みんなが主役の「清流の国ぎふ」づくりの全県的な展開を図る。」が掲げられています。

目標の達成度を示す指標として、平成 25 年度は「県政世論調査による認知度『清流の国ぎふ』」が掲げられていましたが、平成 26 年度は「わがまち清流の国づくり計画の承認」に変更されました。

「清流の国ぎふ」づくりの全県的な展開を図る上では、まず、市町村等で適切な計画を策定し、それに沿った事業を推進することが重要であることから、設定指標はより適切なものになったと認められます。

しかし、補助金の効果確認の観点からは、補助対象事業のうち、立ち上げ支援の観点から実施された補助事業が、市町村等で根付き、展開されているかについて、事業後のフォローを行うことが望まれます。

検討の経緯で気づいた事項

県は、みんなが主役の「清流の国ぎふ」づくりを全県的に進めるため、市町村による総合的な計画の策定を呼びかけるとともに、当該補助金の補助要件としています。

計画策定状況を確認したところ、平成 25 年度末時点で、計画を策定し承認された市町村は 21、計画を策定したことがあるが不承認となった市町村は 10、計画提出自体がない市町村は 11 であるとの回答でした。なお、平成 26 年度に入り、県が未承認・未作成の市町村に対し働きかけを行ったところ、平成 26 年 11 月末時点で、新たに 8 市町村が計画を策定中であるとのことでした。

市町村が主体となった「清流の国ぎふ」づくりの観点からは、未承認・未作成の市町村に対して、計画作りのための働きかけを行うことが重要であると考えます。また、計画の具体例や好事例を紹介するなど、適切な計画レベルになるような配慮を行うことが望まれます。現在は、計画の策定は県への申請にあたっての必要資料の位置づけにすぎませんが、県民の意識を高めていく上では、市町村において、策定した計画を開示することも有効であると考えます。

また、現状では、市町村による総合的な計画は補助初年度に承認するものとされていますが、補助事業の確認を行うのみではなく、計画の達成状況を確認項目とし、実効性のある計画として位置づけていくことが重要であると考えます。

当補助金においては、平成 25 年度は、「清流の国ぎふ観光回廊づくり」の一環として、中山道エリアにおける統一デザイン案内標識の設置を行う事業が知事が特に必要と認める事業とされました。

「清流の国ぎふ観光回廊づくり」に関しては、「『清流の国ぎふ』観光回廊づくり推進事業費補助金」がありますが、補助対象が観光事業者、観光関係団体、市町村等で構成される協議会等であり、広域連携を目的

とした補助金となっていたことから、市町村を対象とする「清流の国地域振興補助金」で補助が行われました。

「清流の国地域振興補助金」は市町村等が自立的発展を目指して自ら考え行う事業が対象とされていますが、当該事業における案内標識のデザインは関連市町村との協議を踏まえ県によって定められており、関連市町村の協力を得て県の政策判断の下に実施された事業であると思われます。

また、補助限度額 1,000 万円ではあったものの、補助率は 10 分の 10 であったことから、中山道エリア全域の整備を志向したものと思われませんが、結果として対象 14 市町村のうち、3 市町村からは補助申請が行われませんでした。回廊づくりの観点からは、一定の方向性のもと全域をカバーする形で実施することが望ましい形であったと考えられます。

本来、目的に最も適した形で補助を行うことがふさわしいことから、「清流の国ぎふ観光回廊づくり」の一環として実施するのであれば、今後は補助要件を具備した上で、「『清流の国ぎふ』観光回廊づくり推進事業費補助金」で対応することも考えられます。

知事が特に必要と認める事業のように、県の政策判断に基づいて推進することも重要ですが、「清流の国地域振興補助金」として補助を行う以上、それを契機とした自立的な発展の観点を織り込むことが期待されます。例えば、今回の事例では、案内標識の設置とあわせて、ウォーキングマップの作成を行ったり、ウォークラリーの開催等につなげる等の対応を組み合わせることで、観光回廊づくりへの意識・参加を促進する取り組みにつなげられるのではないかと考えます。

まとめ

【意見】 自立的発展を目指して自ら考え行う事業の推進

【清流の国づくり政策課（観光課）】

平成 25 年度は、「清流の国ぎふ観光回廊づくり」の一環として、中山道エリアにおける統一デザイン案内標識の設置を行う事業が知事が特に必要と認める事業とされました。

「清流の国地域振興補助金」は市町村等が自立的発展を目指して自ら考え行う事業が対象とされていますが、当該事業における案内標識のデザインは関連市町村との協議を踏まえ県によって定められており、関連市町村の協力を得て県の政策判断の下に実施された事業であると思われます。

また、補助限度額 1,000 万円ではあったものの、補助率は 10 分の 10 であったことから、中山道エリア全域の整備を志向したものと思われませんが、結果として対象 14 市町村のうち、3 市町村からは補助申請が行われませんでした。回廊づくりの観点からは、一定の方向性のもと全域をカバーする形で実施することが望ましい形であったと考えられます。

本来、目的に最も適した形で補助を行うことがふさわしいことから、「清流の国ぎふ観光回廊づくり」の一環として実施するのであれば、今後は補助要件を具備した上で、「『清流の国ぎふ』観光回廊づくり推進事業費補助金」で対応することも考えられます。

知事が特に必要と認める事業のように、県の政策判断に基づいて推進することも重要ですが、「清流の国地域振興補助金」として補助を行う以上、それを契機とした自立的な発展の観点を織り込むことが期待されま
す。例えば、今回の事例では、案内標識の設置とあわせて、ウォーキングマップの作成を行ったり、ウォークラリーの開催等に繋げる等の対応を組み合わせることで、観光回廊づくりへの意識・参加を促進する取り組みに繋がられるのではないかと考えます。

【意見】 わがまち清流の国づくり計画の策定推進

【清流の国づくり政策課】

みんなが主役の「清流の国ぎふ」づくりを全県的に進める上では、市町村による総合的な計画が未承認・未作成の市町村に対して、計画作りのための働きかけを行うことが重要であると考えます。

また、計画の具体例や好事例を紹介するなど、適切な計画レベルになるような配慮を行うことが望まれます。現在は、計画の策定は県への申請にあたっての必要資料の位置づけにすぎませんが、県民の意識を高め
ていく上では、市町村において、策定した計画を開示することも有効であると考えます。

【意見】 計画の達成状況の確認実施 【清流の国づくり政策課】

現状では、市町村による総合的な計画は補助初年度に承認するものとされています。制度開始後、2年しか経過していませんが、長期にわたり、制度を運営していくのであれば、補助事業の確認を行うのみではなく、計画の達成状況を確認項目とし、実効性のある計画として位置づけていくことが重要であると考えます。

イ 市町村振興補助金

(ア) 補助金の概要

< 基本情報 >

目的	市町村、地方自治法第 284 条第 1 項の規定による地方公共団体の組合のうち一部事務組合及び広域連合並びに知事が別に定める団体(以下、「市町村等」という。)が自立的発展を目指して自ら考え自ら行う事業のうち、意欲的・創造的で他市町村の模範となる先導的・個性的な地域づくり事業に対して補助することにより、「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実現を図る。
補助対象事業	市町村等が自立的発展を目指して自ら考え自ら行う事業のうち、意欲的・創造的で他市町村の模範となる先導的・個性的な地域づくり事業(岐阜県清流の国地域振興補助金交付要綱第 2 条第 1 項に定める補助対象事業及び「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金交付要綱第 2 条第 1 項に定める補助対象事業を除く) (注)
補助事業者等	市町村等
補助開始年度	昭和 57 年度
担当課	市町村課

(注) 平成 26 年度においては、平成 26 年度新設の岐阜県清流の国ぎふ 2020 プロジェクト推進補助金交付要綱第 2 条に定める補助事業も対象外とされています。

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	164	143	78	
金額(千円)	221,900	273,900	150,000	100,000

(注) 平成 25 年度から岐阜県清流の国地域振興補助金及び「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金が、平成 26 年度から岐阜県清流の国ぎふ 2020 プロジェクト推進補助金の新設されたことから、当該補助金の予算額は減少しています。

< 平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載 >

(事業目標)

市町村等が自立的発展を目指して自ら考え自ら行う事業のうち、意欲的・創造的で他市町村の模範となる先導的・個性的な地域づくり事業に対して補助する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

市町村等の事業に対して補助することから、数値では指標を設定できない。

< 補助要綱の特記事項 >

補助対象事業は、岐阜県清流の国地域振興補助金交付要綱第 2 条第 1 項に定める補助対象事業及び「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金交付要綱第 2 条第 1 項に定める補助対象事業を除く形で定められています。

補助率は 2 分の 1 以内、補助限度額は 2,000 万円であり、補助対象基準については「岐阜県市町村振興補助金交付要綱実施細目」において 11 項目が定められています。

平成 25 年度においては、対象事業のうち、防災、飛騨・美濃じまん運動の推進、地域の絆づくりが重点施策推進事業とされていました。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

当該補助金は、市町村等が自立的発展を目指して自ら考え自ら行う事業のうち、意欲的・創造的で他市町村の模範となる先導的・個性的な地域づくり事業を補助対象事業とし、平成 25 年度に新設された「清流の国地域振興補助金」及び「『清流の国ぎふ』観光回廊づくり推進事業費補助金」の対象を除いた事業を補助対象としています。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

ただし、各市町村等に対する補助額は対象市町村の基準財政需要額、過去の当該補助金の額、市町村からの要望事業の優先順位、重点施策推進事業であるかどうか等を考慮し、予算の範囲内で総合的に判断を行い、配分を行っており、補助事業の選定においては、意欲的・創造的で他市町村の模範となる先導的・個性的な地域づくり事業に該当することを前提として、他の項目も考慮しているとの回答でした。また、市町村等に対するヒアリングは担当 1 名が聴きとり、その後、課内協議、部長・副知事の確認を経て決定する形となっていました。

所定の選定過程を経て決定に至るプロセスはとられており、「要綱」の総則に掲げられた趣旨に沿った事業に対して、「重点施策推進事業であるか」、「過去の採択状況はどうか」等を選定基準として配分が行われているとのことでしたが、資料上、採択に至った経緯は明確になっていませんでした。

妥当性及び公平性

市町村振興の観点からは、地域づくり事業に対して補助を行うことには妥当性があると認められます。

しかし、補助額については、要望内容・過去の補助状況等を勘案の上で予算の範囲内での配分が行われており、要望額に対する各市町村への補助率にはばらつきが認められました。

効率性(費用対効果)

「事業評価調書」においては、当該補助金の効率性に関しては、振興局による事業採択を廃止し、全ての事業採択を本庁で実施することにより、経費の削減が図られたとしています。

しかし、当該補助金に関しては、市町村等の様々な事業に対して補助することから数値による統一的な指標を設定できないために、事業目標の達成度を示す指標は設定していない状況にあります。

支払の確定にあたり、確認対象となっている市町村の実績報告書に効果は記載されているものの、定性的な説明にとどまっており、定量的な説明は困難であるとの回答でした。

また、実績報告の内容は、次年度以降の補助金の採択において、一部反映されているとの回答でした。

このように、県による補助事業の確認は、予定事業の遂行事実の確認にとどまっており、事業の効率性の判断は、当該補助金の性質になじまないとの判断から、実施していませんでした。

有効性

有効性については、実績報告書の記載、おおむね3年に1度実施している現地検査において確認が行われているとのことでした。

補助対象事業の成果物に係る状況確認は行われており、当該補助金は予算枠内での各自治体への補助金の配分の要素が強いことから、要望事業に対する資金的なサポートという観点での効果は得られています。

検討の経緯で気づいた事項

配分検討においては、市町村からの要望項目について、「意欲的・創造的・先導的・个性的かどうか」、「重点施策推進事業かどうか」、「ハード事業かソフト事業か」、「過去の採択状況はどうか」等の項目への該当性により、事業を総合的に評価しているとの判断ですが、配分検討資料に

おいては、市町村からの要望項目について、要綱に定める意欲の高さ・創造性・先導性・個性的等の項目や、重点施策推進事業かどうかについて、どの事業がどのように評価され、採択されたかが明確ではありませんでした。

当該補助金は、他の補助金として指定された補助金を除外する形で定められており、他の補助金で採択されなかったとしても、市町村振興補助金に要望を出し、要件に合致すれば、採択されるとの回答でした。また、補助金ごとに要件・補助率が異なることから、関連性が深いと思われる補助金については、市町村からの要望・問合せがあれば、適切なものを薦めるようにしているとの回答でした。

まとめ

【意見】 補助事業の選定過程の明確化 【市町村課】

補助金の配分検討においては、市町村からの要望項目について、「意欲的・創造的・先導的・個性的かどうか」、「重点施策推進事業かどうか」、「ハード事業かソフト事業か」、「過去の採択状況はどうか」等の項目への該当性により、事業を総合的に評価しているとの判断ですが、補助金の配分検討資料においては、市町村からの要望項目について、要綱に定める意欲の高さ・創造性・先導性・個性的等の項目や、重点施策推進事業かどうかについて、どの事業がどのように評価され、採択されたかが明確ではありませんでした。

配分検討資料において、選定の過程を明確にしておくことが望まれます。

【意見】 要綱における補助対象事業の定め方 【市町村課】

要綱では市町村等が自立的発展を目指して自ら考え自ら行う事業のうち、意欲的・創造的で他市町村の模範となる先導的・個性的な地域づくり事業が補助対象事業とされていますが、県に確認したところ、意欲的・創造的で他市町村の模範となる先導的・個性的な地域づくり事業に該当することは前提であり、これのみで評価しているわけではないとの回答でした。

要綱に掲げる対象事業等の要件への適合性、重点施策推進事業かなどについて、配分検討資料においても選定の過程を明確にしておくことが適切です。

ウ スポーツのまちづくり支援補助金

(ア) 補助金の概要

< 基本情報 >

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ぎふ清流国体、ぎふ清流大会を契機として、新たに市町村が誘致・開催する大会及びスポーツイベントの立ち上がり支援を行い、地域住民が積極的にスポーツに親しむことができる機会を提供するとともに、地域住民の交流促進、地域の活性化に繋げる。 ・ぎふ清流国体、ぎふ清流大会を契機として実施する体育施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン改修事業。清流大会の経験から、すべての人がスポーツ施設を支障なく使えるようにすることを趣旨とする。
補助対象事業	スポーツのまちづくり支援 スポーツ競技会の開催 スポーツイベントの開催 すべての人にやさしいまちづくり市町村体育施設改修 広く県民が利用する市町村有の体育施設
補助事業者等	市町村 (実行委員会、競技団体、民間事業者等を間接補助事業者とすることができる) 市町村 (実行委員会を間接補助事業者とすることができる) 市町村
補助開始年度	平成 25 年度
担当課	清流の国づくり推進課(平成 26 年度はスポーツ推進課)

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	-	-	23	
金額(千円)	-	-	30,806	37,000

<平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載>

(事業目標)

市町村が誘致する全国レベルの競技会、各種スポーツイベントの支援など競技目的から健康づくり・レクリエーションまで幅広いニーズに対応したスポーツに親しむことができる機会の提供を支援する。

また、市町村がスポーツ施設のユニバーサルデザイン改修に取り組む場合にその一部を支援する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
競技会・スポーツイベント開催・誘致件数	-	-	-	17 件 (H25)	30 件 (H29)	57%
スポーツ施設改修件数	-	-	-	6 件 (H25)	25 件 (H29)	24%
スポーツ実施率	37.9% (H18)	43.3% (H20)	43.6% (H23)	47.7% (H24)	50% (H26)	95.4%

< 補助要綱の特記事項 >

補助対象事業が「岐阜県スポーツのまちづくり支援補助金交付要綱」と「岐阜県すべての人にやさしいまちづくり市町村体育施設改修補助金交付要綱」の 2 種類の要綱により定められています。(いずれも、平成 25 年 4 月 23 日制定)

当補助金はスポーツに関連した補助金ですが、競技会・イベントの開催にとどまらず、交流・おもてなしの要素を織り込むことが要求されています。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」の成果を引き継ぎ、競技スポーツや障がい者スポーツの一層の促進、子どもから高齢者まで生涯を通じてできるスポーツの推進、健康増進などの取組みを支援するために創設された補助金です。

平成 25 年度においては、「清流の国地域振興補助金」と並行して事業選定が行われました。

当該補助金はスポーツに関連する事業を取り扱っていますが、当該補助金は清流の国づくりの観点からスポーツに関連する対象事業を取り扱っていることから、清流の国づくり局清流の国づくり推進課(平成 26 年度は清流の国推進部スポーツ推進課)が担当しています。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手続に従って行われていました。

ただし、清流の国地域振興補助金と当該補助金との振替えが行われているものが9件ありました。

スポーツのまちづくり支援補助金から清流の国地域振興補助金への振替えは、補助の上限が異なることからスポーツのまちづくり支援補助金としての要件を満たすものの清流の国地域振興補助金への振替えが主たる要因でした。

清流の国地域振興補助金からスポーツのまちづくり支援補助金への振替えは、清流の国地域振興補助金は市町村が策定する「わがまち清流の国ぎふづくり」を進めるための総合的な計画に係る首長承認が要件であるものの計画承認に至っていない場合が主たる要因でした。

妥当性及び公平性

県民のスポーツ活動を通じた心身の健康づくり、交流促進によるまちづくりの推進を図る目的で補助を行うことには妥当性があると認められます。

また、公平性の観点からも問題はありませんでした。

効率性(費用対効果)

事業目標として「市町村が誘致する全国レベルの競技会、各種スポーツイベントの支援など競技目的から健康づくり・レクリエーションまで幅広いニーズに対応したスポーツに親しむことができる機会の提供を支援」、「市町村がスポーツ施設のユニバーサルデザイン改修に取り組む場合にその一部を支援」が掲げられています。

事業評価においては、効率性について、「市町村や競技団体等に対して丁寧な説明を行い、適切な交付を行っていく。」と回答されていますが、この回答は、事業の効率性についての判断であるとはいえないと思われます。

また、目的の達成度を示す指標として、「競技会・スポーツイベント開催・誘致件数」「スポーツ施設改修件数」が掲げられていますが、県は申請どおりの執行が行われたかについて、実績報告による確認は行っているものの、当該補助事業により、どの程度スポーツに親しむことができ

る機会の提供ができたかは確認されていない状況であり、効果の把握は十分ではないと判断しました。

有効性

「事業評価調書」においては相談会等への全ての市町村の参加、スポーツ実施率の向上が記載されていました。しかし、当該補助金の事業目標の視点からは、「事業評価調書」における有効性の記載では事業目標に対する有効性が判断できないと思われます。

一方、担当課に対する質問票に対する回答では、有効性の観点として、「運動をやる側だけでなく、観る、支える側も参加しやすいプログラムが組みられているかどうか(おもてなしの要素)」との回答がありました。有効性の判断においては、採択された事業の実施により、事業目的が達成されているかの視点に留意することが重要であると考えます。

現在、目的の達成度を示す指標として掲げられている「競技会・スポーツイベント開催・誘致件数」「スポーツ施設改修件数」では、どの程度、スポーツに親しむ機会が提供されたかが分かりません。

目標となっている「幅広いニーズに対応したスポーツに親しむことのできる機会の提供」という観点からは、開催・誘致件数よりも観覧者・参加者数、改修件数よりも改修後の利用者の増加率の方が適切であると思われます。

検討の経緯で気づいた事項

事業名は、「スポーツのまちづくり支援補助金」となっていますが、「要綱」としては、「岐阜県スポーツのまちづくり支援補助金交付要綱」と「岐阜県すべての人にやさしいまちづくり市町村体育施設改修補助金交付要綱」が対象となっています。現在、「予算要求資料」においては、予算要求額は合計で行われていますが、ソフト事業(スポーツ競技会・イベントの開催)とハード事業(バリアフリー・ユニバーサルデザイン改修)では事業の性格が異なることから、「予算要求資料」においても、内訳を明記することが望まれます。

当該補助金は、交流・おもてなしの視点を織り込んで、新たに実施される事業が対象であることから、2年目となった平成26年度は、当初要望の段階では、要望件数は減少している状況にあるとのことでした。平成25年度に実施された競技会・イベントが一過性の事業の支援で終わることなく、スポーツを通じた心身の健康づくりと交流促進によるまちづくりの環境の醸成に繋がっているかについて確認する仕組みを整えると

ともに、事業の成果を判定し、適時に事業のあり方の見直しの要否を検討することが望まれます。

まとめ

【意見】「予算要求資料」における内訳の明記 【スポーツ推進課】
「スポーツのまちづくり支援補助金」と「市町村体育施設改修補助金」
とは補助の性格が異なることから、「予算要求資料」においても、事業ご
との予算の内訳を明記することが適切であると考えます。

【意見】 事業の成果を確認するための仕組みづくり 【スポーツ推進課】
競技会・イベント補助が、スポーツを通じた心身の健康づくりと交流
促進によるまちづくりの環境の醸成に繋がっているかについて確認する
仕組みを整えるとともに、事業の成果を判定し、適時に事業のあり方の
見直しの要否を検討することが望まれます。

エ 市町村消費者行政活性化補助金

(ア) 補助金の概要

< 基本情報 >

目的	消費者の安全で安心な消費生活の実現に資するため、地方消費者行政活性化基金管理運営要領に基づいて、市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)が行う消費生活相談窓口等の機能強化に向けた取組に要する経費の補助
補助対象事業	消費生活相談体制整備事業 その他の事業
補助事業者等	市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)
補助開始年度	平成 21 年度
担当課	県民生活相談センター

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	33	38	36	
金額(千円)	59,020	66,727	49,953	49,000

<平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載>

(事業目標)

市町村消費生活相談窓口における相談員の配置市町村数を 23 市町村に増やす。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
相談員配置市町村数	5 市町 (H20)	6 市町 (H21)	13 市町 (H22)	20 市町 (H25)	23 市町 (H26)	87%

< 補助要綱の特記事項 >

特記事項はありません。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

当該補助金は、地方消費者行政活性化交付金を活用して、都道府県で設置された基金による事業であり、県では消費者庁が定めた「地方消費者行政活性化基金管理運営要領」に基づいて、消費生活相談窓口等の機能強化に向けた取組みに要する経費への補助が行われています。

今後の地方消費者行政に係る財政支援については、順次自主財源化することが想定されています。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

地域の実情に応じた消費者行政活性化に向けた取組みを実施するため、地方消費者行政活性化基金を活用して市町村等に補助することについて、妥当性は認められます。また、公平性の観点からも問題はありませんでした。

効率性(費用対効果)

「事業評価調書」においては、効果の測定に関して、「小規模市町においては、広域相談窓口を設置するなど、市町村の規模に応じた相談体制の構築を行っている。」とされています。

しかし、平成 25 年度末の広域組合の設置は 1 組合にとどまっており、現況の課題は、広域連携を含めた相談員設置市町村数の拡充であるとの回答であることから、目標の達成に向けて効率的な事業展開がされているかについては、判定することができない状況です。

効率性の観点からは、広域対応による整備を含め、県全体で効率的に体制整備を進めていくことが重要です。

有効性

事業目標は相談員の配置市町村数とされており、相談員配置市町村が増加していることから、体制としての事業効果は得られていると判断できます。

しかし、有効性を判断する上では、相談窓口の設置によって消費者の安全で安心な消費生活の実現において、どのような形で効果を上げているかについて、何らかの指標を設けることにより、具体的な効果を確認することが望まれます。

また、未達成の市町村の消費生活相談窓口等の実情を把握し、小規模市町村においては広域対応、人口の多い市町村については、具体的な方針の明確化に向けて働きかけることが適切であると考えます。

検討の経緯で気づいた事項

特記事項はありません。

まとめ

適切な指標設定に基づいた事業評価に係る課題はありますが、他の指摘・意見はありません。

オ 老人福祉施設整備費補助金

(ア)補助金の概要

< 基本情報 >

目的	社会的ニーズの高い特別養護老人ホーム(広域型)等の整備を行い、入所待機者の解消及び老人福祉の向上を図る。
補助対象事業	老人福祉施設の整備
補助事業者等	市町村(地方公共団体の組合を含む。)、社会福祉法人及び医療法人
補助開始年度	平成 18 年度
担当課	高齢福祉課

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	10	4	4	
金額(千円)	960,514	199,896	351,800	1,067,200

(注) 平成 23 年度及び平成 26 年度の補助金額が大幅に増加していますが、これは、介護保険計画(市町村介護保険事業計画及び県介護保険事業支援計画)が介護保険法により、3 年ごとに策定することとされており、平成 23 年度と平成 26 年度はそれぞれ第 4 期(平成 21 年度～平成 23 年度)、第 5 期(平成 24 年度～平成 26 年度)の最終年にあたることから、いずれも、計画期間の 1、2 年目で予定どおりの整備進捗が図れなかった案件が、最終年に回ったことに起因するものです。

なお、整備の進捗が遅れる要因は、主として、近年建設資材や人件費高騰による施設整備入札の不調を要因として、設計変更や法人の資金計画の見直しに期間を要する事案が多数発生していることによるとのことです。

< 平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載 >

(事業目標)

岐阜県第 5 期介護保険事業支援計画及び各市町村第 5 期介護保険事業計画に基づいた特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の整備を進めることで、県内介護基盤の充実化を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

高齢化の進展により要介護高齢者の増加が見込まれる一方で、住み慣れた地域で自立した生活を送るための地域包括ケアの充実に向けた取り組みも進められており、施設介護(整備床数)の定量的な指標を設けることは困難である。

< 補助要綱の特記事項 >

事業目的が、広域型施設の整備の補助となっていますが、これは、県は県単位で広域型施設の整備を補助し、市町村は地域密着型施設の整備を補助するという役割分担によるものです。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

従来は国の事業として実施されていましたが、平成 17 年度の三位一体の改革により国から税源移譲を受け、平成 18 年度から県の事業として実施されています。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手続に従って行われていました。

妥当性及び公平性

高齢化の進展に伴い、全国的に老人福祉施設の需要が増加しており、介護基盤の整備に対する補助金の支出には妥当性があるものと認められます。

また、公平性の観点からも問題は認められませんでした。

効率性(費用対効果)

事業評価における効率性判断においては、「補助事業計画の事前審査に時間を要するため、早めに審査を行うことにより、効率化を図っている」となっており、前倒しで審査に取り掛けることにより業務の円滑化を進めていますが、審査に要する時間等は数値化されておらず、効率性についての客観的な判定はできませんでした。

有効性

事業目標として、「岐阜県第5期介護保険事業支援計画及び各市町村第5期介護保険事業計画に基づいた特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の整備を進めることで、県内介護基盤の充実化を図る。」と掲げられていますが、目標の達成度を示す指標と実績において「高齢化の進展により要介護高齢者の増加が見込まれる一方で、住み慣れた地域で自立した生活を送るための地域包括ケアの充実に向けた取組みも進められており、施設介護(整備床数)の定量的な指標を設けることは困難である。」とされており、有効性を指標に基づいて客観的に判定することはできませんでした。

しかし、介護基盤の充実は、施設入所待機者の解消を目的としたものであり、要介護者が年々増加している現状で施設入所待機者の絶対値、又は単純な増減を指標とすることは困難であるにしても、例えば、都道府県の人口当たり施設入所待機者の平均との比較を行う等の形で、当該事業に定量的な有効性の指標を導入することは可能であると考えます。

検討の経緯で気づいた事項

介護基盤の充実是全国的な高齢化の進展に伴う緊急の課題であるとされていますが、「事業評価調書」において、目標の達成度を示す指標が設定されていませんでした。担当課は目標設定は困難であるとの認識ですが、介護保険事業計画の方向性を踏まえ、個別の事業計画の達成状況、県として介護基盤の整備充実が達成できているかについて、具体的な数値等を用いながら住民に対して説明を行っていくことが期待されます。

まとめ

適切な指標設定に基づいた事業評価に係る課題はありますが、他の指摘・意見はありません。

カ 介護基盤緊急整備特別対策補助金(交付金事業)

(ア)補助金の概要

<基本情報>

目的	社会的ニーズの高い特別養護老人ホーム(地域密着型)や認知症グループホーム等の整備を行い、入所待機者の解消及び老人福祉の向上を図る。
補助対象事業	介護保険関連施設の緊急整備及び老朽化に伴う改修等
補助事業者等	市町村又は民間事業者
補助開始年度	平成 22 年度
担当課	高齢福祉課

<補助件数及び金額の推移>

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	57	13	21	
金額(千円)	1,395,745	163,803	439,320	281,828

(注) 平成 23 年度の補助金額が大きい理由としては、介護保険計画(市町村介護保険事業計画及び県介護保険事業支援計画)が介護保険法により、3年ごとに策定することとされており、平成 23 年度は第 4 期(平成 21 年度～平成 23 年度)の最終年にあたることから、計画期間の 1、2 年目で予定どおりの整備進捗が図れなかった箇所が、最終年に実施されたことに起因するものです。

また、第 5 期(平成 24 年度～平成 26 年度)も同様に、1、2 年目に計画どおりに整備が進まなかった箇所が、最終年(平成 26 年度)に回されていますが、事業の財源となる「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」の事業終期到来による、基金残高の減少により、最終年度(平成 26 年度)の補助金額が減少しています。現状において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金による事業は、平成 26 年度末を以て終了となる見込みですが、介護基盤の充実、全国共通の問題であることから、基金などの一時的な対応でなく、国に対して恒常的な制度の創設を要望中であるとのことです。

<平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載>

(事業目標)

岐阜県第 5 期介護保険事業支援計画に基づいた特別養護老人ホーム等の整備ならびに、認知症高齢者グループホーム等の小規模施設の防災改修等に対する助成を通じて、県内介護基盤の充実化を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

岐阜県介護保険事業支援計画(第 5 期)に係る整備事業、又は防災改修を希望する施設に対する整備事業であるため、独自に指標を設定することは困難である。

< 補助要綱の特記事項 >

特記事項はありません。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

「岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を活用する事業です。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

高齢化の進展に伴い、全国的に老人福祉施設の需要が増加しており、当該介護基盤の整備に対する補助金の支出には妥当性があるものと認められます。

また、公平性の観点からも問題は認められませんでした。

効率性(費用対効果)

事業評価における効率性判断においては、「補助事業計画の事前審査に時間を要するため、早めに審査を行うことにより、効率化を図っている」となっており、前倒しで審査に取り掛けることにより業務の円滑化を進めていますが、審査に要する時間等は数値化されておらず、効率性についての客観的な判定はできませんでした。

有効性

事業目標としては、「岐阜県第5期介護保険事業支援計画に基づいた特別養護老人ホーム等の整備ならびに、認知症高齢者グループホーム等の小規模施設の防災改修等に対する助成を通じて、県内介護基盤の充実を図る。」と掲げられていますが、目標の達成度を示す指標と実績において「岐阜県介護保険事業支援計画(第5期)に係る整備事業、又は防災改修を希望する施設に対する整備事業であるため、独自に指標を設定することができない。」とされており、有効性を指標に基づいて客観的に判定することはできませんでした。

しかし、そもそも介護基盤の充実は、施設入所待機者の解消を目的としたものであり、要介護者が年々増加している現状で施設入所待機者の絶対値、又は単純な増減を指標とすることは困難であるにしても、例えば、都道府県の人口当たり施設入所待機者の平均との比較を行う等の形で、当該事業に定量的な有効性の指標を導入することは可能であると考えます。

検討の経緯で気づいた事項

介護基盤の充実是全国的な高齢化の進展に伴う緊急の課題であるとされていますが、「事業評価調書」において、目標の達成度を示す指標が設定されていませんでした。担当課は目標設定は困難であるとの認識ですが、介護保険事業計画の方向性を踏まえ、個別の事業計画の達成状況、県として介護基盤の整備充実が達成できているかについて、具体的な数値等を用いながら住民に対して説明を行っていくことが期待されます。

まとめ

適切な指標設定に基づいた事業評価に係る課題はありますが、他の指摘・意見はありません。

キ 介護人材確保対策緊急支援事業費補助金

(ア) 補助金の概要

< 基本情報 >

目的	厳しい雇用情勢にも関わらず、介護分野は人材不足が深刻であることから、介護を必要とする方が安心してサービスを受けることができるよう、介護サービスを支える人材の確保と定着を支援する。
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉・介護人材参入促進事業 ・ 潜在的有資格者等再就職促進事業 ・ 福祉・介護人材キャリアパス支援事業
補助事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法で規定する介護サービス及び障害者総合支援法で規定する障害福祉サービスを行う事業者又はこれを運営する法人 ・ 主に前項で構成される団体及び職能団体 ・ 社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士を養成する学校及び介護人材を養成する県が指定した団体 ・ その他、知事が適当と認める者
補助開始年度	平成 24 年度
担当課	高齢福祉課

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	-	17	15	
金額(千円)	-	12,889	12,620	69,600

- (注)1 平成 26 年度予算が平成 24 年度・平成 25 年度の補助金額と比較して大きくなっていますが、当初予算は、平成 24 年度が 92,270 千円、平成 25 年度が 69,600 千円であり、当初予算段階においては例年並みとなっています。予算に比較して実施額が小さい理由は、当該事業が国の交付金を財源とした基金事業であり、事業執行は、国の要綱の範囲内で実施することになるため、県の裁量で事業内容の拡充を図ることは難しく、補助事業者の申請に基づいて補助金の交付をする他は、県として積極的に補助金の活用を促すことが難しいことに起因します。
- 2 同事業は平成 23 年度以前も旧要綱により執行されている継続事業であるとの認識により、表 3-5-1 では平成 23 年度執行額の記載がありますが、担当課としては、現要綱に基づく補助の推移の観点から、当表での平成 23 年度の執行額はゼロであるとの回答でした。

<平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載>

(事業目標)

高齢化の進展により質の高い介護サービスの提供が求められており、介護を必要とする方が安心してサービスを受けられるよう、介護サービスを支える人材の確保、定着を支援する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

定性的な効果を目的とする事業であり、定量的な指標の設定は困難。

<補助要綱の特記事項>

特記事項はありません。

<当補助金の経緯等の特記事項>

国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を財源として造成した「岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用する事業です。

(イ)監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

少子高齢化の進展に伴い、介護人材の確保は全国的な課題となっており、当該人材確保のための事業への補助金の支出は妥当であると認められます。

また、公平性の観点からも問題は認められませんでした。

効率性(費用対効果)

事業評価における効率性判断においては、「補助金交付の形態を取ることで、効率化は図られている。」となっており、多岐にわたる介護人材の確保、育成の対策を県が網羅的に実施することは非効率であるため、実際に介護の現場を担う補助事業者が実施した研修等に補助を行うことで効率性を追求しているものの、審査に要する時間等は数値化されておらず、効率性についての客観的な判定はできませんでした。

有効性

事業目標として、「高齢化の進展により質の高い介護サービスの提供が求められており、介護を必要とする方が安心してサービスを受けられるよう、介護サービスを支える人材の確保、定着を支援する。」と掲げられていますが、「定性的な効果を目的とする事業であり、定量的な指標の設定は困難。」とされていることから、有効性を判定することができませんでした。

しかし、就労支援という定性的な効果を目的とする事業であっても、就労支援自体が介護サービス人材の確保と定着を目的とするものであり、例えば、県内の介護職員の増減を他の都道府県と比較する等の指標を用いて有効性を測定することは可能であると考えられます。

検討の経緯で気づいた事項

特記事項はありません。

まとめ

適切な指標設定に基づいた事業評価に係る課題はありますが、他の指摘・意見はありません。

ク 介護職員定着支援事業費補助金

(ア)補助金の概要

< 基本情報 >

目的	産休・育休の取得促進のために生じた人材不足の解消を図るため、介護事業者が代替職員(有資格者等)を雇用する場合に経費の一部を助成する。 代替職員として介護の資格者を積極的に活用することで、施設側の指導等に係る負担軽減ならびに、再就労のための掘り起こしにつなげる。
補助対象事業	岐阜県介護職員定着支援事業実施方針に基づく介護職員定着支援事業
補助事業者等	岐阜県介護職員定着支援事業実施方針に基づく事業所を有する法人
補助開始年度	平成 24 年度
担当課	高齢福祉課

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	-	33	15	
金額(千円)	-	25,128	25,031	39,072

< 平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載 >

(事業目標)

介護人材確保対策基金を活用し、産休・育休等の代替職員の確保を通じた職員の就労環境改善、定着支援を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

介護職員の産休、育休の取得促進という職場環境の改善が目的であるため、定量的な指標を設定することはできない。

< 補助要綱の特記事項 >

要綱では、「交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。」とされていますが、要綱において別表によると定められている「補助対象事業等」、「補助基準額」、「補助対象事業者」は、更に「岐阜県介護職員定着支援事業実施方針」を参照する形となっていました。要綱の(総則)では、要綱の定めるところによるとされているのみで、「岐阜県介護職員定着支援事業実施方針」の位置づけが明確にされていないことから、この事業における県の定める体系が分かりにくい状況でした。

また、要綱の(総則)においては、「介護職員の確保と定着を図るために行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。」とあります。しかし、実施方針における(事業目的)では「介護職員の産休・育休取得の促進に取り組む介護施設に対し、新規職員の雇用を支援することで、人材不足の緩和や、産休・育休を取りやすい環境の整備、介護施設における介護職員の確保・定着促進を図ることを目的とする。」とされており、実施方針では、産休・育休に係る代替職員の雇用費用補助の内容となっており、事業の範囲がかなり限定されています。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

「介護人材確保対策基金」を活用する事業です。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手続に従って行われていました。

妥当性及び公平性

介護職員の確保・定着支援は全国的な課題となっており、事業の趣旨からは補助を行うことは妥当であると認められます。

しかし、補助金の名称が「介護職員定着支援事業費補助金」であるにもかかわらず、実態は、産休・育休に係る代替職員の雇用費用補助にとどまっています。

当該補助金の対象事業所は介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活保護、特定施設入居者生活保護及びこれらの併設事業者を有する法人とされており、対象者は蓋然的には公平であると認められます。

しかし、ヒアリングにより、申請状況を確認したところ、実質的には、産休・育休の制度が整った事業所でないため申請できないため、補助対象法人数は少数の施設等の運営主体にとどまっており、平成 25 年度の申請法人は 15 法人(対象者は 36 名)でした。

当該補助の目的が真に定着支援なのであれば、出産・育児を経て、再び働く意思のある介護職員をサポートすることが必要であり、実際に申請が行える事業者が限定されているのであれば、制度設計の見直しを進めることが適切であると考えます。

また、産休・育休の取得は年を通じて発生しうるものであるにもかかわらず、平成 25 年度までは、募集が年 1 回であり、年初における産休・育休が見込まれる者に限定されるということも、当制度の利用のしやすさの観点からは改善の余地があると考えます。

効率性(費用対効果)

事業評価における効率性判断においては、新規雇用者への直接経費(人件費)のみを補助対象としており、事業の目的に対して最小限の助成制度であるとの評価がなされていましたが、事業目的は、就労環境改善、定着促進とされており、産休・育休後の職員の定着率に関する調査等を行われていないことから、効率性についての判断はできませんでした。

有効性

当補助金の事業目標として、「介護人材確保対策基金を活用し、産休・育休等の代替職員の確保を通じた職員の就労環境改善、定着支援を図る。」が掲げられていますが、「事業評価調書」では「産休・育休の取得促進という職場環境の改善が目的であるため、定量的な指標が設定できない」とされています。

県に対する質問票では、支援事業所における介護職員の産休・育休取得及び代替職員の雇用実績により、有効性を判断しているとの回答でした。

事業目標としては、「介護人材確保対策基金を活用し、産休・育休等の代替職員の確保を通じた職員の就労環境改善、定着支援を図る。」が掲げられていますが、「産休・育休の取得促進という職場環境の支援が目的であるため、定量的な目標が設定できない」とされていることから、有効性を判定することができませんでした。

しかし、産休・育休等の代替職員の確保を通じた職員の就労環境改善、定着支援を図ることが目的であれば、例えば、産休・育休制度が整備されている法人の比率、産休・育休を取得した職員の定着率、補助金交付期間終了後の継続雇用率等を有効性の指標とすることが考えられます。

検討の経緯で気づいた事項

補助金額として、賃金に要する経費を補助対象とし、1時間当たり740円を上限としていますが、この単価は、類似事業とみなされた保育士等の産休等代替職員に対して、国庫補助事業で適用していた平成16年度の基準額5,940円/日に基づいて、平成17年度以降、適用されている単価です。

当事業は平成24年度からの補助事業ではありますが、その後、単価の見直しは行われていません。環境の変化に応じて、給与の額を見直すことが適切であることから、時間単価の改定の要否についても検討を行うことが適切です。

まとめ

【意見】 補助金の目的の明確化と名称への反映 【高齢福祉課】

「介護職員の確保と定着を図る」という要綱の目的(総則)と比べ、現在の制度は代替職員の人件費補助にすぎない状況にあることから、補助金の名称・目的と、実際の補助内容との間にかなりのギャップがある状況です。

まず、事業目的である介護サービスを支える人材の定着の状況について調査等を行うことにより、定着が図られているかを確認することが適切です。そして、人材の定着が達成されていないのであれば、補助金のあり方を含め、当事業の事業内容を抜本的に見直す必要があります。また、目的が代替職員の人件費補助なのであれば、補助目的自体を変更することが適切です。

いずれにせよ、補助金の目的を明確にするとともに、補助金の趣旨に沿った運用を行うことが重要であり、補助金の名称を実態に沿った名称とすることが適切です。

【意見】 補助対象事業者の拡大 【高齢福祉課】

現在の補助金は、結果として、補助対象事業者がかなり狭くなっていることから、より多くの法人が利用可能な方法がないかについて、検討を進めることが望まれます。

【意見】 補助金の申請が可能な期間の拡大 【高齢福祉課】

平成 25 年度までは、募集が年 1 回に限られ、年初に産休・育休が見込まれる者に限定されていましたが、利用希望者の便宜を検討の上、補助金の申請が可能な期間を広げることが期待されます。

【意見】 補助単価の見直し 【高齢福祉課】

平成 17 年度以降、補助単価の見直しが行われていませんが、補助単価の見直しの要否について、対象となる職種のデータに基づいて検討を行うことが適切です。

ケ 「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金

(ア)補助金の概要

< 基本情報 >

目的	「清流」に象徴される本県の恵まれた地域資源・地域特性を活かし、広域的な連携・役割分担により、県内の周遊性を高め、滞在時間及び宿泊期間を増加させる地域主体の取組を支援するため。
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客の受入れ体制の整備及びホスピタリティ向上に関する事業 ・地域資源を活用した各種サービスの開発及び提供に関する事業 ・観光客の移動の利便性向上に関する事業 ・観光に関する情報提供の充実強化に関する事業等

補助事業者等	観光事業者、観光関係団体、市町村等で構成される協議会等
補助開始年度	平成 25 年度
担当課	観光課

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	-	-	14	
金額(千円)	-	-	13,660	130,000

(注) 「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金の平成 26 年度当初予算額は 130,000 千円であり、平成 25 年度決算額と比較して大幅に増加しています。これは補助対象として新たに「主要観光資源誘客強化事業」が加わり、100,000 千円の予算上乗せがあるためです。

< 平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載 >

(事業目標)

<p>今後充実する交通インフラを本県への観光入込客の拡大に確実に結びつけるため、県内の主要観光地を再整備するための取組を支援するとともに、同一・近隣エリアの観光資源間で連携を強化し、これらを周遊することで、岐阜県ならではの高品質かつ本物の魅力が満喫できる宿泊滞在型観光を提供する「清流の国ぎふ観光回廊づくり」を支援するための取組を支援する。</p> <p>第 1 ステージ(H20-H24)観光資源の掘り起こしとブランディング<点の拡大> 第 2 ステージ(H25-H29)「清流の国ぎふ観光回廊」づくりの推進<点から線へ> 第 3 ステージ(H30-)「清流の国ぎふ観光回廊」の定番化<線から面へ></p>

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
観光消費額	-	2,372 億円 (H23)	2,460 億円 (H24)	2,460 億円 (H24)	3,000 億円 (H29)	82.0%
観光入込客数	-	3,589 万人 (H23)	3,619 万人 (H24)	3,619 万人 (H24)	4,500 万人 (H29)	80.4%
宿泊客数 (延べ人数)	-	558 万人 (H23)	583 万人 (H24)	583 万人 (H24)	600 万人 (H29)	97.2%

(注) 平成 23 年度の調査より、観光庁が策定した「観光入込客統計に関する共通基準」を導入し、調査方法を変更しているため、平成 22 年度以前の数値は記載されていません。

< 補助要綱の特記事項 >

特記事項はありません。

<当補助金の経緯等の特記事項>

平成 20 年度から平成 24 年度まで岐阜の魅力ブラッシュアップ支援事業費補助金により、未だ観光資源化されていない「岐阜の宝もの」等の観光資源としての魅力強化に資する取組みを支援してきており、平成 25 年度からはそのブラッシュアップされた「岐阜の宝もの」等を既存の観光資源と連携させ滞在型・周遊型の観光を推進するため、当該補助制度が開始されています。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手続に従って行われていました。

妥当性及び公平性

岐阜県では、「清流の国ぎふ」観光回廊づくりを進めるとともに、国内外からの誘客強化により、宿泊滞在型観光の促進を図り、観光消費額の拡大、さらには観光産業の基幹産業化を目指しています。

その実現にあたっては、県内各地域において、地域の資源や特性を活かした観光の振興や、地域資源間の連携強化に資する取組みが行われることが不可欠であり、当補助金はこれらの取組みを支援するものです。

主要産業である観光の活性化に資するものであることから、補助を行うことには妥当性が認められます。

また、交付先は応募のあった中から選定されており、公平性の観点からも問題はありませんでした。

効率性(費用対効果)

交付先の決定の際には、要望する補助事業の対象要件の適否、要件を満たす補助事業の優劣を審査し、観光振興及び「清流の国ぎふ」観光回廊の構築に資する効果的な事業を優先して選定しており、効率性を念頭においた採択方式が採用されています。

ただし、個別の補助事業の評価は事業の結果の確認にとどまっており、経済効果等の測定が行われていないことから、客観的に効率性の判定ができません。

有効性

事業目標として「観光消費額・観光入込客数・宿泊客数(延べ人数)」が掲げられています。これらの指標は県の観光振興プランの目標でもあります。これらの指標の推移をもって事業の有効性を判断するというのが県のスタンスです。

いずれの指標も伸びていることが分かります。ただし、平成 23 年度には東日本大震災の影響で観光も打撃を受けたことから、一概に事業の効果とは判断できない点に留意が必要です。

平成 25 年岐阜県観光入込客統計調査によれば、岐阜県の平成 25 年 1 月から 12 月の観光消費額は 2,659 億円で前年同期比 8.1%の増加、観光入込客数(実人数)は 3,844 万人で前年同期比 6.2%の増加となっています。また、宿泊者数(実人数)は 530 万人で、前年同期比 14.2%の増加となっています。特に観光目的が多い外国人宿泊者人数(実人数)は 40.8%増の 28 万 4 千人となっており、順調に伸びていることがうかがえます。全体としては事業の成果が現れているといえます。

個別の補助事業については、補助事業が実施されたことにより、当該地域の観光振興が図られ、地域資源間の連携が促進されたかを事業終了後に書類審査及び現地検査にて確認していますが、有効性の評価は必ずしも適切に行われているとはいえない状況にありました。

例えば、下呂・中津川広域観光振興協議会からの平成 25 年度実績報告書において報告されている事業効果は周遊バスの運行台数及び集客人数、クーポンブックの印刷部数及び使用枚数、岐阜の宝もの等を周知する観光キャンペーンの実施実績といった事業の「結果」であって「効果」ではありません。

事業の実施によりどの程度の経済効果等があったのかという観点で有効性を評価することが望まれます。

検討の経緯で気づいた事項

特記事項はありません。

まとめ

適切な指標設定に基づいた事業評価に係る課題はありますが、他の指摘・意見はありません。

コ 飛騨・美濃じまん観光誘客推進事業費補助金

(ア) 補助金の概要

< 基本情報 >

目的	県内最大の民間観光団体である(一社)岐阜県観光連盟が実施する販売促進事業等に対し支援を行い、岐阜県の観光消費額の増大を図る。
補助対象事業	観光商品の販売促進を図り、観光消費額の拡大に資すると認められる、(一社)岐阜県観光連盟が実施する観光誘客推進事業。
補助事業者等	(一社)岐阜県観光連盟
補助開始年度	平成 20 年度
担当課	観光課

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	1	1	1	
金額(千円)	18,999	19,000	19,000	19,000

< 平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載 >

(事業目標)

平成 23 年度から、唯一の県内全域を範囲とする観光事業団体として方向性、組織を全面的に見直し、活動の軸足をこれまでの情報発信から観光商品を売ることに転換、「キャンペーンで売る」「インターネットで売る」「海外で売る」「名古屋で売る」「会員支援」という 5 つの柱により、観光商品をオール岐阜県で販売を促進する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
観光消費額	-	2,372 億円 (H23)	2,460 億円 (H24)	2,460 億円 (H24)	3,000 億円 (H29)	82.0%
観光入込客数	-	3,589 万人 (H23)	3,619 万人 (H24)	3,619 万人 (H24)	4,500 万人 (H29)	80.4%
宿泊客数 (延べ人数)	-	558 万人 (H23)	583 万人 (H24)	583 万人 (H24)	600 万人 (H29)	97.2%

(注) 平成 23 年度の調査より、観光庁が策定した「観光入込客統計に関する共通基準」を導入し、調査方法を変更しているため、平成 22 年度以前の数値は記載されていません。

< 補助要綱の特記事項 >

特記事項はありません。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

観光連盟の「販売促進」への方向性の変更は、県の意向に沿ったものであり、県と観光連盟とにおいて、それぞれ担う役割を整理した結果の転換です。

平成 23 年度より要綱の補助対象事業を「観光客の誘致促進と観光消費額の増大を図り、観光を本県の基幹産業に発展させるため」の事業から「観光商品の販売促進を図り、本県の観光消費額の拡大に資すると認められる」事業に改正しています。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

補助金の交付先である岐阜県観光連盟は、岐阜県内における観光事業の健全な発展と振興並びに地域の活性化を目的として活動している団体で、県内全域を所管する唯一の観光団体です。

当該団体は宿泊施設、観光施設、交通事業者など、幅広い分野の会員を有しており、県内全域の観光資源や会員を活用し、県が進める観光消費額の増大に資すると認められる事業に取り組んでおり、販売促進の効果は岐阜県の宿泊施設・観光施設等の売上として現れるため、公益性の観点からは妥当であると認められます。

また、交付先は観光連盟のみとなっていますが、観光連盟は県内全域を所管する唯一の観光団体であることから、公平性の観点からも問題はありせん。

効率性(費用対効果)

観光商品造成促進事業等においては、県が実施する魅力発信や観光地ブラッシュアップ事業等、県の観光施策と歩調を合わせて観光連盟の事業が実施されており、効率性が意識されているといえます。

個別の事業について、実績報告書においてホームページアクセス件数やキャンペーン内容等の記載を確認しています。ただし、事業の結果の確認にとどまっており、経済効果等の測定が行われていないことから、事業に要した費用との比較等による効率性の判定はできません。

有効性

事業目標として「観光消費額・観光入込客数・宿泊客数(延べ人数)」が掲げられています。これらの指標は県の観光振興プランの目標でもあります。これらの指標の推移をもって事業の有効性を判断するというのが県のスタンスです。

いずれの指標も伸びていることが分かりますが、平成 23 年度には東日本大震災の影響で観光も打撃を受けたことから、一概に事業の効果とは判断できない点に留意が必要です。

平成 25 年岐阜県観光入込客統計調査によれば、岐阜県の平成 25 年 1 月から 12 月の観光消費額は 2,659 億円で前年同期比 8.1%の増加、観光入込客数(実人数)は 3,844 万人で前年同期比 6.2%の増加となっています。また、宿泊者数(実人数)は 530 万人で、前年同期比 14.2%の増加となっています。特に観光目的が多い外国人宿泊者人数(実人数)は 40.8%増の 28 万 4 千人となっており、順調に伸びていることがうかがえます。全体としては事業の成果が現れているといえます。

個別の事業については、実績報告書においてホームページアクセス件数やキャンペーン内容等の記載を確認していますが、報告されているのは利用件数や利用者数といった事業の「結果」であって「効果」とは言いえないものが見受けられました。

一例として平成 25 年度において中日本高速道路会社との連携として実施した「清流の国ぎふ旅キャンペーン」に関する報告を挙げます。

「清流の国ぎふ旅キャンペーン」は岐阜県と富山県の宿泊施設で特別の宿泊プランを販売するほか、協賛施設や店舗でクーポン券を提示すれば割引や特典が受けられるというものです。中日本高速道路会社が発売する、岐阜と富山のフリーエリア内の高速道路が最大 3 日間乗り放題となるプランと併せて利用することで両県をお得に旅できる点がアピールされています。

この事業に関して実績報告書で報告されているのは NEXCO 周遊プラン利用実績ですが、特定の高速道路料金プランの利用件数は事業の効果を適切に表わすものとはいえません。キャンペーンが対象とする旅行商品の販売実績やクーポンが協賛施設等の売上にどれだけ貢献したかなどの経済効果により有効性を評価することが望まれます。

検討の経緯で気づいた事項

平成 25 年度の観光連盟の当該事業に係る収入 22,096 千円のうち、県補助金は 19,000 千円となっています。観光連盟の当該事業における受益

者負担の仕組みとしては、PRイベントの成功が売りに直結する観光物産展において、参加会員から参加料を徴収していることが挙げられるものの、当該事業の収入の8割以上が補助金であり、連盟の活動は補助金なしには成り立たない状況です。

観光連盟の財務体質を改善し、県負担の軽減や連盟の自立を促していくためにも、安定的収入の確保について検討していくことが望まれます。

まとめ

【意見】岐阜県観光連盟の財務体質の検討 【観光課】

観光連盟の当該事業に係る収入の大部分が県補助金であり、連盟の活動は補助金なしには成り立たない状況です。

観光連盟の財務体質を改善し、県負担の軽減や連盟の自立を促していくためにも、安定的収入の確保について検討していくことが望まれます。

サ 緊急経済対策信用保証料補給金(新年度保証分・旧年度保証分)

(ア)補助金の概要

< 基本情報 >

目的	業況の悪化している中小企業者の負担を軽減するため、県制度融資の保証料率を現行保証料率よりさらに低い保証料率とし、差額分を岐阜県信用保証協会に補給する。(新年度保証分、旧年度保証分)
補助対象事業	県制度融資で保証協会の保証を利用する中小企業者に対する信用保証料補給
補助事業者等	岐阜県信用保証協会
補助開始年度	平成 13 年度
担当課	中小企業課(平成 26 年度は商業・金融課)

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
新年度保証分				
件数(件)	1	1	1	
金額(千円)	28,607	15,710	11,741	34,652
旧年度保証分				
件数(件)	1	1	1	
金額(千円)	61,061	89,667	105,378	137,051

<平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載>

(事業目標)

厳しい経済環境の中、県制度融資を利用する中小企業者の負担を軽減し、利用しやすい制度の維持を図ることによって、中小企業者の資金調達の円滑化を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
岐阜県下企業倒産月報 (TSR 情報) 暦年・件数	-	184 件 (H22)	197 件 (H23)	168 件 (H24)	-	-
岐阜県下企業倒産月報 (TSR 情報) 暦年・負債総額	-	43,668 百万円 (H22)	33,503 百万円 (H23)	29,255 百万円 (H24)	-	-

(注)1 TSR：株式会社東京商工リサーチ

2 担当課は上記指標を用いて事業評価を行っているわけではないため、目標値は記載されていません。

< 補助要綱の特記事項 >

特記事項はありません。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

特記事項はありません。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

大企業を中心に景況感の改善の傾向が現れつつあるものの、平成 22 年度から平成 25 年度の岐阜県内の倒産件数は 184 件、197 件、168 件、182 件と、依然として先行き不透明な状況が続いており、資金調達の円滑化の必要性は高く、補助を行うことについては妥当性が認められます。

また、県制度融資全件に係る信用保証料の補給を対象としていることから、公平性についても問題はありませんでした。

効率性(費用対効果)

事業者負担の資金調達コストの軽減策としては利子補給がありますが、事業者のリスク区分にかかわらず一定の補助率となること、事業者の返済状態により県の財政負担が増える可能性があること、金融機関の事務負担が増えることを勘案すると、保証料補給の方が効率的であるといえます。また、補助率は対象となる資金の区分に従って一律に設定されていますが、資金の区分は資金の用途に応じたリスクに対応しており、例えば、海外への事業展開・販路開拓のための事前調査実施のための国際的事業展開支援資金については追加補給率が最も高くなっている等、効率的な制度設計となっています。

一方で、有効性の項目に記載のとおり、定量的な観点から効率性の検討が行われていないことから、定量的な観点からの効率性は判断できません。

有効性

「事業評価調書」には「倒産件数、負債総額」の推移が示されているものの、これらは岐阜県全体の経済動向を示すマクロの指標であり、保証料の補助の成果を表わすものではありません。担当課もこれらにより何らかの事業評価を行っているわけではないとのことです。

そもそも、中小企業者の信用保証料を補助することが資金調達コストを軽減することは理解できますが、信用保証料の補助は単なる1経費の補助であって、資金の融通に関する効果は非常に間接的と思われます。

信用保証料の補助がなくても、資金が必要であれば、資金調達はせざるを得ません。また、信用保証を受けることができれば、信用保証料に関する補助はなくても、資金の借入れはできます。このため、仮に保証料の補助を打ち切ったとしても資金調達への影響は限定的なものとなる可能性があります。緊急経済対策信用保証料補給金は通常保証料補助の上乗せ分であるため、影響は更に小さいと考えられます。

また、岐阜県信用保証協会が代位弁済を行った件数の推移は表3-5-4のとおりです。県制度融資を利用していたケースで信用保証協会が保証債務を履行した事例は平成23年度に204件、平成24年度に199件、平成25年度に176件発生しています。全体の約2割は県制度融資の利用者ということになります。その大部分は保証料の補助を受けています。補助を受けていても相当数が資金繰りに窮していることが分かります。

当該補助事業は有効でないとは断定できないものの、有効であると主張できるほどではないと考えます。

表 3-5-4 岐阜県信用保証協会 代位弁済の推移

年度	県保証			その他			合計	
	件数	件数 前年比	金額 (千円)	件数	件数 前年比	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
平成 21 年度	262	-	1,832,967	981	-	9,917,029	1,243	11,749,996
平成 22 年度	172	66%	1,697,673	744	76%	8,793,121	916	10,490,794
平成 23 年度	204	119%	1,657,343	664	89%	7,385,724	868	9,043,067
平成 24 年度	199	98%	1,819,619	660	99%	8,399,337	859	10,218,956
平成 25 年度	176	88%	1,551,653	591	90%	6,466,971	767	8,018,624

検討の経緯で気づいた事項

各都道府県ともに保証料補給、利子補給、双方を補給などのパターンがあるものの何らかの資金繰り支援は行っており、補助を打ち切れれば中小企業にとっての岐阜県の魅力が周辺県に比べ相対的に低下することが懸念されるため、補助の効果は示しにくいものの、補助を継続していきたいというのが県の意向です。

緊急経済対策信用保証料補給金は通常の保証料補給の上乗せ分であるため、景気の動向に応じてメニューや補助率を見直していくことが望まれます。

まとめ

適切な指標設定に基づいた事業評価に係る課題はありますが、他の指摘・意見はありません。

シ 市町村補助金（重点分野雇用創造分）

(ア) 補助金の概要

< 基本情報 >

目的	離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者の生活の安定のため、これらの者の一時的な雇用・就業機会を創出・提供する等の事業を実施する市町村に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助対象事業	市町村等が、失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供及び人材育成のために、民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体等に対する委託により行う次の事業(以下「委託事業」という。) (1) 略 (2) 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供したうえで、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業のうち、重点分野(介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究の分野をいう。以下同じ。)又は県の成長分野として設定された4分野(産業・中小企業振興、地域づくり・スポーツ振興、安全・安心、就労・社会参加促進)に係るものであって、(3)「地域人材育成事業」、(4)「震災等緊急雇用対応事業」及び(5)「起業支援型地域雇用創造事業」以外のもの(以下「重点分野雇用創出事業」という。) (3)～(5) 略 (注)当該補助金は「岐阜県市町村緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金交付要綱」に定められており、委託事業については(1)「緊急雇用事業」、(2)「重点分野雇用創出事業」、(3)「地域人材育成事業」、(4)「震災等緊急雇用対応事業」及び(5)「起業支援型地域雇用創造事業」の5つの事業が対象となっているが、その他の項目の説明は省略
補助事業者等	市町村、広域連合及び一部事務組合
補助開始年度	平成20年度
担当課	労働雇用課

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度予算
件数(件)	77	92	72	
金額(千円)	705,841	574,254	628,777	-

(注) 国の実施要領により、事業実施期間が平成25年度までと定められた事業であることから、平成26年度は対象事業はありません。

<平成 25 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載>

(事業目標)

平成 25 年度において、約 1,200 人分の雇用を創出する。 (平成 20 年度からの累計目標 22,107 人)
--

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
雇用創出数 (単年)	0 人 (H19)	6,029 人 (H22)	6,565 人 (H23)	2,530 人 (H24)	1,200 人 (H25)	-
雇用創出数 (累計)	0 人 (H19)	11,812 人 (H22)	18,377 人 (H23)	20,907 人 (H24)	22,107 人 (H25)	94.6%

(注) 要望を求める際に、全体事業費の他、新規雇用の失業者数及び新規雇用の失業者に係る人件費の報告を求めており、事業に係る失業者数の合計が雇用創出数とされています。

平成 25 年度までの基金事業であり、基金利用可能額を上限として要望のとりまとめを行っており、基金利用可能額が下がれば新規雇用できる失業者の数は減少することから、平成 24 年度以降の目標は減少しています。

平成 26 年度は対象事業がないことから、平成 25 年度予算要求時における担当課の「事業評価調書」の記載に基づいています。

<補助要綱の特記事項>

国(厚生労働省職業安定局地域雇用対策室長)より、下記の事業を対象とする旨の通知があり、これに基づいて交付要綱を定めているため、県において事業の対象範囲を追加したり、変更したりすることはできません。

【通知文(抜粋)】

重点分野(介護・医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究の分野並びに各都道府県において当該地域の成長分野として設定された 4 分野)において、失業者の短期の雇用機会の提供又は雇用・就業機会の創出及び人材育成を行う事業

【重点雇用創出事業に関する Q & A (抜粋)】

(指標に合致する事業)

(ア)特定の地域で大量に離職者が発生した等の事由により、事業を実施する必要性、緊急性が高い事業

(イ)専門的な知識や技能が身につく、継続雇用や事業終了後、速やかに別の安定的な雇用に繋げることができる事業

(ウ)地域で安定的な雇用を創出してゆく取組みを実施するために必要な調査、キーパーソンの育成等

<当補助金の経緯等の特記事項>

補助要綱の特記事項と同様、国のスキームの枠組みの中でしか動くことができず、県において事業内容の変更を行うことはできません。

(イ)監査の結果

準拠性

補助金の交付決定及び支給額の算定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

厚生労働省によって定められた事業内容に基づいて事業が実施されており、県において妥当性や公平性を考慮できる事業ではありません。

効率性(費用対効果)

厚生労働省により定められた要領に基づいて、概ね予定どおりの対応が行われています。

県の裁量の余地がないことから、県に対する効率性(費用対効果)の判断はできません。

有効性

失業率、有効求人倍率、新規雇用者数/求人数等の指標を用いることが考えられますが、総務省の統計等において失業率等を算定する場合の対象範囲と当該補助金の対象事業の範囲とが異なるため、補助金の効果を直接的に算定することは困難です。

検討の経緯で気づいた事項

この事業は、実施期間が原則1年以内に限定されているものの、対象事業経費の10分の10補助の形となっていることから、事業実施期間においては雇用が一時的に増加しますが、終期があるため、事業終了により雇用が継続されない可能性があります。

県において同様の事業を実施する場合には、短期的な効果のみでなく、事業完了後においても、継続して効果が認められるようなスキームにより実施することが望まれます。

まとめ

国が定めた事業内容を県で実施しているにすぎないため、県に対する指摘・意見はありません。

(ウ)当該補助金に関連する補足説明事項

〔シ〕市町村補助金(重点分野雇用創造分)及び〔ス〕市町村補助金(起業支援型地域雇用創造分)は厚生労働省の「緊急雇用創出事業」に係る補助金です。

厚生労働省では、地域の雇用情勢が厳しい中で、離職した失業者等の雇用機会を創出するため、各都道府県に基金を造成し、地域の実情や創意工夫に基づき、雇用の受け皿を作り出す事業を行っています。

各都道府県及び市町村等は、厚生労働省が定めた「緊急雇用創出事業実施要領」(平成21年厚生労働省職発第0130008号)等に基づき、緊急雇用創出基金を財源として、失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業を行っています。

平成25年度の「岐阜県市町村緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費交付要綱」における事業区分は、次のとおりです。

事業区分		基金対象期間
委託事業	緊急雇用事業	平成21年度開始平成23年度終了
	重点分野雇用創出事業	平成22年度開始平成25年度終了
	地域人材育成事業	平成22年度開始平成24年度終了
	震災等緊急雇用対応事業	平成24年度開始平成25年度終了
	起業支援型地域雇用創造事業	平成25年度開始平成26年度まで
直接実施事業		委託事業の場合と同じ

厚生労働省の雇用創出の基金事業としては、平成23年度で終了したふるさと雇用再生特別基金事業もありましたが、緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金の目的外使用に関しては、新聞等でも報道されたとおり、会計検査院の調査で継

続して不当事項が認識されており、平成 23 年度及び平成 24 年度の結果の概要は次のとおりです。

年度	検討対象となった自治体の数	不当事例のあった自治体の数	不当と認める交付金相当額
平成 23 年度	5 県・30 市町村	5 県・3 県の 5 市	42,122 千円
平成 24 年度	8 県・64 市町村	3 県・1 市	17,610 千円

このような事項が発生した要因としては、市又は受託者から提出された委託事業に係る実績報告書や直接実施事業で雇用した労働者から提出された報告書等の内容確認が十分でなかったこと、県の市に対する指導が十分でなかったこと、厚生労働省において県に対する指導監督が十分でなかったことなどによるとされています。

岐阜県においても、抽出した市町村補助金(重点分野雇用創造分)及び市町村補助金(起業支援型地域雇用創造分)を含む「緊急雇用創出基金事業」に係る補助金(労働雇用課所管分)に係る返還事案の発生状況を確認したところ、平成 21 年度から平成 25 年度の補助事業に対して、緊急雇用事業で 29 件(18,711 千円)、重点分野雇用創出事業で 1 件(881 千円)の返還事案が発生していました。

そのうち、主なものは平成 21 年度～平成 23 年度の羽島市に対する補助金(受託事業者：公益社団法人羽島市シルバー人材センター)における、労働時間の水増し、名義貸し等の不適正な処理に係るもの 11,115 千円でした。

これらの不適正な事案を踏まえた岐阜県における対応の状況は次のとおりです。

監査委員監査においては、平成 23 年度において、緊急雇用事業等に係る補助金に関して不正事案が発生したことを踏まえ、平成 24 年度は「緊急雇用事業等に係る支出の検証」を重点監査項目としており、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業及びふるさと雇用再生特別基金事業費補助金を対象に重点的な検証が行われました。

- ・事業は、補助金交付要綱等関連法規に従って適正に行われているか。
- ・事業の実績確認は適正に行われているか。
- ・支出の検査は適正に行われているか。
- ・事業効果(雇用の創出)の把握は適正に行われているか。

その結果、委託事業の新規雇用者に係る人件費の算定を誤ったまま精算を行ったことによる委託料の過払い(3 件、99 千円)、国の要綱に定め

る雇用期間の上限である 6 か月を超えた失業者の雇用と賃金の支払いが発見され、是正及び改善の措置が求められており、いずれも、措置が講じられていました。

また、厚生労働省の「緊急雇用創出事業」に関連する補助金に関して不適正事例が認識されたことを受けた県の対応について、労働雇用課に確認したところ、以下の対応を行った旨の回答がありました。

- ・ 国からの通知を関係課、関係市町村に転送するなどし、適切な対応を依頼した。
- ・ 県からの通知及び依頼により、適正な執行とチェックリストを活用した中間監査の実施を依頼した。
- ・ 事業採択時に事業実施に係る注意事項を通知し、徹底を図っている。
- ・ 契約手続の強化と統一化を図った。

ス 市町村補助金(起業支援型地域雇用創造分)

(ア)補助金の概要

< 基本情報 >

目的	離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者の生活の安定のため、これらの者の一時的な雇用・就業機会を創出・提供する等の事業を実施する市町村に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助対象事業	市町村等が、失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供及び人材育成のために、民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)に基づく特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体等に対する委託により行う次のいずれかの事業(以下「委託事業」という。) (1)～(4) 略 (5) 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であって、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業(以下「起業支援型地域雇用創造事業」という。) (注)当該補助金は「岐阜県市町村緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金交付要綱」に定められており、委託事業については(1)「緊急雇用事業」、(2)「重点分野雇用創出事業」、(3)「地域人材育成事業」、(4)「震災等緊急雇用対応事業」及び(5)「起業支援型地域雇用創造事業」の 5 つの事業が対象となっているが、その他の項目の説明は省略
補助事業者等	市町村、広域連合及び一部事務組合
補助開始年度	平成 25 年度
担当課	労働雇用課

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	-	-	10	
金額(千円)	-	-	410,549	38,681

(注) 平成 26 年度は平成 25 年度中に事業(雇用)を着手したもののみが対象であり、平成 25 年度開始事業で、雇用開始から 1 年以内の継続雇用分のみのため、執行予定額が減少しています。

< 平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載 >

(事業目標)

平成 26 年度において、約 640 人分の雇用を創出する。 (平成 20 年度からの累計目標 23,810 人)
--

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
雇用創出数 (単年)	-	184 人 (H20)	3,223 人 (H24)	1,570 人 (H25 目標)	640 人 (H26)	-
雇用創出数 (累計)	-	184 人 (H20)	21,600 人 (H24)	23,170 人 (H25 目標)	23,810 人 (H26)	97.3%

(注) 事業名は、「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業」であり、起業支援型地域雇用創造事業、地域人づくり事業が事業内容とされています。
当事業は基金事業であり、基金(予算)の状況に応じて、目標が設定されています。

< 補助要綱の特記事項 >

国の「緊急雇用創出事業等実施要領」に基づいて運用されている基金事業であることから、県において事業の対象範囲を追加したり、変更したりすることはできません。

【緊急雇用創出事業等実施要領(国の要領の抜粋)】

失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供したうえで、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であって、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業(以下「起業支援型地域雇用創造事業」という。)

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

補助要綱の特記事項と同様、国のスキームの枠組みの中でしか動くことができず、県において事業内容の変更を行うことはできません。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付決定、支給額の算定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

厚生労働省によって定められた事業内容について事業が実施されており、県において妥当性や公平性を考慮できる事業ではありません。

効率性(費用対効果)

厚生労働省により定められた要領に基づいて、概ね予定どおりの雇用創出が行われています。

県の裁量の余地がないことから、県に対する効率性(費用対効果)の判断はできません。

有効性

失業率、有効求人倍率、新規雇用者数/求人数等の指標を用いることが考えられますが、総務省の統計等において失業率等を算定する場合の対象範囲と当該補助金の対象事業の範囲とが異なるため、補助金の効果を直接的に算定することは困難です。

検討の経緯で気づいた事項

この事業は、実施期間が原則1年以内に限定されているものの、対象事業経費の10分の10補助の形となっていることから、事業実施期間においては雇用が一時的に増加します。しかし、終期があるため、事業終了により雇用が継続されない可能性があります。

また、報道でも取り上げられたように、補助金を足がかりに事業を拡大したものの採算が成り立たず、進出から1年3か月で撤退を決定したDIOジャパン美濃加茂コールセンターのような事例もあります。

県において同様の事業を実施する場合には、短期的な効果のみでなく、事業完了後においても、継続して効果が認められるようなスキームにより実施することが望まれます。

まとめ

国が定めた事業内容を県で実施しているにすぎないため、県に対する指摘・意見はありません。

セ 企業立地促進事業補助金

(ア) 補助金の概要

< 基本情報 >

目的	企業の立地を促進し、県経済の活性化及び県民生活の安定化を図る。
補助対象事業	1 土地、家屋及び償却資産を取得する場合 一 受託開発ソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業の事業所の設置 二 研究開発事業の事業所の設置 三 技術先端産業、航空宇宙産業(民需に限る)、新エネルギー関連産業、食料品関連産業、医薬品関連産業、医療・福祉機器関連産業及び知事が特に認めるものの製品製造を行う事業所の設置 四 コールセンターの設置 五 データセンター、ソリューションセンターの設置 六 製造業(資源循環型製造業を含み、上記一～三の業種を除く。)の事業所の設置 2 事業所を賃借する場合 一 コールセンターの設置 二 データセンター、ソリューションセンターの設置
補助事業者等	企業(営利の目的をもって事業を営む法人)
補助開始年度	平成 17 年度
担当課	企業誘致課

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	13	10	14	
金額(千円)	1,228,398	686,743	1,301,035	1,838,564

(注) 要件を満たせば、全ての企業を対象とし、予算化していることから、進出企業の件数・規模により補助金額に増減が発生しています。

< 平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載 >

(事業目標)

工場の新增設に対し、ワンストップサービスによる支援や企業投資に対する岐阜県企業立地促進事業補助金の活用により県内への企業誘致を促進する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
指定集積業種の企業立地件数(岐阜地域)	-	7 (H20)	22 (H22)	36 (H25.3)	30 (H24)	120%
指定集積業種の企業立地件数(西濃地域)	-	15 (H20)	26 (H22)	36 (H25.3)	35 (H24)	103%
指定集積業種の企業立地件数(中濃地域)	-	17 (H20)	29 (H22)	42 (H25.3)	33 (H24)	127%
指定集積業種の企業立地件数(東濃地域)	-	15 (H20)	22 (H22)	37 (H25.3)	25 (H24)	148%
指定集積業種の企業立地件数(飛騨地域)	-	1 (H20)	6 (H22)	11 (H25.3)	15 (H24)	73%

平成 26 年度の予算要求時における「事業評価調書」においても、平成 24 年度の値が目標値となっていました。当初目標に対する達成状況を評価する観点からは上記資料は有用ですが、岐阜県においては、予算要求と併せて事業評価を行っていることから、過年度情報のみでなく、将来に向けた目標を併せて示すことが適切です。

< 補助要綱の特記事項 >

補助金の交付の目的を達成するために必要があると認める場合には、補助金額が 1 億円を超える場合、当該 1 億円を超える部分に対する補助金を翌年度以降に分割して交付する旨の条件を付けることができることとされています。(土地、家屋及び償却資産を取得する場合のみ。)

平成 25 年度の新規交付決定分は 12 件で 2,342,496 千円でした。うち、1 億円を超える案件 9 件は全て分割払が適用されていましたが、交付額は 1 件が 200,000 千円、残りの 8 件は 100,000 千円でした。

平成 25 年度交付額のうち、新規分に係る交付額は 1,101,035 千円、過年度分 200,000 千円でした。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

県の意向を踏まえた企業立地の促進のため、平成 25 年度においては、重点的に企業立地の促進を図る 4 業種(新エネルギー関連産業、食料品関連産業、医薬品関連産業、医療・福祉機器関連産業)について、初期投下固定資産額が 10 億円以上から 3 億円以上に、また、新規地元常用雇用者の補助金交付要件が 10 人以上から 5 人以上に緩和されています。

また、平成 26 年度においては、成長産業等(技術先端産業、航空宇宙産業、新エネルギー関連産業、食料品関連産業、医薬品関連産業、医療・福

社機器関連産業)に対しては、3年の時限措置として、新規雇用50人以上(既存敷地内増設の場合は75人以上)の場合、補助限度額が5億円から10億円に引き上げられています。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

当補助金を活用して企業立地が行われることにより、例えば、周辺地域の雇用が増加し、地方団体の税収の増加が見込まれることから、補助の妥当性が認められます。また、補助要件を満たしていれば、補助対象となることから、公平性も確保されています。

効率性(費用対効果)

県として、企業誘致の観点から、補助対象事業、要件(初期投下固定資産額及び新規地元常用雇用者)の見直しが行われており、企業誘致の推進に向けた取組みが行われています。

結果として、飛騨地域を除き、平成25年度末までに、平成24年度までの目標は達成されています。

有効性

毎年1回、補助金を交付した企業に対して、補助金効果を測定するためのアンケート調査(調査項目は、直近1年間の新規雇用者数・納税額(法人県民税・法人事業税・固定資産税)・製造品目・主要な取引先・決算状況)が行われており、それらのデータを活用して、税収・雇用状況の分析・評価を行う形で、有効性の判断が行われています。

検討の経緯で気づいた事項

特記事項はありません。

まとめ

地域によって、目標立地件数の達成状況にばらつきは認められますが、当該補助金に対して、特に記載すべき指摘・意見はありません。

ソ ものづくりテクノフェア開催支援事業費補助金

(ア) 補助金の概要

< 基本情報 >

目的	県は、県内産業の振興を図るため、(一社)岐阜県工業会が実施する「ものづくり岐阜テクノフェア」の開催に要する費用に対し、予算の範囲で(一社)岐阜県工業会に補助金を交付する。
補助対象事業	ものづくり岐阜テクノフェアの開催に要する経費
補助事業者等	(一社)岐阜県工業会
補助開始年度	平成 19 年度
担当課	産業技術課(平成 26 年度は新産業振興課)

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	1	-	1	-
金額(千円)	7,000	-	7,000	-

(注)ものづくり岐阜テクノフェアは隔年開催の事業です。

< 平成 25 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載 >

(事業目標)

県内企業のものづくり技術、製品、研究開発成果等を広く一般に公開し、県内外企業や産学官等との技術交流による新事業・新技術の開発促進、および広域的な受注機会の増大と新販路開拓を促進する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
集客数	-	30,000 人 (H16)	30,000 人 (H19)	26,500 人 (H23)	30,000 人 (H25)	-

当該補助金は隔年事業であり、平成 26 年度は対象事業がないことから、平成 25 年度予算要求時における担当課の「事業評価調書」の記載に基づいています。

< 補助要綱の特記事項 >

補助要綱における補助対象事業の記載は、通常、補助を実施すべき要件が列挙され、それらの要件を満たす事業が補助対象となります。しかし、当補助金の補助要綱においては、「ものづくり岐阜テクノフェア」の開催経費そのものを補助対象とすると記載しています。

「ものづくり岐阜テクノフェア」は、県内産業の振興を図るための工業見本市であることから、同様の効果をもたらす事業があれば、一定の要件のもとで補助対象とすることが適切であると考えます。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

特記事項はありません。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

県内産業の振興を図るため、(一社)岐阜県工業会が実施する「ものづくり岐阜テクノフェア」の開催に要する経費を補助対象としています。

県内産業の振興を図ることが目的であれば、「ものづくり岐阜テクノフェア」に限定することなく一定の補助要件を設定し、該当するものに補助する方法もあると考えます。しかし、県では当該事業を主催する(一社)岐阜県工業会は、県内の製造業に関する事業者から構成され、技術開発支援・人材育成・産学官交流事業に取り組む唯一の団体である、併せて「ものづくり岐阜テクノフェア」は工業会会員はもとより、一般企業、学術研究機関等が一堂に会して開催される県内唯一の総合的展示会であり、他に類似した事業はないことから要綱改正等については必要がないと考えているとの回答でした。

効率性(費用対効果)

産業振興の観点からは、商談成立件数等を指標とすることも考えられます。平成 25 年度開催分においては、事業費 25,300 千円で「ものづくり岐阜テクノフェア」を開催した結果、商談成立件数 8 件、試作依頼件

数4件でした。県内産業の振興の観点からは、事業執行は必ずしも効率的であるとはいえないと考えます。

これに対し、県では、「ものづくり岐阜テクノフェア」事業については、ビジネスマッチングで成果を得ることも目的としていますが、出展者である岐阜県の中小企業情報（会社概要・製品・技術）を一般に広く周知することや、出展者相互及び来場者とのネットワーク作りに資することも目的としており、入場者の対象を広く一般県民の方としているとの回答でした。この補助金の目標達成度を示す指標は集客数となっていますが、現在値は過去の集客数・目標を下回っています。これについて、県の見解を確認したところ、会場・開催地による影響もあるとの回答でした。集客数の観点からも、客観的に効率性を判断することはできませんでした。

有効性

来場者数や出展小間数を指標として、目標数値を達成しているとしていますが、隔年開催のため、実施結果に係る予算要求の際の「事業評価調書」の作成は翌々年度の予算要求段階でしか作成されていません。予算要求の有無に関係なく、事業が終了したら、一定期間内に「事業評価調書」を作成することが望まれます。

検討の経緯で気づいた事項

県内の企業の製品・技術を県民に公開するという目的に限定すれば、一定の効果は認められますが、ビジネスマッチングという目的は十分には果たされていないと考えます。

県内産業の振興を図ることが、「ものづくり岐阜テクノフェア」の目的であれば、産業振興という成果を高めるための「ものづくり岐阜テクノフェア」のあり方についての検討が必要な時期と考えます。「ものづくり岐阜テクノフェア」の経費について単純に補助するのではなく、商談成立件数や、産学連携交流の成立数について目標・実績を把握したり、参加者の意見への対応方針を提示してもらうなどして、より実効性のある形での開催に繋げることが重要であると考えます。

まとめ

【意見】 補助のあり方についての検討 【新産業振興課】

県内産業の振興を図るため、(一社)岐阜県工業会が実施する「ものづくり岐阜テクノフェア」の開催に要する経費を補助対象としています。

県内産業の振興を図ることが目的であれば、「ものづくり岐阜テクノフェア」に限定することなく一定の補助要件を設定し、該当するものに補助する方法もあると考えます。

【意見】事業の効率性の検討 【新産業振興課】

平成 25 年度開催分においては、事業費 25,300 千円で「ものづくり岐阜テクノフェア」を開催した結果、商談成立件数 8 件、試作依頼件数 4 件でした。県内産業の振興の観点からは、事業執行は必ずしも効率的であるとはいえないと考えます。

【意見】「事業評価調書」の作成 【新産業振興課】

来場者数や出展小間数を指標として、目標数値を達成しているとしていますが、隔年開催のため、予算要求の際の「事業評価調書」は作成されていません。予算要求の有無に関係なく、事業が終了したら、一定期間内に評価調書を作成することが望まれます。

【意見】 「ものづくり岐阜テクノフェア」のあり方の検討

【新産業振興課】

県内産業の振興を図ることが、「ものづくり岐阜テクノフェア」の目的であれば、産業振興の観点から「ものづくり岐阜テクノフェア」のあり方を検討することが必要な時期であると考えます。「ものづくり岐阜テクノフェア」の経費について単純に補助するのではなく、商談成立件数や、産学連携交流の成立数について目標・実績を把握したり、参加者の意見への対応方針を提示してもらうなどして、より実効性のある形での開催に繋げることが重要であると考えます。

タ 産業技術支援事業費補助金

(ア) 補助金の概要

< 基本情報 >

目的	県内中小企業の総合窓口として、研究開発から販売促進まで一貫して支援するため、(公財)岐阜県産業経済振興センターにおける企業支援及び体制整備に要する経費を補助する。
補助対象事業	産業技術支援事業
補助事業者等	(公財)岐阜県産業経済振興センター

補助開始年度	平成 12 年度
担当課	産業技術課(平成 26 年度は新産業振興課)

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	1	1	1	
金額(千円)	18,366	17,289	25,803	24,520

(注) 平成 25 年度は補助対象事業内容の見直しを実施した結果、補助額が増加しています。主な増加理由として、県内企業の海外展開支援を目的とした海外ビジネス環境に関するセミナー・勉強会、A S E A N 諸国におけるビジネス交流・商談及び現地ビジネス環境視察の実施があります。

< 平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載 >

(事業目標)

(公財)岐阜県産業経済振興センターは、県内中小ものづくり産業の抱える問題解決に向け、総合的な支援を行う。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
相談件数	-	1,822 (H21)	2,140 (H23)	2,421 (H24)	2,200 (H26)	110 %
アドバイザー 派遣件数	-	130 (H21)	81 (H23)	81 (H24)	100 (H26)	81%
取引あっせん 件数	-	1,461 (H21)	788 (H23)	934 (H24)	900 (H26)	104 %

< 補助要綱の特記事項 >

補助要綱は「公益財団法人岐阜県産業経済振興センター補助金交付要綱」であり、新産業振興課、商業・金融課、地域産業課、商工政策課の所管する業務のうち、新産業振興課が所管する部分が対象となっています。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

(公財)岐阜県産業経済振興センターの出資法人としての所管課は商工政策課ですが、産業技術支援事業費補助金は産業技術課(平成 26 年度は新産業振興課)が、地場産業新ビジネス創造応援プログラム補助金は地域産業課(平成 26 年度は新産業振興課)が担当しています。

(公財)岐阜県産業経済振興センターでは、事業ごとに区分して記帳を行っており、人件費・家賃等については総務課で一括管理していますが、事

業に係る事務費等共通経費に関しては、事業毎の按分比率を決め、これに基づいて事業毎に負担額が記帳されています。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

当補助金の補助要綱においては、(公財)岐阜県産業経済振興センターの産業技術支援事業費を補助対象とすると記載されています。

当該補助金は、県内産業の振興を図るための補助金であることから、同様の効果をもたらす事業があれば、一定の要件のもとで補助対象とすることが、公平性の観点から必要であると考えます。

このことについて、県の見解を確認したところ、当該補助事業の実施主体としては、中小企業等に係る様々な支援ノウハウを有する中核的な支援機関であり、また県の外郭団体であることから県の産業支援の方針を反映した支援を実施することができるため、(公財)岐阜県産業経済振興センターに限定している、また、(公財)岐阜県産業経済振興センターが当該補助金によって実施する事業は、県下全域を対象に、公募または広く窓口を開放して実施していることから、公平に県内企業・県民に開かれているとの回答でした。

効率性(費用対効果)

相談件数と補助金額は増加していますが、アドバイザー派遣件数や取引あっせん件数は減少傾向にあります。県は各事業の実績は、経済情勢や、企業ニーズの変化により変動していると考えているとのことですが、アドバイザー派遣件数や取引あっせん件数で考えた場合、効率性(費用対効果)は低下していると考えられます。

有効性

事業の有効性について、担当課は「各地セミナー、研修会等においては実施後に受講者アンケートを実施し評価を行い、商談会においては参加企業のその後の取引状況等を調査、専門家派遣においては実施後に評価委員会を開催するなど評価、企業ニーズの把握を行っている。」と回答

しています。しかし、それらの行為が県内中小ものづくり産業の抱える問題解決にどのように役立ったかについてとりまとめられていないため、事業目標に対する事業の有効性の判断はできません。

検討の経緯で気づいた事項
特記事項はありません。

まとめ

当該補助金に対して、特に記載すべき指摘・意見はありません。

チ 航空宇宙産業現場技能者育成支援事業費補助金

(ア) 補助金の概要

< 基本情報 >

目的	航空宇宙産業における県内中小企業等の国際競争力強化及び生産体制強化を図るため、(株)ブイ・アール・テクノセンターが実施する「航空宇宙産業現場技能者育成事業」に要する経費に対して、同社が県内中小企業技術者等の受講料を減免した額を対象に補助を行う。
補助対象事業	航空宇宙産業現場技能者育成研修事業
補助事業者等	(株)ブイ・アール・テクノセンター
補助開始年度	平成 25 年度
担当課	産業技術課(平成 26 年度は新産業振興課)

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	-	-	1	
金額(千円)	-	-	3,925	-

(注) 平成 25 年度から実施している「航空宇宙産業現場技能者育成支援事業費補助金」は、平成 25 年度以前から実施している「航空宇宙産業中核人材育成研修事業」、平成 26 年度から新たに実施している「航空宇宙産業一貫生産人材育成研修事業」及び「航空宇宙産業非破壊検査技術者育成研修事業」をひとつに取りまとめ、航空宇宙産業の高度技術者育成を目的とした「航空宇宙産業高度技術者育成支援事業費補助金(平成 26 年度当初予算 19,590 千円)」として実施、継続となったことから、当該事業の平成 26 年度予算はありません。

<平成 25 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載>

(事業目標)

成長産業と言われながらも長期化する円高やアジア新興国の台頭に伴う国際価格競争激化といった課題に直面している本県の航空宇宙産業において、国際共同開発旅客機などの生産拡大に伴い体制強化に迫られている県内中小企業において、組立工程などを担う現場技術者を育成する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
現場技能者育成数(県内)	0 (H24)	-	-	-	200 (H25)	-

(注) 平成 25 年度開始事業であることから、現在値は記入されておらず、目標のみの記入となっています。

< 補助要綱の特記事項 >

補助要綱における補助対象事業の記載は、通常、補助を実施すべき要件が列挙され、それらの要件を満たす事業が補助対象となります。しかし、当補助金は県が成長分野に定める航空宇宙産業の人材育成に限定されています。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

特記事項はありません。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

なお、研修に関する計画書の提出により 10 百万円の補助金の交付決定が行われていました。しかし、実際に補助された金額は 4 百万円弱でした。

妥当性及び公平性

当補助金は、航空宇宙産業の人材育成を対象としていますが、実態は(株)ブイ・アール・テクノセンターが実施する事業に対する補助となっています。補助対象が(株)ブイ・アール・テクノセンターに限定されるのであれば、(株)ブイ・アール・テクノセンターに対する補助であるこ

とを明確にすることが適切であると考えます。もし、現状の名称のままの補助金とするのであれば、民間事業者等、他の事業体でも利用できるような補助内容に改めるべきであると考えます。

また、当補助金は航空宇宙産業の人材育成のみを対象としています。航空宇宙産業のみに限定することなく、先端産業全般の人材育成の支援としてもよいのではないかと考えます。特に、航空宇宙産業のみに限定する理由が明確ではなく、特定の相手先のみを対象とする内容であれば、公平性に問題が生じるのではないかと考えます。

効率性(費用対効果)

平成 25 年度は、10 百万円の予算を計上したものの、結果として、4 百万円弱の執行にとどまりました。その要因について確認したところ、研修事業の開始が平成 25 年 7 月からであり、新たに雇用した現場技能者及び既存現場技能者の研修を 4 月から実施できなかったこと、県内中小企業等の仕事量が急激に増え続けたため、県内中小企業等も研修に技術者を受講させる余裕がなかったことから、当初計画していた受講者数を確保できなかったとの回答がありました。

事業は適切な時期に実施することが必要であり、実施時期・対象者の申請規模に応じた金額査定を行うとともに、申請内容での実行可能性についても吟味することが重要です。

事業をより、効率的・効果的に実施するため、平成 26 年度は、新たに雇用した現場技能者向けの研修を 4 月から実施するよう計画を見直すとともに、川崎岐阜協同組合や個別県内中小企業等に研修の受講を働きかけているとの回答でした。

有効性

平成 25 年度においては、7 月から研修事業を実施したため、新たに雇用した現場技能者及び既存現場技能者の研修を 4 月早々から実施できなかったこと、県内中小企業等の仕事量が急激に増え続けたため、県内中小企業等も研修に技術者を受講させる余裕がなく、当初計画していた受講者数を確保できない状況であったとの回答を得ています。

航空宇宙産業における県内中小企業等の国際競争力強化及び生産体制強化を図ることが目的として掲げられていますが、年間 200 人の現場技能者を養成することが事業目標の達成にどのように役立つのかが、明確になっていないことから、事業の有効性を判断することは困難です。

検討の経緯で気づいた事項

(株)ブイ・アール・テクノセンターに対する補助金としては、テクノプラザCAD研修事業補助金(7百万円)やテクノプラザ特定集積事業補助金(9百万円)があります。

現在は、個々の補助金として独立して執行されていますが、人材育成や企業の入居支援等の趣旨を同じくする事業については、他の補助金との統合を検討することが望まれます。

まとめ

【意見】 実態に応じた補助金の名称の設定 【新産業振興課】

航空宇宙産業現場技能者育成研修事業という名称ですが、実態は(株)ブイ・アール・テクノセンターが実施する研修に対する補助金です。現状の事業名称を用いるのであれば、民間事業者等、他の事業体でも利用できるような補助内容に改めるべきであると考えます。

【意見】 (株)ブイ・アール・テクノセンターに対する補助金の統合

【新産業振興課】

(株)ブイ・アール・テクノセンターに対して複数の補助金が支出されており、それぞれ独立して執行されていますが、人材育成や企業の入居支援等の趣旨を同じくする事業については、他の補助金との統合を検討することが望まれます。

ツ 地場産業新ビジネス創造応援プログラム補助金

(ア)補助金の概要

< 基本情報 >

目的	県内企業が取り組む「新規事業・サービスの立ち上げ」「成長分野への業態展開や多角化」「新アイデア・新製品の開発」などの事業化をソフト、ハード面からきめ細かく支援し、企業のイノベーションへのチャレンジ意欲の喚起や対外ネットワークの強化を図り、県産業・企業の持続的な成長の新たな原動力を創造する。
補助対象事業	地域産業支援事業
補助事業者等	(公財)岐阜県産業経済振興センター
補助開始年度	平成 25 年度
担当課	地域産業課(平成 26 年度は新産業振興課)

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	-	-	1	
金額(千円)	-	-	68,812	70,000

- (注)1 補助事業者である(公財)岐阜県産業経済振興センターが間接補助を行っています。
 2 平成 26 年度は、補助金名称が「新ビジネス展開応援プログラム補助金」となっています。

< 平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載 >

(事業目標)

県内企業の新ビジネスへの挑戦を一気通貫で支援することにより、新たな価値創造への意欲喚起を図り、県産業・企業の持続的ビジネス成長を促進する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
事業化取組件数 (累計)	0 (H24)	-	40 (H25)	46 (H25)	200 (H29)	23%

< 補助要綱の特記事項 >

(公財)岐阜県産業経済振興センターのみが対象ですが、(公財)岐阜県産業経済振興センターは補助金の交付決定等の事務を行っており、(公財)岐阜県産業経済振興センターから間接補助金として、およそ 40 件の支出があります。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

特記事項はありません。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

県内企業の新ビジネスへの挑戦を一気通貫で支援することにより、新たな価値創造への意欲喚起を図り、県産業・企業の持続的ビジネス成長

を促進するという事業目的に対して補助金を支出することに妥当性は認められます。

また、(公財)岐阜県産業経済振興センターのみが対象ですが、(公財)岐阜県産業経済振興センターから間接補助を行っており、県が直接補助を行うよりも、(公財)岐阜県産業経済振興センターを介して補助を行う方が、利用する中小企業の利便性が図られているのであれば、対象が(公財)岐阜県産業経済振興センターのみとなっていることも止むを得ないと考えます。

効率性(費用対効果)

事業の効率性を判定する指標は設定されていないため、効率性を判定することができません。効率性を高めるためには、補助金を支出するだけでなく、試験研究機関とのマッチングや販売ルート開拓等の支援の方法等もあるのではないかと考えます。

有効性

事業の有効性について、担当課は「間接補助金交付事業者には、事業終了後5年間事業実施報告の提出を義務付けており、その効果について追跡する。」と回答しています。

しかし、確認の内容が事業目標として掲げられている「地場産業の新ビジネスへの挑戦を支援することにより、県内産業・企業の新たな価値創造への意欲喚起と対外ネットワークの強化を図り、県産業・企業の持続的ビジネス成長を促進する」ことに対して、どのように役立ったかについてとりまとめられていないため、事業目標に対する事業の有効性について判定することはできません。

今後、新規事業の製品化成功件数、新規製品売上高等の有効性を判定するための指標を設定することが望まれます。

検討の経緯で気づいた事項

地場産業新ビジネス創造応援プログラム補助金の中に繊維マテリアル管理事業がありました。これは、(公財)岐阜県産業経済振興センターの地域産業支援事業という区分に含まれていたことによりますが、内容が異なるため、別の補助金とすることが適切と考えられ、この部分は平成26年度からこの補助事業の範囲から除かれました。

また、産業技術支援事業費補助金の項目でも記載したとおり、地場産業新ビジネス創造応援プログラム補助金に係る担当課は地域産業課(平

成 26 年度は新産業振興課)ですが、(公財)岐阜県産業経済振興センターの出資法人としての担当課は商工政策課、産業技術支援事業費補助金の担当課は産業技術課(平成 26 年度は新産業振興課)であり、担当課が複数存在し、それぞれの観点から補助金に関する会計帳簿の確認を行っています。

まとめ

適切な指標設定に基づいた事業評価に係る課題はありますが、他の指摘・意見はありません。

テ 中小企業販路開拓等支援事業費補助金

(ア)補助金の概要

< 基本情報 >

目的	本県地場産業の活性化を図るため、地場産業に係る販売力の強化事業として実施する新製品・商品等の展示会・見本市の開催及び出展等の販路開拓事業に要する経費に対し予算の範囲内で交付する。
補助対象事業	国内・海外の見本市等への出展、開催事業
補助事業者等	県内中小企業者 市町村(間接補助事業者は実行委員会、連携体、組合等) 実行委員会、連携体、組合等
補助開始年度	平成 21 年度
担当課	地域産業課

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	29	27	37	
金額(千円)	28,011	28,957	38,557	42,000

(注) 平成 25 年度の増加は、少子化等による国内市場の縮小傾向や、A S E A N等海外新興国における市場拡大の可能性を踏まえ、予算枠を 1,200 万円拡大し海外出展枠の拡充を図ったことによるものです。

<平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載>

(事業目標)

県内中小企業の国内外の見本市・展示会への出展を通じて、国内市場においては首都圏等で新規顧客の獲得を、また経済成長著しいアジア地域に代表される海外市場においては、高品質な岐阜ブランドを前面に出した市場開拓を行い、県内中小企業が地域外からもお金を稼ぐことができるように販路拡大を支援します。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
補助金採択件数	-	29 (H23)	26 (H24)	38 (H25)	39 (H26)	97.4%

<当補助金の経緯等の特記事項>

補助金の申請件数・申請額が増加傾向にあることから、より幅広く支援できるよう、出展に係る補助対象経費は、平成 26 年度からより直接的な経費のみ(出展料、旅費、会場整備費、通信運搬料(輸送料等)、通訳料、翻訳料)に限定され、専門家への謝金、広告宣伝費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、アルバイト代、保険料が補助対象外となりました。

(イ)監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

県産品の国内外における販路開拓・拡大を支援し、県内産業の活性化を図る上では、展示会への出展・展示会の開催は有効であることから、自己資金での展示会出展や開催が困難な中小企業者や組合等に対して、展示会への出展や見本市の開催に係る経費負担を行うことについては妥当性が認められます。また、要件を満たした先について、要綱の定めに従って補助されていることから、公平性について問題はありません。

効率性(費用対効果)

少子化等による国内市場の縮小傾向や、A S E A N等海外新興国における市場拡大の可能性を踏まえ、県内企業の海外展開への関心が高まっ

ていることから、海外出展枠の拡充を図るなど、効果的な実施に向けた対応が認められます。

一方、岐阜県では募集時から申請時にかけて、補助金の目的を十分に説明し、申請者のマンネリ・形骸化の恐れのある事業を見直す等して、効率的かつ効果的な支援を行っているとして評価しています。

当該補助金に関しては、補助金の交付回数の制限等は設けられていないことから、回数に制限を設けたり、前年と比べて販路が拡大し、業績向上に繋がっているかについて、客観的に判断を行うことが望まれます。

有効性

「事業評価調書」において、有効性についてブース来場者数、名刺交換件数、商談数等の数値から、企業に販路開拓の機会を提供するための支援施策として一定の成果を得られていると評価しています。また、必ずしも単年度で成果のあがるものではないため、補助金交付事業者に対して、交付年度の翌年、翌々年に提出される事業実施後の状況報告書において、補助を受けた事業に係る契約件数等について報告を受けているとの回答でした。

一方、「事業評価調書」における目的の達成度を示す指標としては、補助金採択件数が採用されています。

補助金採択件数・当ブース来場者数、名刺交換件数、商談数等の数値は、販路開拓のためのきっかけとなる数値ですが、補助金の目標は、販路拡大の支援であることから、有効性の判定においては、補助事業者当たりの成約数、成約1件当たりの補助金の交付額等を指標として採用することがより適切であると考えます。

検討の経緯で気づいた事項

類似事業なし、との判断ですが、見本市・展示会への出展ではないものの、産業経済振興センター補助金(海外取引支援分)により、海外展開スタートアップサポートを行っていることから、海外取引支援という観点から、当該事業と海外展開スタートアップ事業を関連付け、統合することにより効率化が図れないかについて検討する余地があると考えます。

まとめ

【意見】 継続交付の場合の補助効果の確認 【地域産業課】

補助金の交付回数の制限等は設けられていないことから、申請者のマンネリ・形骸化への対応として、補助回数に制限を設けたり、前年と比

べて販路が拡大し、業績向上に繋がっているかについて、客観的に判断を行う体制を整えることが望めます。

ト 産業経済振興センター補助金(海外取引支援分)

(ア) 補助金の概要

< 基本情報 >

目的	産業経済の健全な発展を図るため、(公財)岐阜県産業経済振興センターが行う事業に要する経費に対し交付する。
補助対象事業	(公財)岐阜県産業経済振興センターが行う海外取引支援事業
補助事業者等	(公財)岐阜県産業経済振興センター
補助開始年度	平成 12 年度
担当課	地域産業課

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	1	1	1	
金額(千円)	1,860	2,719	7,310	14,756

(注) 平成 25 年度は、平成 21 年度から平成 24 年度まで(公財)岐阜県産業経済振興センターで実施していた「海外戦略プロジェクト基金(国費を原資とした基金事業)」が終了し、その基金で実施していた事業のうち、企業ニーズと事業効果が高い一部事業(海外展示会参加支援事業(4,375 千円)、海外バイヤー招へい事業(1,175 千円))を県で新規に予算措置したため増加しています。また、平成 26 年度には、海外展開コーディネーター設置事業が新たに設けられています。

なお、平成 24 年度は当初予算 7,550 千円に対して、実績が 2,719 千円にとどまっています。その主な要因は、新規事業である、企業が海外販路拡大のための海外現地視察を実施する際に、海外ビジネスの専門家が同行する費用を補助する「海外展開スタートアップサポート事業(以下「SS 事業」という。)」について、当初の想定より利用実績が少なく(想定：10 社 / 3,544 千円、実績：2 社 / 543 千円)、SS 事業の企業への事業周知、同行する専門家と企業とのマッチングがうまく機能しなかったことが原因であると考えられるとの回答でした。

< 平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載 >

(事業目標)

海外への事業拡大や販路拡大に取り組む中小企業が増加しており、これらの企業ニーズにマッチした効果的な支援を(公財)岐阜県産業経済振興センターが行うことにより、県内企業の海外での事業や販路の拡大を目指す。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
海外見本市参加 企業数	-	15 (H23)	13 (H24)	10 (H25)	14 (H25)	71%

(注) 平成 22 年度、23 年度は 3 見本市に出展、平成 24 年度は 2 見本市に出展しています。

< 補助要綱の特記事項 >

補助要綱は「公益財団法人岐阜県産業経済振興センター補助金交付要綱」であり、新産業振興課、商業・金融課、地域産業課、商工政策課の所管する業務のうち、地域産業課が所管する部分が対象となっています。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

特記事項はありません。

(イ) 監査結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

岐阜県内の企業においても海外展開を推進していく必要があることから、海外への事業拡大や販路拡大に取り組む中小企業のニーズにマッチした支援により、県内企業の海外での事業や販路の拡大をサポートすることについては、補助の妥当性が認められます。

しかし、この補助金の補助対象は、(公財)岐阜県産業経済振興センターが行う海外取引支援事業となっており、(公財)岐阜県産業経済振興センターのほかに補助金の支給対象者はありません。

県は、(公財)岐阜県産業経済振興センターは県内中小企業の総合的コンサルティング機関、海外取引に関する支援機関として、各種事業を実施することでノウハウを蓄積しており、他者が行くと、ノウハウがない状態で実施することになるため、事業目的の達成度が下がるとの判断に基づき、(公財)岐阜県産業経済振興センターのみを対象としています。

なお、(公財)岐阜県産業経済振興センターに対しては、商工政策課において(公財)岐阜県産業経済振興センター補助金(事務費)(平成 25 年度予算 18,566 千円)が支給されています。

効率性(費用対効果)

県では、海外進出や販路開拓などの企業の海外展開に有益な人材・ノウハウ・情報を持つ関係機関((独)中小企業基盤整備機構、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)、地元金融機関等)と連携するとともに、(公財)岐阜県産業経済振興センターが実施している様々な中小企業支援策とを組み合わせ、複合的に支援を行うことにより、多様な企業ニーズにマッチした効果的な支援を行っているとしています。

県の中小企業の海外展開支援に関しては、県が直接実施するもの、ジェトロ岐阜、(公財)岐阜県産業経済振興センターが実施するものがあります。県はパートナー拠点づくり、(公財)岐阜県産業経済振興センターは基盤固め・実践の後押し、ジェトロ岐阜は高度・専門ニーズ対応を担っており、三者の役割分担は、毎年度の予算編成時に各支援機関の特性と事業内容を検討のうえで決定しているとの回答でした。

また、ジェトロ岐阜に対しては、毎年県から負担金を支出しており、双方協議の上、実施する事業を決定しているとの回答でした。

有効性

県では、セミナーの開催実績や参加者数の目標を設定し、効果・成果を測定しています。

当補助金の対象事業としては、海外取引促進事業、海外展示会出展支援事業、海外アドバイザー事業、海外展開コーディネーター設置事業の4事業がありますが、目標の達成度を示す指標は海外見本市参加企業数の1指標しか挙げられていません。

それぞれの補助事業の達成度を図る上では、事業ごとに適切な指標を設けることが適切です。

検討の経緯で気づいた事項

補助金の名称は「産業経済振興センター補助金(海外取引支援分)」とされていますが、包括的な名称が付けられており、具体的にどのような事業に補助されているか分かりにくいと思われます。

まとめ

【意見】 対象事業ごとの目標達成指標の設定 【地域産業課】

補助金の対象事業として、海外取引促進事業、海外展示会出展支援事業、海外アドバイザー事業、海外展開コーディネーター設置事

業の4事業がありますが、目標の達成度を示す指標は海外見本市参加企業数の1指標しか掲げられていません。

それぞれの補助事業の達成度を図る上では、事業ごとに、適切な指標を設けることが適切です。

【意見】補助金名称の検討 【地域産業課】

「産業経済振興センター補助金(海外取引支援分)」とされていますが、包括的な名称が付けられており、具体的にどのような事業内容に補助されているか分かりにくいと思われます。

補助金の内容が分かるような、分かりやすい名称を付すことが望まれます。

ナ 中心市街地活性化総合支援事業費補助金(通常)

(ア)補助金の概要

<基本情報>

目的	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を推進し、中心市街地の活性化を総合的に支援するため予算の範囲内で交付する。
補助対象事業	中心市街地にぎわい創出イベント開催等支援事業
補助対象地域	市町村が定めるコンパクトでにぎわいあふれる「中心市街地の区域内」
補助事業者等	商店街振興組合、商工会、商工会議所、実行委員会等
補助開始年度	平成18年度
担当課	商業流通課(平成26年度は商業・金融課)

<補助件数及び金額の推移>

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度予算
件数(件)	7	7	6	
金額(千円)	7,921	7,980	8,432	-

(注) 一過性のイベント中心の支援になってしまっていることについて県として課題を認識しており、平成25年度をもって当補助金は廃止されました。

<平成25年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載>

(事業目標)

中心市街地活性化基本計画の実施期間中、若しくはそれに準じる期間内に中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上、にぎわいを創出する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
「にぎわい創出イベント」補助件数	-	7 (H22)	7 (H23)	7 (H24)	7 (H25)	100%

平成 26 年度は対象事業がないことから、平成 25 年度予算要求時における担当課の「事業評価調書」の記載に基づいています。

< 補助要綱の特記事項 >

特記事項はありません。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

特記事項はありません。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

地方都市の中心市街地の活力が失われつつあるなか、中心市街地の活性化への補助には妥当性が認められます。

また、交付先は応募のあった中から選定されており、公平性の観点からも問題はありませんでした。

効率性(費用対効果)

交付先の決定の際には、外部審査委員からなる岐阜県中心市街地活性化総合支援事業費補助金審査会(評価会議)において、プロポーザル審査を実施しています。審査においては事業内容について事業の目的が明確であるか、事業に係る目標を具体的に定めているか、事業の実施により来街者の増加の効果が見込まれるか、年間を通じた継続的な事業であるか、自立定番化した事業となるような工夫がされているかといった点に着目して各提案を評価しており、効率を念頭においた採択方式が採用されています。

ただし、定量的な観点からの効果測定が行われていないため、定量的観点から効率性があるか否かを判断することはできません。

有効性

個別事業のレベルでは、例えば、岐阜ど真ん中夏祭りは、繁華街柳ヶ瀬の夏の一大イベントとして平成 26 年までに 6 回開催され定番化しており、長良川花火大会に合わせて行われることもあって相当のにぎわい創出効果があったであろうと推察されます。とはいえ、平成 25 年度の岐阜ど真ん中夏まつりに関する補助事業評価書において事業目標及び達成度が報告され集客について来街者見込数と実績が比較されており、目標が達成されているものの、イベントを開催しない通常の人出と比較してどうであったか、どの程度の経済効果があったのかという分析にまでは踏み込んでおらず、イベントを開催したことによる効果が数字としては表わされていません。

また、事業目標として「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上、にぎわいを創出する。」が掲げられていますが、設定されている指標はイベントの件数であり、当該補助事業により、どの程度中心市街地における経済活力が向上し、にぎわいが創出されたかという指標が設定されていないため、定量的な観点からは有効性を判定することができません。

検討の経緯で気づいた事項

事業目標における期間としては「中心市街地活性化基本計画の実施期間中、若しくはそれに準じる期間内」が掲げられていますが、当該補助対象となっている事業には一定の期間を区切って実施されるイベントが多くあります。補助対象事業の実施により、一時的な集客効果はあると認められるものの、中心市街地活性化基本計画の実施期間中において継続して効果が認められるような事業は行われていません。

なお、岐阜県としても、にぎわい創出効果が一過性になってしまう単発イベント中心の支援になってしまっていることについて課題を認識しており、平成 25 年度をもって当補助金は廃止されました。

平成 26 年度からは、1 年を通して定期的に関催(年 6 回以上開催)する定期イベントへの支援にシフトするとともに、個別店舗の魅力発掘のために実施する商店街の複数店舗による「まちゼミ」「一店逸品運動」等の個店魅力発掘事業など、イベントの枠にとらわれないメニューも備えた商店街活性化支援事業費補助金が新設されています。

まとめ

適切な指標設定に基づいた事業評価に係る課題はありますが、他の指摘・意見はありません。

二 基幹企業立地促進事業補助金

(ア) 補助金の概要

< 基本情報 >

目的	地域経済活性化・雇用創出及び地域ブランド力の向上を図るとともに、安定自主財源の確保により地方の自立を図るため、本県では企業誘致を積極的に推進しているところであるが、全国の地域間競争が一層激化していることに鑑み、他地域に対して優位に立つために、進出企業の納める税収の範囲内において新たな誘致助成制度を創設することで、税収効果及び経済波及効果が著しく高く、本県を対外的にPRできるブランド力を有する企業の誘致を柔軟かつ強力に推進する。
補助対象事業	知事の指定を受けた事業計画書の内容の実施のために必要な事業
補助事業者等	県内に事業所を設置する営利の目的を持って事業を営む法人で以下のいずれの条件も満たすもの。 収益性が高く、県税収入の著しい増加が見込める法人 投資額が多額で、著しく経済波及効果が高い法人 岐阜県の持つ企業立地の優位性を対外的にPRできる全国的にブランド力を有する法人 (注)要綱上、「基幹企業」としている。
補助開始年度	平成 18 年度
担当課	情報産業課

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	1	1	1	
金額(千円)	430,752	454,102	513,882	577,600

< 平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載 >

(事業目標)

地域経済活性化及び地域のブランド向上を図るとともに、県の安定自主財源確保により地方の自立を図るため、平成 17 年 7 月 20 日付けで新設した超優良企業向け企業立地助成制度を行い、大手企業の誘致を強力に推進する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
ヤフー(株)の進出	-	-	-	1社 (H24)	1社 (H)	100%

< 補助要綱の特記事項 >

補助金の交付期間は業務開始日の属する年度から起算し10年目の日が属する年度までとされています。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

ヤフー(株)が、ソフトピアジャパンへ進出するにあたって平成17年7月20日付けで県との間で締結した進出協定において、最大10年間で70億円を限度に補助することに合意しており、これと併せて「岐阜県基幹企業立地促進事業補助金交付要綱」が定められています。

本来、企業誘致に関しては、企業誘致課が窓口ですが、ヤフー(株)の案件でありかつソフトピアへの誘致であったため、当該補助金の担当課は企業誘致課でなく情報産業課となっています。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

超優良企業が進出することにより、県税収入の確保、雇用の創出及び地域ブランド向上が図られていること、進出協定において最大10年間で70億円を限度に補助することに合意しており、県の予算上、議会の承認を得て債務負担行為を設定していることから、補助の必要性は県として検討されています。

効率性(費用対効果)

ヤフー(株)が進出することによるブランド力向上効果、地域経済活性化効果を活かすため、「地域情報化研究会」を立ち上げて県の産業振興施策等との連携、地元企業とのビジネス連携を図ったとされており、進出の効果は認められます。

有効性

県では、ブランド力向上、地域経済活性化(税収)、雇用効果の観点から、効果測定を実施しているとのことですが、「事業評価調書」においては、目標の達成度を示す指標として、「ヤフーの進出」が掲げられており、進出決定後の目標としては不適切であると思われる。

ヤフー(株)が進出したことによる県の地元企業とのビジネス連携の実施数等、誘致に伴う効果を指標として設定することが望まれます。

検討の経緯で気づいた事項

補助金の交付決定にあたっては、書類審査と現場確認が行われており、設備関連については、サーバー更新等の全設備が現場確認の対象となっていることから、年12~14人日の工数をかけて現場確認の作業を行っているとのことでした。企業による現物確認のための体制が整えられており、信頼性があると認められるのであれば、企業の台帳等を利用して、サンプルで台帳の信頼性の確認を行うことも有効であると考えます。

まとめ

【意見】 補助効果の確認のための指標設定 【情報産業課】

「事業評価調書」においては、目標の達成度を示す指標として、「ヤフーの進出」が掲げられており、進出決定後の目標としては不適切であると思われる。

ヤフー(株)が進出したことによる県の地元企業とのビジネス連携の実施数等、誘致に伴う効果を示す指標を指標として設定することが望まれます。

【意見】 設備投資案件の確認の効率化 【情報産業課】

設備関連については、サーバー更新等の全設備が現場確認の対象となっていることから、年に12~14人日の工数をかけて現場確認の作業を行っているとのことでした。企業による現物確認のための体制が整えられており、信頼性があると認められるのであれば、企業の台帳等を利用して、サンプルで台帳の信頼性の確認を行うことにより、効率化を図ることも有用であると考えます。

又 元気な農業産地構造改革支援事業費補助金

(ア) 補助金の概要

< 基本情報 >

目的	「ぎふ農業・農村基本計画」の基本方針(売れる農産物づくり、戦略的な流通・販売、多様な担い手の育成・確保)に基づき、産地の基盤強化や市場ニーズを見据えた流通・販売、担い手育成の強化等に向けた取組み支援や産地の農業生産を支える基幹的共同利用施設の改良整備を支援し、儲かる農業の実現に向けた産地構造への転換を支援する。
補助対象事業 (取組区分)	産地基盤の強化、新たな産地づくり 市場ニーズを見据えた流通・販売(マーケットイン) 新規就農者の育成・企業型経営体の育成 基幹的共同利用施設の改良整備
補助事業者等	県内を区域とする農業協同組合連合会、市町村、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体、農業者等の組織する団体、第3セクター(市町村及び農業協同組合の出資が過半数を占める団体であること。)、及びその他知事が認めるもの
補助開始年度	平成 25 年度
担当課	農産園芸課

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	-	-	74	
金額(千円)	-	-	193,125	260,000

< 平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載 >

(事業目標)

ぎふ農業・農村基本計画の目標(産地や地域の生産、流通、販売等の構造改革)を達成するために必要な機械・施設等、儲かる農業の実現に向けた支援を強化し、持続性のある産地構造の確立を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
水田農業の担い手の利用集積	32% (H21)	-	-	34% (H24)	50% (H27)	68%
野菜の生産	172,936t (H21)	-	-	166,796t (H23)	185,000t (H27)	90%
野菜の加工・業務用出荷量	5,052t (H21)	-	-	5,754t (H23)	7,000t (H27)	82%

< 補助要綱の特記事項 >

特記事項はありません。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

当補助金は、平成 23 年度から平成 27 年度を計画期間とする「ぎふ農業・農村基本計画」を上位計画としています。

平成 20 年度から平成 22 年度はぎふクリーン農業を基本として、県内外の消費者に受け入れられる付加価値の高い農産物育成支援のための「飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業」が、平成 23 年度から平成 24 年度はぎふクリーン農業を基本に、品質や生産性の向上、環境保全効果の高い営農方法の導入等に対する支援のための「飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業」が実施されてきました。

平成 25 年度からは、産地の基盤強化や市場ニーズを見据えた流通・販売、担い手育成の強化等に向けた取組み支援や産地の農業生産を支える基幹的共同利用施設の改良整備を支援し、儲かる農業の実現に向けた産地構造への転換を支援するものとして、「元気な農業産地構造改革支援事業」が展開されています。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

厳しい県内農業産地を取り巻く情勢のもと、「ぎふ農業・農村基本計画」の基本方針(売れる農産物づくり、戦略的な流通・販売、多様な担い手の育成・確保)に基づき、産地の基盤強化や市場ニーズを見据えた流通・販売、担い手育成の強化等に向けた取組み支援や産地の農業生産を支える基幹的共同利用施設の改良整備を支援することには妥当性が認められます。

また、公平性の観点からも、問題は認められませんでした。

効率性(費用対効果)

事業採択においては、重点取組、目標基準の拡大状況が大きいもののポイントを高くし、ポイント数の高い事業から採択を行っており、効率性を念頭においた採択方式が採用されています。

事業者は「産地構造改革計画」に基づく事業を実施した年度を含む3年間、「産地構造改革計画達成状況報告書」を作成し、提出することとなっていることから、目標指標に係る達成状況の把握が個々の事業レベルでは意識されていました。

ただし、県は事業目標として、「儲かる農業の実現に向けた支援強化、持続性のある産地構造の確立」を掲げていますが、目標の達成度を示す指標としては、水田農業の担い手の利用集積、野菜の生産、野菜の加工・業務用出荷量が挙げられており、儲かる農業への転換の観点から、客観的に効率性を判定することができません。

有効性

個別事業のレベルでは、「産地構造改革計画達成状況報告書」を作成し、提出することとなっていることから、目標指標に係る達成状況により、有効性が確認できる体制になっていました。

一方、補助金の趣旨として、「産地の基盤強化や市場ニーズを見据えた流通・販売、担い手育成の強化等に向けた取組み支援や産地の農業生産を支える基幹的共同利用施設の改良整備を支援し、儲かる農業の実現に向けた産地構造への転換を支援する。」が掲げられていますが、当該補助事業により、産地構造の転換がどの程度行われたかという指標が設定されていないため、当該補助事業が全体として県の意図する構造転換を達成しているかについての有効性の判定はできません。

例えば、一人当たり所得、単位収穫量の全国平均に対する指数等を用いて効果を確認することが考えられます。

検討の経緯で気づいた事項

補助金の名称として「元気な農業」が掲げられていますが、その意図するところは必ずしも明確になっておらず、補助金の趣旨である「儲かる農業の実現に向けた産地構造への転換」との間にイメージのギャップが感じられます。

実績に関しては、事業実施主体自ら栽培面積・生産量・販売額など3年後の目標値を設定し、毎年度達成状況を報告させることとなっています。改革計画に沿って達成されているかどうか審査の対象であり、平

成 25 年度は、単年度未達成団体については、交付先である市町村に対する改善指示、農業改良普及員による対応の実施を予定しているとの回答でした。実施事業の効果が得られるよう、適時・適切な対応を進めていくことが重要であると思われます。なお、当該事業は、3年のスパンで成果を見守る事業であり、平成 25 年度に新たに設定された補助金であることから、平成 25 年度末では最終的な成果の確認は行えない状況にありました。

まとめ

事業目標に対する評価に係る課題はありますが、他の指摘・意見はありません。

ネ 清流の国ぎふ市町村提案事業費

(ア)補助金の概要

< 基本情報 >

目的	森林・環境税を活用して進めることとしている、環境保全を目的とした水源林等の整備、里山林の整備・利用の促進、生物多様性・水環境の保全、公共施設等における県産材の利用促進、地域が主体となった環境保全活動の促進といった5つの施策を効果的に進めるため、地域住民の意向や地域の実情に精通している市町村が特に必要と考える事業に対し支援を行う。
補助対象となる事業分野	環境保全を目的とした水源林等の整備 里山林の整備・利用の促進 生物多様性・水環境の保全 公共施設等における県産材の利用促進 地域が主体となった環境保全活動の促進
補助事業者等	市町村(単独)又は複数の市町村
補助開始年度	平成 24 年度
担当課	恵みの森づくり推進課

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	-	66	62	
金額(千円)	-	54,363	85,618	124,160

<平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載>

(事業目標)

森林・環境税の課税期間の 5 年間(平成 24 年度から平成 28 年度)において、県内の自然環境を保全・再生し、これらの持つ公益的機能を高める取組みを市町村自らが提案し実施することで、緑豊かな「清流の国ぎふ」づくりを進める。

(目標の達成度を示す指標と実績)

・地域の森林・環境施策を効果的に進めるために、市町村が自ら企画立案して実行する提案事業を支援する制度のため、提案内容は市町村の裁量によるものが多く、一律な指標を設定することは困難。
・森林・環境税の考え方を示す制度案における 5 年間の目標事業量においても、「提案事業数による」としている。

< 補助要綱の特記事項 >

特記事項はありません。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

森林・環境税の実施(平成 24 年度～平成 28 年度)に伴う、「清流の国ぎふ森林・環境基金事業」であることから、外部有識者や県民の代表等を構成員とする第三者機関が設置され、使途事業への意見や提案、事業実施後の評価が行われます。毎年実施する使途事業の内容及び結果は県民に公表されます。

また、課税期間中に使途事業の達成状況や効果を検証し、継続等の見直しが行われます。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

森林・環境税の趣旨に基づいて、5 ヶ年計画が策定されており、事業ごとに、事業の概要と 5 年間の必要事業量が定められています。

森や清流を守る 5 つの施策(環境保全を目的とした水源林等の整備、里山林の整備・利用の推進、 生物多様性・水環境の保全、 公共施設等における県産材の利用促進、 地域が主体となった環境保全活動の促進)に関して市町村が提案する事業への助成に係るものであり、妥当性が認められます。

また、公平性の観点からも問題はありませんでした。

効率性(費用対効果)

「事業評価調書」においては、目標の達成度指標は設定されていませんが、清流の国ぎふ森林・環境基金事業全体について、第三者機関(清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会)により、使途事業への意見や提案、事業実施後の評価が行われており、その結果が県民に公表されています。

有効性

5年間の必要事業量は「提案数による」とされていますが、清流の国ぎふ森林・環境基金事業全体について、第三者機関(清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会)により事業実施後の評価が行われており、その結果が県民に公表されています。

平成25年度の清流の国ぎふ森林・環境基金事業については、平成26年7月に審議会が実施されており、当該補助金に関しては、地域のボランティア団体との協働が増加しているよとのコメントを得ている旨を確認しました。

検討の経緯で気づいた事項

目標の達成度を示す指標の設定に関し、地域の森林・環境施策を効果的に進めるために、市町村が自ら企画立案して実行する提案事業を支援する制度のため、提案内容は市町村の裁量によるものが多く、一律な指標を設定することは困難であるとの判断が行われています。

提案自体は市町村が行うものですが、当該事業の促進の観点からは、市町村から活発に提案が行われるよう、推奨事例の紹介等を通じて意識を高めるための工夫を行うことが考えられます。また、当事業を採択する上では、一定のポイントを獲得したものが対象とされます。不採択事業が採択可能となるような改善へのサポートを行うことも有用であると考えます。

環境の醸成という観点も踏まえて考えるならば、提案件数、提案事業における採択事業比率等を事業に対する意識・目標の達成度を測るための指標として考えることも可能であると考えます。

まとめ

目標の達成に向けた指標の設定・成果確認の方法に係る課題はありますが、他の指摘・意見はありません。

ノ 木材加工流通施設等整備加速化事業費補助金

(ア) 補助金の概要

< 基本情報 >

目的	木材製品の品質向上と製材品安定供給体制の強化を図るために必要な木材加工流通施設等の整備に対する補助
補助対象事業	1 スtockポイント、木材処理加工施設、木材集出荷販売施設及び森林バイオマス等再利用促進施設の整備 2 上記の事業についての指導、監督及び会議の開催を行うのに要する経費
補助事業者等	1 地域協議会の構成員のうち市町村、森林組合、県森林組合連合会、林業者等の組織する団体その他知事が適当と認めるもの 2 地域協議会の構成員のうち市町村
補助開始年度	平成 17 年度
担当課	県産材流通課

(注) 木材加工流通施設等整備加速化事業費補助金(24 補正分)は木材加工流通施設等整備加速化事業費補助金の補正分であり、目的・補助対象事業は概ね同一ですが、木材加工流通施設等整備加速化事業費補助金(24 補正分)では、今まで地域材が利用されていなかった分野の拡大を目的として補助対象事業に「地域材の新たな需要拡大等に資する施設であり、近年の製造技術・製造機械の開発により地域材が利用できるようになった製品等これまで地域材の利用が限定されてきた製品の製造施設の整備」といった地域材の利用限定が付されています。

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
木材加工流通施設等整備加速化事業費補助金				
件数(件)	10	4	3	
金額(千円)	137,363	349,628	627,499	948,400
木材加工流通施設等整備加速化事業費補助金(24 補正分)				
件数(件)	-	-	10	
金額(千円)	-	-	227,053	-
木材加工流通施設等整備加速化事業費補助金 合計				
件数(件)	10	4	13	
金額(千円)	137,363	349,628	854,552	948,400

- (注)1 木材加工流通施設等整備加速化事業費補助金(24 補正分)で補助対象事業に付されていた地域材の利用限定は、平成 26 年度予算では廃止されています。
- 2 平成 25 年度以降、1 件当たりの補助額が大きくなっている要因は、大規模な製材工場やプレカット工場(プレカット加工機械は、木材加工機械の中でも比較的高価なもの)の施設整備計画が集中したことによるものです。
- 3 木材加工流通施設等整備加速化事業費補助金の平成 25 年度補助金額は、平成 26 年度繰越分を含めた金額です。

<平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載>

(事業目標)

住宅産業等の需要者が求める品質の確かな製品を県内で加工・流通する体制を整備するため、木材加工機械設備等の導入を支援し、木材(県産材)加工量を平成 28 年度までに 50 万 m³とする。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目 標	達成率
木材(県産材)加工量	223 千 m ³ (H22)	-	282 千 m ³ (H24)	500 千 m ³ (H28)	56.4%
製材工場等への木材直送量	130 千 m ³ (H22)	-	217 千 m ³ (H24)	260 千 m ³ (H28)	83.5%
製品出荷量に占める人工乾燥材の割合	31% (H22)	-	35% (H24)	60% (H28)	58.3%
ぎふ性能表示材製品出荷量	1 千 m ³ (H22)	-	9.9 千 m ³ (H24)	50 千 m ³ (H28)	19.8%

< 補助要綱の特記事項 >

国の基金事業を活用した補助金のため、岐阜県の補助要綱等は、事務取扱要領としての位置づけのものとなっていました。基本的な補助事業の考え方は国の「森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱」に定められているのみで、岐阜県の補助要綱等では事業目的等が明確に示されていませんでした。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

当補助金の財源は全額国費であり、平成 21 年 5 月にできた国の森林整備加速化・林業再生事業に基づき実施される基金事業です。

「森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱」では、国の助成及び基金事業の趣旨は「地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現が求められる中、森林整備加速化・林業再生事業費補助金を都道府県に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、地域の実情に応じて、その創意工夫に基づき、間伐や路網の整備、製材施設・バイオマス利用施設等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通円滑化、公共施設等での地域材利用の促進等の事業を実施し、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることとする。」とされており、岐阜県では従来からあった木材加工流通施設等整備事業に国の基金事業をプ

ラスし、短期的かつ集中的に投資を行い森林整備を加速化することを目的としています。

国の基金事業の実施期間は、平成 21 年度から平成 23 年度までとされてきました。しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受け、多くの木材が復興支援に必要なことが想定されたこと、また現在の円高状況において輸入材に対抗できる効率的な国産材の生産体制を確立し、復興に必要な木材を全国的に安定供給する必要性から、復興木材安定供給等対策として従前の森林整備加速化・林業再生事業費補助金に「地域材の利用限定」(地域材の新たな需要拡大等に資する施設であり、近年の製造技術・製造機械の開発により地域材が利用できるようになった製品等これまで地域材の利用が限定されてきた製品の製造施設)の要件を追加した形で平成 24 年度から平成 26 年度までの基金事業が実施されました。

その後、復興木材安定供給等対策による基金事業の事業実施期間は平成 24 年度から平成 25 年度までに短縮されていますが、平成 26 年 4 月の消費税率引上げを受け、それに伴う木材需要の反動減を回避し、林業・木材産業の成長産業化を実現するために、「地域材の利用限定」をなくした形で基金事業が平成 26 年度まで実施されることになっています。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

事業目的は木材製品の品質向上と製材品安定供給体制の強化を図ることとしていますが、その大前提としては林業の振興という目標があります。その目標達成のためには、木材製品の品質向上が一番の需要拡大に繋がるとの考え方にに基づき、高品質に繋がる高性能設備の補助が実施されています。また、木材製品の品質が悪いと木材価格の維持ができず、林業の衰退に繋がる懸念があります。

このことから、当補助金により木材加工流通施設等の整備に対する補助を行うことは事業目的を達成する上で妥当なものであるといえます。

また、中小製材工場では資金力が無く、自力では高品質な人工乾燥材²を生産する乾燥機等の高品質化のための施設整備が困難であると考えられ、補助制度がなくなると、「岐阜県森林づくり基本計画」³で定めた、人工乾燥材の割合、ぎふ性能表示材製品出荷量等の目標達成が困難になると考えられるため、必要性は高いといえます。

公平性の観点からも問題はありませんでした。

効率性(費用対効果)

交付先の事業計画の評価時点で算出された費用対効果分析の結果は、国の「森林整備加速化・林業再生基金事業の事業評価実施要領」における事業採択の要件である、「総費用額に対する総効果額の比率が1.0以上」を大きく上回っており、効率性に問題はありませんでした。

また、投資完了後から3年後を目標年度とし、3年後の収支の状況から事業計画・収支計画が達成されているかを確認し、その後10年間は収支の推移を確認しています。

当初の収支計画を下回っている場合の対応について県産材流通課に確認した結果、そのような場合には、原因分析の上で対応を検討してもらうことになっているとのことでした(森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領第7の1及び3)。

当初の収支計画を下回っていた事例としては、平成21年度の事業実施箇所の中で、収支計画2,667千円に対して収支実績が355千円、費用対効果についても計画2.44に対して実績は0.33と補助効果が乏しい先が1件ありました。

岐阜県による原因分析では、販売計画量1,150 m³に対し実績が851 m³であったこと、及び販売単価が想定より下落したことにより収支実績が低調であったためとされています。これに対し、岐阜県では、販売単価

² 人工乾燥材(じんこうかんそうざい)

建築用材等として使用する前に、あらかじめ乾燥機で乾燥させた木材。木材に含まれる水分を一定の水準まで減少させることにより、寸法の狂いやひび割れ等を防止し、強度を向上させる効果がある。(資料源泉：第二期 岐阜県森林づくり基本計画)

³ 「岐阜県森林づくり基本計画」

この計画は、「岐阜県森林づくり基本条例」に基づき、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林づくりについての基本的な計画を作成されるものです(基本条例第12条第1項関連)。また、県の森林づくりに関する計画の最上位に位置づけられるもので、今後策定・変更する森林づくりに関する諸計画は、基本計画との整合性を保つことが必要です(基本条例第12条第2項関連)。さらに、「岐阜県長期構想」に掲げた施策の方向性を踏まえ、県が重点的に取り組む森林・林業の施策について示す分野別計画でもあります。(資料源泉：岐阜県森林づくり基本計画)

の下落は市況の変化によりやむを得ないものの、多様な販売戦略を検討し販売計画量の達成を目指すよう指導しています。

また、岐阜県は予算の範囲内で費用を負担し中小企業診断士による経営指導を行っています。

平成 22 年度の事業実施箇所については、平成 25 年度の収支実績をもとに、現在、費用対効果分析の実施・提出を指導しており、この結果に基づいて、今後指導を実施していく予定です。

有効性

目標年度における収支の状況の確認を実施している他、「岐阜県森林づくり基本計画」で定められた指標の中から、当補助金に関連する 4 つの指標(木材(県産材)加工量、製材工場等への木材直送量、製品出荷量に占める人工乾燥材の割合、ぎふ性能表示材製品出荷量)を事業目標の達成度を示す指標として選定し、効果測定を実施しています。

木材製品の品質向上を測る指標としては「製品出荷量に占める人工乾燥材の割合」、「ぎふ性能表示材製品出荷量」を選定し、高品質と言える木材製品の出荷割合や出荷量の増減を見ることで品質面での成果を確認しています。

製材品安定供給体制の強化を測る指標としては「木材(県産材)加工量」、「製材工場等への木材直送量」を選定し、岐阜県全体の製材品の加工量及び流通量の増減を見ることで安定供給面での成果を確認しています。

目標数値は岐阜県の既存業者で木材加工をしているだけでは、達成できないような数値となっており、現時点での達成率は芳しくありません。しかし、岐阜県ではその対応策として、他の地域からの誘致を積極的に実施しています。

補助金の効果を判定する成果指標の設定、及びそれに基づく対応は適切に実施されてきました。

検討の経緯で気づいた事項

木材加工流通施設等整備加速化事業費補助金(24 補正分)には、補助対象事業に地域材の利用限定が付されていますが、その利用限定の内容は岐阜県の関連する各要綱・要領には明記されておらず、利用限定があることについて岐阜県の公表資料からは識別できませんでした。

事業採択は、岐阜県で定める各要綱・要領に基づき判断されるのではなく、国の「森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の運用について」別表第 1 の 2(1)イ(イ)の規定に基づく取扱いをその都度、

林野庁担当課に対してメールにて確認し、その結果に基づき判断していました。

まとめ

当該補助金に対して、特に記載すべき指摘・意見はありません。

八 木質バイオマスエネルギー導入促進支援加速化事業費(24)

(ア)補助金の概要

< 基本情報 >

目的	再生可能なエネルギーの一つである木質バイオマスの利用促進を図るため、木質バイオマス発電施設等利用施設及び加工施設の整備促進のための補助
補助対象事業	1 木質バイオマス発電施設の整備に要する経費 2 木質バイオマス協議会の運営に要する経費
補助事業者等	1 地域協議会の構成員のうち市町村、森林組合、県森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、民間事業者その他知事が適当と認めるもの 2 地域協議会の構成員のうち、木質バイオマス協議会及びその構成員たる市町村、森林組合
補助開始年度	平成 25 年度
担当課	県産材流通課

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	-	-	1	
金額(千円)	-	-	1,400,000	-

(注) 平成 25 年度 9 月補正後の予算額は国への要望に対する内示額 1,400,000 千円でしたが、25 年度の補助額は 1 件、630,000 千円にとどまりました。内示額 1,400,000 千円の用途は、(1)発電施設への資金融通(1,207,550 千円。うち 630,000 千円を平成 25 年度に執行、残り 577,550 千円を平成 26 年度へ繰越)、(2)燃料チップ製造施設への補助(192,450 千円。全額を平成 26 年度へ繰越)です。

1,400,000 千円のうち、630,000 千円は平成 25 年度に資金融通として執行し、残りの 770,000 千円(資金融通の残額 577,550 千円及び補助金 192,450 千円)は平成 26 年度に執行する計画です。資金融通は、必要な資金をその都度融通する制度であるため、平成 25 年度に事業者からの請求に基づき 630,000 千円を執行しています。

<平成 25 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載>

(事業目標)

再生可能エネルギーの一つである木質バイオマスを利用した発電事業により、森林整備の促進と山村地域における雇用の創出など、木質バイオマス発電による産業化を促進するため、木質バイオマス発電施設及び加工流通施設の整備を支援する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

(単位：千 m^3 /年)

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目 標	達成率
木質バイオマス利用量 (燃料用途)	11 (H22)	12.4 (H23)	12.5 (H24)	24 (H28)	52%

平成 26 年度は対象事業がないことから、平成 25 年度予算要求時における担当課の「事業評価調書」の記載に基づいています。

<補助要綱の特記事項>

国の基金事業を使用した補助金のため、岐阜県の補助要綱等は、事務取扱要領としての位置づけのものとなっていました。基本的な補助事業の考え方は国の「森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱」に定められているのみで、岐阜県の補助要綱等では事業目的等が明確に示されていませんでした。

<当補助金の経緯等の特記事項>

当補助金の財源は全額国費であり、平成 21 年 5 月にできた国の森林整備加速化・林業再生事業に基づき実施される基金事業です。

森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱では、当該国の助成及び基金事業の趣旨は「地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現が求められる中、森林整備加速化・林業再生事業費補助金を都道府県に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、地域の実情に応じて、その創意工夫に基づき、間伐や路網の整備、製材施設・バイオマス利用施設等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通円滑化、公共施設等での地域材利用の促進等の事業を実施し、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることとする。」とされており、岐阜県では「岐阜県森林づくり基本計画」で木質バイオマスエネルギーへの転換を平成 24 年度から平成 28 年度までの重点プロジェクトとして位置づけていることから、平成 24 年度国補正(県では、平成 25 年度当初予算対応)で国の森林整備加速化・林業再生事業に当事業のメニューが創設されたことを受け、平成 25 年度に導入されました。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

地球温暖化対策や東日本大震災の教訓から再生可能エネルギーの一つである木質バイオマスエネルギーに対する国の期待が高まっており、岐阜県の「岐阜県森林づくり基本計画」においても重点プロジェクトとして位置づけられていること、木質バイオマスは森林整備の促進といった森林政策、山村地域における雇用の創出といった地域施策においても有効であることから、木質バイオマスエネルギーの導入に対する補助は妥当なものであると認められます。

結果として特定の一事業者のみに対する交付となっておりますが、申し入れた事業者は他にもあり、公平性の観点からの問題はありませんでした。

効率性(費用対効果)

国の「森林整備加速化・林業再生基金事業の事業評価実施要領」により、事前(計画承認時)と事後(目標年度は事業実施の3年後)に実績報告が作成され、その際に費用対効果の算出を行い効率性の検討を実施することとしています。

同じ加速化事業である「木材加工流通施設等整備加速化事業費補助金」に対しては、目標年度から10年間は収支の推移を確認することとしていますが、当補助金に関しては国から求められている計画時・目標年度の調査のみで、経過期間における費用対効果の確認は実施されていませんでした。

なお、岐阜県では効果測定結果を踏まえ、当該事業をより効率的・効果的に実施するために、木質バイオマス発電の発電燃料となる原木及び木質チップの安定的な調達に関して、発電事業者及び県内の素材生産業者・チップ生産業者等で構成する協議会の設立及び開催支援並びに協議会へのオブザーバーとしての参画などを実施し、木質バイオマス発電による産業化の促進を今後も積極的に支援していくこととしています。

有効性

目標年度における収支の状況の確認を実施している他、「岐阜県森林づくり基本計画」で定められた指標の中から、当補助金に関連する「木質バイオマス利用量(燃料用途)」を事業目標の達成度を示す指標として選定し、効果測定を実施しています。

しかし、この指標では事業の主な目的である、「森林整備の促進(間伐材の利用)」と「山村地域における雇用の創出」といった林業支援(林業振興)においてどの程度の効果を上げているかを判断できる指標とはいえず、事業目的に対する有効性を判定することはできませんでした。

主な事業目的は「森林整備の促進(間伐材の利用)」、「山村地域における雇用の創出」といった林業支援(林業振興)にあり、今回建設される設備も間伐材等未利用木材を主な燃料とする発電プラントであるため、間伐実施状況、C・D材⁴の利用量、林地残材⁵の利用量、山村地域における雇用人数等を成果指標として加えることが望まれます。

検討の経緯で気づいた事項

特記事項はありません。

まとめ

【意見】継続した補助効果の確認 【県産材流通課】

国の「森林整備加速化・林業再生基金事業」に基づいたものですが、岐阜県独自の「岐阜県森林づくり基本計画」で定められた平成24年度から平成28年度までの重点プロジェクトの実施に係る補助金でもあります。

したがって、補助金による効果の測定は、少なくとも「岐阜県森林づくり基本計画」の対象期間である平成28年度まで継続して行うことが望まれます。

⁴ A・B・C・D材

木材を品質(主に曲がりなどの形状)や用途によって分類する際の通称。基本的に、A材は製材、B材は集成材や合板、C材はチップや木質ボードに用いられる。D材は搬出されない林地残材などをいい、木質バイオマスエネルギーの燃料などとして利用することが期待されている。(資料源泉：農林金融 2013.6)

⁵林地残材

林地残材とは、立木を伐採した後の林地に残されている根株、枝条等のうち、利用を目的に工場に搬入されたものである。(資料源泉：農林水産統計)

(ウ)当補助金に関連する補足的説明事項

この補助金は、国の再生可能エネルギー施設の建設に関連する補助金です。再生可能エネルギーとは、資源に限りがある石油、石炭、天然ガス等の化石エネルギーや原子力とは異なり、エネルギー源として持続的に利用することができるエネルギーであり、太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱等の地球上で自然に起こる現象を利用して繰り返し使えるエネルギーであるとされています。そして、再生可能エネルギーの主な利用形態としては、発電と熱利用があります。

会計検査院では、平成 26 年 10 月に「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等についての報告書」をまとめています。そこでは、国の補助を受け、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間に国庫補助金等約 2,550 億円を使って自治体などの事業者が新設した約 7,800 の太陽光などの再生エネルギー設備のうち、計 11 億円の補助金を受けた 41 設備が平成 26 年 3 月時点で 1 か月以上休止していたと報告されています。休止の主な理由は、故障原因の調査や修理に必要な部品の調達等であり、うち、再稼動予定のものは 36 件、検討中のものは 5 件でした。休止設備のうち、1 年以上休止している設備は 8 件でした。

再生可能エネルギーの導入推進は理解できますが、導入にあたっては、整備された施設が、安全かつ安定して利用されるよう、事業計画の認可時に技術面・運営面からも十分に検討を行うことが重要であると考えます。

なお、再生可能エネルギーの利用促進に向けて、平成 24 年 7 月から再生可能エネルギーで発電された電気をその地域の電力会社が一定期間、一定価格で買い取ることを国が約束する「固定価格買取制度」が導入されていますが、太陽光発電に偏りが生じており、送電網の能力に限界があるとして、平成 26 年 9 月には、九州電力(株)など 5 社が再生可能エネルギー事業者との契約手続を中断するに至っています。また、経済産業省でも、大規模な太陽光発電の新規認定の一時停止の検討や、固定価格買取制度の見直しの検討が行われています。

ヒ 県産材需要拡大施設等整備事業費補助金(施設整備関連)

(ア)補助金の概要

< 基本情報 >

目的	県において公共施設における県産材利用をより一層促進するとともに、木材利用や環境保全に対する理解を深めるため、公共施設のうち特に啓発効果の高い教育福祉関連施設等の木造化や内装木質化、県産材を利用した施設や製品の設置、及び木製の机や椅子等の導入を進めるとともに、間伐等森林整備の必要性、木材の良さについて広く県民に啓発し、県産材の需要拡大を図る。
補助対象事業	1 教育・福祉関連施設等の木造化及び内装木質化に要する経費(公共施設木造化等支援タイプ) 2 県産材を利用した施設等の設置に要する経費(県産材利用施設等整備タイプ) 3 県産材を使用したヒノキ合板製品の設置に要する経費(ヒノキ合板内装モデルタイプ)
補助事業者等	市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認める団体(タイプにより異なる)
補助開始年度	平成 18 年度
担当課	県産材流通課

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	2	10	9	
金額(千円)	36,035	67,393	46,350	89,000

< 平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載 >

(事業目標)

公共施設等における県産材利用をより一層促進して木材の良さを広く県民に啓発し、県産材の需要拡大を図る。
--

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
公共施設の木造化及び内装木質化施設数(施設)	0 (H22)	-	-	37 (H25)	80 (H28)	46%

< 補助要綱の特記事項 >

特記事項はありません。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

当補助金は、県単独財源で実施されている補助金です。

当初、県産材の需要拡大を図ることを目的とした補助金は[ヒ]県産材需要拡大施設等整備事業費補助金のみでしたが、平成 22 年度に国で「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されたことにより木材の利用方針が示され、市町村でも木材利用推進方針を策定するようになったこと、森林・環境税の導入を受け、若干補助対象基準をゆるめ、森林・環境税を財源とした[フ]木の香る快適な教育施設等整備事業費が創設されました。

さらに、平成 24 年度国補正予算において、強い林業・木材産業構築緊急対策として、「森林整備加速化・林業再生基金」の積み増しが実施され、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されたことに伴い、岐阜県では当基金を活用し、幅広い公共施設の木造化等を推進するために市町村等が行う地域材を活用した公共施設等の整備に対し助成する、[ヘ]木造公共施設整備加速化事業費(24 補正分)を創設しています。

これらの木造公共施設に係る補助制度の違いは表 3-5-5 のとおりです。

表 3-5-5 木造公共施設に係る補助制度の比較

事業名	補助対象施設規模	県産材使用基準	補助金額
【県単枠】 [ヒ] 県産材需要拡大施設等整備事業費補助金(公共施設等木造化支援タイプ)	教育・福祉関連施設(学校、体育館も対象) 施設規模制限あり	木造化 ・木質部材の 80%以上に県産材を使用 内装木質化 ・延床面積の 60%以上の内装の内 2 面以上を木質化	木造化 ・床面積 1 m ² 当たり 17 千円以内(上限 30,000 千円) 内装木質化 ・床面積 1 m ² 当たり 10 千円以内(上限 30,000 千円)
【森林・環境税】 [フ] 木の香る快適な教育施設等整備事業費	教育・福祉関連施設(学校、体育館も対象) 施設規模制限あり	木造化 ・木質部材の 70%以上に県産材を使用 内装木質化 ・延床面積の 50%以上の内装の内 2 面以上を木質化	木造化 ・床面積 1 m ² 当たり 17 千円以内(上限 30,000 千円) 内装木質化 ・床面積 1 m ² 当たり 10 千円以内(上限 30,000 千円)
【加速化基金】 [ヘ] 木造公共施設整備加速化事業費(24 補正分)	学校関連施設(学校、体育館は対象外)、福祉関連施設、医療施設、地域の交流施設、その他国の定める公共施設	木造化 ・木質部材は原則、全て県産材を利用 ・県産材使用量が 20 m ³ /100 m ² 以上使用 内装木質化 ・延床面積の 60%以上の内装の内 2 面以上を木質化 ・県産材使用量が 0.8 m ³ /100 m ² 以上使用	木造化 ・事業費の 1/2 以内 内装木質化 ・事業費(内装整備費)の 1/2 以内

これらの木造公共施設に係る補助制度の使い分けについては、まず補助金の申請があった補助対象施設の規模、県産材使用量等において、国の加速化基金である〔ヘ〕木造公共施設整備加速化事業費(24補正分)での対応が可能か否かが判定されます。

次に、〔ヘ〕の補助対象施設規模に該当せず対応できないものについては、県単独事業である〔ヒ〕県産材需要拡大施設等整備事業費補助金(公共施設等木造化支援タイプ)に該当するか否かについて検討を実施し、それでも対応できない部分については、森林・環境税事業である〔フ〕木の香る快適な教育施設等整備事業費で対応が可能か否かが判定されます。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

公共施設のように一定規模以上の施設や特殊な設計の施設、耐火性能が求められる施設は、木造にした場合、他の工法や資材を利用した場合と比較して費用が割高となる場合が多いことから、公共施設を整備する際に、割高となる県産材が利用されなくなる恐れがあります。

林業振興の観点からは、木造公共施設の建設に係る経費を補助することにより県産材が利用しやすくなります。また、当補助金は木材の良さや環境保全といった面を多くの県民が実感できる公共施設での県産材利用促進を目的にしていることで、公共施設という特殊性から間伐等森林整備の必要性、木材の良さについて効果的かつ効率的に県民に対して啓発活動を実施することができることから、妥当なものであると認められます。

公平性の観点からも、問題はありませんでした。

効率性(費用対効果)

事業目標である木材の良さを広く県民に啓発する点においては、公共施設や県民に対するPR効果が高い施設について県産材利用を促進させることは効率的であるように見えますが、費用対効果の評価が実施されていないため、定量的な観点から効率性があるか否かの判断はできませんでした。

有効性

「岐阜県森林づくり基本計画」では公共施設の木造化及び内装木質化施設数を目標指標として設定していますが、この指標では「公共施設等における県産材利用をより一層促進して木材の良さを広く県民に啓発し、県産材の需要拡大を図る。」とする事業目標を達成する上で当補助金が有効であるか否かについては判断できませんでした。

また、補助目的が類似する[フ]木の香る快適な教育施設等整備事業費では、事業実施による県産材使用量及び炭素固定量等を算出するとともに、施設管理者へのアンケート調査により事業効果を評価していますが、当補助金については評価等は一切実施されていませんでした。

対象施設(教育福祉関連施設)の新增築における県産材採用施設割合を調査することで、県民への啓発に繋がる公共施設が補助金によりどれだけ増加しているのか否かを把握したり、また、一般利用者や県民の意見を広く取り入れるようなアンケートを実施することで補助金の効果を判定することが適切です。

検討の経緯で気づいた事項

特記事項はありません。

まとめ

適切な指標設定に基づいた成果確認についての課題はありますが、他の指摘・意見はありません。

フ 木の香る快適な教育施設等整備事業費

(ア)補助金の概要

< 基本情報 >

目的	公共施設における県産材利用をより一層促進することにより、環境にやさしく快適な空間を提供し、木材利用や環境保全に対する県民の理解を深めるとともに、持続可能な森林づくりにつなげる。
補助対象事業	教育・福祉関連施設等の木造化及び内装木質化に要する経費
補助事業者等	市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認める団体
補助開始年度	平成 24 年度
担当課	県産材流通課

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	-	3	9	
金額(千円)	-	37,407	140,136	207,300

(注)1 平成 26 年度より木造施設(県指定重要文化財等)の修復に係る経費を補助対象としたため、その分(50,000 千円)が増額となっています。

2 平成 25 年度補助金額は、平成 26 年度繰越分(23,891 千円)を含めた金額となっています。

< 平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載 >

(事業目標)

市町村や民間事業者が整備する教育福祉関連施設に対して、県産材を使用した施設の木造化・内装木質化に対する支援を行い、木材利用と環境保全に対する理解を深める。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
公共施設の木造化・ 内装木質化施設数	0 施設 (H23)	-	-	12 施設 (H25.9)	65 施設 (H28)	18.4%

< 補助要綱の特記事項 >

特記事項はありません。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

当初、県単独財源で実施されていた〔ヒ〕県産材需要拡大施設等整備事業費補助金がありましたが、平成 22 年度に国で「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されたことにより木材の利用方針が示され、市町村でも木材利用推進方針を策定するようになったこと、森林・環境税の導入を受け、若干補助対象基準をゆるめ、森林・環境税を財源とした〔フ〕木の香る快適な教育施設等整備事業費が創設されました。

3 つの木造公共施設に係る補助制度の違いは表 3-5-5 で示したとおりです。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

公共施設のように一定規模以上の施設や特殊な設計の施設、耐火性能が求められる施設は、他の工法や資材を利用した場合と比較して費用が割り増しとなる場合が多いことから、公共施設を整備する際に、割高となる県産材が利用されなくなる恐れがあります。

林業振興の観点からは、木造公共施設の建設に係る経費を補助することにより県産材が利用しやすくなります。また、当補助金は木材の良さや環境保全といった面を多くの県民が実感できる公共施設での県産材利用促進を目的にしており、公共施設を通じて間伐等森林整備の必要性、木材の良さについて効果的かつ効率的に県民に対して啓発活動を実施することができることから、妥当なものであると認められます。

公平性の観点からも、問題はありませんでした。

効率性(費用対効果)

事業目標である木材利用と環境保全に対する理解を深める点においては、公共施設について県産材利用を促進させることは効率的であるように見えますが、費用対効果の評価が実施されていないため、定量的な観点から効率性があるか否かの判断はできませんでした。

有効性

「岐阜県森林づくり基本計画」では公共施設の木造化及び内装木質化施設数を目標指標として設定しています。また、事業実施による県産材使用量及び炭素固定量等を算出するとともに、施設管理者へのアンケート調査により事業効果を評価されています。そして、計画の進捗状況については、清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会で報告されています。

しかし、この指標では「市町村や民間事業者が整備する教育福祉関連施設に対して、県産材を使用した施設の木造化・内装木質化に対する支援を行い、木材利用と環境保全に対する理解を深める。」とする事業目標を達成する上で当補助金が有効であるか否かについては判断できませんでした。

対象施設(教育福祉関連施設)の新增築における県産材採用施設割合を調査することで、県民への啓発に繋がる公共施設が補助金によりどれだけ増加しているのか否かを把握したり、また、施設管理者へのアンケートだけでなく、一般利用者や県民の意見を広く取り入れるようなアンケートを実施することで補助金の効果を判定することが望まれます。

検討の経緯で気づいた事項
特記事項はありません。

まとめ

適切な指標設定に基づいた成果確認についての課題はありますが、他の指摘・意見はありません。

へ 木造公共施設整備加速化事業費(24 補正分)

(ア)補助金の概要

< 基本情報 >

目的	公共施設における県産材利用をより一層促進して木材の良さを広く県民に啓発し、県産材の需要拡大を図り、「強い林業・木材産業」を構築する。
補助対象事業	県産材を活用した木造公共施設整備の事業に要する経費
補助事業者等	地域協議会の構成員のうち市町村、特別区、一部事務組合及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令第1条に掲げる施設を整備する者
補助開始年度	平成 24 年度
担当課	県産材流通課

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	-	-	5	
金額(千円)	-	-	181,894	260,000

(注) 対象施設の計画の積上に基づいて予算化されており、平成 26 年度の予算が増加している要因は、対象施設(3 施設)の計画額の合計が大きかったことによるものです。

< 平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載 >

(事業目標)

平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間に、県及び市町村等における木造公共施設を 80 施設整備するための支援を行う。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
公共施設の木造化・内装木質化数	0 施設 (H23)	-	-	37 施設 (H25.12)	80 施設 (H28)	46.2%

< 補助要綱の特記事項 >

国の基金事業を活用した補助金のため、岐阜県の補助要綱等は、事務取扱要領としての位置づけのものとなっていました。

基本的な補助事業の考え方は国の「森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱」に定められているのみで、岐阜県の補助要綱等では事業目的等が明確に示されていませんでした。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

当補助金は、平成 24 年度国補正予算において、強い林業・木材産業構築緊急対策として、「森林整備加速化・林業再生基金」の積み増しを実施され、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されたことに伴い、岐阜県で当基金を活用し、幅広い公共施設の木造化等を推進するために市町村等が行う地域材を活用した公共施設等の整備に対し助成する目的で整備されました。

3 つの木造公共施設に係る補助制度の違いは表 3-5-5 で示したとおりです。

(イ) 監査の結果

準拠性

抽出した 1 件のサンプルに対する補助金の支給判定の際の計算で、不明確な点が発見されました。

当補助金の補助対象となる県産材使用基準は、木造化の場合、木質部材は原則全て県産材を利用し、県産材使用量が $20 \text{ m}^3/100 \text{ m}^2$ 以上である必要があるとされています。

しかし、当補助金については補助金算定資料で県産材使用量が $47.03 \text{ m}^3/236.5 \text{ m}^2 \times 100 = 20.0 \text{ m}^3/100 \text{ m}^2$ と記載はされているものの、実際に計算しなおすと $19.8858 \dots \text{ m}^3/100 \text{ m}^2$ でした。

この点について県産材流通課に確認したところ、当該案件は小数点第 1 位を四捨五入して 20 のため良しと判断したものであるとのことでした。しかし、小数点第 1 位を四捨五入するという点については要綱・要領といったルール等で明確にされていませんでした。

妥当性及び公平性

国の基金事業に則って実施されている補助金であり、妥当性及び公平性は認められます。

ただし、 準拠性にも記述したように補助金交付先の選定にあたって実施される評価において具体的な計算方法が明確にされておらず、担当者の裁量によって公平性が阻害されるおそれがあります。

効率性(費用対効果)

事業目標である木材の良さを広く県民に啓発する点においては、公共施設や県民に対するPR効果が高い施設について県産材利用を促進させることは効率的であるように見えますが、事後的な費用対効果の評価が実施されていないため、定量的な観点から効率性があるか否かの判断はできませんでした。

有効性

事業目標を県及び市町村等における木造公共施設を80施設整備するとし、目標の達成度を示す指標を公共施設の木造化・内装木質化数としていますが、そもそもの補助目的は県産材の需要拡大にあり、ただ木造の公共施設を増加させることを目的としている補助金ではありません。したがって、当指標では当補助金の有効性を測ることはできません。

また、事業完了後、施設利用者に対して木材利用促進に関するアンケート調査を実施するとしていますが、アンケート項目やアンケート結果の利用方法等は明確にされていませんでした。

検討の経緯で気づいた事項

特記事項はありません。

まとめ

【指摘】補助金交付先の選定における計算方法の明確化

【県産材流通課】

補助金交付先の選定にあたって実施される基準値算定の際の四捨五入など具体的な計算方法が明確にされていませんでした。

補助金交付先の選定における事業評価の計算方法があいまいな結果、事業者が補助金を受けられないと判断したり、県の交付決定において異なる判断がされるおそれがあることから、要綱・要領等により取扱いを明確にしておく必要があります。

ホ 環境保全林公的整備推進事業費補助金(公共つぎたし)

(ア)補助金の概要

< 基本情報 >

目的	水源地域や渓流域、急傾斜地等で、森林所有者等による持続的な森林経営を通じた整備が困難な森林について、公的関与の高い森林整備を推進することによって、森林が有する水源かん養機能や水質浄化機能、土砂流出防止機能、生物多様性保全機能などの公益的機能の維持・向上・回復を図る。
補助対象事業	不用木の除去、不良木の淘汰に要する経費
補助事業者等	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、その他知事が適当と認めるもの
補助開始年度	平成 24 年度
担当課	森林整備課

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	-	34	147	
金額(千円)	-	9,434	88,081	140,496

(注) 平成24年度から事業が開始され、所有者の特定も進んだことから、平成25年度には、所有者の同意を得て面整備が進み、補助件数・金額ともに増加しています。平成26年度については、平成25年度の当補助金の実績1,818ha(計画2,194ha)に対し376ha増となる2,194ha(平成25年度の計画と同じ)を計画しています。また、平成25年度までは所有者を特定する経費、所有者の同意を得るための経費が当該補助金には含まれておらず、計画どおり間伐が進まなかったことから、平成26年度当初予算は、これらの関連条件整備(所有者特定、間伐に関する所有者同意)に関する経費26,600千円(700ha分)を計上していることにより増加しています。

< 平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載 >

(事業目標)

「健全で豊かな森林づくりの推進」のための森林整備(間伐)について、平成24年度から28年度までに5ヵ年間で62,000haを実施するうち、森林経営による森林整備が困難な水源地域や渓流域、急傾斜地等の森林について、環境保全林整備事業により15,000haの間伐を実施します。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
間伐面積	14,284ha (H22)	11,895ha (H23)	10,463ha (H24)	9,786ha (H25)	12,400ha/年 (H24～28)	78.9%

(注) 平成 25 年度の現在値は「予算要求資料」作成時(前年度の 9～10 月)時点のものです。
 本補助金の件数の増加にもかかわらず、間伐面積が増加していない要因としては、この指標にある間伐面積は、本補助金以外の補助金(森林整備事業費補助金、森林整備支援加速化事業費補助金、環境保全林整備事業費補助金)を含む課全体の事業に関する間伐面積であり、本補助金以外の補助金による間伐面積が減少(国事業に労働力が流れ、間伐面積が減少)したためです。
 本補助金による間伐実績は、平成 24 年度：136ha、平成 25 年度：1,818ha と、補助件数の増加に連動して増加しています。

< 補助要綱の特記事項 >

特記事項はありません。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

当補助金の目的である環境保全林公的整備推進事業は国の国庫補助事業として実施されていますが、国庫補助金は標準事業費の 54%の補助率にとどまっています。また、国庫補助金とは別に岐阜県による義務県費分の 18%の補助がありますが、それを加えたとしても森林整備に係る事業費全体の 72%の補助率にしかなりません。そのため、残りの 28%分については森林所有者が森林整備に係る費用の負担を強いられることとなりますが、森林整備が困難な水源地域や溪畔林等における事業費は森林所有者にとっては大きな負担であり、なかなか森林整備が進まず事業の整備目標の達成が困難であると考えられたことから、岐阜県による公共継ぎ足しとして残りの 28%分を補助することにより、森林整備に係る事業費の全額補助を実現したものです。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

当補助金は森林所有者が森林整備をできない部分に対する公的支援であり、市町村や森林組合といった森林所有者以外が代わって事業を進め

るため全額補助にして実施する必要性は高いとする岐阜県の主張は妥当なものであると認められます。

また、公平性の観点からも、問題は認められませんでした。

効率性(費用対効果)

費用対効果については、事業の実施に当たり、事業実施前と事業実施直後、事業実施3年後、5年後の計4回にわたり森林の状況変化を確認するモニタリング調査を実施しています。

具体的には、ランダムに抽出した事業実施箇所(10の農林事務所で2か所ずつ)に10m×10mの調査プロットを設定し、その箇所における林内の光環境、林床の被覆状況、土壌の状況、生物多様性についてその変化を観測し、その結果について写真等で県民に公開すべく準備が行われています。(平成24年度からの実施事業であり、3年を経過していないことから、監査時点では、確認の実績はありません。)

当事業に関しては、事業の実施効果を確認するための体制は整えられていますが、間伐により期待される環境が得られたかどうかの基準数値等は設定されておらず、効率性についての定量的な判断は行われていません。確認の際に間伐実施箇所において適切な環境が保たれているかについて、クリアすべき基準等を定めた上で状況を確認することも有効であると考えられます。

有効性

清流の国ぎふ森林・環境基金事業に対する県民からの意見の反映や事業過程の透明性を確保するため、外部有識者や県民の代表者等で構成する第三者機関「清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会」を設置し、基金事業への意見や提案、事業実施後の評価が実施されています。

本補助金による間伐実績は平成24年度136ha、平成25年度1,818haと、補助件数の増加に連動して増加しており、また、執行機関である各農林事務所においては全額補助により今まで実施できなかった森林整備が実施できるようになったことにより、森林所有者や事業主体の喜ぶ声を実感しており、有効性は高いと認められます。

検討の経緯で気づいた事項

特記事項はありません。

まとめ

定量的な観点からの事業評価に係る課題はありますが、他の指摘・意見はありません。

マ トップアスリート拠点クラブ活動費補助金

(ア) 補助金の概要

< 基本情報 >

目的	トップアスリート拠点クラブが、当該クラブに所属する選手の強化育成を図り、広く高い競技力及び高度な技術の習得に努めるとともに、それぞれの地域において、地域社会と一体となったクラブ作りを行うため、経費の一部を助成することを目的とする。
補助対象事業	一 トップアスリート育成のために行う次の事業(競技力向上事業) 二 トップアスリート拠点クラブの基盤を強化するために行う次の事業(クラブ基盤強化事業)
補助事業者等	ぎふ清流国体やぎふ清流大会で活躍し、今後も全日本や世界レベルの大会での活躍が見込まれる選手が所属する岐阜県内のクラブ (交付要領では、「トップアスリート拠点クラブ」という。)
補助開始年度	平成 25 年度
担当課	スポーツ健康課(26 年度はスポーツ推進課)

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	-	-	7	
金額(千円)	-	-	54,226	76,674

< 平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載 >

(事業目標)

全国レベルの大会で活躍するトップアスリートが地域貢献活動としてスポーツ教室やジュニアの育成活動を行う地域に根ざしたトップアスリートクラブを平成 27 年度までに 8 クラブ位置づけ支援します。
--

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
トップアスリート 拠点クラブ数	0 クラブ (H24)	-	-	7 クラブ (H25)	8 クラブ (H27)	87.5%

< 補助要綱の特記事項 >

「岐阜県保健体育等振興補助金(トップアスリート拠点クラブ活動費)交付要領」(以下「要領」という。)において、用語の定義が明確になっていませんでした。

また、「要領」において、補助対象経費となりうる項目は明記されているものの、補助率・補助額の考え方が明確にされていませんでした。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」を機に、県民のスポーツへの関心がより一層高まりを見せるとともに、競技力の向上や地域の絆づくりなど、スポーツの推進がもたらす成果が実感できたことをふまえ、平成 25 年度から新規に事業化されました。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

ただし、補助額に関しては、「要領」において、補助対象経費は明確にされているものの、対象事業は担当課との協議によって決定されており、補助額・補助率が客観的に定められていない状況にありました。

また、「岐阜県保健体育等振興補助金交付要綱」では、実績報告書及びその添付書類の提出期限は、「補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は同年度の 3 月 31 日のいずれか早い日」の後に、「但し、補助事業が完了した日から 3 月 31 日までの間に 30 日間が確保されず、3 月 31 日までの提出が困難である場合については、別記第 7 号様式に定める完了届を 3 月 31 日までに提出するものとし、この場合における実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日まで」とされていますが、平成 25 年度に関しては、交付団体 7 団体全てにおいて、3 月 31 日に報告書が提出されたものの、修正作業に時間を要し、確認調書が作成されたのは、1 件が 5 月上旬、残りは 5 月下旬になっており、大幅な遅延が認められました。

「要綱」の定めに従って、補助対象事業の進捗状況を把握し、期限内に受理できるよう速やかに対応を進めることが必要です。

妥当性及び公平性

県に対する質問票への回答では、必要性について、ぎふ清流国体で活躍した人材の県外流出を防ぎ、本県のスポーツ推進に活用出来る、当補助金によって当該クラブが強化合宿の実施や各種大会に出場することで、競技力の維持向上が図られる、地域の子供たちを対象にスポーツ指導を行うことにより、県民に愛されるクラブとなり、また、子供たちのスポーツへの関心を高めることができるとの回答がありました。

一方、要綱では、ぎふ清流国体やぎふ清流大会で活躍し、今後も全日本や世界レベルの大会での活躍が見込まれる選手(以下「トップアスリート」という。)が属する岐阜県内のクラブ(以下「トップアスリート拠点クラブ」という。)が対象となっていますが、用語の定義が明確でないことから、どのような団体が対象になるかが分かりません。

また、「要領」において、補助対象経費となる項目は明確にされているものの、対象事業は担当課との協議によって決定されており、トップアスリート拠点クラブの活動状況に対して、補助額が妥当かつ公平に決定されているかは判断できない状況にありました。

効率性(費用対効果)

「事業評価調書」では「今後は、経営面で自立したクラブにしていくことが必要になる」としつつ、効率化が図られているとの事業評価となっていますが、その根拠が明確でないため、効率性を判定することができません。

有効性

事業目標として「トップアスリート拠点クラブ数」が掲げられていますが、そもそもトップアスリート拠点クラブは県の認定によるものであり、客観的な基準がないこと、また、当該補助事業により、要領の目的に掲げられているクラブに所属する選手の強化育成と地域社会と一体となったクラブづくりにおいてどの程度の効果をあげているかが判断できる指標が設定されていないため、有効性を判定することができません。

また、事業をより効率的・効果的に実施するための取組みに対する質問に対しては、平成25年度より始まった事業であるため、現在考察中であるとの回答を得ています。

検討の経緯で気づいた事項

補助金の名称からは、補助金が、地域と一体となったクラブづくりを目的としていることは分かりにくいと感じました。

ヒアリングにおいて、当該補助金の意図としては、指導者も場所も変わる人が多い現況に鑑みて、トップアスリートのパフォーマンスを身近に感じられる環境のもとでの一貫指導体制を可能にする体制として、トップアスリート拠点クラブが想定されていることが確認できましたが、要綱ではそれらの意図は伝わらない状況でした。

岐阜県では、ジュニアの育成ができるのは、日本リーグに参戦しているクラブ(事務局体制がある)や大学のように豊富な施設と指導者を有しているクラブであるとの認識のもと、この条件を満たすクラブに説明をし、県の理念に賛同しジュニア育成が推進可能なクラブを認定しているとのことでした。

「要領」において、対象事業は「競技力向上事業」と「クラブ基盤強化事業」とされています。

「競技力向上事業」は所属選手の競技力維持向上、ジュニア選手に対する練習会等の実施を、「クラブ基盤強化事業」はクラブマネージャーや指導者等の人材育成事業、スポーツに関する情報提供事業、地域スポーツの活性化を促進する事業(地域住民が参加できるスポーツ事業やスポーツイベントの開催、トップアスリート拠点クラブ以外の団体が行う事業でのスポーツ指導、地域のスポーツ活動の活性化に資する会議の開催や調査研究事業)が対象とされています。

事務の執行上、実績報告等の資料においてどちらの事業に対する補助がどれだけ行われているかが明確に記されていませんでした。補助対象者が、どの補助事業についてどのような活動をしているかが明確になる形で実績報告書の提出を受けることが適切です。

対象事業の内容を確認したところ、現状では、競技力向上事業の割合が高く、クラブ基盤強化事業(特に地域スポーツ活性化事業)が少ない状況にありました。将来的にはクラブ基盤強化事業が拡充され、競技力向上事業は減少していくことが考えられ、県としては、自立した運営が可能となることを目指しているとの回答でした。

まとめ

【指摘】 実績報告書の提出遅延 【スポーツ推進課】

実績報告書及びその添付書類の提出期限は、「補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は同年度の3月31日のいずれか早い日」

の後に、「但し、補助事業が完了した日から3月31日までの間に30日間が確保されず、3月31日までの提出が困難である場合については、別記第7号様式に定める完了届を3月31日までに提出するものとし、この場合における実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日まで」とされていますが、実績報告書の修正作業に時間を要し、実績報告書の確定がいずれも5月にずれ込んでいました。

「要綱」の定めに従って、補助対象事業の進捗状況を把握し、期限内に受理できるよう、速やかに対応を進めることが必要です。

【意見】 要領における補助事業の明確化 【スポーツ推進課】

当該補助金の趣旨については、ヒアリングで確認しましたが、要領上、補助の趣旨が必ずしも明確に定義づけられておらず、事業の対象である「トップアスリート」「トップアスリート拠点クラブ」の選定方針等が明確でないこと、どのような団体がどのような基準に基づいてトップアスリート拠点クラブとして認定されるかが明確になっていないことは補助事業の実施において問題があります。

また、トップアスリート拠点クラブと認定された団体への補助において、対象事業の選定方針が必ずしも明確ではないこと、要領に定められていないことから、客観的な判断ができるような形で要領を定めることが適切です。

【意見】 認定資料の保管とクラブ情報の把握 【スポーツ推進課】

岐阜県ではトップアスリート拠点クラブを認定するとともに、認定した団体に対する補助を行っています。

現在は、認定に至る要件が明確化されていないことから、県として、認定要件、認定に至る判断資料を文書化し、保管しておくことが適切です。

また、生涯スポーツの推進の観点から、トップアスリート拠点クラブのような母体の育成・推進が必要なのであれば、候補となるクラブの情報、県の理念に賛同を得るための働きかけの状況についても、適時情報を更新していくことが望まれます。

【意見】 クラブ構想の実現状況に係る確認の実施【スポーツ推進課】

現在の要領においては、補助金の申請に当たり、クラブの設立に向けた構想書の提出を受けることとされています。

当該補助金は、ある意味で、中長期的な観点にたったクラブの育成を想定していると考えられますが、実績に関しては、補助事業の実績報告書の確認にとどまっています。

補助の趣旨からは、クラブ構想に基づいて対象団体の基盤が強化されていることを確認することが有用であることから、交付決定時にクラブ構想(中期計画)において、方向性を確認するとともに、その達成状況についても、補助事業の実績確認と併せて確認することが望まれます。

【意見】 事業区分の明確化と団体ごとの方向性を踏まえた事業選定

【スポーツ推進課】

平成 25 年度は、対象事業である「競技力向上事業」「クラブ基盤強化事業」のどの事業にいくらの補助が行われているかが明確にされていませんでした。

補助効果を確認する上でも、事業区分を明確にするとともに、交付決定において、団体ごとの方向性・期待される役割を踏まえた事業選定を行うことが望まれます。

ミ 商工会及び商工会議所補助金(人件費等)

(ア)補助金の概要

< 基本情報 >

目的	岐阜県商工会及び商工会議所補助金は、商工会、商工会議所及び岐阜県商工会連合会が実施する経営改善普及事業、地域経済を活性化するための事業等を促進し、もって地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的とする。
補助対象事業	商工会、商工会議所及び県連合会の次に掲げる経費 ・商工会、商工会議所(以下「商工会等」という。)及び岐阜県商工会連合会(以下、「県連合会」という。)が商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 4 条第 1 項に基づいて行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業 ・県連合会が商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 4 条第 1 項に基づいて行う商工会に対する指導事業 ・商工会等が行う地域の経済を活性化するための事業 ・県連合会が行う商工会活動を支援し、もって地域経済の振興に寄与するための事業
補助事業者等	商工会、商工会議所、岐阜県商工会連合会
補助開始年度	昭和 35 年度(平成 24 年度要綱の全部改正あり)
担当課	商工政策課

< 補助件数及び金額の推移 >

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度予算
件数(件)	62	16	16	
金額(千円)	1,852,156	1,847,823	1,874,215	1,914,022

(注) 平成 24 年度より、46 ある商工会については県連合会を通じて間接的に交付することになったため、金額水準は大きく変わっていませんが交付件数は減少しています。

< 平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載 >

「事業評価調書」が不要であるという合理的な理由がないにもかかわらず、「事業評価調書」が作成されていませんでした。

岐阜県では平成 23 年度当初予算から予算編成の公開を行っています。

平成 24 年度までは、公開資料は予算要求調書等のうち、予算要求資料のみでしたが、平成 25 年度からは予算要求資料に「事業評価調書」を追加し、併せて公表するものとされました。

予算要求の過程において、必要な資料が作成されているかを確認することが必要です。

なお、財政課からの要請に基づき、平成 27 年度当初予算要求時から作成予定であるとの回答を受けました。

< 補助要綱の特記事項 >

特記事項はありません。

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

特記事項はありません。

(イ) 監査の結果

準拠性

補助金の交付の決定、額の確定及び交付は定められた手順に従って行われていました。

妥当性及び公平性

当該補助金の交付先である、商工会等及び県連合会は、各地域における商工業の総合的な改善発達を図るとともに、社会福祉の増進に寄与することを目的として、特別法により設立された非営利の総合経済団体です。

当該団体は所管地域の重複がなく、全県下の小規模事業者に対し経営の改善発達等を支援することが可能であるため、県商工労働施策の下支えをする機関として補助を実施しており、妥当性が認められます。

また、全ての商工会等を対象としていることから、公平性の観点からも問題はありません。

効率性(費用対効果)

平成 16 年度より商工会の補助対象職員を県連合会で一元管理し柔軟な人事異動を行うとともに、多様化する事業者ニーズに沿った支援を行うことを目的として平成 24 年度より圏域ごとに広域支援室を設置し商工会の事業者支援をバックアップする体制を整えており、限られた人的資源を適切に配置しやすくなったという意味において効率化が図られています。

巡回件数、窓口相談件数、講習会開催件数及び参加者数は把握しているものの、それぞれにより要する時間等や生じる効果は千差万別であるため、定量的観点からの効率性の判断はできません。

有効性

個別事業者の相談・経営状況など秘匿すべき情報も多いことから、成果指標を設定して効果測定を行うことは困難であり実施していないというのが県のスタンスです。確かに、補助事業によって支援先の売上げがどれだけ伸びたかというような定量的な評価は難しいということには同意できます。

それに替えて、補助対象職員が実施した巡回指導、窓口指導、集団指導(講習会)の件数、受講者数といった実績に加え、代表的な支援事例等の把握が行われています。どのような支援メニューを活用し、支援先の経営にどのような貢献ができたかが報告されており、定性的な観点からは効果があったと評価できます。

検討の経緯で気づいた事項

経営支援員の人数は 108 名ですが、商工会等の合併や小規模事業者数の減少により平成 21 年度から定員は 101 名となっており、経営支援員の退職者不補充により段階的に定数へ近づけていくという対応が取られています。商工会補助対象職員の県連合会での一元管理や広域支援室の設置といった経営合理化の取組みの一環として、これについても着実な実行が望まれます。

まとめ

「事業評価調書」の未作成を除き、指摘・意見はありません。

6 補助金の類似性の観点からの検討

(1) 対象グループの選定と検討の視点

細々事業の名称、平成 23 年度から平成 25 年度の予算の状況、平成 23 年度から平成 24 年度の決算額の推移、平成 25 年度における契約リストにおける事業概要、平成 25 年度当初予算に係る「予算要求資料」及び「事業評価調書」の記載を参考にして、関連が深いと考えられる補助金グループを抽出し、同一グループの各補助金の目的・対象が明確であり重複していないか、補助率の考え方は合理的か、補助金制度の切替えや変更は政策目的に基づいており形式的なものではないか、等の観点に基づいて検討を実施しました。

選定したグループの名称と検討の視点及び、直近 3 年間の予算・決算の状況は次のとおりです。

グループ〔ア〕地域振興・清流

従来からあった市町村振興補助金が、平成 25 年度に減額され、清流の国地域振興補助金が新設されています。しかし、清流という名称が事業名に含まれている補助金は既に他にもありました。そのため、市町村振興補助金と清流の国地域振興補助金との相違、清流の国地域振興補助金とその他の清流という名称がついている補助金の相違について着目し、次の補助金について内容を確認しました。

(単位：千円)

細々事業	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	当初 予算	決算	当初 予算	決算	当初 予算	決算
清流の国地域振興補助金	-	-	-	-	100,000	76,113
市町村振興補助金	225,000	221,900	275,000	273,900	150,000	150,000
清流の国ぎふ市町村提案事業費	-	-	99,160	54,363	99,160	85,618
清流の国ぎふ地域活動支援事業費	-	-	11,700	13,249	15,000	18,395

(注) 背景が灰色のものは個別補助金として検討を実施しています。

グループ〔イ〕公衆浴場

公衆浴場法は昭和 23 年に制定されており、当時、公衆浴場は国民の公衆衛生向上の観点から住民の日常生活に欠くことのできない施設であると位置づけられていました。しかし、昨今では、家庭における内風呂の普及率はほぼ 100%となっており、公衆浴場の果たす役割は小さくなっています。また、一般に、補助金の対象となる公衆浴場は、「一般公衆浴場」に分類される、いわゆる「銭湯」が対象であり、「その他」に分類されるスーパー銭湯や健康ランドは対象となっていないことから、岐阜県における公衆浴場関連の補助金にどのようなものがあるかに着目し、次の補助金について内容を確認しました。

(単位：千円)

細々事業	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	当初 予算	決算	当初 予算	決算	当初 予算	決算
公衆浴場設備改善対策事業費補助金	5,850	5,171	5,850	5,621	5,850	5,646
公衆浴場経営安定化補助事業費補助金	225	97	225	173	225	150
公衆浴場活性化対策事業費補助金	900	603	900	562	900	533

グループ〔ウ〕生活福祉資金貸付

生活福祉資金貸付事業推進に関連して支出されている補助金が複数あり、金額についても相当額に及んでいたことから、次の補助金について内容を確認しました。

(単位：千円)

細々事業	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	当初 予算	決算	当初 予算	決算	当初 予算	決算
生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金	25,452	25,079	25,599	25,497	26,157	26,157
生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金(基金分)	136,545	123,296	124,557	122,920	125,674	99,845
生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金(定額分)	-	-	-	12,799	13,078	12,858

グループ〔エ〕観光

観光事業に関して、複数の補助金が存在していたことから、補助対象の重複の有無、事業の切替えであると思われるものについて、期待される効果を想定して、補助目的・対象が適切に設定されているかに着目し、次の補助金について内容を確認しました。

(単位：千円)

細々事業	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	当初 予算	決算	当初 予算	決算	当初 予算	決算
「清流の国ぎふ」観光回廊 づくり推進事業費補助金	-	-	-	-	30,000	13,660
飛騨・美濃じまん観光誘客 推進事業費補助金	19,000	18,999	19,000	19,000	19,000	19,000
岐阜の魅力ブラッシュア ップ支援事業費補助金	30,000	27,012	30,000	14,346	-	-

(注) 背景が灰色のものは個別補助金として検討を実施しています。

グループ〔オ〕金融円滑化

緊急経済対策信用保証料補給金、中小企業振興支援資金信用保証料補給金の2つの制度があったことから、補助金の相違について着目し、次の補助金について内容を確認しました。

(単位：千円)

細々事業	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	当初 予算	決算	当初 予算	決算	当初 予算	決算
緊急経済対策信用保証料 補給金(新年度保証分)	27,002	28,607	34,673	15,710	31,668	11,741
緊急経済対策信用保証料 補給金(旧年度保証分)	95,779	61,061	117,399	89,667	125,674	105,378
中小企業振興支援資金信 用保証料補給金(新年度 保証分)	124,334	59,713	116,500	46,850	133,500	49,565
中小企業振興支援資金信 用保証料補給金(旧年度 保証分)	412,811	378,039	356,476	326,131	341,619	289,300

(注) 背景が灰色のものは個別補助金として検討を実施しています。

グループ〔カ〕 ブイ・アール・テクノセンター

ブイ・アール・テクノセンターに関連して、複数の補助金があったことから、別々の事業として実施することの必要性に着目し、次の補助金について内容を確認しました。

(単位：千円)

細々事業	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	当初 予算	決算	当初 予算	決算	当初 予算	決算
航空宇宙産業現場技能者育成支援事業費補助金	-	-	-	-	10,000	3,925
航空宇宙産業中核人材育成支援事業費補助金	2,600	260	2,600	1,090	2,600	350
テクノプラザ特定集積事業補助金	10,200	7,019	9,182	8,182	9,182	7,763
テクノプラザCAD研修事業補助金	7,500	3,331	7,100	6,156	7,000	6,560

(注) 背景が灰色のものは個別補助金として検討を実施しています。

グループ〔キ〕 ブランド農作物

「ぎふ」を意識した農産物・畜産物関連の補助金が相当数あったことから、補助対象の重複の有無、補助事業の切替えであると思われるものについて、期待される効果を想定して、補助目的・対象が適切に設定されているかに着目し、次の補助金について内容を確認しました。

(単位：千円)

細々事業	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	当初 予算	決算	当初 予算	決算	当初 予算	決算
ひだ・みの農畜産物販路拡大事業費補助金	-	-	-	-	8,000	8,000
県産農産物イメージアップ事業費補助金	-	-	-	-	1,000	999
飛騨牛首都圏進出プロジェクト支援事業費	-	-	-	-	7,019	3,436
おいしい「ぎふの米」消費拡大PR促進事業費補助金	5,000	5,000	4,500	4,500	-	-
飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業費補助金	200,000	186,289	160,000	158,720	-	-
ぎふ清流ブランド豚肉生産拡大事業費補助金	-	-	1,080	300	1,710	111
豚肉銘柄化推進事業費補助金	-	-	-	-	1,300	1,300
飛騨牛生産基盤強化対策事業費補助金	-	-	-	-	24,775	24,709
飛騨牛銘柄推進事業費補助金	900	5,762	900	900	900	900

グループ〔ク〕県産材利用

県産材利用に関連すると思われる補助金が相当数あったことから、補助対象の重複の有無、補助事業の切替えであると思われるものについて、期待される効果を想定して、補助目的・対象が適切に設定されているかに着目し、次の補助金について内容を確認しました。

(単位：千円)

細々事業	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	当初 予算	決算	当初 予算	決算	当初 予算	決算
県産材需要拡大施設等整備事業費補助金(施設整備関連)	72,099	36,035	68,581	67,393	69,000	46,350
木の香る快適な教育施設等整備事業費	-	-	85,700	37,407	146,760	116,245
木造公共施設整備加速化事業費(24 補正分)	-	-	-	-	500,000	181,894
ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業費	-	-	8,900	6,798	11,900	9,043
木造公共施設整備加速化事業費	575,635	543,755	-	-	-	-
木造公共施設整備促進対策事業費補助金(市町村補助)	-	-	-	-	-	-
ぎふの木で家づくり支援事業費補助金(社会資本整備総合交付金)	16,000	15,400	40,000	37,800	40,000	33,500
ぎふの木で内装木質化支援事業費補助金	13,000	8,495	13,000	9,883	13,000	8,536
ぎふの木で家づくり支援加速化事業費	10,000	10,600	-	-	-	-
ぎふの木で家づくり支援事業費補助金	14,000	6,000	-	-	-	-
ぎふの木で家づくり協力工務店育成事業費補助金	-	-	1,100	902	1,100	1,054
ぎふの木の家ブランド化支援事業費補助金	-	-	-	-	5,000	4,666
産直住宅普及活動支援事業費補助金	-	-	-	-	13,000	12,378
産直住宅建設支援事業費補助金	7,000	1,618	5,495	1,538	-	-
ぎふの木の家普及啓発活動支援事業費補助金	9,800	9,650	9,800	9,750	-	-
木の国・山の国ぎふ木づかい運動支援事業費補助金	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400

地域材利用開発プロジェクト支援加速化事業費(24補正分)	-	-	-	-	190,712	182,122
地域材新規用途導入促進支援加速化事業費(24補正分)	-	-	-	-	14,000	14,000
地域材利用開発プロジェクト支援加速化事業費	28,000	37,252	-	-	-	-
ぎふ証明材製品品質向上支援加速化事業費補助金	10,000	9,984	-	-	-	-
間伐材安定供給流通加速化事業費補助金	80,000	38,327	27,500	14,650	23,700	4,442

(注) 背景が灰色のものは個別補助金として検討を実施しています。

グループ〔ケ〕森林整備

森林整備に関連すると思われる補助金が複数あり、近年では、対象事業が増加していると思われたことから、補助対象の重複の有無、新たに創設された事業について、期待される効果を得るべく、補助目的・対象が適切に設定されているかに着目し、次の補助金について内容を確認しました。

(単位：千円)

細々事業	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	当初 予算	決算	当初 予算	決算	当初 予算	決算
森林整備事業費補助金	1,161,475	1,134,842	1,527,835	1,268,689	1,209,511	106,844
森林整備支援加速化事業費補助金	-	-	520,352	279,499	652,560	271,927
きこり養成塾支援事業費補助金	18,723	18,723	18,723	18,723	18,723	18,723
森林・林業人材育成加速化事業費補助金	-	-	75,133	47,684	50,101	29,770
森林境界明確化加速化事業費補助金	90,900	87,822	135,000	63,022	90,000	76,512
水源林境界明確化促進事業費補助金	-	-	-	-	15,000	11,579
水源林公有林化支援事業費	-	-	10,000	3,224	19,000	9,937
里山林整備事業費補助金	-	-	57,700	49,946	105,592	108,781

グループ〔コ〕公共交通

鉄道・バスは住民の足としての役割を担っている半面、自治体において、赤字の補てんを行うケースが多く、岐阜県においても鉄道・バスに関連して、複数の補助金が存在していたことから、補助の目的・対象が適切に設定されているかに着目し、次の補助金について内容を確認しました。

(単位：千円)

細々事業	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	当初 予算	決算	当初 予算	決算	当初 予算	決算
運輸事業振興助成交付金	244,456	244,456	258,228	258,258	289,854	289,854
鉄道輸送高度化事業費補助金	52,904	42,683	62,435	39,403	61,467	30,765
岐阜県鉄道施設維持修繕事業費補助金	-	-	-	-	102,337	91,858
第三セクター鉄道経営健全化補助金	2,045	2,091	2,105	2,105	2,291	2,275
バス運行対策費補助金	240,411	184,684	223,383	198,577	267,725	266,558
市町村バス交通総合化対策費補助金	390,670	314,668	404,460	306,194	310,640	268,184

グループ〔サ〕耐震対策

今後、発生が懸念される大地震に備えることは必要であると思われ、岐阜県においても耐震対策に関連して、複数の補助事業があったことから、設定されている補助の内容、対策の効果に着目し、次の補助金について内容を確認しました。

(単位：千円)

細々事業	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	当初 予算	決算	当初 予算	決算	当初 予算	決算
住宅耐震補強工事費補助金 1	100,000	122,037	235,000	129,167	230,000	-
木造住宅耐震診断事業費補助金(無料診断) 2	31,500	25,492	31,500	20,768	33,750	13,343
建築物耐震診断事業費補助金 3	6,750	5,169	6,750	5,247	13,500	5,453
特定建築物耐震補強工事費補助金	21,000	-	23,000	5,315	24,000	13,770

住宅耐震補強工事費補助金(単建)	-	-	-	-	-	81,406
木造住宅耐震診断事業費補助金(無料診断)【拡充】 2	-	-	2,250	-	-	-
建築物耐震診断事業費補助金【拡充】 3	-	-	6,750	-	-	-

- (注)1 1の補助金については、3月補正後の予算がゼロとなった補助金で検討しています。
2 平成24年度においては、2、3の補助金はそれぞれ合計で予算要求が行われていました。前年度の予算に上乘せされた部分が拡充分とされています。

グループ〔シ〕運動部支援・選手派遣

スポーツ支援、選手支援に関連する補助事業が複数あったことから、支援対象の公平性、補助金の目的の相違に着目し、次の補助金について内容を確認しました。

(単位：千円)

細々事業	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
トップアスリート拠点クラブ活動費補助金	-	-	-	-	62,440	54,226
中学校体育大会補助金	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
全国中学校体育大会開催推進事業費補助金	-	-	1,700	1,700	-	-
県高等学校体育大会補助金	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
全国ブロック高等学校総合体育大会派遣費補助金	25,773	19,374	16,469	9,874	23,349	15,722
県立高等学校運動部活動振興費補助金	7,260	7,260	7,260	7,260	7,260	7,259
選手団派遣費補助金	55,176	41,619	71,292	44,347	51,546	44,117
東海地区大会選手団派遣費補助金	10,571	7,586	2,187	106	17,976	13,898

(注) 背景が灰色のものは個別補助金として検討を実施しています。

(2) 各グループの検討結果

ア 地域振興・清流グループ

(ア)補助金の概要

部	総合企画部	総合企画部	林政部	林政部
課	清流の国づくり推進課(平成26年度は清流の国づくり政策課)	市町村課	恵みの森づくり推進課	恵みの森づくり推進課
細々事業	清流の国地域振興補助金	市町村振興補助金	清流の国ぎふ市町村提案事業費	清流の国ぎふ地域活動支援事業費
24年度決算額(千円)	-	273,900	54,363	13,249
25年度決算額(千円)	76,113	150,000	85,618	18,395
26年度の当初予算額(千円)	100,000	100,000	124,160	22,500
補助金の目的	ぎふ清流国体・ぎふ清流大会の成果を一過性のものとせず、「清流の国ぎふ」づくりの全県的な展開を図る。	市町村等が自立的発展を目指して自ら考え自ら行う事業のうち、意欲的・創造的で他市町村の模範となる先導的・個性的な地域づくり事業に対して補助することで、「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実現を図る。	森林・環境税を活用して進めることとしている環境保全を目的とした水源林等の整備里山林の整備・利用の促進 生物多様性・水環境の保全 公共施設等における県産材の利用促進 地域が主体となった環境保全活動の促進を効果的に進めるため、市町村が特に必要と考える事業を支援する。	県民総参加の森づくりや、川づくりを推進するため、森林・環境税を活用して、NPO等団体自らが企画・立案・実施する創意工夫ある活動に対し支援を行う。
補助対象事業者等	市町村	市町村等	市町村	県内に活動拠点をおく団体(NPOなど)、県内に事務所又は営業所を有する法人

補助対象 経費等	承認された計画に 位置付けられている 事業(ハード事 業、ソフト事業と も対象)	施設整備事業、ソ フト事業	森林・環境税の趣 旨に即したソフト 事業、ハード整備 事業	森林・環境税の趣 旨に即した森づ くり・川づくり活 動に要する経費
補助率	1/2(知事が特に必 要と認める時は、 別に定めるところ による)	1/2 以内	ソフト事業 10/10 以内、ハード整備 事業 1/2 以内	50 万円以下 10/10 以内、50 万円を超える部 分 1/2 以内
上限額	1,000 万円	2,000 万円	500 万円	125 万円
平成 25 年度の 交付先数	23	78	62	36
結果指標	「わがまち清流の 国づくり」計画承 認市町村数	設定していない	実施件数	実施件数
平成 25 年度の 現在値	16	-	62 件	36 件
目標値 (目標年度)	29 (H28)	-	84 件 (毎年)	100 件・団体 (H28)
達成率	55%	-	74%	180%
今後の方向性	現状維持	現状維持	平成 28 年度まで 継続	平成 28 年度まで 継続
今後の課題	本事業は、立ち上 げ支援を目的とし ており、原則とし て初年度のみ支 援としているが、 事業の継続状況に ついて、今後、 進捗を把握する必 要がある。	行財政改革アク シヨンプランは 平成 24 年度で 終了したが、引き 続き厳しい財政 状況であること に鑑み、事業精査 に努力する。	特になし。 なお、森林・環境 税を財源とした事 業の評価について は、毎年、第 3 者 機関である清流の 国ぎふ森林・環境 基金事業評価審議 会による事業評価 を行っている。	同左

(注)1 市町村振興補助金においては、「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金、清流の国地域振興補助金が対象事業から除外されており、平成 26 年度からは、新設された岐阜県清流の国ぎふ 2020 プロジェクト推進補助金(当初予算額: 50,000 千円)も対象外とされています。

2 決算額もしくは予算額の背景が網掛けのものは、該当年度に補助金の設定がないものです。

(イ) 検討結果

補助金区分の明瞭性

基本的に各補助金の目的及び補助対象は明確になっていました。

清流の国地域振興補助金及び市町村振興補助金は地域振興目的の補助金ですが、清流の国ぎふ市町村提案事業費及び清流の国ぎふ地域活動支援事業費は森林・環境税の趣旨に即した事業が対象であり、前者と後者は財源的にも大きく性格が異なるものでした。

清流の国地域振興補助金が平成 25 年度から設けられ、市町村振興補助金の枠は減少しています。

市町村振興補助金は、清流の国地域振興補助金等を除外する形で補助対象事業が定められており、平成 25 年度は、清流の国地域振興補助金の選定が先行しており、清流の国地域振興補助金として採択されなかった場合でも、要件を満たしているものであれば、市町村振興補助金として要望を提出することは可能であったとの回答でした。

補助率の設定の合理性

補助率は補助金ごとに設定されており、補助金間の補助率の差異について、合理性に問題があると判断される事項はありませんでした。

その他検討の過程で気づいた事項

「清流」の名称を付した補助金は、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会の成果を踏まえた対応を意識した補助金と、森林・環境税に由来するものに大別されました。

森林・環境税に由来するものに関しては、補助対象事業が具体的に定められていました。基金設置により用途が管理され、県民の意見の反映や事業過程の透明性を確保するため、外部有識者や県民の代表等を構成員とする第三者機関が設置され、用途事業への意見や提案、事業実施後の評価を行うとともに、その内容及び結果について、毎年、県民に公表する体制となっていました。また、課税期間中に用途事業の達成状況や効果を検証し、継続等の見直しを行うものとされていました。

一方、地域振興目的のものについては、市町村が策定する「わがまち清流の国づくり」を進めるための総合的な計画を前提としており、「清流の国ぎふ」づくりというコンセプトや新しい企画の立ち上げ支援の意思は理解できるものの、計画の位置づけが補助金申請のためのものにとどまっていること、企画の継続的な効果測定のための枠組みがないなど、

市町村振興補助金との本来的な意味での差別化が十分ではないという印象を受けました。

今後、「清流の国ぎふ」コンセプトのもと、補助事業を進めていくのであれば、コンセプトを明確に打ち出すとともに、県及び市町村の「清流の国ぎふ」づくりに向けた計画等を県民に公表し、県民意識を高めるとともに、その経過を確認できるようにすることが適切であると考えます。

イ 公衆浴場グループ

(ア) 補助金の概要

部 課	健康福祉部 生活衛生課	健康福祉部 生活衛生課	健康福祉部 生活衛生課
細々事業	公衆浴場設備改善対策事業 費補助金	公衆浴場経営安定化 補助事業費補助金	公衆浴場活性化対策 事業費補助金
24年度決算額 (千円)	5,621	173	562
25年度決算額 (千円)	5,646	150	533
26年度の当初 予算額(千円)	5,850	225	900
補助金の目的	一般公衆浴場の経営者が行う公衆浴場設備改善事業に対する助成により、公衆衛生の向上及び公衆浴場の経営の安定等を図る。	経営内容が不安定な一般公衆浴場でその存続が特に必要と認められるものに対する助成により、公衆浴場の経営の安定化を図る。	岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合が行う公衆衛生の向上と公衆浴場の活性化を図る事業に対する助成により、公衆浴場の確保充実を図る。
補助対象 事業者等	市町村	市町村	岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合
補助対象 経費等	・省エネルギー設備事業(太陽エネルギー利用設備事業 省エネルギー型給湯設備事業) ・浴場設備改善事業(ボイラー等改善事業 その他浴場設備事業)	収入比率に応じ助成(基準額 20～90千円)	岐阜県公衆浴場活性化事業(親子ふれあい入浴月間事業) ・親子1組の入浴料金 ・無料入浴券及びポスターの印刷並びに関係機関への配布に要する経費
補助率	補助限度額の1/2以内(県2/3 市町村1/3)	1/2	1/2

上限額	補助対象事業の種類ごとに定める上限額： 3,900 千円 2,500 千円 2,500 千円 3,000 千円	基準額：20～90 千円	-
平成 25 年度の 交付先数	6	5	1
結果指標	補助申請件数に対する補助決定の割合	補助申請件数に対する補助決定の割合	補助申請件数に対する補助決定の割合
平成 25 年度の 現在値	100%	100%	100%
目標値 (目標年度)	100% (毎年)	100% (毎年)	100% (毎年)
達成率	100%	100%	100%
今後の方向性	継続（現状維持）	継続（現状維持）	継続（現状維持）
今後の課題	一般公衆浴場の安定的な経営が非常に困難な状況にあり、やむなく廃業する浴場が毎年発生している。突発的な設備の故障は、浴場にとって死活問題であり、廃業の危機に直結する。計画的な設備改善はもちろんのこと、突発的な故障に対応できる補助を引き続き行い、廃業数の抑制を図る。	一般公衆浴場の安定的な経営が非常に困難な状況にあり、やむなく廃業する浴場が毎年発生している。経営が不安定な浴場の経営の安定化を図ることで、廃業数の抑制を図る。	岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合の事業として、新規利用者の増加に向けて、各浴場が一体的に取り組むことで、各浴場の経営意識を高め、廃業数の抑制を図る。

(イ)検討結果

補助金区分の明瞭性

各補助金の目的及び補助対象は明確でした。

補助率の設定の合理性

一般公衆浴場(いわゆる銭湯)は、物価統制令の規定に基づき入浴料金の統制額を都道府県知事が指定していることもあり、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の規定に基づく諸施策として補助が実施されています。

補助率については、項目ごとに定められており、客観性は確保されていました。

その他検討の過程で気づいた事項

厚生労働省の統計によれば、平成 25 年 3 月末の公衆浴場の営業許可施設数は 27,074 施設であり、平成 20 年度以降、毎年減少しています。浴場業における一般公衆浴場の比率は、昭和 45 年当時は 87%を占めていたものが、平成 24 年度は約 18%となっており、最近では、ヘルスセンターや、健康ランド等郊外の大型レジャー浴場等に加え、一般公衆浴場並みの料金で食事や休憩、娯楽施設も併せ持つスーパー銭湯の増加が目立っているとされています。また、平成 20 年度住宅統計調査における住宅の浴室保有率は 95.5%となり、普及率は 100%に近い状態です。

一般公衆浴場については、自家風呂を持たない人々に対する入浴の機会を提供する役割を担ってはいますが、一般公衆浴場は利用者減少等による経営の悪化や、後継者難による廃業等により年々減少しています。

県は設備改善対策補助・経営安定化補助を行っていますが、利用数の減少傾向のもと、廃業数に歯止めをかけるには至っていません。また、活性化の観点から「親子ふれあい入浴月間事業」として、親子で公衆浴場に入浴し、その経験を通じて入浴マナー等公衆衛生の基礎を学ばせる事業を行っていますが、直近 2 年での無料入浴券の利用実績は、各年ともに配布枚数の 6%程度であり、あまり利用されていない現状に鑑みると、自家風呂保有家庭における魅力は乏しいと考えられる状況です。

【意見】長期的な公衆浴場のあり方の検討 【生活衛生課】

営業を前提とする以上、県が入浴料金を統制している一般公衆浴場の経営への配慮は必要であると思われますが、昨今の、一般公衆浴場の利用状況等に鑑み、一般公衆浴場の経営者に対して、中長期の経営をどのように考えているかを確認するとともに、その他公衆浴場や公共施設の浴場の一般利用の機会を広げるなど、自家風呂を持たない人の入浴機会を確保した上で長期的な公衆浴場のあり方を模索する時期を迎えていると考えます。

ウ 生活福祉資金貸付グループ

(ア)補助金の概要

部 課	健康福祉部 地域福祉国保課	健康福祉部 地域福祉国保課	健康福祉部 地域福祉国保課
細々事業	生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金	生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金(基金分)	生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金(定額分)
24年度決算額 (千円)	25,497	122,920	12,799
25年度決算額 (千円)	26,157	99,845	12,858
26年度の当初 予算額(千円)	25,743	104,440	12,871
補助金の 目的	低所得世帯等及び失業者世帯に対する生活福祉資金貸付事業の実施に係る事務経費に係る助成	貸付時だけでなく、貸付後までの一貫した相談支援体制の強化を図るための市町村社会福祉協議会への窓口相談員等配置に係る助成	滞納債権管理のためのコールセンター委託、県社会福祉協議会への回収職員の設置に係る助成
補助対象 事業者等	岐阜県社会福祉協議会	岐阜県社会福祉協議会	岐阜県社会福祉協議会
補助対象 経費等	人件費、事務費	人件費	人件費、事務費
補助率	10/10	10/10	10/10
上限額	無	無	無
平成 25 年度の 交付先数	1	1	1
結果指標	設定なし	設定なし	設定なし
平成 25 年度の 現在値	-	-	-
目標値 (目標年度)	-	-	-
達成率	-	-	-
今後の方向性	継続	継続	継続
今後の課題	平成 27 年 4 月から施行される生活困窮者自立支援法に基づく支援制度では、生活福祉資金貸付事業を	緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し事業を開始したが、今年度が基金の最終年度で	厚生労働省側の補助金総額不足により、平成 25 年度以降は緊急雇用創出事業臨時特

	実施する社会福祉協議会との連携が重要とされているが、連携強化により増加が見込まれる生活福祉資金の貸付申込に対して、どこまで対応できるかが課題となる。	あり、事業を継続するためにはどのように財源を確保するかが課題となる。	例交付金を活用した事業の実施であるが、今年度が基金の最終年度であり、事業を継続するためには、どのように財源を確保するかが課題となる。
--	--	------------------------------------	--

(イ) 検討結果

補助金区分の明瞭性

「岐阜県セーフティーネット支援対策等補助金交付要綱」に定められた対象事業に対して補助が行われており、補助金の適用区分及び補助対象は明確でした。

補助率の設定の合理性

「セーフティーネット支援対策等事業の実施について」(平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号厚生労働省社会・援護局長通知)及び「平成 21 年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金(住まい対策拡充等支援事業)の運営について」(平成 22 年 1 月 28 日付け社援発第 0128 号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づいて社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会が実施する事業が対象となっており、国の補助制度に基づいた補助率が採用されています。

その他検討の過程で気づいた事項

平成 23 年度から平成 25 年度の生活福祉資金貸付金の増減は表 3-6-1 のとおりです。

表 3-6-1 生活福祉資金貸付金の状況

(単位：千円)

年度	期首残高	当期貸付	当期回収 (元本分)	不納欠損 処理	期末残高 (うち、遅延発生)
平成 23 年度	1,022,077	120,157	129,157	-	1,013,077 (306,299)
平成 24 年度	1,013,077	68,270	115,119	5,167	961,061 (345,846)
平成 25 年度	961,061	69,042	113,143	-	916,960 (371,286)

「岐阜県セーフティーネット支援対策等補助金交付要綱」は平成 17 年度予算に係る補助金から適用されています。

ここ 3 年間に於いては、当期貸付の額は当期回収の額を下回っていますが、期末残高のうち、遅延発生分は年々増加傾向にあり、平成 25 年度末では、全体の貸付金の 40%超となっています。

平成 25 年度に着目するならば、69,042 千円の貸付、113,143 千円の回収、期末残高 916,960 千円の貸付金に対して、貸付事業の実施に係る事務経費が 26,157 千円、窓口相談員等の配置に 99,845 千円、滞納債権管理に 12,858 千円が補助されていました。

当該事業は国の制度に基づいて実施されており、県の裁量の余地はありませんが、平成 25 年度の水準を考えると、本来の事業規模に対して、間接コストの額が極めて高く、全体での資金の配分がアンバランスであるという印象を受けます。

貸付金である以上、回収努力は必要ですが、もともと、セーフティーネット事業であり、経済的自立に向けた事業であることから、内容を精査の上で一時金の支給も考慮に入れ、相談事業を軸としたプログラムとする方法もあるのではないかと印象を受けました。

【意見】実態に即した補助金名称の検討 【地域福祉国保課】

生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金(基金分)の必要性評価については、「完済増による貸付件数の抑制のため貸付時相談に加え、その後の親密な相談実施により完済を促し、早期の経済的自立を促す必要がある。」とされており、平成 25 年度の決算額は 99,845 千円でした。生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金(基金分)という補助金名称からは、貸付をスムーズに進めるための補助金であるという印象を受けますが、内容としては、「相談事業」が主であると思われることから、実態に応じた名称に変更することが適切であると考えます。

また、生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金(定額分)は「滞納債権も増加し、貸付後の債権回収の強化が急務である。」とされ、滞納債権の管理・回収を目的とするものであり、平成 25 年度の決算額は 12,858 千円でした。生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金(定額分)も、内容としては、「滞納債権の管理・回収」が主であると思われることから、実態に応じた名称にすることが適切であると考えます。

エ 観光グループ

(ア)補助金の概要

部 課	商工労働部 観光課	商工労働部 観光課	商工労働部 観光課
細々事業	「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金	飛騨・美濃じまん観光誘客推進事業費補助金	岐阜の魅力ブラッシュアップ支援事業費補助金
24年度決算額 (千円)	-	19,000	14,346
25年度決算額 (千円)	13,660	19,000	- (注)2
26年度の当初 予算額(千円)	130,000(注)1	19,000	-
補助金の 目的	「清流」に象徴される本県の恵まれた地域資源・地域特性を活かし、広域的な連携・役割分担により、県内の周遊性を高め、滞在時間及び宿泊期間を増加させる地域主体の取組を支援するため。	県内最大の民間観光団体である(一社)岐阜県観光連盟が実施する販売促進事業等に対し支援を行い、岐阜県の観光消費額の増大を図る。	「飛騨・美濃じまん運動」の推進による「観光王国飛騨・美濃」の実現を図るため、地域が主体的に取り組む「じまんの原石等」のブラッシュアップや、岐阜県を代表する観光資源の強化・再生を支援。
補助対象 事業者等	観光事業者、観光関係団体、市町村等で構成される協議会等	(一社)岐阜県観光連盟	市町村又は複数の市町村・観光関係団体等で組織する団体、市町村の補助を受け事業を実施する観光関係団体等
補助対象 経費等	1 広域連携事業 広域的な連携・役割分担による「清流の国ぎふ」観光回廊づくりに向けた取組 「岐阜の宝もの」等、新たな観光資源を活用した取組 複数の市町村に所在する構成員から成る協議会等が実施する主要観光地を核とした取組 2 計画策定事業 「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進計画の策定	観光商品の販売促進を図り、本県の観光消費額の拡大に資すると認められる観光誘客推進事業に要する事業費、事務費	総務費、会場費、展示演出費、行催事費、広告宣伝費 施設整備費(「岐阜の宝もの」ブラッシュアップ事業のみ)

	上記計画の拡充 3 主要観光資源誘客強化事業 県内の主要な観光資源の 誘客強化に向けた「グランド デザイン」の策定及び策定に 必要な調査実証事業 「グランドデザイン」に基 づく誘客事業及び施設整備		
補助率	1 広域連携事業：1/2 以内 2 計画策定事業：1/2 以内 3 主要観光資源誘客強化事業 ：10/10 以内、：2/3 以 内	知事が定める額 (10/10)	「岐阜の宝もの」ブ ラッシュアップ事業 1/2 以内 「明日の宝もの、じ まんの原石」ブラッ シュアップ事業 1/3 以内
上限額	1. 広域連携事業 ・ 及び に該当する場合： 5,000 千円 ・ から のいずれにも該当 する場合：10,000 千円 2. 計画策定事業：2,000 千円 3. 主要観光資源誘客強化事 業 ・ の場合：10,000 千円 ・ の場合：予算の範囲内	知事が定める額	「岐阜の宝もの」 10,000 千円 「明日の宝もの」 「じまんの原石」 3,000 千円
平成 25 年度 の交付先数	14	1	-
結果指標	1 観光消費額 2 観光入込客数 3 宿泊客数（延べ人数）	1 観光消費額 2 観光入込客数 3 宿泊客数(延べ人数)	
平成 25 年度 の現在値	1 観光消費額：2,460 億円 2 観光入込客数：3,619 万人 3 宿泊客数（延べ人数）：583 万人 平成 24 年度の実績値	1 観光消費額：2,460 億円 2 観光入込客数：3,619 万人 3 宿泊客数(延べ人 数)：583 万人 平成 24 年度実績値	
目標値 (目標年度)	1 観光消費額：3,000 億円(平 成 29 年度) 2 観光入込客数：4,500 万人 (平成 29 年度) 3 宿泊客数（延べ人数）：600 万人(平成 29 年度)	1 観光消費額：3,000 億円(平成 29 年度) 2 観光入込客数：4,500 万人(平成 29 年度) 3 宿泊客数(延べ人 数)：600 万人(平成 29 年度)	

達成率	1 観光消費額：82.0% 2 観光入込客数：80.4% 3 宿泊客数（延べ人数）： 97.2%	1 観光消費額：82.0% 2 観光入込客数： 80.4% 3 宿泊客数（延べ人 数）：97.2%	
今後の方向性	継続	継続	
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・滞在時間、宿泊日数を増加させ、観光消費額を拡大するためには、複数の観光資源を活用した広域的な連携が必要であり、地域が主体となったこうした取り組みを支援することにより、重層的な観光圏づくりを推進する。 ・滞在時間や宿泊日数を高めるためには、観光資源間の連携が必要不可欠であり、特に主要観光地と新たな観光資源の広域連携を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光商品を売ることにより特化した事業を行っており、観光消費額を増やすためには不可欠の事業。 ・今後は、3大都市圏をターゲットとした魅力ある商品造成による誘客を推進。また、北陸新幹線開業を見据え、周遊型観光地づくりの提案、二次交通の確保などを地域と連携して実施していく。 	

- (注)1 「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金の平成 26 年度当初予算額は 130,000 千円であり、平成 25 年度決算額と比較して大幅に増加しています。これは補助対象として新たに「主要観光資源誘客強化事業」が加わり、100,000 千円の予算上乗せがあるためです。
- 2 平成 24 年度まで岐阜の魅力ブラッシュアップ支援事業費補助金により、未だ観光資源化されていない「岐阜の宝もの」等の観光資源としての魅力強化に資する取り組みを支援してきており、平成 25 年度からはそのブラッシュアップされた「岐阜の宝もの」等を既存の観光資源と連携させ滞在型・周遊型の観光を推進するため「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金制度へ移行しているため該当なしとなっています。
- 3 「結果指標」以下の事業評価項目については、平成 25 年度予算執行业業のみ記載しています。
- 4 決算額もしくは予算額の背景が網掛けのものは、該当年度に補助金の設定がないものです。

(イ)検討結果

補助金区分の明瞭性

各補助金の目的及び補助対象は明確でした。

平成 20 年度から平成 24 年度まで岐阜の魅力ブラッシュアップ支援事業費補助金により、未だ観光資源化されていない「岐阜の宝もの」等の観光資源としての魅力強化に資する取り組みを支援してきています。平成

25年度からはそのブラッシュアップされた「岐阜の宝もの」等を既存の観光資源と連携させ滞在型・周遊型の観光を推進するため「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金が開始されています。

補助率の設定の合理性

補助率の設定方法は合理的でした。

飛騨・美濃じまん観光誘客推進事業費補助金について補助率が10分の10となっています。他の2つの補助金は2分の1や3分の1等、事業者にとって一定程度の負担を求める設定となっており、補助率の設定方法に明らかな違いが認められます。

この背景には、飛騨・美濃じまん観光誘客推進事業費補助金の交付先である(一社)岐阜県観光連盟は県全体を所管する唯一の観光団体であり、県全体の観光振興の役割を担っているという事情があります。

「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金の目的である回廊づくりは広域であるものの、特定地域に関するものであるため、全額補助とはなっていません。

言い換えれば、県は、影響の及ぶ範囲に基づいて補助率を決めていました。

その他検討の過程で気づいた事項

特記事項はありません。

オ 金融円滑化グループ

(ア)補助金の概要

部	商工労働部	商工労働部	商工労働部	商工労働部
課	中小企業課 (平成26年度は商業・金融課)	中小企業課 (平成26年度は商業・金融課)	中小企業課 (平成26年度は商業・金融課)	中小企業課 (平成26年度は商業・金融課)
細々事業	緊急経済対策信用保証料補給金(新年度保証分)	緊急経済対策信用保証料補給金(旧年度保証分)	中小企業振興支援資金信用保証料補給金(新年度保証分)	中小企業振興支援資金信用保証料補給金(旧年度保証分)
24年度決算額(千円)	15,710	89,667	46,850	326,131
25年度決算額(千円)	11,741	105,378	49,565	289,300

26年度の当初 予算額(千円)	34,652	137,051	137,500	324,803
補助金の 目的	業況の悪化している中小企業者等の負担を軽減するため、県制度融資の保証料率を現行保証料率よりさらに低い保証料率とし、差額分を岐阜県信用保証協会に補給する(新年度保証分)。なお、新規保証分の補給を当該年度以降6年に分割して支払う。	業況の悪化している中小企業者等の負担を軽減するため、県制度融資の保証料率を現行保証料率よりさらに低い保証料率とし、差額分を岐阜県信用保証協会に補給する(旧年度保証分)。なお、新規保証分の補給を当該年度以降6年に分割して支払うため、本細々事業は旧年度保証分(前年度以前5年分)である。	県制度融資を利用する中小企業者の負担を軽減するため、中小企業者が負担する信用保証料を岐阜県信用保証協会の基準保証料率より低い保証料率とし、差額分を岐阜県信用保証協会に補給する(新年度保証分)。なお、新規保証分の補給を当該年度以降6年に分割して支払う。	県制度融資を利用する中小企業者の負担を軽減するため、中小企業者が負担する信用保証料を岐阜県信用保証協会の基準保証料率より低い保証料率とし、差額分を岐阜県信用保証協会に補給する(旧年度保証分)。なお、新規保証分の補給を当該年度以降6年に分割して支払うため、本細々事業は旧年度保証分(前年度以前5年分)である。
補助対象 事業者等	岐阜県信用保証協会(中小企業者の負担軽減につながる)	岐阜県信用保証協会(中小企業者の負担軽減につながる)	岐阜県信用保証協会(中小企業者の負担軽減につながる)	岐阜県信用保証協会(中小企業者の負担軽減につながる)
補助対象 経費等	信用保証料	信用保証料	信用保証料	信用保証料
補助率	信用保証料率の一定率	信用保証料率の一定率	信用保証料率の一定率	信用保証料率の一定率
上限額	予算の範囲内	予算の範囲内	予算の範囲内	予算の範囲内
平成25年度の 交付先数	1	1	1	1
結果指標	保証料補給対象件数	旧年度保証の分割支払分のため無	保証料補給対象件数	旧年度保証の分割支払分のため無
平成25年度の 現在値	保証料補給対象件数：766件	同上	保証料補給対象件数：2,088件	同上
目標値 (目標年度)	参考指標：対象資金の融資目標額470億(H26)	同上	参考指標：全体融資目標額805億(H26)	同上
達成率	参考指標：26.9%(融資実績127億)	同上	参考指標：44.7%(融資実績351億)	同上

今後の方向性	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持
今後の課題	経済環境の変化に対応し、県内中小企業者の金融支援のためとなる制度の見直しを図る。	経済環境の変化に対応し、県内中小企業者の金融支援のためとなる制度の見直しを図る。	経済環境の変化に対応し、県内中小企業者の金融支援のためとなる制度の見直しを図る。	経済環境の変化に対応し、県内中小企業者の金融支援のためとなる制度の見直しを図る。

(イ) 検討結果

補助金区分の明瞭性

各補助金の目的及び補助対象は明確でした。

緊急経済対策信用保証料補給金は通常の補助率の上乗せであり、中小企業振興支援資金信用保証料補給金との重複は認められません。

補助率の設定の合理性

補助率の設定方法は合理的でした。

交付先である岐阜県信用保証協会は中小企業者の決算内容情報について、中小企業信用リスク情報データベース評価によって信用保証料の料率区分を決定し、定性的要因を加味して、信用保証料率を決定しています。

県の補助率はその信用保証料率に基づいて決定されます。料率の高い場合、すなわち資金調達の円滑化の必要度合いの高い融資先については手厚く設定されており、料率が低くなるにつれて段階的に引き下げられます。

緊急経済対策信用保証料補給金は上記により求められる保証料率に対して追加で補給を行うものであり、対象となる資金の区分に従って一律に設定されています。資金の区分は資金の用途に応じたリスクに対応しており、例えば、海外への事業展開・販路開拓のための事前調査実施のための国際的事業展開支援資金については追加補給率が最も高くなっている等、合理的なものといえます。

その他検討の過程で気づいた事項

特記事項はありません。

カ ブイ・アール・テクノセンターグループ

(ア) 補助金の概要

部	商工労働部	商工労働部	商工労働部	商工労働部
課	産業技術課 (平成26年度は 新産業振興課)	産業技術課 (平成26年度は 新産業振興課)	産業技術課 (平成26年度は 新産業振興課)	産業技術課 (平成26年度は 新産業振興課)
細々事業	航空宇宙産業現場 技能者育成支援 事業費補助金	航空宇宙産業中核 人材育成支援事業 費補助金	テクノプラザ特 定集積事業補助 金	テクノプラザC A D研修事業補助金
24年度決算額 (千円)	-	1,090	8,182	6,156
25年度決算額 (千円)	3,925	350	7,763	6,560
26年度の当初 予算額(千円)	-	-	8,185	6,100
補助金の 目的	航空宇宙産業における県内中小企業等の国際競争力強化及び生産体制強化を図るため、航空機製造のうち、特に、組立工程を担う現場技能者の育成を目的として、(株)ブイ・アール・テクノセンターが実施する「航空宇宙産業現場技能者育成事業」に要する経費に対して、同社が県内中小企業技術者等の受講料を減免した額を対象に補助を行う。	航空宇宙産業における県内中小企業等の競争力強化と同産業の発展を図るため、航空機製造のうち、特に、生産部門、設計部門で中核となる人材育成を目的として、(株)ブイ・アール・テクノセンターが実施する「航空宇宙産業中核人材育成事業」に対し、当該センターが県内中小企業技術者の受講料を減免した額を対象に補助を行う。	テクノプラザの技術開発室を低廉な価格で賃貸できるように助成を行うことで、県が進めているテクノプラザへのVR、ロボット技術等の特定産業関連企業等の集積と、これによる地域産業の活性化を図る。	航空宇宙産業及び自動車関連産業をはじめとしたモノづくり産業における県内中小企業等の競争力強化と同産業の発展を図るため、(株)ブイ・アール・テクノセンターが実施するテクノプラザCAD研修に対して、県内中小企業技術者の受講料及び導入する機器に要する経費を対象に補助を行う。

補助対象事業者等	(株)ブイ・アール・テクノセンター	(株)ブイ・アール・テクノセンター	(株)ブイ・アール・テクノセンター	(株)ブイ・アール・テクノセンター
補助対象経費等	県内中小企業者等が航空宇宙産業現場技能者育成研修事業を受講させるために派遣する従業員等のうち、県内の事業所等に勤務する者で、当該研修事業を修了した者に対する受講料減免額(知事が認める教材費を含む)	県内中小企業者等が航空宇宙産業中核人材育成研修事業を受講させるために派遣する従業員等のうち、県内の事業所等に勤務する者で、当該研修事業を修了した者に対する受講料減免額(知事が認める教材費を含む)	技術開発室の管理運営に係る経費	1 県内中小企業者等が当該研修事業を受講させるために派遣する従業員等のうち、県内の事業所等に勤務する者で、当該研修事業を修了した者に対する受講料減免額(知事が認める教材費を含む)。 2(株)ブイ・アール・テクノセンターが、当該研修事業を実施するために導入する機器に要する経費。
補助率	受講者1人当たりの受講料減免額は、一般受講料の3分の1以内	受講者1人当たりの受講料減免額は、一般受講料の3分の1以内	-	補助対象経費(一般受講料及び導入する機器の経費)の3分の1以内
上限額	なし	なし	技術開発室の管理運営に係る経費から賃借料共益費収入を差し引いた額	なし
平成25年度の交付先数	1	1	1	1
結果指標	補助対象となる受講者数	補助対象となる受講者数	技術開発室の入居率	補助対象となる受講者数
平成25年度の現在値	60	5	73.3%	317
目標値(目標年度)	200 (H25)	27 (H25)	80% (H25)	受講者数 384名 (H25)
達成率	30.0%	18.5%	91.6%	82.5%

今後の方向性	継続（「航空宇宙産業高度技術者育成支援事業費補助金」に統合し実施）	維持（「航空宇宙産業高度技術者育成支援事業費補助金」に統合し実施）	維持	継続（現状維持）
今後の課題	国際共同開発旅客機などの生産動向や県内関連中小企業の雇用計画などを踏まえながら、事業継続や支援規模を検討していく。	航空機部品の生産プロセス・品質保証プロセスの管理やコスト・スケジュールの管理ができる生産現場の管理者、生産性・運用性の面で生産技術者や現業・技能者と共同作業し、製品形態に反映できる設計現場のリーダーは、国際競争力の強化が求められる本県の航空宇宙産業において、必須の人材であり、今後も計画的に事業を継続し、人材を育成する必要がある。	テクノプラザへのさらなる産業集積と活性化をめざし、優良企業の誘致に努める。	平成 23 年度に岐阜県等は国際戦略総合特区「アジア NO.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の認定を受けた。これにはテクノプラザ、川崎重工岐阜工場、県内川重関連企業の立地区域が含まれている。特区認定を受けて地域として人材育成に積極的に取り組むこととしていることから、当該事業により産業人材である CAD 技術者の育成を継続する。

(注)1 「航空宇宙産業現場技能者育成支援事業費補助金」及び「航空宇宙産業中核人材育成研修事業」は、平成 26 年度から新たに実施している「航空宇宙産業一貫生産人材育成研修事業」及び「航空宇宙産業非破壊検査技術者育成研修事業」を加えてひとつに取りまとめ、航空宇宙産業の高度技術者育成を目的とした「航空宇宙産業高度技術者育成支援事業費補助金(平成 26 年度当初予算 19,590 千円)」として実施、継続となっています。

2 決算額もしくは予算額の背景が網掛けのものは、該当年度に補助金の設定がないものです。

(イ)検討結果

補助金区分の明瞭性

各補助金の補助対象は明確に定められていました。

ただし、航空宇宙産業現場技能者育成支援事業費補助金、航空宇宙産業中核人材育成支援事業費補助金に関しては補助金の名称・目的からは補助先を(株)ブイ・アール・テクノセンターに限定する必然性はないと思われませんが、補助先が(株)ブイ・アール・テクノセンターに限定されていました。

航空宇宙産業現場技能者育成支援事業費補助金及び航空宇宙産業中核人材育成支援事業費補助金については、現状名称を使用するのであれば、要件に合致する相手先が当該補助金を利用できるよう、内容の見直しを検討することが適切です。また、(株)ブイ・アール・テクノセンターの事業に対する補助なのであれば、補助金の名称を改めることが適切です。

また、テクノプラザ特定集積事業補助金については、補助内容はテクノプラザへの情報集積のために行われているテクノプラザ本館の技術開発室の賃料補助でした。

補助率の設定の合理性

研修事業に関連する経費補助は、対象経費の3分の1で統一されていました。また、賃料補助は実質的な技術開発室の運営経費の不足分が対象とされていました。

(株)ブイ・アール・テクノセンター研修関連事業に適用される補助率は統一されていますが、(株)ブイ・アール・テクノセンターは株式会社であり、自立して運営されることが前提の組織であると思われるため、当該補助・補助率が合理的かについては、疑義が残ります。

研修事業に関しては、類似の研修を行っている事業者もあると思われませんが、現在、航空宇宙産業の人材育成に関するノウハウを有する事業者が他にないため、当補助金は、(株)ブイ・アール・テクノセンターに対する補助となっているとの回答でした。将来的には民間事業者等、他の事業者でも利用できるような補助内容に改めることも検討すべきであると考えます。

その他検討の過程で気づいた事項

これらの補助金に関しては、事業名ごとに予算要求が行われ、事業評価についても、補助金単位で行われています。しかし、現時点では、いずれも(株)ブイ・アール・テクノセンターが補助事業者となっています。今後は、補助金の趣旨が同じ事業については統合も検討するとともに、(株)ブイ・アール・テクノセンターに対する補助の効果を判断することが適切であると考えます。

また、(株)ブイ・アール・テクノセンターに対する補助の実施状況をふまえ、自立的な運営に向かっているかについても確認することが適切であると考えます。

キ ブランド農作物グループ

(ア)補助金の概要

部	農政部	農政部	農政部	農政部	農政部
課	農産物流通課	農産物流通課	農産物流通課	農産物流通課	農産園芸課
細々事業	ひだ・みの農畜産物販路拡大事業費補助金	県産農産物イメージアップ事業費補助金	飛騨牛首都圏進出プロジェクト支援事業費	おいしい「ぎふの米」消費拡大PR促進事業費補助金	飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業費補助金
24年度決算額(千円)	-	-	-	4,500	158,720
25年度決算額(千円)	8,000	999	3,436	-	-
26年度の当初予算額(千円)	7,600	950	4,780	-	-
補助金の目的	都市部等の消費者、市場関係者等を対象にした県産農畜水産物等の販売促進キャンペーン等を実施し、一層のブランド化と消費拡大、将来につながる新規市場の開拓等を図ることを目的とする。	3大都市圏(東京・大阪・名古屋等)の消費者、市場関係者等を対象にし、県産農産物の、主に新たにブランド化をすすめていく品目に関し販路拡大促進キャンペーン等を実施し、認知度向上や消費拡大、将来につながる新規市場の開拓等を図ることを目的とする。	情報発信能力の高い首都圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。以下同じ。)において県内食肉事業者(岐阜県内に本社が所在し、かつ岐阜県内の食肉地方卸売市場での買参権を有している事業者をいう。以下同じ。)の実施する販売促進・流通拡大への取組みに対し支援を行い、岐阜県のトップブランドである「飛騨牛」のさらなる知名	本県の誇る2大銘柄米「ハツシモ」、「コシヒカリ」を中心にした、消費者・実需者ニーズに対応した県産米について、その特性をアピールした消費及び販路拡大PRを行い、県産米の消費拡大を図ることを目的とする。	化学合成農薬や化学肥料の使用削減を図るぎふクリーン農業を基本に、品質向上や生産性の向上、環境保全効果の高い営農方法の導入等に対する支援を行い、消費者に信頼される安全・安心で競争力のある売れる農産物づくりを推進する。

			度向上・購入者の増加を目指すものである。		
補助対象事業者等	全国農業協同組合連合会岐阜県本部	農業協同組合、漁業協同組合及びその連合会、生産者組織、農業関係団体、市町村、その他知事が特に認めるもの	首都圏での飛騨牛流通・販売の拡大を実施しようとしている県内食肉事業者	全国農業協同組合連合会岐阜県本部	農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、農業者の組織する団体 ほか
補助対象経費等	<ul style="list-style-type: none"> ・県産農畜産物の展示・販売PR等に要する経費 ・ポップ、のぼり、チラシ等販売促進資材の作成経費 ・市場、量販店、レストラン、マスコミ等を招待した商談会開催に要する経費 ・情報誌への掲載や新聞折り込みに要する経費 ・テレビCM、新聞・雑誌掲載、看板設置等によるPR活動に要する経費 ・フェアやPRイベント等キャンペーンを開催する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・県産農産物の展示・販売PRのため開催するイベント等に要する経費又はポップ・のぼり等販売促進資材の作成経費 ・チラシ等の作成、情報誌への掲載や新聞折り込み等の広告宣伝に要する経費 	<p>首都圏の卸売業者、百貨店、量販店、小売専門店及び飲食店に新たに(前年度までに1頭販売の実績がない、又は前年度実績を超える1頭販売分であること)飛騨牛1頭販売を行う際に要する経費</p> <p>-1 販売フェアに係る資材作成費、フェア広報のための新聞・情報誌の広告掲載に要する経費</p> <p>-2 指定店登録をする際の初年度経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビCMの制作・放映に係る経費 ・新聞、雑誌等の広告等掲載に係る経費 ・看板等の製作・掲出に係る経費 ・キャンペーン等開催に係る経費 	<p>農業者組織等が、ぎふクリーン農業を基本に安全・安心で競争力のある売れる農産物づくりを推進するために必要となる機械・施設の導入経費</p>
補助率	当該経費の2分の1以内の額	当該経費の2分の1以内の額	1頭当たり定額73,000円 当該事業に		

			要する経費の2分の1以内の額	当該経費の2分の1以内の額	4分の1以内(一部3分の1以内)
上限額	-	-	1店舗当たりの補助限度額200千円	-	定めなし(予算の範囲内)
平成25年度の交付先数	1	10	5	-	-
結果指標	ほうれんそう、えだまめの大坂市場でのシェア	同左	飛騨牛新規取扱店舗		
平成25年度の現在値	1位	同左	16		
目標値(目標年度)	1位(H27)	同左	10店舗(H27)		
達成率	100	同左	160		
今後の方向性	継続	同左	継続		
今後の課題	より高い効果を出していくため、前年とは違った新しい取り組みを考え、実施することが必要となってくる。また、実施主体と協働し、情報共有や相互連携を深めていくことでよりよい事業としていく必要がある。	同左	一頭販売を促進するための事業を継続し、引き続き首都圏への飛騨牛の販路拡大を目標とする。		

(注)1 「結果指標」以下の事業評価項目については、平成25年度予算執行事業のみ記載しています。

2 決算額もしくは予算額の背景が網掛けのものは、該当年度に補助金の設定がないものです。

部 課	農政部 畜産課	農政部 畜産課	農政部 畜産課	農政部 畜産課
細々事業	ぎふ清流ブランド豚肉生産拡大事業費補助金	豚肉銘柄化推進事業費補助金	飛騨牛生産基盤強化対策事業費補助金	飛騨牛銘柄推進事業費補助金
24年度決算額(千円)	300	-	-	900
25年度決算額(千円)	111	1,300	24,709	900
26年度の当初予算額(千円)	2,340	2,000	25,275	900
補助金の目的	<p>県内養豚農家の経営向上と消費者への良質な豚肉の提供のため、岐阜県が開発した「霜降りに関連する染色体領域を固定したデュロック種(名称:ポーノブラウン)」について、民間種豚場との共同研究による種豚の増殖・精液の供給体制の整備を行うとともに、農家が購入する人工授精用精液の助成を行い、霜降り豚肉の生産拡大を図る。</p>	<p>経営基盤の強化・安定と銘柄化等のため、県産銘柄豚のイメージアップ、消費宣伝などに資する各種PRを実施することにより、県内中小家畜の生産振興を図る。</p>	<p>県内の優秀な雌子牛が県外に流出しないよう、子牛市場上場前に巡回調査を実施し、保留候補牛を推奨し、生産者に保留の啓蒙・促進を行うとともに、保留を行う生産者に対し支援を行う。</p> <p>担い手が、先人の技術を吸収し、高品位な飛騨牛増産に向けた繁殖並びに肥育技術を高めるための研修会等に対し支援を行う。</p> <p>5年に一度開催される全国和牛能力共進会で優秀な成績を収め、飛騨牛がブランドのトップランナーであることを全国に知らしめるため、出品に向けた候補牛の選定・調教といった事前の組織的な共進会等の開催や出品に要する経費に対し支援を行う。</p>	<p>飛騨牛銘柄推進協議会(事務局:全農岐阜県本部畜産販売課)が行う、飛騨牛の普及宣伝等対策事業に対し、助成を行う。</p> <p>飛騨牛の銘柄化を推進するため、昭和62年度に設立され、食肉関係機関が一体となった組織として、「飛騨牛」の生産基盤を盤石のものとするため、食肉の消費拡大活動や信頼確保事業に取組んでいる。</p>
補助対象事業者等	岐阜県養豚協会	岐阜県養豚協会	(一社)岐阜県畜産協会	飛騨牛銘柄推進協議会
補助対象経費等	<p>県畜産研究所が開発した霜降り割合を増加させる種豚の精液を民間種豚場から導入する場合において県精液譲渡価格との差額</p>	<p>県養豚協会が行う消費PR、銘柄化推進を図るための事業に助成するための基金の造</p>	<p>・市町村、農業協同組合若しくは(一社)岐阜県農畜産公社が、能力の高い雌牛を保留する補助事業を行うのに要する経費又は自ら保留するのに要する経費に対して(一社)岐阜県畜産協会が補助する場合</p>	<p>飛騨牛銘柄推進協議会が、飛騨牛の普及宣伝等対策事業、飛騨牛の信頼性確保対策事業を行うのに要する経費</p>

	に対し、県養豚協会が助成するのに要する経費。	成。	における当該補助に要する経費。 ・(社)全国和牛登録協会岐阜県支部、第11回全国和牛能力共進会出品対策委員会若しくは岐阜県肉用牛協会が行う事業に要する経費に対し、(一社)岐阜県畜産協会が補助する場合における当該補助に要する経費。	
補助率	10/10 以内	10/10 以内	1/2 以内	1/2 以内
上限額	県と民間の精液譲渡価格の差額、精液 1 本当たり 900 円	-	-	-
平成 25 年度の交付先数	1	1	1	1
結果指標	霜降り豚肉生産頭数	銘柄豚肉出荷頭数	和牛の改良や担い手の技術向上については、数値化して表現することが困難なため、指標を設定できない。	行事協賛・イベント開催
平成 25 年度の現在値	7,084 頭 (推計値)	126,336 頭 (推計値)	-	7 回
目標値 (目標年度)	16,500 頭 (H27)	111,500 頭 (H27)	-	4 回 (H25)
達成率	43%	113%	-	175%
今後の方向性	廃止	継続	継続	継続
今後の課題	<p>県内には、数多くのブランド豚肉があり、農家ごとに種豚、飼料及び飼育方法などにこだわりがあるため、県内産豚肉を「飛騨牛」のようにブランドを一本化することは難しい。</p> <p>そのため、各ブランド豚肉の総称(愛称)を決定し、県内産ブランド豚肉が一丸となって、消費促進などのPR活動を行うことで、「飛騨牛」</p>	同左	<p>県内市場に上場される優秀な雌子牛は、他県にも購買・流出しており、本県においては積極的な地域内保留や県内保留体制のネットワークの構築が必要。</p> <p>飛騨牛の躍進により、新規就農者・希望者が増えていくが、地域に根付かせ、技術力の底上げを図るためには、技術的な相談ができる仲間作り、支援体制作りを継続して構築していくことが必要。</p>	<p>新規市場開拓に向けた取り組みや、信頼性維持のための取り組みなど行うべき課題が増えており、効率的に事業(配布資材の作成など)を実施するための検討が必要。</p>

	に並ぶブランド畜産物として認知度を高めていく必要がある。			
--	------------------------------	--	--	--

(注) 決算額もしくは予算額の背景が網掛けのものは、該当年度に補助金の設定がないものです。

(イ) 検討結果

補助金区分の明瞭性

各補助金のうち、農業振興に係るものは、「岐阜県農業振興事業補助金交付要綱」で対象が明確にされるとともに、個々の事業について「事業実施要領」（以下「要領」という。）が作成されていました。畜産振興に係るものは、「岐阜県畜産振興事業補助金交付要綱」で対象が明確にされるとともに、個々の事業について「事業実施要領」が作成されており、目的及び補助対象は明確にされていました。

なお、平成 24 年度で廃止となったおいしい「ぎふの米」消費拡大 PR 促進事業費補助金は、内容を組替えた上で、ひだ・みの農畜産物販路拡大事業費補助金に引き継がれていること、飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業費補助金は、内容を組替えた上で、元気な農業産地構造改革支援事業費補助金として実施されていることを確認しました。

補助率の設定の合理性

「岐阜県農業振興事業補助金交付要綱」及び「岐阜県畜産振興事業補助金交付要綱」においては「当該経費の 分の×以内の額」と定められています。

各補助金の「要領」では「県の予算の範囲内において、事業主体が実施するこの事業に要する経費」となっており、具体的には、実施計画に基づいた知事承認を受けて内示を行う形で予算配分が行われていました。

その他検討の過程で気づいた事項

検討にあたっては、事業の概要の記載に基づいて、関連が深いと思われるものを抽出しましたが、平成 25 年度において、岐阜県農業振興事業補助金として 47 種類の補助金が、岐阜県畜産振興事業補助金として 33 種類の補助金が設けられており、様々な観点からの補助が行われています。

農政部全体では、平成 25 年度の補助金の決算額は 3,212,401 千円でした。

現在の「予算要求資料」及び「事業評価調書」は、概ね、補助金単位で作成されていますが、補助対象事業者等によっては、複数の補助金の対象となっている場合もあります。

また、国の制度の変更、補助対象の絞込みや重点配分等の観点から補助内容の組替え・名称変更等が行われる場合もあることから、作成されている「予算要求資料」及び「事業評価調書」は、継続的な観点から、事業の効果が確認しにくくなっている場合もあります。

補助金単位での効果の確認と併せて、総合計画における達成状況を踏まえた政策の有効性の確認、補助対象事業者等の経営基盤等が改善されているかなどについて、継続的な観点から確認を行う仕組みを整え、住民に対してもその状況がわかるような形で情報を提供していくことが望まれます。

ク 県産材利用グループ

県産材利用グループは類似すると思われる補助金 21 件を抽出しました。検討の実施の際にはさらに、その 21 件をより近似する 6 つのグループに分けて検討を実施しました。

(ア) 公共施設における県産材利用グループ

a 補助金の概要

部 課	林政部 県産材流通課	林政部 県産材流通課	林政部 県産材流通課
細々事業	県産材需要拡大施設等 整備事業費補助金(施設 整備関連)	木の香る快適な教育施設 等整備事業費	木造公共施設整備加速 化事業費(24 補正分)
24 年度決算額 (千円)	67,393	37,407	-
25 年度決算額 (千円)	46,350	140,136	181,894
26 年度の当初 予算額(千円)	89,000	207,300	260,000

補助金の目的	公共施設における県産材利用をより一層促進して木材の良さを広く県民に啓発し、県産材の需要拡大を図る。	公共施設における県産材利用をより一層促進することにより、環境にやさしく快適な空間を提供し、木材利用や環境保全に対する県民の理解を深めるとともに、持続可能な森林づくりにつなげる。	公共施設における県産材利用をより一層促進して木材の良さを広く県民に啓発し、県産材の需要拡大を図り、「強い林業・木材産業」を構築する。
補助対象事業者等	市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認める団体(タイプにより異なる)	市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認める団体	地域協議会の構成員のうち、市町村等及び国の定める公共施設を整備する者
補助対象経費等	・教育・福祉関連施設等の木造化及び内装木質化に要する経費 ・県産材を利用した施設等の設置に要する経費 ・県産材を使用したヒノキ合板製品の設置に要する経費 等	教育・福祉関連施設等の木造化及び内装木質化に要する経費	県産材を活用した木造公共施設整備に要する経費
補助率	木造化 17 千円 / m ² 、内装木質化 10 千円 / m ² 、その他 1/2 以内の額	木造化 17 千円 / m ² ・内装木質化 10 千円 / m ²	1/2 以内の額
上限額	30,000 千円	30,000 千円	総事業費 15 億円以内
平成 25 年度の 交付先数	9	9	5
結果指標	施設整備数	施設整備数	施設整備数
平成 25 年度の 現在値	37	12	37
目標値 (目標年度)	80 (H28)	65 (H28)	80 (H28)
達成率	46%	18%	46%
今後の方向性	現状維持	現状維持	他の国補事業を活用し継続
今後の課題	「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行さ	「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行さ	「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行さ

	れ、公共施設の木造化・内装木質化を一層推進する必要があるが、大型の木造建築物を設計できる建築士が少ない。	れ、県や市町村だけでなく、民間事業者においても、施設の木造化・内装木質化を推進するため、これまで施設の木造化・内装木質化に踏切れなかった事業者に対して積極的な支援が必要である。	れ、公共施設の木造化・内装木質化を一層推進する必要があるが、大型の木造建築物を設計できる建築士が少ない。
--	--	--	--

部 課	林政部 県産材流通課	林政部 県産材流通課	林政部 県産材流通課
細々事業	ぎふの木で学校まると木製品導入事業費	木造公共施設整備加速事業費	木造公共施設整備促進対策事業費補助金(市町村補助)
24年度決算額(千円)	6,798	-	-
25年度決算額(千円)	9,043	-	-
26年度の当初予算額(千円)	11,900	-	-
補助金の目的	教育施設等における県産材利用をより一層促進することにより、環境にやさしく快適な空間を提供し、木材利用や環境保全に対する県民の理解を深めるとともに、持続可能な森林づくりにつなげる。	公共施設における県産材利用をより一層促進して木材の良さを広く県民に啓発し、県産材の需要拡大を図り、林業・木材産業を再生する。	公共施設における県産材利用をより一層促進して木材の良さを広く県民に啓発し、県産材の需要拡大を図る。
補助対象事業者等	市町村、学校法人、社会福祉法人	地域協議会構成員のうち市町村、森林組合、県森林組合連合会等	市町村等
補助対象経費等	県産材を使用して制作された机・椅子等の購入に要する経費	地域材を活用した、医療・社会福祉関連施設、学校関連施設、先駆的施設等の整備に要する経費	市町村が整備する公共施設 国が定める公共施設
補助率	1/2 以内	定額	1/2 以内

上限額	机・椅子のセットについては1セット当たり18千円を上限	事業主体による(4千万円～1億円)	-
平成25年度の 交付先数	9	-	-
結果指標	木製品利用者数		
平成25年度の 現在値	2,022		
目標値 (目標年度)	6,000(H28)		
達成率	34%		
今後の方向性	拡大		
今後の課題	木材を利用することが、環境保全に繋がることへの理解をさらに深めていく必要がある。		

- (注)1 木造公共施設整備加速化事業費及び木造公共施設整備促進対策事業費補助金(市町村補助)の事業は廃止され、国の森林整備加速化・林業再生基金事業による木造公共施設整備加速化事業費(24補正分)の補助事業に移行しています。
- 2 「結果指標」以下の事業評価項目については、平成25年度予算執行事業のみ記載しています。
- 3 決算額もしくは予算額の背景が網掛けのものは、該当年度に補助金の設定がないものです。

b 検討結果

補助金区分の明瞭性

各補助金の目的及び補助対象は実施要領等で明確にされていました。ただし、補助事業の名称に関しては、県産材需要拡大施設等整備事業費補助金(施設整備関連)、木の香る快適な教育施設等整備事業費、木造公共施設整備加速化事業費(24補正分)の3つの補助金について、補助事業名称からでは補助内容が不明瞭であり各補助金の区分が困難な状況にあります。

【意見】補助事業名称の明確化 【県産材流通課】

補助目的や補助対象事業が類似しているが、補助財源が異なるような補助金については、県民が補助事業名称からでも補助内容を推測できるよう、補助事業名称を工夫するなどの補助事業の整理が望まれます。

補助率の設定の合理性

補助率の設定方法は国の森林整備加速化・林業再生基金を基に財源ごとに設定されており、合理的なものでした。

その他検討の過程で気づいた事項

特記すべき事項はありません。

(イ)住宅建築における県産材利用(建築主向け)グループ

a 補助金の概要

部 課	林政部 県産材流通課	林政部 県産材流通課	林政部 県産材流通課	林政部 県産材流通課
細々事業	ぎふの木で家づくり支援事業費補助金(社会資本整備総合交付金)	ぎふの木で内装木質化支援事業費補助金	ぎふの木で家づくり支援加速化事業費	ぎふの木で家づくり支援事業費補助金
24年度決算額(千円)	37,800	9,883	-	-
25年度決算額(千円)	33,500	8,536	-	-
26年度の当初予算額(千円)	40,000	12,000	-	-
補助金の目的	木材需要の大部分を占める住宅建築において、県産材の利用拡大を図る。	木材需要の大部分を占める住宅建築において、県産材の利用拡大を図る。	「ぎふ性能表示材」を活用し、高品質な県産材住宅の建設に取り組む建築士、工務店を増やすとともに、その連携を強化する。また、ぎふ性能表示材を活用した安全・安心な県産材住宅のPRを強化し、消費者の理解をより一層醸成する。	同左
補助対象事業者等	木造住宅を新築した建築主	木造住宅を新築した建築主及び既存住宅等を増改築し	木造住宅を新築した建築主	同左

		た建築主		
補助対象経費等	県産材を構造材に一定量以上使用した木造住宅	県産材を内装に一定量以上使用した住宅・店舗等	県産材を構造材に一定量以上使用した木造住宅を新築した建築主に対する県産材使用に係る経費	同左
補助率	1棟当たり200千円、木材利用ポイント事業と併用する場合は1棟当たり100千円	新築の場合、1棟当たり100千円 増改築の場合、1㎡当たり2千円(ただし上限100千円)	1棟当たり200千円	同左
上限額	同上	同上	同上	同左
平成25年度の交付先数	219	87	-	-
結果指標	県内新設軸組住宅に占める県産材住宅	同左		
平成25年度の現在値	15.1%	同左		
目標値(目標年度)	21%(H28)	同左		
達成率	72%	同左		
今後の方向性	拡大	拡大		
今後の課題	県産材住宅建設に取り組む工務店が限定されてきており、県内工務店に幅広く県産材利用を働きかけることが必要。また、県外需要の拡大に向けた取り組みも必要。	同左		

(注)1 ぎふの木で家づくり支援加速化事業費及びぎふの木で家づくり支援事業費補助金の事業は、平成24年度に廃止されぎふの木で家づくり支援事業費補助金(社会資本整備総合交付金)に統合されています。

2 ぎふの木で家づくり支援事業費補助金(社会資本整備総合交付金)及びぎふの木で内装木質化支援事業費補助金は同じ目的の補助金であるが、ぎふの木で家づくり支

援事業費補助金(社会資本整備総合交付金)は国土交通省の財源によるものであり、ぎふの木で内装木質化支援事業費補助金は岐阜県の財源による補助金です。

- 3 「結果指標」以下の事業評価項目については、平成 25 年度予算執行事業のみ記載しています。
- 4 決算額もしくは予算額の背景が網掛けのものは、該当年度に補助金の設定がないものです。

b 検討結果

補助金区分の明瞭性

各補助金の目的及び補助対象は実施要領等により明確にされていました。

住宅建築における県産材利用の促進を目的として平成 24 年度まで実施されていたぎふの木で家づくり支援加速化事業費とぎふの木で家づくり支援事業費補助金は、対象事業者、補助対象経費等が類似していましたが、両者は平成 24 年度に廃止され、二つの補助金を統合した形のぎふの木で家づくり支援事業費補助金(社会資本整備総合交付金)としたことにより補助金区分の明瞭性が向上しています。

補助率の設定の合理性

各補助金の補助率の設定は国土交通省の社会資本整備総合交付金に基づき決定された補助率に基づいており、設定方法は合理的なものでした。

その他検討の過程で気づいた事項

特記すべき事項はありません。

(ウ)施工者支援グループ

a 補助金の概要

部	林政部	林政部
課	県産材流通課	県産材流通課
細々事業	ぎふの木で家づくり協力工務店育成事業費補助金	ぎふの木の家ブランド化支援事業費補助金
24 年度決算額 (千円)	902	-
25 年度決算額 (千円)	1,054	4,666
26 年度の当初 予算額(千円)	1,100	6,000

補助金の目的	設計力、デザイン力、宣伝力を備えた地域工務店の育成・強化により、県産材住宅建設を促進し、ぎふ性能表示材の出荷量増を図る。	「ぎふ性能表示材」を活用し、高品質な県産材住宅の建設に取り組む建築士、工務店を増やすとともに、その連携を強化する。また、ぎふ性能表示材を活用した安全・安心な県産材住宅のPRを強化し、消費者の理解をより一層醸成する。
補助対象事業者等	ぎふの木で家づくり協力工務店を構成員とする団体	原木供給者、製材事業者、流通事業者、住宅生産者等により組織された団体
補助対象経費等	ぎふの木で家づくり協力工務店を構成員とする団体が実施する設計スクール、マーケティングスクール等研修会開催や住宅セミナー開催等のPR活動に要する経費	ぎふ性能表示材を利用した住宅建設推進に係る認証や普及啓発等の活動に要する経費
補助率	2分の1以内の額	ぎふ性能表示材利用量 1 m ³ 当たり 5,000 円以内の額
上限額	-	-
平成 25 年度の交付先数	1	14
結果指標	県内新設軸組住宅に占める県産材住宅	同左
平成 25 年度の現在値	15.1%	同左
目標値 (目標年度)	21%(H28)	同左
達成率	72%	同左
今後の方向性	継続	継続
今後の課題	2年間の事業実施により営業力・設計力が向上してきたが、消費税率の引上げを見据え、大手ハウスメーカーへの具体的対抗策を含めた講座内容のさらなる充実が必要。	ぎふ性能表示材利用への機運は高まってきたが、情報共有はまだ不十分であるため、川上から川下までの連携強化を継続的に促進する必要がある。

b 検討結果

補助金区分の明瞭性

各補助金の目的は実施要領等により明確にされていました。

補助率の設定の合理性

補助率は、「岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱」に基づき設定されており、設定方法は合理的なものでした。

ただし、ぎふの木の家ブランド化支援事業費補助金の補助対象は、実施要領に「ぎふ性能表示材を利用した住宅建設推進に係る認証や普及啓発等の活動に要する経費」とあるだけで、普及啓発等の活動に要する経費とは具体的にどのような経費を対象にしているのか明確にされていませんでした。

なお、ぎふの木の家ブランド化支援事業費補助金については、ぎふ性能表示材を利用した住宅建設推進に係る認証や普及啓発等の活動に要する経費を補助対象経費としているにもかかわらず、補助率をぎふ性能表示材利用量に基づき決定していますが、これは、ぎふ性能表示材の認証費用が1 m³当たり5千円であり、制度普及の趣旨からその金額を補助するものとしていることによるものです。

【意見】補助対象経費の明確化 【県産材流通課】

ぎふの木の家ブランド化支援事業費補助金の補助対象経費について、実施要領の補助金の充当対象事業等によると、ぎふ性能表示材を利用した住宅建設推進に係る認証に要する経費の他に、普及啓発等の活動に要する経費についても補助対象としているように受け取れます。しかし、具体的にどのような普及啓発等の活動を対象にしているのかが不明確であり、補助金の意図が伝わりにくいことから、補助対象経費を明確な表現にすることが望まれます。

その他検討の過程で気づいた事項

ぎふの木で家づくり協力工務店育成事業費補助金の補助対象事業者は、ぎふの木で家づくり協力工務店を構成員とする団体とされており、現在14の団体があるものの、平成25年度の実績は1件のみでした。当事業の目的である設計力、デザイン力、宣伝力を備えた地域工務店の育成・強化に関する研修会やセミナーの開催等は、ぎふの木で家づくり協力工務店を構成員とする団体でなくとも実施することが可能であると考えます。

【意見】補助目的を考慮した補助対象事業者の選定 【県産材流通課】

ぎふの木で家づくり協力工務店育成事業費補助金のよう、県産材住宅建設を促進するための、設計力、デザイン力、宣伝力を備えた地域工務店の育成・強化に関する研修会やセミナーの開催等は、ぎふの木で家

づくり協力工務店を構成員とする団体でなくとも、設計力、デザイン力、宣伝力でより有能な工務店等が実施することにより、より県産材を使用する地域工務店の魅力を高める可能性があるとも考えられます。

補助目的を十分に考慮した補助対象事業者の選定が望まれます。

(工) 県産材利用住宅建設(事業者向け)グループ

a 補助金の概要

部	林政部	林政部	林政部	林政部
課	県産材流通課	県産材流通課	県産材流通課	県産材流通課
細々事業	産直住宅普及活動支援事業費補助金	産直住宅建設支援事業費補助金	ぎふの木の家普及啓発活動支援事業費補助金	木の国・山の国ぎふ木づかい運動支援事業費補助金
24年度決算額(千円)	-	1,538	9,750	2,400
25年度決算額(千円)	12,378	-	-	2,400
26年度の当初予算額(千円)	12,000	-	-	2,160
補助金の目的	地域の産業を支える産直住宅団体が行う各種PR活動等を支援することにより、住宅建設における県産材の利用を促進する。	地域の産業を支える産直住宅団体が行う各種PR活動等を支援することにより、住宅建設における県産材の利用を促進する。	ぎふ証明材を活用した安全・安心な県産材のPRを強化し、消費者の理解をより一層醸成する。	県産材の利用拡大を進めるために木材関係団体が自主的に実施する、販売促進・販路拡大・木育等の活動を支援し、さらなる需要の拡大を目指す。
補助対象事業者等	市町村及び産直住宅関連協同組合等が構成する団体	市町村及び産直住宅関連協同組合等が構成する団体	市町村及び産直住宅関連協同組合等が構成する団体	岐阜県木材協同組合連合会他
補助対象経費等	1)建設支援タイプ産直団体等が建設した産直住宅のうち、築後点検を実施するものについて、産直団体又は市町村が、	産直団体が建設した産直住宅のうち築後点検を実施するものについて、産直団体又は市町村が次	産直住宅を巡るツアー、消費者セミナー、モデル住宅を活用した普及啓発活	

	県内産の木質部分 (大黒柱、調湿用木炭、間伐材畳、難燃材料等)の贈呈や住宅完成保証制度の加入等を行う経費 2)活動支援タイプ 産直住宅の需要拡大活動のうち、産直住宅を巡るツアー、消費者セミナー、モデル住宅を活用した普及啓発活動・土地の借上料等、地域材利用者の研究活動等を行う経費	のいずれかを行う経費 1)県内産の木質部分(大黒柱、調湿用木炭、間伐材畳、難燃材料等)の贈呈 2)住宅完成保証制度の加入	動・土地の借上料等、地域材利用者の研究活動等を行う経費	県産材利用拡大のための展示会・講演会等の開催、普及啓発の活動等に要する経費
補助率	1)建設支援タイプ 3分の1以内の額 2)活動支援タイプ 2分の1以内の額	3分の1以内の額	2分の1以内の額	2分の1以内の額
上限額	-	-	-	-
平成25年度の 交付先数	19	-	-	4
結果指標	県内新設軸組住宅に 占める県産材住宅			-
平成25年度の 現在値	15.1%			-
目標値 (目標年度)	21%(H28)			-
達成率	72%			-
今後の方向性	継続			現状維持
今後の課題	消費税増税後には住宅着工戸数減が予想されるため、この対応が必要。			県内木材業界が、市場のニーズを正確に把握し、消費者に対して具体的な木づかいを提言していくことが必要。

(注)1 産直住宅建設支援事業費補助金とぎふの木の家普及啓発活動支援事業費補助金は、平成25年度に産直住宅普及活動支援事業費補助金に統合されています。

- 2 「結果指標」以下の事業評価項目については、平成 25 年度予算執行事業のみ記載しています。
- 3 決算額もしくは予算額の背景が網掛けのものは、該当年度に補助金の設定がないものです。

b 検討結果

補助金区分の明瞭性

各補助金の目的及び補助対象は実施要領により明確にされていました。
産直住宅普及活動支援事業費補助金は、平成 24 年度に県産材の利用の促進を目的として実施されていた産直住宅建設支援事業費補助金とぎふの木の家普及啓発活動支援事業費補助金の類似する二つの補助金を、平成 25 年度に統合したことにより補助金区分の明瞭性が向上しています。

補助率の設定の合理性

補助率は、建設支援タイプと活動支援タイプの別に「岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱」に基づき設定されており、設定方法は合理的なものでした。

その他検討の過程で気づいた事項

特記すべき事項はありません。

(オ) 県産材新規利用開発グループ

a 補助金の概要

部	林政部	林政部	林政部	林政部
課	県産材流通課	県産材流通課	県産材流通課	県産材流通課
細々事業	地域材利用開発プロジェクト支援加速化事業費 (24 補正分)	地域材新規用途導入促進支援加速化事業費 (24 補正分)	地域材利用開発プロジェクト支援加速化事業費	ぎふ証明材製品品質向上支援加速化事業費補助金
24 年度決算額 (千円)	-	-	-	-
25 年度決算額 (千円)	182,122	14,000	-	-
26 年度の当初 予算額(千円)	-	-	-	-

補助金の目的	「ぎふ証明材」又は「ぎふ性能表示材」(以下「ぎふ証明材等」という。)を活用した新製品の開発及び生産性の向上に関する取組みを支援し、「ぎふ証明材等」の需要拡大を図ることを目的とする。	これまで「ぎふ証明材」及び「ぎふ性能表示材」(以下「ぎふ証明材等」という。)があまり使われてこなかった分野において、「ぎふ証明材等」を新たに活用する取組みを支援し、かつ「ぎふ証明材等」の需要拡大を図ることを目的とする。	「ぎふ証明材」を活用した新製品の開発及び生産性の向上に関する取組みを支援し、「ぎふ証明材」の需要拡大を図ることを目的とする。	「ぎふ証明材」を扱う製材工場等への品質向上支援及び品質管理指導に係る活動を助成することにより、品質・性能が表示された「ぎふ証明材」の普及を図ることを目的とする。
補助対象事業者等	地域協議会の構成員のうち、市町村、住宅生産者、林業・木材産業関係者及びこれらの関係者で構成する団体、大学等の試験研究機関その他知事が認めるもの	地域協議会の構成員のうち、市町村、住宅生産者、林業・木材産業関係者及びこれらの関係者で構成する団体、大学等の試験研究機関その他知事が認めるもの	地域協議会の構成員のうち、市町村、住宅生産者、林業・木材産業関係者及びこれらの関係者で構成する団体、大学等の試験研究機関その他知事が認めるもの	ぎふ性能表示材認証センター
補助対象経費等	「ぎふ証明材等」を活用した新製品や工法の開発等に係る経費	「ぎふ証明材等」を活用した新製品や工法の販路拡大等に係る経費	「ぎふ証明材」を活用した新製品や工法の開発、住宅・建築物のモデル建設等に係る経費	事業主体が「ぎふ証明材」を扱う製材工場等への品質向上支援及び品質管理指導に要する経費
補助率	定額 (10分の10以内)	定額 (10分の10以内)	定額 (10分の10以内)	定額 (10分の10以内)
上限額	15,000千円 (モデル住宅は20,000千円)	14,000千円	30,000千円	規定なし
平成25年度の交付先数	18	2	-	-
結果指標	ぎふ性能表示材の出荷量	同左		

平成 25 年度の 現在値	14.5 千 m ³	同左		
目標値 (目標年度)	50 千 m ³ (H28)	同左		
達成率	29%	同左		
今後の方向性	既に廃止	廃止見込		
今後の課題	国基金事業を活用 した事業であり、基 金事業が継続され、 また事業メニュー化さ れないと実施困難。	同左		

- (注)1 各補助金は、国の基金事業を活用した事業であり、平成 25 年度に国の基金事業が終了したことに伴い、事業が廃止されています。
- 2 「結果指標」以下の事業評価項目については、平成 25 年度予算執行事業のみ記載しています。
- 3 決算額もしくは予算額の背景が網掛けのものは、該当年度に補助金の設定がないものです。

b 検討結果

補助金区分の明瞭性

各補助金の目的及び補助対象は各実施要領に詳細に定められ、明確にされていました。

地域材利用開発プロジェクト支援加速化事業費(24 補正分)及び地域材新規用途導入促進支援加速化事業費(24 補正分)は、ともに「ぎふ証明材」と「ぎふ性能表示材」の需要拡大を目的としています。前者は新規事業の開発等を補助対象としているのに対し、後者は販路拡大等を補助対象としており、補助対象事業は異なるものでした。

地域材利用開発プロジェクト支援加速化事業費及びぎふ証明材製品品質向上支援加速化事業費補助金は、ともに「ぎふ証明材」の需要拡大を目的としています。前者は新規事業の開発等を補助対象としているのに対し、後者は品質向上に係る事業等を補助対象としており、補助対象事業は異なるものでした。

補助率の設定の合理性

各補助金は国の基金事業である森林整備加速化・林業再生基金事業によるものであるため、林野庁の定める「森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領」に基づき補助率が設定されており、設定方法は合理的なものでした。

また、補助対象経費についても「森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領」の「別紙1 森林整備加速化・林業再生基金事業交付対象経費」を基に設定されていました。

その他検討の過程で気づいた事項

特記すべき事項はありません。

(カ)その他グループ

a 補助金の概要

部	林政部
課	県産材流通課
細々事業	間伐材安定供給流通加速化事業費補助金
24年度決算額 (千円)	14,650
25年度決算額 (千円)	4,442
26年度の当初予算額(千円)	-
補助金の目的	間伐材の安定取引協定による製材工場等への原木直送化の支援のための補助
補助対象事業者等	森林組合連合会、林業事業体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等
補助対象経費等	間伐材等運搬経費
補助率	定額
上限額	2,000円/m ³ 以内
平成25年度の交付先数	1
結果指標	間伐材利用量(間伐材生産量)
平成25年度の現在値	3,850 m ³
目標値 (目標年度)	16,100 m ³ (H28)
達成率	24%
今後の方向性	廃止
今後の課題	平成25年度をもって事業廃止済

(注)1 間伐材安定供給流通加速化事業費補助金は、平成25年度をもって事業を廃止しています。

2 決算額もしくは予算額の背景が網掛けのものは、該当年度に補助金の設定がないものです。

b 検討結果

補助金区分の明瞭性

補助金の目的及び補助対象は明確でした。

間伐材安定供給流通加速化事業費補助金は、岐阜県森林整備加速化・林業再生基金を活用した補助金であり、間伐材の安定供給を目的とした補助金で、他の補助金と異なるものでした。

補助率の設定の合理性

補助率の設定の合理性に問題があると判断される事項はありませんでした。

その他検討の過程で気づいた事項

林政部においては平成 25 年度の補助金の決算額は、合計で 4,136,089 千円でした。

現在の「予算要求資料」及び「事業評価調書」は、概ね、補助金単位で作成されていますが、補助対象事業者等によっては、複数の補助金の対象となっている場合もあります。

また、国の制度の変更、補助対象の絞込みや重点配分等の観点から補助内容の組替え・名称変更等が行われる場合もあることから、作成されている「予算要求資料」及び「事業評価調書」は、継続的な観点から、事業の効果が確認しにくくなっている場合もあります。

補助金単位での効果の確認と併せて、総合計画における達成状況を踏まえた政策の有効性の確認、補助対象事業者等の経営基盤等が改善されているかなどについて、継続的な観点から確認を行う仕組みを整え、住民に対してもその状況がわかるような形で情報を提供していくことが望まれます。

ケ 森林整備グループ

森林整備グループは類似すると思われる補助金 8 件を抽出しました。検討の実施の際にはさらに、その 8 件をより近似する 2 つのグループに分けて検討を実施しました。

(ア) 森林整備事業グループ

a 補助金の概要

部 課	林政部 森林整備課	林政部 森林整備課	林政部 森林整備課
細々事業	森林整備事業費補助金	森林整備支援加速化事業費補助金	きこり養成塾支援事業費補助金
24年度決算額 (千円)	1,268,689	279,499	18,723
25年度決算額 (千円)	106,844	271,927	18,723
26年度の当初 予算額(千円)	1,401,652	-	18,723
補助金の 目的	「伐って、利用する」資源循環型の森林づくり、「災害に強い森林づくり」を推進するとともに、森林の持つ公益的機能の高度発揮(地球温暖化対策等)を図る。	「健全で豊かな森林づくり」のための森林整備(間伐)について、災害に強い森林づくりを進めるとともに、成長した森林資源を有効活用するために、間伐材を搬出して利用する「搬出間伐」を進める。	林業の担い手である森林技術者の育成を図ることによって林業労働力を有する森林技術者を養成・確保する取組を促進する。
補助対象 事業者等	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業関係公社、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画等の認定等を受けた者	地域協議会の構成員のうち、市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、県森林組合連合会、林業関係公社、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画等の認定等を受けた者	(一社)岐阜県森林施業協会(間接補助先は新規就業者、若手森林技術者を雇用する林業事業体)
補助対象 経費等	人工造林、樹下植栽等、保育、間伐、更新伐、付帯施設等整備、被害森林整備、森林作業道に要する経費	間伐並びに関連条件整備活動に要する経費	指導者謝金、機械借上料、消耗品費
補助率	標準経費に査定係数を乗じた額の10分の4の額(分収林等は10分の5の額、その他要件を満たす場合は10分の8.5以内の額若しくは10分の10以内の額)	定額(標準単価に間接経費を加えた額の10分の6.5以内の額)	事業費の1/2以内

上限額	-	-	-
平成25年度の 交付先数	14	33	1
結果指標	間伐面積	同左	森林技術者数(人)
平成25年度の 現在値	8,844ha/年	同左	1,109 (H24)
目標値 (目標年度)	12,400ha/年 (H24～H28)	同左	1,220 (H28)
達成率	71.3%	同左	91%
今後の方向性	拡大	廃止	事業継続
今後の課題	森林整備支援加速化事業が無くなることで間伐目標を達成していくためにも、本事業の拡大は避けられない。	平成25年度で廃止となり、平成26年度からは、森林整備事業により間伐目標の達成を目指します。	県内の素材生産量を拡大していくためには、さらなる森林技術者の確保と、素材生産技術の向上と安全の確保が必要である。

- (注)1 森林整備支援加速化事業費補助金は、平成25年度で完了した事業です。
2 決算額もしくは予算額の背景が網掛けのものは、該当年度に補助金の設定がないものです。

部	林政部	林政部	林政部
課	森林整備課	森林整備課	治山課
細々事業	森林・林業人材育成加速化事業費補助金	森林境界明確化加速化事業費補助金	水源林境界明確化促進事業費補助金
24年度決算額 (千円)	47,684	63,022	-
25年度決算額 (千円)	29,770	76,512	11,579
26年度の当初 予算額(千円)	73,271	90,000	15,000
補助金の 目的	・素材生産の技能者をはじめとする人材育成を推進するため、素材生産作業を行うために必要な安全講習等の受講支援。 ・安全装備等の普及促進。 ・現場管理者等としての能力付与のための講習等への参加支援。	効率的な森林整備を推進するため、森林境界の明確化に係る経費を支援する。	市町村からの要望に基づき、県が境界の明確化に必要な事業を助成することによって、重要な水源林を確保する。市町村による重要な水源林における森林境界の明確化を支援する。

補助対象事業者等	<p>直接補助先 (公社)岐阜県森林公社</p> <p>間接補助先 認定事業者</p> <p>次の全てに該当する林業事業体であり、かつ、基幹林業作業士、林業技能作業士、林業作業士を雇用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に事務所を有していること。 ・森林技術者の資格取得に係る経費を負担すること。 ・森林技術者を直接雇用していること。 ・原則として労災保険の適用事業主であること。 ・雇用契約書、就業規則、賃金台帳及び出役簿の必要書類が整備できること。 	<p>地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合等林業事業体、及びこれらで組織する団体等。</p>	市町村
補助対象経費等	<p>講習費、賃金、旅費</p> <p>林業事業体が負担した購入費</p> <p>林業事業体が負担した賃金及び旅費</p>	<p>森林境界明確化に向けた事前調査、現地調査、間伐の実施に向けた成果の整理に要する経費</p>	<p>技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃貸料</p>
補助率	事業費の 10/10 以内	10/10	10/10 以内
上限額	100%	<p>45,000 円/ha</p> <p>78,000 円/ha(山村境界基本調査と同等で実施した場合)</p>	150,000 円/ha
平成 25 年度の 交付先数	1	9	1
結果指標	<p>素材生産に必要な講習等参加者数(人)</p>	<p>森林境界明確化等面積</p>	<p>境界調査面積</p>
平成 25 年度の 現在値	619	1,748 ha	79.33ha

目標値 (目標年度)	351 (H26)	-	400ha (H25～H28)
達成率	176%	-	20%
今後の方向性	平成26年度をもって事業廃止	継続	継続
今後の課題	県内の森林資源は年々成熟の度を高めており、これまでの保育型施業から、生産型施業への転換を急ぐ必要がある。	森林整備加速化・林業再生事業基金は平成26年度で終了するが、森林所有者の高齢化や世代交代等により、所有境界が不明な森林が増え、間伐等が行われない人工林が増加する。今後の国の方針等、情報収集に努め、新たな事業化や他事業での実施など継続的に取り組む必要がある。	平成27年度以降における水源林境界明確化促進事業実施のPR及び要望箇所の調査等

- (注)1 森林・林業人材育成加速化事業費補助金は、平成24年度から平成26年度までの国の基金事業です。平成26年度は要望が増加したことにより当初予算額が多額となっています。
- 2 決算額もしくは予算額の背景が網掛けのものは、該当年度に補助金の設定がないものです。

b 検討結果

補助金区分の明瞭性

各補助金の目的及び補助対象は実施要領等により明確にされていました。

ただし、補助事業の名称に関しては、森林整備事業費補助金と森林整備支援加速化事業費補助金は、前者は通常の森林保全を目的とした国庫補助事業であるのに対し、後者は木材生産を目的とした基金事業であり、両者の事業目的は異なっているものの、補助事業名称からでは補助内容が不明瞭であり各補助金の区分が困難な状況にありました。

また、きこり養成塾支援事業費補助金と森林・林業人材育成加速化事業費補助金は、前者は新規の人材育成を目的とした補助事業であるのに対し、後者は素材生産のための労働安全性の向上や技術支援を目的とした補助事業であり、両者の事業目的は異なっているものの、補助事業名

称からでは補助内容が不明瞭であり各補助金の区分が困難な状況にありました。

【意見】補助事業名称の明確化 【森林整備課】

補助目的や補助対象事業が類似しているが、補助財源が異なるような補助金については、県民が補助事業名称からでも補助内容を推測できるよう、補助事業名称を工夫するなどの補助事業の整理が望まれます。

補助率の設定の合理性

補助率の設定方法は合理的でした。

国の国庫補助事業である森林整備事業費補助金、国の基金事業である森林整備支援加速化事業費補助金、森林・林業人材育成加速化事業費補助金、森林境界明確化加速化事業費補助金については、国が定める補助率を設定していました。

岐阜県単独の補助事業である、きこり養成塾支援事業費補助金、水源林境界明確化促進事業費補助金については、類似する国の基金事業の補助率を基に合理的に設定されていました。

その他検討の過程で気づいた事項

特記すべき事項はありません。

(イ) 森林整備に関連する事業グループ

a 補助金の概要

部	林政部	林政部
課	林政課 (平成 26 年度は 恵みの森づくり推進課)	恵みの森づくり推進課
細々事業	水源林公有林化支援事業費	里山林整備事業費補助金
24 年度決算額 (千円)	3,224	49,946
25 年度決算額 (千円)	9,937	108,781
26 年度の当初 予算額(千円)	17,500	223,325
補助金の目的	水源林等で、早急に公的な管理を行う必要がある森林を、市町村が公有林化する経費について補助を行う。	人里に近く人々の暮らしと密接に結びついている里山で、森林所有者等によ

		る持続的な森林経営を通じた整備が困難な森林について、公的関与の高い管理整備を推進し、里山の公益的機能の維持・向上・回復を図る。
補助対象事業者等	市町村	市町村
補助対象経費等	取得する森林の土地代、立木代及び調査費等	侵入竹の除去、森林病虫害の防除、広葉樹等の植栽、修景等の環境保全、不要木の除去、付帯施設の整備、既存施設の改修などに要する経費
補助率	保安林に指定し森林管理する場合 1箇所当たり補助対象経費の10分の10以内の額、保安林指定以外で森林管理する場合1箇所当たり補助対象経費の2分の1以内の額	10/10
上限額	1箇所当たり10,000千円を上限とする	200千円/ha～(補助対象経費によって異なる)
平成25年度の 交付先数	1	32
結果指標	森林の公有林化による管理	整備面積
平成25年度の 現在値	15.33ha	695.14ha
目標値 (目標年度)	150ha (H28)	2,600ha (H28)
達成率	10.2%	26.7%
今後の方向性	平成28年度まで継続	平成28年度まで継続
今後の課題	平成25年4月1日から施行されている「岐阜県水源地域保全条例」と整合を図りながら、必要に応じて補助制度の改善を行う。市町村における水源地域の保全に関する問題意識を高め、水源林を守るセーフティネットとして、制度内容の周知に努める。 なお、森林・環境税を財源とした事業の評価については、毎年、第3者機関である清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会による事業評価を行っている。	特になし。 なお、森林・環境税を財源とした事業の評価については、毎年、第3者機関である清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会による事業評価を行っている。 平成25年度に実施した事業評価を踏まえ、平成26年度から事業内容を拡充。

b 検討結果

補助金区分の明瞭性

各補助金の目的及び補助対象は明確でした。

水源林公有林化支援事業費と里山林整備事業費補助金は、森林・環境税を活用した補助金であり、その目的は環境保全を目的とした水源林の公有林化と、里山林の整備・利用の促進というように異なるものでした。

補助率の設定の合理性

補助率は補助金ごとに設定されており、補助金間の補助率の差異について、合理性に問題があると判断される事項はありませんでした。

その他検討の過程で気づいた事項

森林・環境税を活用した補助金である、水源林公有林化支援事業費と里山林整備事業費補助金は、県民の意見を反映したり事業過程の透明性を確保するために、外部有識者や県民の代表等を構成員とする第三者機関が設置され、使途事業への意見や提案、事業実施後の評価を行うとともに、その内容及び結果について、毎年、県民に公表する体制となっています。また、課税期間中に使途事業の達成状況や効果を検証し、継続等の見直しを行うものとされています。

【意見】補助金制度の周知 【恵みの森づくり推進課】

水源林公有林化支援事業費については平成 25 年度の交付先件数は 1 件にとどまっています。そのため、市町村における水源地域の保全に関する問題意識を高め、水源林を守るセーフティネットとして、より制度内容の周知に努める必要があると考えます。

コ 公共交通グループ

(ア)補助金の概要

部	商工労働部	都市建築部	都市建築部
課	商業流通課（平成 26 年度は商業・金融課）	公共交通課	公共交通課
細々事業	運輸事業振興助成交付金	鉄道輸送高度化事業費補助金	岐阜県鉄道施設維持修繕事業費補助金

24年度決算額 (千円)	258,258	39,403	-
25年度決算額 (千円)	289,854	30,765	91,858
26年度の当初 予算額(千円)	293,212	52,833	96,991
補助金の 目的	地域交通における輸送サービスの改善と充実、環境及び交通安全対策に重点を置いた事業を実施する県トラック協会及び県バス協会へ補助金を交付する。	鉄道事業の輸送の安全を確保するため、鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備等に要する経費に補助する。	鉄道事業者が実施する、安全運行の確保に必要な維持修繕事業の支援
補助対象 事業者等	(一社)岐阜県トラック協会 (公社)岐阜県バス協会	第三セクター鉄道事業者及び中小民間鉄道事業者	第三セクター鉄道事業者及び中小民間鉄道事業者
補助 対象 経費等	・交通安全対策に関する事業 ・輸送サービス改善及び向上に関する事業 ・適正化に関する事業 ・共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業 ・災害時等の物資輸送体制の整備に関する事業 ・全国法人への出損金など。	1 信号保安設備 2 保安通信設備 3 防護設備 4 停車場設備 5 線路設備 6 電路設備 7 変電所設備 8 車両設備 9 その他設備	1 線路保存費 2 電路保存費 3 車両保存費
補助率	-	1/6	原則として 2/5(一定の要件により 1/2)
上限額	法令に基づく算出額(予算)の範囲内	県内の市町が負担する額	県内の市町が負担する額
平成25年度の 交付先数	2	3	4
結果指標	事故件数、低公害車導入助成件数、ドライブレコーダー導入件数	設定なし	設定なし
平成25年度の 現在値	事故件数(36件:H23)、低公害車導入助成件数(549件)、ドライブレコーダー(バス)導入件数(11件)	-	-

目標値 (目標年度)	-	-	-
達成率	-	-	-
今後の方向性	現状維持	現状維持	現状維持
今後の課題	トラック・バス事業者は小規模事業者が多く、燃料コストが高止まりする中で、トラック・バス事業者自らの取組には限界があるため、引き続き両協会を通じて、輸送サービスの改善、安全運行の確保及び環境保全に向けた取組を促進し、安全・安心な輸送の確保を図る必要がある。	県内の地方鉄道事業者は、いずれも開業から長年が経過し、ケーブルや車両の不具合など保有設備の劣化が進行していることから、設備不良を起因とした事故の発生が懸念されている。今後も公共交通の重要課題である安全運行を確保していくためには、経常的に対応が必要となる設備について、計画的かつ継続的な整備を促進する必要がある。	施設の老朽化に伴い信号設備や車両の不具合が原因となる輸送障害の発生が増加傾向にあるため、今後も安全運行の確保に必要な日々の維持修繕について、鉄道事業者が迅速かつ適切に対応できる体制を維持していく必要がある。

(注) 決算額もしくは予算額の背景が網掛けのものは、該当年度に補助金の設定がないものです。

部	都市建築部	都市建築部	都市建築部
課	公共交通課	公共交通課	公共交通課
細々事業	第三セクター鉄道経営健全化補助金	バス運行対策費補助金	市町村バス交通総合化対策費補助金
24年度決算額 (千円)	2,105	198,577	306,194
25年度決算額 (千円)	2,275	266,558	268,184
26年度の当初 予算額(千円)	2,295	299,901	304,132
補助金の 目的	県内第三セクター鉄道事業者の健全な経営を支援するため、職員の人件費の一部に対し補助。	広域路線の維持確保	地域住民にとって最後の交通手段である市町村自主運行バスの運行支援。
補助対象 事業者等	第三セクター鉄道事業者	乗合バス事業者	市町村

補助対象 経費等	人件費 < 補助金の額 > 人件費について、知事が別に定める経費の算定基準により算出した額以内の額に知事が別に定める率を乗じて得た額。	1 地域間幹線系統確保 維持費補助金 ・路線維持費補助金 ... 欠損額(経常費用 - 経常収益) ・車両減価償却費等補助金 ... 地域間幹線系統を運行する新規導入車両の減価償却費等 ・路線維持合理化促進補助金 ... 標準経常費用 - 申請者の経常費用の 5% 前年度に比べて減となった経常費用又は増となった経常収益の 20% 2 広域バス路線支援事業費補助金 欠損額(経常費用 - 経常収益)	補助対象期間における自主運行バス事業により生じた事業費。ただし、運行経費限度額に上限事業率を乗じて得た額を限度額とする。 運行経費限度額=基準となる経費単価×年間の実車走行キロ数 上限事業率=当該市町村の事業率又は市町村財政力指数によって定める事業率のいずれか低い方。
補助率	39/100	1/2 又は 1/3	1/3 又は 1/4
上限額	なし	上限額の定めはないが、補助対象経費の限度額を設定している	上限額の定めはないが、補助対象経費の限度額を設定している。
平成 25 年度の 交付先数	1	8	32
結果指標	なし	なし	なし
平成 25 年度の 現在値	-	-	-
目標値 (目標年度)	-	-	-
達成率	-	-	-
今後の方向性	現状維持	現状維持	現状維持
今後の課題	厳しい経営状況が続く中で、事業者は人件費の削減に取り組んでいる。人材の育成が進んでいないため、今後の人材不足が懸念されている。	運行経費の増大、バス利用者の減少による運賃収入の減少によって、バス事業者にとって厳しい経営状況となっており、バス路線の撤退が危惧されている。	市町村自主運行バスが普及する一方で、路線バスの撤退による市町村自主運行バスの増加や収支の悪化により、赤字幅が拡大する傾向にあり、市町村財政を圧迫している。

(イ) 検討結果

補助金区分の明瞭性

各補助金の目的及び補助対象は交付要綱等によって、明確にされてきました。

ただし、運輸事業振興助成交付金、鉄道輸送高度化事業費補助金、第三セクター鉄道経営健全化補助金、市町村バス交通総合化対策費補助金は、いずれも根拠となる法律に基づいて補助金の名称が付されており、補助金の名称からは、補助の内容が分かりにくいと感じられました。

補助率の設定の合理性

補助金ごとに、各事業体の経営状況等に鑑みて、補助対象が定められるとともに、他の自治体や事業者と負担割合の検討の結果、補助率が設けられていました。ただし、補助金間での補助対象の考え方、補助率に係る明確な方針は感じられませんでした。

その他検討の過程で気づいた事項

現在は、設備等の更新・改修等については、5か年の「生活交通改善事業計画」に基づいて、維持修繕に関しては、3か年程度の「鉄道施設維持修繕事業計画」を把握した上で補助が行われており、いずれの計画も岐阜県地域公共交通協議会により承認されています。

県民の移動手段の確保という意味で、公共輸送機関を確保することは必要な事項であると思われませんが、長期的な観点からは、今後の人口動態等も踏まえ、どのような形で行うかについて、更に踏み込んだ議論の余地があると考えます。

たとえば、高知県では、土佐電気鉄道(株)、土佐電ドリームサービス(株)及び高知県交通(株)が産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定を受け、共同新設分割により新会社(とさでん交通(株))を設立しました。

全ての事業を統合することで、全体的なコストの削減とバス路線の再編によって生産の向上を図るものとしています。また、新会社設立に際しては、金融機関から債権放棄を受け、沿線自治体から出資を受けることで財務体質を強化しており、将来にわたり持続可能な公共交通機関として、その企業価値を更に向上することを目指すものとされています。

事業計画では、従業員一人当たり付加価値額の値を6.7%向上させること、路線バスの再編、再構築による費用削減により、運行に用いる路線バス1台当たりの費用を5.5%改善することなどが掲げられています。

【意見】 補助のあり方の検討 【公共交通課】

第三セクター鉄道経営健全化補助金については、長良川鉄道(株)からの要請に応じて県職員OBの人件費の一部を支援しています。開業時から、県職員若しくは県職員OBを派遣し、経営基盤の強化に当たっているという経緯があるようですが、開業から相当期間を経ていることから、内部人材の育成を考慮の上、人件費補助のあり方を検討することが重要です。

サ 耐震対策グループ

(ア)補助金の概要

部 課	都市建築部 建築指導課	都市建築部 建築指導課	都市建築部 建築指導課	都市建築部 建築指導課
細々事業	木造住宅耐震診断事業費補助金 (無料診断)	建築物耐震診断事業費補助金	特定建築物耐震補強工事費補助金	住宅耐震補強工事費補助金(単建)
24年度決算額 (千円)	20,768	5,247	5,315	-
25年度決算額 (千円)	13,343	5,453	13,770	81,406
26年度の当初 予算額(千円)	34,830	49,602	24,000	125,000
補助金の 目的	地震発生時における既存建築物等の倒壊等による災害を防止するため、耐震改修促進計画に基づき建築物等の耐震化促進事業を市町村自ら実施する場合、又は同事業を実施する者に対して市町	地震発生時における既存建築物等の倒壊等による災害を防止するため、耐震改修促進計画に基づき建築物等の耐震化促進事業を市町村自ら実施する場合、又は同事業を実施する者に対して市町	地震発生時における既存建築物等の倒壊等による災害を防止するため、耐震改修促進計画に基づき建築物等の耐震化促進事業を市町村自ら実施する場合、又は同事業を実施する者に対して市町村が事業に要する費用	地震発生時における既存建築物等の倒壊等による災害を防止するため、耐震改修促進計画に基づき建築物等の耐震化促進事業を市町村自ら実施する場合、又は同事業を実施する者に対して市町村が事業に要する費用

	村が事業に要する費用の一部を助成する場合に、当該市町村に対し予算の範囲内において補助金を交付するもの	村が事業に要する費用の一部を助成する場合に、当該市町村に対し予算の範囲内において補助金を交付するもの	の一部を助成する場合に、当該市町村に対し予算の範囲内において補助金を交付するもの	の一部を助成する場合に、当該市町村に対し予算の範囲内において補助金を交付するもの
補助対象事業者等	市町村	市町村	市町村	市町村
補助対象経費等	耐震診断及び概算の補強工事費に関する情報提供の委託料	所有者等が実施する建築物耐震診断に要する経費	所有者等が実施する特定建築物耐震補強工事に要する経費	<木造住宅> 所有者等が実施する木造住宅耐震補強工事に要する経費(設計、工事監理費含む) <分譲マンション> 所有者等が実施する耐震補強工事に要する経費
補助率	25%	17%	6%	25%
上限額	11,250円	250,000円	47,300円/㎡×延床面積×5.75% <特殊工法の場合> 80,000円/㎡×延床面積×5.75%	<木造住宅> 300,000円 <分譲マンション・特殊工法の場合> 80,000円×延床面積×0.23×25% <分譲マンション・その他の工法の場合> 47,300円×延床面積×0.23×25%
平成25年度の交付先数	40	16	1	35
結果指標	住宅の耐震化率	多数の者が利用する建築物の耐震化率	同左	住宅の耐震化率
平成25年度の現在値	-	-	-	-
目標値(目標年度)	90%(平成27年度)	90%(平成27年度)	同左	90%(平成27年度)

達成率	-	-	-	-
今後の方向性	継続	継続	継続	継続
今後の課題	木造住宅の耐震化率は、まだまだ低い状況であり、効果的な普及啓発が必要である。	民間建築物の耐震診断の実施率は、まだまだ低い状況であり、効果的な普及啓発が必要である。また、耐震改修促進法改正により耐震診断義務化となる大規模建築物等については、診断実施期限が平成 27 年末と、短期間での実施が必要であるため、所有者への効果的な普及啓発が必要である。	民間建築物の耐震補強工事の実施率は、まだまだ低い状況であり、効果的な普及啓発が必要である。	木造住宅の耐震化率は、まだまだ低い状況であり、効果的な普及啓発が必要である。

(注)1 住宅耐震補強工事費補助金は、事業主体を県から市町村に変更したことから、平成 25 年度 9 月補正予算で住宅耐震補強工事費補助金(単建)に移管され、調査票に対する回答がなかったことから表に記載がありません。事業主体であった当該事業の平成 24 年度の執行額は 129,167 千円であるとの回答でした。

2 木造住宅耐震診断事業費補助金(無料診断)【拡充】及び建築物耐震診断事業費補助金【拡充】は、予算要求時のみ木造住宅耐震診断事業費補助金(無料診断)及び建築物耐震診断事業費補助金の拡充分を区分化したものであり、予算執行上は区分がないことから、拡充分の執行額は本事業に含まれているとの回答でした。

3 決算額もしくは予算額の背景が網掛けのものは、該当年度に補助金の設定がないものです。

(イ)検討結果

補助金区分の明瞭性

各補助金の目的及び補助対象は明確でした。

補助率の設定の合理性

上記の補助金はいずれも「岐阜県建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱」において、事業区分ごとの補助率が定められていました。

なお、木造住宅耐震診断事業費補助金(無料診断)、建築物耐震診断事業費補助金、特定建築物耐震補強工事費補助金及び住宅耐震補強工事費補助金は国・県・市町村による補助金であり、住宅耐震補強工事費補助金以外は国の基準に基づいて県負担額が定められています。

また、住宅耐震補強工事費補助金は県独自で定めたものです。

その他検討の過程で気づいた事項

【意見】 趨勢把握可能な指標の設定 【建築指導課】

木造住宅耐震診断事業費補助金(無料診断)、建築物耐震診断事業費補助金及び住宅耐震補強工事費補助金は、「事業評価調書」において、「住宅の耐震化率」を指標としていました。しかし、5年ごとに総務省が実施する住宅・土地統計調査に基づき国土交通省が公表する数値であり、直近では平成20年「住宅の耐震化率」が公表されているにとどまっています。

また、建築物耐震診断事業費補助金及び特定建築物耐震補強工事費補助金は、「事業評価調書」において、「多数のものが利用する建築物の耐震化率」を指標としていますが、こちらについても、岐阜県耐震改修促進計画の策定において算定された平成18年度の数値以降の数値が把握されていません。

「事業評価調書」は、年度ごとに事業の目標と成果、事業の評価と課題を明確にした上で予算化を行うために作成している資料であり、目標達成度を示す指標については、例えば、住宅耐震補強工事費補助金については、耐震診断の後、耐震補強工事などの耐震化が行われた比率を指標とするなど、経年で確認できる指標を織り込むことが望まれます。

シ 運動部支援・選手派遣グループ

(ア)補助金の概要

部	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会
課	スポーツ健康課 (平成26年度はスポーツ推進課)	スポーツ健康課 (平成26年度は体育健康課)	スポーツ健康課 (平成26年度は体育健康課)	スポーツ健康課 (平成26年度は体育健康課)
細々事業	トップアスリート 拠点クラブ活動費 補助金	中学校体育大会 補助金	県高等学校体育 大会補助金	全国中学校体育 大会開催推進事 業費補助金

24年度決算額 (千円)	-	1,320	2,000	1,700
25年度決算額 (千円)	54,226	1,320	2,000	-
26年度の当初 予算額(千円)	76,674	1,320	2,000	-
補助金の 目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ぎふ清流国体で活躍した人材の県外流出を防ぎ、本県のスポーツ推進に活用する。 ・当補助金によって当該クラブが強化合宿の実施や各種大会に出場することで、競技力の維持向上を図る。 ・地域の子供たちを対象にスポーツ指導を行うことにより、県民に愛されるクラブとなり、また、子供たちのスポーツへの関心を高める。 	<p>岐阜県中学校体育連盟による各体育大会の実施に伴う経費に対して県が補助することにより、中学生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、競技力向上はもとより運動部活動の一層の充実とともに、生徒の心身の発達を図る。</p>	<p>岐阜県高等学校体育連盟の行う岐阜県高等学校体育大会の実施に伴う諸経費に対して補助し、もって大会の振興を図る。</p>	<p>岐阜県中学校体育連盟による各体育大会の実施に伴う経費に対して県が補助することにより、中学生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、競技力向上はもとより運動部活動の一層の充実とともに、生徒の心身の発達を図る。</p>
補助対象 事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、教育関係団体 ・NPO 法人 ・民間事業体 	岐阜県中学校体育連盟	岐阜県高等学校体育連盟	岐阜県中学校体育連盟
補助対象 経費等	謝金、旅費、宿泊費、使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、保険料、参加料、負担金、役務費	岐阜県中学校総合体育大会夏季大会及び冬季大会開催に要する諸謝金(競技役員等の謝金)、旅費(監督、選手の旅費は除く。)、褒賞費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、食糧費	岐阜県高等学校総合体育大会、岐阜県高等学校新人大会、岐阜県高等学校及び定時制通信制総合体育大会、岐阜県高等学校定時制通信制秋季体育大会開催に要する旅費、使用料及び賃借料、褒賞費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、	全国中学校体育大会を開催するための準備に要する旅費、消耗品費、役務費、使用料、通信運搬費、事務局整備費

			会議費、交付金、手数料(銀行振込手数料に限る)	
補助率	1	定額	定額	定額
上限額	予算の範囲内	-	-	-
平成 25 年度の 交付先数	7	1	1	-
結果指標	トップアスリート 拠点クラブ数	中学校体育大会 開催種目数	県高等学校体育 大会参加人数	
平成 25 年度の 現在値	7	18	24,809	
目標値 (目標年度)	8 (H27)	18 (H26)	24,809 (H26)	
達成率	87.5%	100%	100%	
今後の方向性	現状維持	継続	継続	
今後の課題	トップアスリートがトップアスリートであり続けるための活動には金銭的な負担が大きい ため、県だけではなく地域、企業等の支援も必要になる。また、これらのクラブのよりよい地域貢献の方法を検討していく。	熱中症への対策が急務となっているため、熱中症対策費が増額傾向にある。	生徒数の減少による分担金の減少。	

(注)1 全国中学校体育大会開催推進事業費補助金については、平成 24 年度は補助金として支出されましたが、平成 25 年度は負担金で支出されています。

2 「結果指標」以下の事業評価項目については、平成 25 年度予算執行事業のみ記載しています。

3 決算額もしくは予算額の背景が網掛けのものは、該当年度に補助金の設定がないものです。

部	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会
課	スポーツ健康課 (平成 26 年度は 体育健康課)	スポーツ健康課 (平成 26 年度は 体育健康課)	スポーツ健康課 (平成 26 年度は スポーツ推進課)	スポーツ健康課 (平成 26 年度は スポーツ推進課)
細々事業	全国ブロック高等学校総合体育大会 派遣費補助金	県立高等学校運動部活動振興費補助 金	選手団派遣費補 助金	東海地区大会選 手団派遣費補助 金

24年度決算額 (千円)	9,874	7,260	44,347	106
25年度決算額 (千円)	15,722	7,259	44,117	13,898
26年度の当初 予算額(千円)	17,993	7,260	58,207	2,284
補助金の 目的	県の代表として出場する全国高等学校総合体育大会、東海高等学校総合体育大会及び全国高等学校選手権大会(以下「大会」という。)において、選手、監督の出場を統括する岐阜県高等学校体育連盟に対し、派遣に要する経費の一部を補助し、もって選手、監督の参加に要する経費の負担の軽減を図る。	岐阜県立高等学校及び特別支援学校高等部の運動部活動の実施に伴う諸経費に対して補助し、もって運動部活動の一層の充実振興を図る。	国内最大のスポーツイベントである国民体育大会に選手団を派遣することで、広く県民の間にスポーツを普及させ、併せてスポーツの振興と地方文化の発展に寄与する。	国民体育大会の予選である大会へ選手団を派遣し、スポーツ活動を促進することで、健康で文化的な生活の確立に寄与する。
補助対象 事業者等	岐阜県高等学校体育連盟	岐阜県立高等学校(全日制・定時制・通信制)及び特別支援学校高等部の運動部活動の後援会等	公益財団法人岐阜県体育協会	公益財団法人岐阜県体育協会
補助対象 経費等	各種目で規定された正規の登録メンバー(参加生徒及び引率教員、監督、コ-チ)の交通費実費、出場各大会で承認された宿泊費(協定額)	県内大会(別表に定めるものに限る。)への選手の派遣、県主催事業への選手等の派遣、合宿・対外試合の実施に要する旅費及び運動部活動用消耗機材の購入に要する消耗品費	交通費、運搬費等：実費 宿泊費：協定額	交通費：実費 宿泊費：協定額の1/2
補助率	1/5以内	定額	同上	同上

上限額	-	-	予算の範囲内	予算の範囲内
平成25年度の 交付先数	1	51	1	1
結果指標	全国大会派遣選手 及び引率者数	補助金交付件数	岐阜県選手団派 遣人数	東海地区大会岐 阜県選手団派遣 人数
平成25年度の 現在値	1,035	51	603	762
目標値 (目標年度)	1,038 (H26)	51 (H26)	677 (H26)	791 (H26)
達成率	99.7%	100%	89%	96%
今後の方向性	継続	継続	継続	継続
今後の課題	開催地が巡回する ことで経費が流動 的に増減する。こ れに対する柔軟な 対応が求められる。 。	本来は県内すべて の県立学校部活動 後援会等に補助金 を交付したいが、 予算の都合上、岐 阜地区・西濃地区 の補助を凍結して いる。	ぎふ清流国体を 一過性のものと することなく、今 後も継続して競 技力の強化に取 り組む必要があ る。	ぎふ清流国体を 一過性のものと することなく、予 選会を通じて国 体へ選手団を派 遣し、これまで構 築されてきた強 化の基盤の上で、 さらなる競技力 の向上を図る。

(イ) 検討結果

補助金区分の明瞭性

各補助金の目的及び補助対象は明確でした。

補助率の設定の合理性

中学校体育大会補助金と県高等学校体育大会補助金は、それぞれ体育連盟が行う体育大会ですが、中学校と高等学校では補助対象経費の範囲が異なっていました。

その要因を確認したところ、過去、中学校体育大会補助金の財源は国費であったため、当該補助金の補助対象経費は国に基づいたものであり、県高等学校体育大会補助金は、県費で対応していたため、県の会計規則に基づいた経費となっているとの回答でした。

その他検討の過程で気づいた事項

「全国ブロック総合体育大会」に関しては、高等学校に関しては補助金が設けられていましたが、中学生に関する設定がなかったことから、その経緯を確認したところ、全国大会の派遣費については、岐阜市、高山市、池田町など補助を行っている市町村があり、重複するため、県では補助していないとの回答でした。すべての市町村において補助制度が設けられているのでなければ、市町村に補助制度がない場合の中学生に対する補助の要否を検討する余地があると考えます。

スポーツ健康課では、「県立高等学校運動部活動」のみが対象となっており、県立でない高等学校は補助対象となっておりませんでした。その要因を確認したところ、担当課で対応しており、私立高等学校については私学振興・青少年課において、岐阜県私立高等学校等教育振興費県単補助金の中で部活動に対する補助を行っており、交付先及び補助金額については、運動部活動に対する補助を含む団体に対する補助金額になっているとの回答でした。

【意見】 補助率の設定の公平性の検討

【体育健康課（私学振興・青少年課）】

補助金創設の経緯により、関連性が強いと思われる補助金であっても、財源が異なるケースはありと思われ、補助内容・補助率については、適時、改定の要否を検証するとともに、関連性が高いと思われる補助金との間で補助内容の公平性が保たれているかについても、留意することが望まれます。

7 3月補正後の予算がゼロとなった補助金の検討

(1) 検討の視点

平成25年の当初予算が5,000千円超であった補助金で、3月補正により、予算がゼロとなった表3-7-1の補助金について、平成23年度から平成25年度の推移を踏まえ、補助金の必要性・有効性の検討を実施しました。

表 3-7-1 当初予算が 5,000 千円超で 3 月補正後の予算がゼロの補助金

担当課	細々事業
医療整備課	病院群輪番制病院施設整備費補助金
医療整備課	へき地医療拠点病院設備整備費補助金
子ども家庭課 (平成 26 年度は子育て支援課)	児童館等整備費補助金(単建)
農業経営課	新規就農者確保事業費
建築指導課	住宅耐震補強工事費補助金

ア 病院群輪番制病院施設整備費補助金

(ア)補助金の概要

< 補助金の概要 >

目的	救急医療の確保を図るため、病院の開設者が行う施設整備事業に対し補助する
補助対象事業	救急医療対策の整備事業について(昭和 52 年 7 月 6 日付け意医発第 692 号医務局長通知)に基づき、病院の開設者(市長村を除く。)が行う病院群輪番制病院の施設整備事業
補助金の額	(基準額) 基準面積 × 単価 …基準面積は 150 m ² (但書きによる加算の場合あり) 単価は構造により異なる (補助対象経費) 病院群輪番病院として必要な部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (補助金の額) 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄付金その他の収入を控除した額を比較して少ない方の額に 0.33 を乗じて得た額の範囲内

< 平成 23 年度から平成 25 年度の予算額と決算額の推移 > (単位:千円)

平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	3 月補正
8,850	-	-	-	8,662	-

<平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載>

(事業目標)

病院群輪番制参加病院に必要な施設整備に係る経費を補助することで、適正な救急医療体制を確保する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
消防機関による傷病者(重症以上)の病院受入照会回数 4 回以上の割合	-	0.60% 55 件 (H22)	0.39% 34 件 (H23)	0.31% 28 件 (H24)	0.30% 未満 (H26)	-

<当補助金の経緯等の特記事項>

国庫補助(医療提供体制整備交付金)によるものであり、施行開始から 20 年超が経過しています。

直近 3 年度においては、国庫補助内示がゼロであることから、執行額がゼロとなっており、直近の採択は平成 18 年度でした。

<当補助金への要望状況と県の対応方針>

平成 25 年度、平成 26 年度ともに、保健所を通じた要望は 1 件あったとの回答でした。

担当課は国の予算不足のため支援ができていないとの認識であり、現状、県単独での補助は予定していないとの回答でした。

(イ) 監査の結果

【意見】「事業評価調書」に関する事項 【医療整備課】

目標の達成度を示す指標として、「消防機関による傷病者(重症以上)の病院受入照会回数 4 回以上の割合」が挙げられており、有効性評価では、当該指標の割合が低下していることが記載されています。また、効率性評価では、事業実施主体における競争入札による経費節減の旨が記載されています。しかし、当該補助金の評価の観点からは、平成 18 年度を最後に、補助金の執行がないことから、目標指標の達成は、当該補助金の効果によるものとはいえない状況です。

当該補助への申請を行った病院に対しては、「医療提供体制推進事業補助金」(国補助)を活用した対応を行ったとの回答でしたが、「事業評価調

書」を見る限りでは、当該補助金に係る事業評価と他の施策の評価とが混同されている部分があると思われます。

「予算要求資料」及び「事業評価調書」の作成は、本来の事業の状況について行うとともに、代替可能な施策に基づく対応結果については、対応事業の箇所を参照する等の形で、担当課の業務達成状況に言及することが適切です。

補助金は国の制度の活用によるものであり、県負担はありませんが、県では、県における事業ごとの優先順位付けを踏まえて申請し、国が予算の範囲内で補助額を調整し、補助金額の枠を内示する形となっています。

補助金は、新築・増改築に要する工事費又は工事請負費を対象としたものであり、平成 19 年度以降補助内示が得られていないこと、国の予算・緊急性・補助金に対する要望は年度によって異なるものの、近年では、県における当該事業の優先順位が必ずしも高くなかったことなどを踏まえ、当該補助金が実際に活用される可能性があるかについて、再吟味する余地があると考えます。

イ ヘき地医療拠点病院設備整備費補助金

(ア) 補助金の概要

< 補助金の概要 >

目的	へき地医療拠点病院の設備導入に対して補助することにより、へき地に居住する住民の医療を確保する。
補助対象事業	へき地保健医療対策事業について(平成 13 年 5 月 16 日付け医政発第 529 号医政局長通知)に基づき、知事から指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の医療機器の整備事業・歯科医療機器等の整備事業
補助対象経費	へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費(歯科医療機器等購入費を含む。)
補助金の額	医療施設等設備整備費補助金交付要綱(昭和 54 年 7 月 27 日付け厚生省発医第 117 号) 4 (2) アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額の範囲内(ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)

<平成 23 年度から平成 25 年度の予算額と決算額の推移> (単位：千円)

平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	3 月補正
60,900	54,966	36,750	-	36,750	-

<平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載>

(事業目標)

へき地医療拠点病院の設備導入に対して補助することにより、へき地に居住する住民の医療を確保する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

へき地医療体制を維持、継続してゆくための支援事業であり、指標化にはそぐわない。

<当補助金の経緯等の特記事項>

国庫補助(医療施設等設備整備補助金)を活用したもの(補助率：県 2 分の 1、国 2 分の 1)であり、施行開始から 20 年超が経過しています。

平成 24 年度及び平成 25 年度においては、不採択となったことから、執行額はゼロでした。

なお、平成 25 年度までは、地域医療再生基金を活用して、救急医療のための医療機器整備の補助制度を設け、支援を行ったとのことでした。

<当補助金への要望状況と県の対応方針>

平成 23 年度から平成 25 年度ともに、3 から 4 件の事業要望は存在することでした。

ただし、県での予算措置は国庫補助金での採択を前提としており、現行では、県単独での補助は予定していないとの回答でした。

(イ)監査の結果

現在は「指標化にはそぐわない」との理由で、目標の達成度を示す指標は設定されていません。

現行では、国の採択が行われた場合に県でも予算執行を行う形で運用されていますが、実際には、平成 24 年度以降は国の事業の優先順位付けの結果、当該事業は採択されない状況にあり、課題として「国予算は増えておらず、老朽化していく設備の更新についても不採択になる場合があり、県の計画どおりの支援ができない。」が挙げられています。

圏域レベルでのへき地医療拠点病院の施設の充足状況を把握し、喫緊の対策の要否を確認するとともに、緊急性が高い状況であれば、国の制度のみを活用して対応を行うことについての適否を検討する余地があると思われま。

ウ 児童館等整備費補助金(単建)

(ア)補助金の概要

< 補助金の概要 >

目的	次世代育成支援対策推進法に基づき市町村等が設置する児童厚生施設の整備等に要する経費の一部を助成し、もって次世代育成支援対策を推進すること。
補助対象事業	「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(平成 20 年 6 月 12 日付け厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知)に基づき、市町村又は社会福祉法人等が設置する児童館及び児童センターの施設整備事業
補助対象経費	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度とする。)
補助金の額	対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と知事が別に定める基準額とを比較して少ない方の額に 3 分の 2(ただし、設置主体が市町村(中核市除く)の場合は 3 分の 1)を乗じて得た額の範囲内(ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)
補助事業者	市町村(中核市除く)又は社会福祉法人等

< 平成 23 年度から平成 25 年度の予算額と決算額の推移 > (単位：千円)

平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	3 月補正
-	-	-	10,766	10,766	-

(注)1 平成 24 年度予算は、9 月補正において 43,463 千円が予算化され、3 月補正において 13,916 千円に減額されました。

2 平成 24 年度から、国庫補助制度が児童館等整備費補助金から次世代育成施設整備交付金に移行され、国庫負担分は直接市町村に交付されることとなりました。

<平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載>

(事業目標)

地域児童の健全育成の核となる児童館を県内のすべての児童が利用できるよう児童館の整備を進める。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
児童館・児童センターの設置数	87 (H22)	87 (H23)	87 (H24)	87 (H25)	93 (H26)	93.5%

<当補助金の経緯等の特記事項>

当補助金は施行開始から 20 年超を経過しています。

平成 24 年度より国庫補助制度が児童館等整備費補助金から次世代育成施設整備交付金に移行され、国庫負担分は直接市町村に交付されることとなりました。

負担は、国 3 分の 1(交付金)、県 3 分の 1、市町村 3 分の 1 の割合です。

平成 25 年度においては、当初、1 市が事業実施を計画していたが、取り止めとなったことから、執行額はゼロとなったとの回答でした。

<当補助金への要望状況と県の対応方針>

県では、毎年度、市町村に 4 月 1 日現在の設置状況を照会するとともに、次年度予算要求に合わせて整備計画の提出を受けており、平成 26 年度は、2 件分について、予算化が行われている状況であるとの回答でした。

(イ) 監査の結果

【意見】「事業評価調書」に関する事項 【子育て支援課】

事業目標として「児童館を県内すべての児童が利用できる」状態を掲げています。平成 25 年度末では、児童館(児童センターを含む)が未設置である市町村数は 13、全児童数に対する未設置市町村の児童数は約 11% であるとの回答でした。

現在、指標としては児童館・児童センターの設置数が掲げられていますが、本来は、未設置の市町村を中心として整備を進めていくことが望まれることから、全児童数に対する未設置市町村の児童数割合等を指標として採用することが考えられます。

また、設置自体でなく利用が目的であることから、1 館当たりの利用者数の伸び率等を指標として採用することも考えられます。

工 新規就農者確保事業費

(ア) 補助金の概要

< 補助金の概要 >

目的	新規就農者の確保のため、就農前の研修期間(2年以内)及び経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得を確保する給付金を給付。 (1) 青年就農給付金準備型 年間 150 万円(最長 2 年) (2) 青年就農給付金経営開始型 年間 150 万円(最長 5 年)
補助対象事業	新規就農者確保事業
補助対象経費	新規就農総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営 3543 号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行う、市町村又は岐阜県青年農業者育成センターが実施する青年就農給付金の給付のために要する経費 ・ 青年就農給付金(準備型) ・ 青年就農給付金(経営開始型) ・ 推進事業
補助金の額	当該補助に要する経費の 10 分の 10 以内の金額
補助事業者	市町村、(一社)岐阜県農畜産公社(岐阜県青年農業者等育成センター)

< 平成 23 年度から平成 25 年度の予算額と決算額の推移 > (単位：千円)

平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	3 月補正
-	-	220,734	158,380	274,009	-

< 平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載 >

(事業目標)

ぎふ農業・農村基本計画に定める平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間に、新規就農者 400 名を確保する。
--

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
新規就農者の確保 (H23 年度～H27 年度の 5 年間で 400 名)	60 名 (H22)	60 名 (H22)	77 名 (H24)	137 名 (H24) 累計	400 名 (H27)	34%

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

当該補助金は国(農林水産省)の実施要綱(新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱)に基づく国庫 10 分の 10 の事業として、平成 24 年度から実施されています。

10 分の 10 の国庫補助事業であり、県負担はありません。

当補助金は、交付先が国庫(農林水産省)から全国農業会議所に変更となったことに伴い、国庫補助金から諸収入へ変更となったため、細々事業を変更しています。

実際には、当該事業に関連して、平成 25 年度に 218,846 千円が補助金として支出されていましたが、細々事業として、別の事業コードが充てられた結果、事業の関連性は確認できない状況にありました。

(イ) 監査の結果

【意見】「事業評価調書」に関する事項 【農業経営課】

目標の達成度を示す指標は「新規就農者の確保」とされていますが、今後の課題にも記載されているとおり、中長期的には定着が重要です。したがって、新規就農者の状況と併せて、定着率も指標とすることが考えられます。

オ 住宅耐震補強工事費補助金

(ア) 補助金の概要

< 補助金の概要 >

目的	地震発生時における既存建築物等の倒壊等による災害を防止するため、建築物等の耐震化を促進させる
補助対象事業	木造住宅に係る住宅耐震補強工事 分譲マンションに係る住宅耐震補強工事
補助対象経費	< 木造住宅 > 所有者等が実施する木造住宅耐震補強工事に要する経費(設計、工事監理費含む) < 分譲マンション > 所有者等が実施する耐震補強工事に要する経費

補助金の額	事業に要する費用の 1/4 以内かつ市町村が補助する額の 1/2 以内 (1,000 円未満端数切捨) 【限度額】 < 木造住宅 > 300,000 円 < 分譲マンション・特殊工法の場合 > 80,000 円 × 延床面積 × 0.23 × 25% < 分譲マンション・その他の工法の場合 > 47,300 円 × 延床面積 × 0.23 × 25%
補助事業者	市町村

< 平成 23 年度から平成 25 年度の予算額と決算額の推移 > (単位：千円)

平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	3 月補正
100,000	122,037	235,000	129,167	230,000	-

< 平成 26 年度予算要求時における県の担当課の「事業評価調書」の記載 >

(事業目標)

岐阜県耐震改修促進計画(平成 19 年策定、平成 23 年 10 月改定)では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を、平成 27 年度までに 9 割にすることを目標としている。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
住宅の耐震化率	65% (H17)	65% (H17)	71% (H20)	71% (H20)	90% (H27)	-

< 当補助金の経緯等の特記事項 >

当補助金は、事業主体を県から市町村へ変更したことに伴い、平成 25 年度 9 月補正予算で住宅耐震補強工事費補助金(単建)へ移管されました。住宅耐震補強工事費補助金(単建)の平成 25 年度の 3 月補正後の予算額は 127,777 千円、執行額は 81,406 千円であったことを確認しました。

(イ) 監査の結果

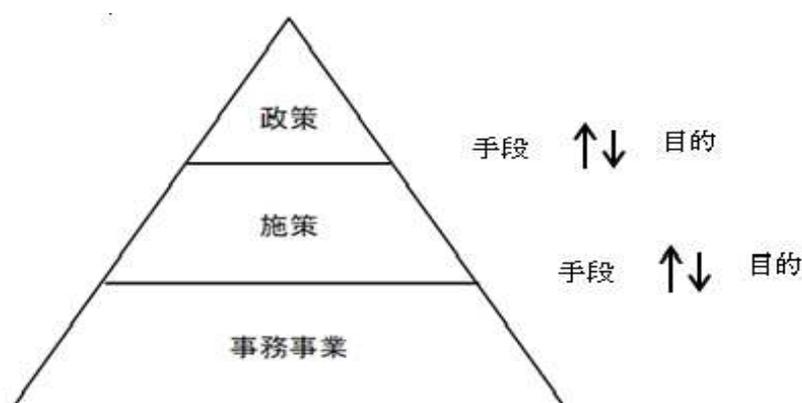
「サ 耐震対策グループ」の項目に記載したとおり、指標の設定及び数値の把握に係る課題はありますが、他の指摘・意見はありません。

第4 その他参考意見

1 政策体系と評価の枠組み

(1) 政策体系と評価体系

一般的な政策体系は、政策 - 施策 - 事務事業から構成されており、次のようなピラミッド構造で表され、政策と施策、施策と事務事業は目的と手段の関係で成り立っているといわれています。



政策：大局的な見地から地方公共団体が目指すべき方向や目的を示すもの

施策：政策目的を達成するための方策

事務事業：施策目的を達成するための具体的な手段

行政経営を進める上では、政策、政策目的を達成するための方策である施策及び施策目的を達成するための具体的手段である事務事業が、適切に関連付けられて、機能することが不可欠です。

行政評価に関しても、各段階での評価・その組み合わせが考えられ、自治体によりその評価体系は異なりますが、政策 - 施策 - 事務事業の各段階において、それぞれの目的・意図を明確にするとともに、その達成状況や資源の利用に見合うだけの成果が上がっているかについて、客観的に判断できる仕組みを構築するとともに、その結果を行政経営に反映させていく仕組みが重要となります。

総務省により策定された平成17年3月29日付けの「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」においても、行政組織運営全般について、計画策定(Plan) 実施(Do) 検証(Check) 見直し(Action)のサ

イクル(以下「P D C Aサイクル」という。)に基づき不断の点検を行うものとされています。また、補助金等の整理合理化も行政改革推進上の主要事項とされています。

補助金政策におけるP D C Aサイクルを推進する上では、目的と手段との関連を明確にした上で、その成果を的確に把握することが不可欠であると考えます。

(2) ロジックモデルの活用

ロジックモデルは、政策・施策の論理的な構造を明らかにし、その質や内容を評価するセオリー評価と呼ばれる評価手法において用いられるものであり、ある政策・施策がその目的を達成するに至るまでの論理的な因果関係を明示したものです。

具体的には、インプット(投入) アウトプット(結果) アウトカム(成果)という政策の流れについて、予想される仮定の連鎖(ロジック)について、その因果関係が妥当であるかどうかの観点から、論理的評価を行うものです。

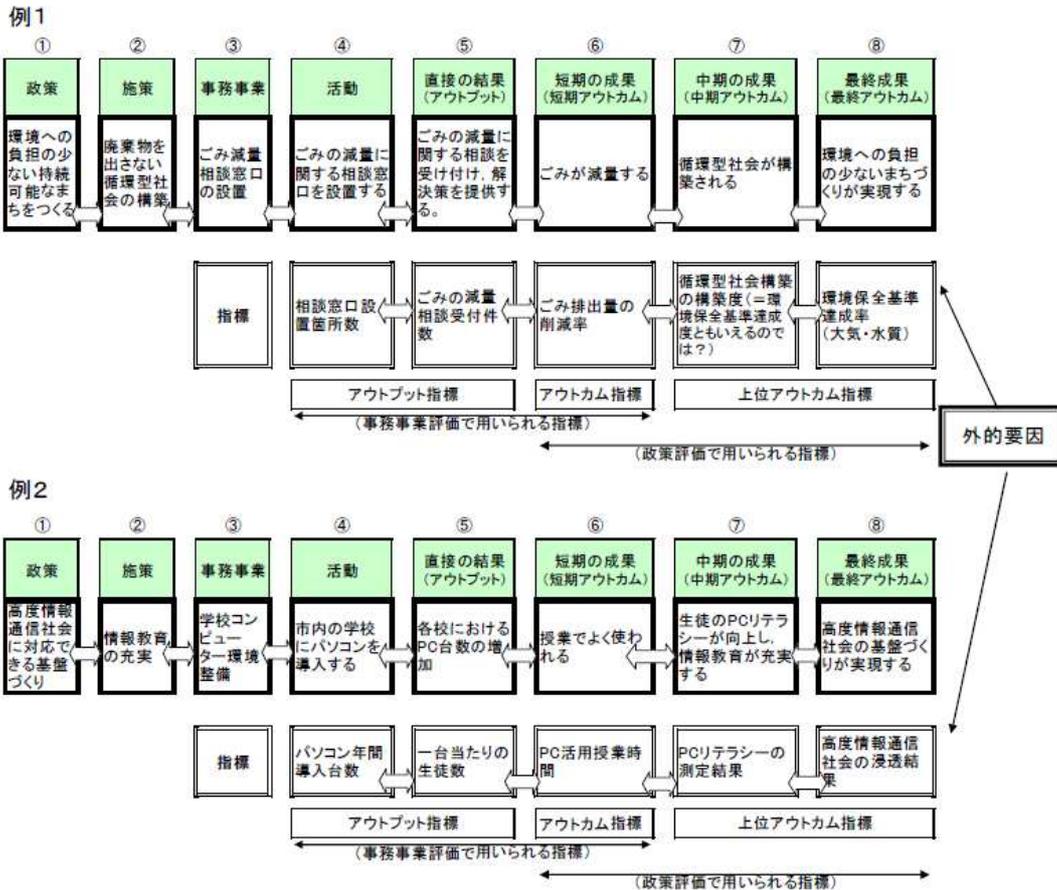
ロジックモデルを策定することは、事前又は事後的な施策の概念化や設計上の欠陥や問題点の把握、政策・施策についての当事者間での認識共有、インパクト評価等の他のプログラム評価を実施する際の準備、施策の論理的な立案等において意義のあることとされ、総務省や農林水産省の政策評価、文部科学省の施策評価等に導入されています。

高崎経済大学地域政策学部・佐藤徹研究室において、平成24年10月から11月にかけて実施された「行政経営に関する全国自治体調査(概要版-第1-)」(2013年5月)によれば、調査対象となった全国自治体810団体(市及び東京特別区)のうち、ロジックモデルを活用している自治体は、回答があった自治体490のうち75自治体でした。

ロジックモデル活用の仕方としては、総合計画の策定時において作成し指標導出(15件)、総合計画の策定時において作成し妥当性評価に活用(4件)、行政評価に当たり作成し指標導出に活用(41件)、行政評価に当たり作成し妥当性評価に活用(15件)、という回答でした。

京都市では、行政評価において、ロジックモデルを採用しており、平成26年5月改訂の「客観指標の設定マニュアル」において、「指標を設定する際は、政策 施策 事務事業の各段階の目標を明らかにし、その目標に対応する適切な指標を設定することが必要です。そのためには、行政活動を『資源の投入(インプット)』から『結果(アウトプット)』を経て『成果(ア

アウトカム)』にいたる論理的仮定(ロジック)で見るのが役立ちます。この道筋を表にしたものが『ロジックモデル』です。」とし、次のような例を挙げています。



ロジックモデルにおける各ステージ	各ステージの説明
政策 (PLAN)	京都市が目指すべき基本的方向 例)「環境への負担の少ないまちをつくる」 「高度情報通信社会に対応できる基盤づくり」
施策	政策をより具体化した行政活動の目標 例)「廃棄物を出さない循環型社会の構築」 「情報教育の充実」
事務事業	政策, 施策を実現するための実行手段 例)「ごみ減量相談窓口の設置」 「学校コンピュータ環境の整備」
活動 (Do)	事務事業の活動 例)「ごみ減量相談窓口を設置する」

	<p>「市内の学校にパソコンを導入する」 <進捗を測る指標：アウトプット指標> 「相談窓口設置箇所数」, 「パソコン年間導入台数」</p>
<p>直接の結果 (アウトプット)</p>	<p>事務事業の活動結果 例)「ごみの減量に関する相談を受け付け, 解決策を提供する」 「各校における PC 台数の増加」 <進捗を測る指標：アウトプット指標> 「ごみの減量相談受付件数」, 「一台当たりの生徒数」</p>
<p>短期の成果 (短期アウトカム)</p>	<p>事務事業の活動結果による短期的な成果で, 政策, 施策の達成が目標 例)「ごみが減量する」 「(パソコンが) 授業でよく使われる」 <進捗を測る指標：アウトカム指標> 「ごみ排出量の削減率」, 「PC 活用授業時間」</p>
<p>中期の成果 (中期アウトカム)</p>	<p>による中期的な成果で, 政策, 施策の達成が目標 例)「循環型社会が構築される」 「生徒の PC リテラシーが向上し, 情報教育が充実する」 <進捗を測る指標：上位アウトカム指標> 「循環型社会の構築度 (= 環境保全基準達成度に言い換え可能)」, 「PC リテラシーの測定結果」</p>
<p>最終成果 (最終アウトカム)</p>	<p>による最終の成果で, 政策, 施策の達成が目標 例)「環境への負担の少ないまちづくりが実現する」 「高度情報通信社会の基盤づくりが実現する」 <進捗を測る指標：上位アウトカム指標> 「環境保全基準達成率 (大気・水質)」 「高度情報通信社会の浸透結果」</p>

図における 、 、 の指標が事務事業評価、 、 、 の指標が政策評価で用いられる指標であり、特に、図 、 、 、 の指標は政策・施策・事務事業の各段階の指標相互の連動性を考慮して設定することが重要であるとされています。

(3) 指標・目標設定の考え方

指標や目標は、政策・施策・事務事業の各段階において、それぞれの目的・意図を明確にするとともに、その達成状況や資源の利用に見合うだけの成果が上がっているかについて、客観的に判断する上で、重要な役割を担っています。

効果を図る上では、成果指標を設定することが適切ですが、施策や事業によっては、成果指標を設定することが、必ずしも容易でない場合もあります。したがって、評価しようとする施策や事業が、どんな理由で、どの程度、成果指標の設定が困難なのかを見極めた上で、対応を検討する必要があります。

前述のロジックモデルにおいても、成果を段階的(短期 中期 最終)にとらえ、最終的な成果だけを事業の成果とするのではなく、活動指標に近いものも、段階的な成果の一部にとらえる形になっています。

岐阜県の「事業評価調書」の記載要領においては、目標の達成度を示す指標は事業を行う上での「活動(アウトプット)指標」、事業を行うことで得られる「成果(アウトカム)指標」のいずれでも構わないとしていますが、政策・施策・事務事業の体系に応じて、段階的に成果をとらえる発想を深め、成果を意識した対応とすることが望まれます。また、指標の例示として、岐阜県長期構想などの計画で用いられている指標が掲げられていることもあり、総合的な指標が掲げられている場合が散見されますが、従来の補助金調書で示されていた効果測定の見点からは、総合指標のみでなく、補助金との関係性から導かれる個別指標を設定することが適切です。

指標の設定が難しいことも事実ですが、成果指標が適切に設定されなければ、適切な評価も行えません。担当課のみで指標を検討するのではなく、複数の担当課と意見を交換したり、他の自治体の状況を参考にしたりすることも有効であると考えます。

京都市では、指標や目標の設定が市制にもたらす効果を、次のとおりまとめています。

京都市全体、部局、課等の進むべき方向や目標が共有できる。
政策・施策・事務事業の見直しを考える際の判断の客観性が担保され、重点化や優先順位付けする上での判断材料となる。
市民や市議会に対しての説明責任が果たせる。
目標達成までの進行管理を行うことができる。
過去の状態や他の自治体との比較ができる。

また、設定指標について、次の8つのチェック項目を設けています。

A：目標値の設定根拠は明確か。設定の意図や理由を合理的に説明できるか。
B：目標値の性質に照らして、明確な目標水準が設定されているか。 既存計画に基づいて、算出する目標値 ...指標に関連する既存計画に基づいて推進すべき状況にある場合、市の既存計画や国等の上位計画に基づき、目標値を設定する。 (例)防火水槽及び防火井戸整備数(基) トレンド(趨勢値)による目標値 ...社会経済情勢や財政状況等の変化が指標に影響しにくい、あるいはこれまでと同様に推移すると予想される場合、過去の数値と最新数値の延長により、将来目標値を推測する。 (例)配食サービスによる年間配食数 財政状況や市民ニーズを踏まえて設定する目標値 ...一定水準(全国平均等)を目安として市の目標を設定する場合、市の役割の検討を踏まえ、施策の目標を設定する場合、現状が低水準にあるため平均レベルを目標値としたり、高水準にある場合、世界一・日本一等の数値を目標値とする。 (例)消費者生活相談解決率(%) 外的要因を踏まえた目標値 ...経済情勢や産業構造、財政状況等の外的要因の大きな変化が予想され、政策・施策への影響が大きい場合、外的要因の変化を予測し、その影響度を把握した上で、構成事業等の政策・施策目標への寄与度により複合的に目標値を推測する。 (例)老人クラブ会員数(数)
C：政策・施策・事務事業との指標のつながりは明確か。
D：経年変化を把握でき、かつ、計測可能なものか。
E：京都市に関わりのあるものか。
F：設定している目標と他の目標との間で矛盾はないか。
G：市民に分かりにくい名称(専門用語)になっていないか。
H：データの把握に過度のコストや時間を要していないか。

岐阜県においても、政策・施策・事務事業の関連を明確にした上で、指標等を用いながら、補助金に係る目標の達成状況を確認する体制づくりを推進することが期待されます。

以 上